

博士論文

思春期問題としての不登校

—自我体験に関する現象学的解明を手がかりとして—

加藤 誠之

目次

序論—本稿の構成について— 1

- I 不登校に関する各種の先行研究 1
- II 不登校に関する現象学的な先行研究—生越達の研究— 2
- III サルトルの思索に基づく不登校研究（その1）—不登校児童・生徒の自我体験— 3
- IV サルトルの思索に基づく不登校研究（その2）—不安を覚えている不登校児童・生徒への対応— 4
- V サルトルの思索に基づく不登校研究（その3）—不登校児童・生徒にとっての「よい子」と遊び— 5

第1章 不登校に関する各種の先行研究 8

- 第1節 不登校をめぐる1960年代の状況 8
 - 第1項 我が国の不登校研究の始まり 8
 - 第2項 不登校に関する個人病理主義—分離不安論と自己像論— 10
 - 第3項 自己像論の利点と問題点 12
 - 第4項 不登校の分類論 13
- 第2節 不登校をめぐる1970年代～1980年代の状況 14
 - 第1項 不登校に関する個人病理主義の行き詰まり 14
 - 第2項 不登校研究の非—医学化 16
 - 第3項 個人病理主義の問題—因果論に基づく人間理解の限界— 17
 - 第4項 不登校に関する社会病理主義（その1）—正常な反応としての不登校— 17
 - 第5項 不登校に関する社会病理主義（その2）—不登校児童・生徒の罪責感— 19
 - 第6項 社会病理主義の進展—戸塚ヨットスクール事件と民間自助グループ— 21
 - 第7項 竹内常一の「内なる他者」論 22
- 第3節 不登校をめぐる1990年代の状況 24
 - 第1項 1990年代の不登校肯定論 24
 - 第2項 「登校拒否」から「不登校」への変遷 27
 - 第3項 不登校肯定論に対する振り戻し—「社会的引きこもり」論の衝撃— 28
 - 第4項 スクールカウンセリングをめぐる歴史的経緯 29
- 第4節 不登校をめぐる2000年代以降の状況 30
 - 第1項 短期療法（ブリーフセラピー）の導入 30
 - 第2項 貧困と不登校 32
 - 第3項 不登校に関する当事者主義的研究 34

第2章 不登校に関する現象学的な先行研究 36

第1節	不登校に関する生越達の考察（その1）—不登校児童・生徒の気分—	36
第2節	不登校に関する生越達の考察（その2）—不登校児童・生徒の不安—	37
第3節	不登校に関する生越達の考察（その3）—不登校児童・生徒と世間—	39
第4節	不登校児童・生徒の罪責感	41
第5節	サルトルの思索に基づく不登校研究の必要性	42

第3章 『存在と無』に見るサルトルの思索 45

第1節	対自存在と即自存在	45
第1項	対自存在の存在様式—定立的意識と非定立的意識—	45
第2項	即自存在の存在様式	46
第2節	対自存在の超出と即自存在の道具性	48
第3節	対自存在の無化作用	50
第1項	対自存在の無化作用	50
第2項	無化作用に由来する対自存在の自由と不安	52
第4節	対自存在の時間性	55
第1項	過去と未来	55
第2項	自らの時間化	56
第3項	反省作用によって自らの生をとらえることの限界	58

第4章 補論：『存在と無』に基づく経験科学的な先行研究 61

第1節	はじめに	61
第2節	レイン, R. D. 『引き裂かれた自己』	61
第1項	原発的な存在論的不安定	61
第2項	他者による石化	62
第3項	自己の非—身体化と自閉化	64
第3節	遠藤野ゆり『虐待された子どもたちの自立』	65
第1項	思春期に独特な意識の在り方	65
第2項	自己との直面の回避（その1）—因果論的説明—	66
第3項	自己との直面の回避（その2）—気逸らしによる回避—	67
第4節	先行研究と本稿の研究との関係	68

第5章 サルトルに基づく自我体験の解明 70

第1節	自我体験に関する先行研究	70
第1項	自我体験に関する先駆的な研究	70
第2項	自我体験に関する最近の研究	71

第2節	自我体験を迎えるよりも前の子どもたちの在り方	73
第1項	事実性としての身体	73
第2項	黙過される身体	74
第3項	世界と一体化した身体	75
第3節	自我体験の諸相（その1）一対自存在の成立—	76
第1項	意識と身体との分離	76
第2項	反省的意識＝時間的意識の成立	77
第3項	自分の存在の偶然性についての自覚	78
第4項	補遺：思春期を迎えた子どもたちの死に関する意識	79
第4節	自我体験の諸相（その2）一対他存在の成立—	82
第1項	対他的身体の成立	82
第2項	理念的・一般的な他者の出現	84
第3項	他有化された世界の出現	86
第5節	自我体験の諸相（その3）一性的身体の成立—	87
第1項	性的身体を否定する試みとしての拒食	87
第2項	性的身体を受け入れる試みとしての性的逸脱	88
第6節	自我体験に関する事例研究	89
第1項	はじめに	89
第2項	事例研究（その1）一自らの対他存在についての自覚—	89
第3項	事例研究（その2）一自らの存在の偶然性についての自覚—	90
第4項	事例研究（その3）一事物の存在の偶然性についての意識—	91
第7節	小括	92

第6章 不登校児童・生徒に対する教師のかかわり—尽力的顧慮と垂範的顧慮— 93

第1節	不登校児童・生徒の「自分の存在を持て余す辛さ」	93
第1項	不登校児童・生徒の「自分の自由を持て余す辛さ」	93
第2項	不登校児童・生徒の「自分の身体を持て余す辛さ」	95
第3項	不登校児童・生徒に対する教師のかかわり—尽力的顧慮と垂範的顧慮—	97
第2節	事例研究（その1）一不登校児童・生徒に対する教師の尽力的顧慮—	98
第1項	Kさんに対するL先生のかかわり	98
第2項	Kさんの置かれていた状況	99
第3項	Kさんに対するL先生の尽力的顧慮	100
第3節	事例研究（その2）一不登校児童・生徒に対する教師の垂範的顧慮—	102
第1項	Nさんに対するM先生のかかわり	102
第2項	Nさんの体験していた辛さ	102
第3項	Nさんに対するM先生の垂範的顧慮	103
第4節	子どもたちの訴えを聞き取る教師の感受性	104

第7章 世界との慣れ親しみを取り戻そうとする不登校児童・生徒の試み 106

第1節	他有化を拒否する不登校児童・生徒の試み—引きこもりと家庭内暴力—	106
第1項	他有化を拒否する試みとしての引きこもり	106
第2項	補足：「対象—我々」意識と「主体—我々」意識	107
第3項	他者を我有化する試みとしての家庭内暴力	109
第2節	他有化を受け入れる不登校児童・生徒の試み	110
第3節	不登校児童・生徒にとっての「よい子」の在り方	112
第4節	「よい子」の在り方に由来する辛さ	113

第8章 事例研究—不登校児童・生徒の逸脱的な遊び— 116

第1節	「よい子」の在り方を乗り越える試みとしての逸脱的な遊び	116
第2節	事例研究—逸脱的な遊びを受容されることの意味—	118
第1項	O君の罪責感	118
第2項	O君の罪責感の由来	120
第3項	罪責感を乗り越えようとするO君の試み	123
第3節	不登校児童・生徒とヤンチャな生徒とのかかわり	124

第9章 不登校と非行—遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として— 125

第1節	はじめに—非行に関する先行研究—	125
第2節	非行に関する先行研究（その1）—緊張理論—	125
第1項	緊張理論（動機理論）の概要	125
第2項	緊張理論（動機理論）の問題点	126
第3節	非行に関する先行研究（その2）—コントロール理論—	130
第1項	愛着・社会上の投資・巻き込み	130
第2項	規範意識と「中和の技術」	132
第4節	非行に関する先行研究（その3）—文化的逸脱理論—	133
第5節	非行に関する先行研究（その4）—ラベリング理論—	135
第6節	自由を追求する遊びとしての非行	136
第7節	遊びと非行—遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として—	138
第1項	道具性を逃れる遊びとしての非行	138
第2項	遊びとしての非行の限界	139
第3項	非行を卒業するとき—非行少年にとっての「子ども時代」の終わり—	140
第8節	思春期・青春期における逸脱的な遊びの必要性	142

第10章 事例研究—X高校の不登校経験者の遊び— 144

第1節	X高校の「よい子」とヤンチャな生徒	144
第2節	X高校の不登校経験を持つ生徒の在り方—自由を封印する「よい子」—	145

第3節	X高校のヤンチャな生徒の在り方—自由を主張する遊び—	146
第4節	X高校の不登校経験を持つ生徒の変容—「よい子」からの解放—	148
第5節	今日の定時制高校の持つ教育的意義	149

おわりに 151

I	不登校に関する先行研究	151
II	不登校の契機—自我体験と不安—	152
III	不登校児童・生徒の立ち直り—「生まじめな精神」と遊び—	154
IV	結語—思春期における逸脱の積極的な意味—	156

注 157

初出一覧	189
文献一覧	191

序論—本稿の構成について—

本稿では、今日の我が国で不登校と呼ばれる事象¹⁾について、サルトル、J. P. (Sartre, J. P.)『存在と無』(*L'être et le néant — essai d'ontologie phénoménologique* —)²⁾に見る現象学的哲学を導きの糸として考察していく。この箇所では、以下の論述に先立って、本稿の構成を予め粗描しておく。

I 不登校に関する各種の先行研究

本稿第1章では、不登校に関する各種の先行研究を、時系列に沿って概観する。

不登校について、我が国で最も早い時期に発表された論文としてよく知られているのは、1959（昭和34）年に発表された佐藤修策の論文「神経症的登校拒否行動の研究—ケース分析から—」及び1960（昭和35）年に発表された鷲見たえ子らの論文「学校恐怖症の研究」であるとされる³⁾。それゆえ、我が国の不登校研究は、今日までに半世紀の歴史を有していると言える。この歴史の中で、今日に引き継がれた論点は、以下のとおりである。

(1) 自己像論について

不登校について、内外で1960年代に発表された論文の中には、「自己像論（self-image theory）」に依拠するものが見受けられる⁴⁾。自己像論とは、不登校児童・生徒は過保護－依存的な親子関係の中で過大評価された非現実的・自己愛的な「自己像（self-image）」を形成しており、これを守るために登校を拒否して家庭に退却するという考え方である⁵⁾。

この考え方は、不登校児童・生徒の在り方を理解する上で、今日でも一定の有効性を保っている。ただし、不登校児童・生徒が実際に過大評価された非現実的・自己愛的な自己像を持っているとしても、このことが不登校の本質をなす原発的な事態であるとは限らない。このことは、原発的な事態との対決の結果として生じた二次的・派生的な事態であり得るのである⁶⁾。以上のことについては、本稿第1章第1節第3項で論じる。

(2) 不登校の分類について

ジョンソン、A. M. ら (Johnson, A. M. et al) は、1941年に発表した論文"School Phobia"で、今日で言う不登校を「学校恐怖症（school phobia）」と命名した⁷⁾。しかし、この論文でも、学校恐怖症は明確な疾病単位と見なされていたわけではなかった⁸⁾。それゆえ、我

が国でも、不登校を異なる機制に由来する幾つかの下位タイプに分類する試みが行われた⁹⁾。この試みによって現在までに明らかになったのは、我が国の不登校は①子どもたちの持つ内面的な問題によって学校に通えなくなっているタイプと、②子どもたちを取り巻く環境の影響で学校に通えなくなっているタイプとに区別されることである¹⁰⁾。本稿では、第1章第4節第2項でこのことについて論じ、前者を「神経症型不登校」グループ、後者を「学校脱落型不登校」グループと区別する¹¹⁾。本稿は、前者に関する研究である。

(3) 不登校の原因を見出せないことについて

不登校を子どもたちの持つ個人的・内面的な病理に起因する事象と見なす考え方は、我が国では1960年代まで優勢であった¹²⁾。しかし、こうした研究は、今日に至るまで、不登校の明瞭な原因を見出せなかつた¹³⁾。と言うよりも、こうした研究は、1980～1990年代までに「不登校の特徴は、明瞭な原因を欠く事態として立ち現れることである」と認めるに至ったのである¹⁴⁾。このことは、決して不思議ではない。と言うのも、人間は、もともと事物と同様の仕方で因果律に従う存在ではないからである。このことについては、本稿第1章第2節第3項で論じる。

(4) 不登校児童・生徒の生をとらえることについて

我が国では1980年代以降、戸塚ヨットスクール事件¹⁵⁾を契機として、不登校を不登校児童・生徒の個人病理に帰さず、学校復帰を第一の目標としない民間自助グループが立ち上げられた¹⁶⁾。しかし、貴戸理恵はこうしたグループでも、自らの依拠する立場に「亀裂や矛盾を呼び込むような〔不登校児童・生徒〕本人の語りが、抑制されたり、聞き取られないことがしばしばあった」と指摘し、不登校という事象は不登校経験者によっていかに生きられてきたかをありのままにとらえようとする当事者主義的研究を提唱したのである¹⁷⁾。

ただし、貴戸は、不登校経験者によって生きってきた不登校という事象の意味を、彼らに対するインタビューによってとらえようとしている。彼らはこのとき、不登校という事象の事象の意味を、自らを対象とする認識作用、すなわち、反省作用によってとらえようとしているはずである¹⁸⁾。それゆえ、貴戸の研究は、「人間は、自らの生を反省作用によってありのままにとらえられるであろうか」という問題に直面する。しかし、この問題は、貴戸の研究では主題的に論じられていない。本稿第2章では、この問題を詳しく論じた生越達の見解を概観する。

II 不登校に関する現象学的な先行研究—生越達の研究—

生越達は1989（平成元）年に発表した論文で、『存在と時間』（*Sein und Zeit*¹⁹⁾におけるハイデッガー、M.（Heidegger, M.）の思索を手がかりとして、不登校児童・生徒の生を理解しようと試みた²⁰⁾。

生越によれば、人間はハイデッガーの言う「世界一内一存在（In-der-Welt-Sein）」であると共に、自らの世界一内一存在の在り方を「認識作用（Erkennen）」に先立つ「気分（Stimmung）」によって「開示（erschließen）」されているので、自らを対象とする認識作用である反省作用を遂行するときも、気分の影響を免れない²¹⁾。しかも、不登校児童・生徒は、ハイデッガーの言う「不安（Angst）」に近い「重苦しい気分」によって支配されており、この気分は移ろいやすい²²⁾。それゆえ、不登校児童・生徒は、世界又は自分について安定した認識を持ちづらい。それゆえ、我々は、不登校児童・生徒の生を理解しようとする際、彼らの反省作用によって得られた内省報告をそのまま当てにはできないのである。

ただし、ハイデッガーによれば、気分は「『外（Außen）』から来るのでも『中（Innen）』から来るのでもなく…（中略）…世界一内一存在自体から兆してくる（aufsteigen）」²³⁾。すなわち、不登校児童・生徒を或る気分に気分づけているのは、あくまでも彼らの世界一内一存在である。それゆえ、我々は彼らの生を理解しようとするとき、彼らの反省作用によって得られた内省報告を手がかりとしつつも、当該作用に先立って彼らを或る気分に気分づけている彼らの世界一内一存在の根源的な作用まで遡らなければならないのである。

ただし、生越は、この論文で「不登校児童・生徒は、なぜ或る日、突然ハイデッガーの言う不安に陥るのか」という問題を主題的に論じていない。本稿第3章では、この問題を『存在と無』に見るサルトルの思索を手がかりとして、以下のとおり考察する。

III サルトルの思索に基づく不登校研究（その1）—不登校児童・生徒の自我体験—

サルトルは『存在と無』で、「根本的に切り離された二つの存在領域」として「即自存在（être-en-soi）」すなわち事物（chose）と「対自存在（être-pour-soi）」すなわち人間の意識（conscience）とを区別している²⁴⁾。

サルトルによれば、この両者は「無（néant）」とのかかわりにおいて、違った仕方で存在している。無は、対自存在の「否定作用（négation）」に先立ってこれを根拠づける「実在の構造（structure réelle）」である²⁵⁾。しかし、即自存在は、「無と何の関係も持たない」²⁶⁾。それゆえ、即自存在は否定作用と関係を持たない「完全な肯定性（pleine positivité）」であり²⁷⁾、「実在的な原因（cause réelle）」から「実在的な結果（effet réel）」を引き起こす肯定的な存在の系列すなわち「因果的系列（série causale）」によって完全に拘束されている²⁸⁾。

他方、対自存在は無をもたらす作用すなわち「無化作用（néantisation）」を持っており、無を根拠とする否定作用を遂行し得る²⁹⁾。それゆえ、対自存在は、肯定的な存在の系列である因果的系列から「自らを外す（se décrocher）」可能性を有している³⁰⁾。この可能性こそ、対自存在と即自存在とを区別する根源的な能力としての「自由（liberté）」である³¹⁾。

また、対自存在は自らの否定作用によって、自分が即自存在の総体としての「世界 (monde)」であることを否定し、世界に対して「現前的 (présent)」になる³²⁾。更に、対自存在は自分の否定作用によって、過去の自分を既にそれであらぬ自分として否定し、また、未来の自分を未だそれであらぬ自分として否定する。対自存在は、既にそれであらぬ過去の自分を「逃れ (se fuir)」、未だそれであらぬ未来の自分に向けて現在の自分を「超越 (transcender)」又は「超出 (dépasser)」³³⁾し、もって自分を「時間化 (temporaliser)」するのである³⁴⁾。

以上のことは、青年心理学で言う「自我体験 (Ich-Erlebnis)」に際して定立的に意識される。サルトルによれば、私は自分を時間化するとき、「自己 (soi)」との一致を果たす上で自らに欠けている「欠如分 (le manquant)」を自分によって実現されるべき「可能性 (possibilité)」として見出し、これに向けて現在の自分を超出していく³⁵⁾。このとき、私は世界の内で出会われる事物を、自分の可能性を実現するために利用されるべき「道具 (ustensile)」として見出す³⁶⁾。この道具は私を「帰趣中心 (centre de référence)」として、他の道具を無限に指し示す「道具複合 (complexe des ustensiles)」を形成している³⁷⁾。こうした無限の道具複合こそ、私にとっての世界である³⁸⁾。また、私の意識は、対自存在であるにもかかわらず、即自存在である「身体 (corps)」と同一の存在を形成している³⁹⁾。それゆえ、私は世界の内にあるとき、自分の身体を他の事物と同様に一つの道具として世界の内に挿入し、世界と「一体化 (s'identifier)」しているのである⁴⁰⁾。

しかし、思春期を迎えた子どもたちは、意識の無化作用によって、①意識と身体との分離②このことに伴う反省的意識的=時間的意識の成立③自分の存在の偶然性についての自覚を経験する⁴¹⁾。また、彼らはこの経験を基礎として、④他者によって対象としてとらえられる対他的身体 (corps-pour-autrui) の成立⑤身体によって限定されない理念的・一般的な他者の出現⑥この他者によって他有化 (aliéner) された世界の出現及び⑦性的身体の出現を経験する⁴²⁾。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、理念的・一般的な他者によって帰趣中心としての地位を奪われ、他者を帰趣中心とする世界の内で、他者の可能性を実現するために利用される道具に「失墜 (chute)」することを経験する⁴³⁾。彼らはこのとき、今まで慣れ親しんでいた世界を、他者によって他有化された (aliéné) よそよそしい (aliéné) 世界として経験し、ハイデッガーの言う不安を経験するのである⁴⁴⁾。

IV サルトルの思索に基づく不登校研究（その2）—不安を覚えている不登校児童・生徒への対応—

本稿第4章では、補論として、サルトルの思索を手がかりとする経験科学的な先行研究を概観し、本稿の研究の独自性を明らかにする。また、本稿第5章では、ハイデッガーの言う不安を端緒として引き起こされる不登校児童・生徒の諸経験を明らかにすると共に、教育者は彼らに対していかに対応すべきかを考察する。

不登校児童・生徒は、学校を中心とする世界でハイデッガーの言う不安を経験し、自分の存在を深刻に脅かされる。それゆえ、彼らは、学校を中心とする世界から退却し、今までの親しみを保っている場としての家庭に逃避する。しかし、彼らは、他方では学校を休み続けていれば、社会的な不利益を被るのではないかという懸念を覚える。それゆえ、彼らは、学校を中心とする世界によって自分の存在を深刻に脅かされる辛さを耐えてでも学校に通うか、社会的な不利益を覚悟してでも学校を休むかを選択しなければならない状況に追い込まれるのである。

もちろん、彼らはこのとき、社会的な不利益を回避するために学校に通おうと決意するかも知れない。しかし、彼らは対自存在であるゆえ自由であり、因果的系列によって拘束されていない。それゆえ、彼らは「自分は、たとえ社会的な不利益を回避するために学校に通おうと決意しても、この決意に従って学校に通えるとは限らない」ということを意識し、サルトルの言う「不安 (angoisse)」を覚える⁴⁵⁾。彼らはこのとき、不安のただ中で自分の可能性を選択しなくてはならないにもかかわらず、どの可能性を選択しても肯定的な未来を開かれない進退窮まった状況に陥り、自分の自由を持て余すのである⁴⁶⁾。

ただし、不登校児童・生徒も人間である以上、時として或る程度の不安に耐えてでも、自分の自由によって何かを選択しなければならない。それゆえ、教育者は、不登校児童・生徒は状況の内に追い込まれてサルトルの言う不安を覚えたとき、どこまで持ちこたえられるかを見極めなくてはならない。このとき、教育者は、不登校児童・生徒はこの不安を何とか持ちこたえられると判断したのであれば、彼らを敢えて状況の内に追い込んでもいいかも知れない。他方、教育者は、不登校児童・生徒はこの不安を持ちこたえられないと判断したのであれば、彼らを状況の内に追い込まないようにしなければならない。本稿第6章第2節～第3節では、以上のことを、筆者が1990年代に見学した適応指導教室での実践を事例として考察する。

V サルトルの思索に基づく不登校研究（その3）—不登校児童・生徒にとっての「よい子」と遊び—

ところで、不登校児童・生徒は、理念的・一般的な他者によって他有化され、よそよそしくなった世界を、いかにして慣れ親しまれた自分の世界として取り戻すのであろうか。

既に述べたとおり、サルトルによれば私は世界の内にあるとき、自己との一致を果たす上で自分によって実現されるべき欠如分を自分によって実現されるべき可能性として見出し、この可能性に向けて現在の自分を超えていく⁴⁷⁾。私はこのとき、世界の内で出会われる事物を、自分の可能性を実現するために利用されるべき道具として見出している⁴⁸⁾。

しかし、私は世界の内にあるとき、私と同じ対自存在である他者とも出会っている。私と他者との関係は、お互いに帰趣中心としての地位を奪い合い、お互いを自分にとっての道具に失墜させようと試み合う「相剋 (conflit)」の関係である⁴⁹⁾。しかし、私は世界の

内にあるとき、他者との間で、むき出しの相剋の関係を生きているとは限らない。むしろ、私は、私を道具に失墜させ得る他者の主体性を無視し、他者をあたかも私を帰趣中心とする世界の内で、私によって意のままに利用される道具に過ぎないかのように見なす「他者に対する無関心（indifférence envers autrui）」の態度を生きているのである⁵⁰⁾。

ただし、他者は私と同じ存在である。それゆえ、私は世界の中で他者に出会うとき、他者によって「他者に対する無関心」の態度を生きられ、彼を帰趣中心とする世界の内で、彼によって彼の意のままに利用される道具に過ぎないかのように見なされるのである。それゆえ、私は他者と共にいるとき、時として他者を帰趣中心とする世界の内で、他者によって意のままに利用される道具になることを受け入れなければならなくなるのである⁵¹⁾。

しかも、私は常に既にできあがった世界の内に投げ込まれており、この世界は任意の誰か、すなわち、「ひと（on）」の集合体である「みんな（tout le monde）」によって実現されるべき「みんな」の可能性で満たされている⁵²⁾。私も世界の中にあるとき、多くの場合は「みんな」の可能性を追求している。また、私は他者を道具に失墜させると、この他者を「みんな」の可能性を実現するために利用される道具に失墜させている。逆に、私は他者によって利用される道具に失墜させられているとき、他者によって「みんな」の可能性を実現するための道具に失墜させられている。このことを受け入れることも「みんな」の可能性の一つである。すなわち、私は世界の中にあるとき、他者とお互いに他有化し合い、お互いを「みんな」の可能性を実現するための道具に失墜させ合っているのである⁵³⁾。

不登校児童・生徒は、以上のことを受け入れるとき、無限の道具複合としての世界を、「みんな」の可能性を実現するために利用される「みんな」の道具複合として見出すようになる。この道具複合は、彼らも「みんな」の一人である限りにおいて、彼らの道具複合である。一言で言えば、彼らは、「みんな」の内に自分を失うことによって、無限の道具複合としての世界を、再び自分の世界として取り戻すのである⁵⁴⁾。

ただし、私は他者によって利用される道具になることを受け入れるとき、道具としての役割に応じた一定の振舞いを忠実に遂行し、道具としての有用性を実現するよう要求される。私は、この振舞いを忠実に遂行せず、道具としての有用性を実現しなければ、他者によって非難される⁵⁵⁾。しかも、ここで言う他者は、私の周囲にいる個別的・具体的な他者だけではなく、ハイデッガーの言う世間に当たる理念的・一般的な他者であり得る。それゆえ、私はここで言う一定の振舞いを忠実に遂行し得ないとき、あたかも世間によって非難されているかのような罪責感を覚えるのである。

それゆえ、私は「自分の自由の意識を自分の奥底に埋葬し」、全ての「価値（valeur）」は私の自由な選択によって存立しているという事実を忘れ、あたかも全ての価値は私の自由な選択に先立って存在し、私に対して強制力を及ぼすかのように見なす態度を選択する⁵⁶⁾。サルトルは『存在と無』で、この態度を「生まじめな精神（l'esprit de sérieux）」と呼んでいる⁵⁷⁾。この在り方は、平易な言葉で言えば、周囲の要求に対して従順に振る舞う「よい子」の在り方に他ならないのである。

確かに、「よい子」の在り方は、社会の中で適応的に生きていく上で必要である。しかし、この在り方は、ここで述べたとおり、無理を内包している。それゆえ、不登校児童・生徒は、自分のこうした在り方を問題視しており、この在り方を克服しようとしている。しかも、彼らはこのとき、往々にして「よい子」の在り方とは正反対の逸脱的な遊びを行

うのである。サルトルによれば、このことは、十分な理由を有していると考えられる。と言うのも、サルトルによれば、「遊び (jeu)」は「個人の存在そのものである絶対的な自由 (liberté absolue qui est l'être même de la personne)」を「顕示し現前させる (manifester et présenter)」ことを目指す「特殊な型の企て (type particulier de projet)」である⁵⁸⁾。それゆえ、逸脱的な遊びは、「よい子」の在り方を選択する際に「自分の奥底に埋葬し」た自由の意識を取り戻し、「よい子」の在り方を乗り越える上でぜひとも必要なのである。本稿第 8 章第 2 節では、以上のことと、筆者が 1990 年代に見学した適応指導教室の事例に基づいて考察する。

また、不登校と並ぶ生徒指導上の問題である非行は、本質的に自分の自由を顕示し現前させることを目的としており、遊びとしての性格を有している⁵⁹⁾。それゆえ、不登校児童・生徒は、軽微な非行のあるヤンチャな生徒とのかかわりの中で逸脱的な遊びを遂行し、自分の自由を回復していくのである。本稿第 9 章～第 10 章では、以上のことと、筆者が 2000 年代に法務省で法務教官・保護観察官等として非行少年・犯罪者の処遇に携わった経験及び 2009（平成 21）年以降見学してきた定時制高校での実践を事例にして考察する。

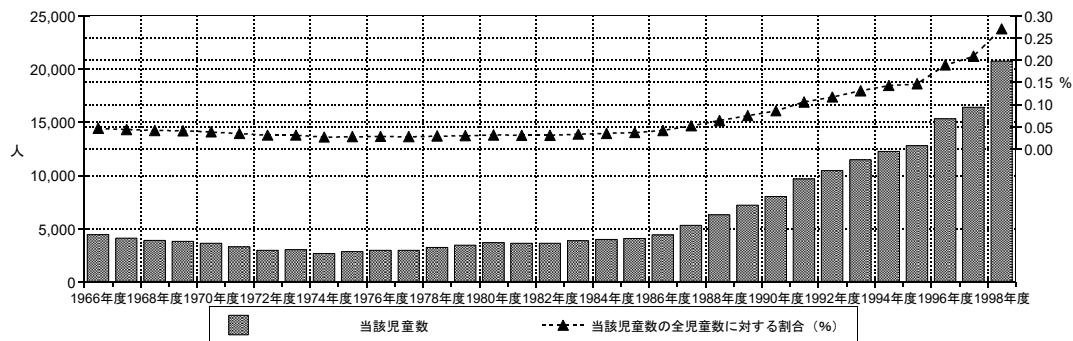
第1章 不登校に関する各種の先行研究

第1節 不登校をめぐる 1960 年代の状況

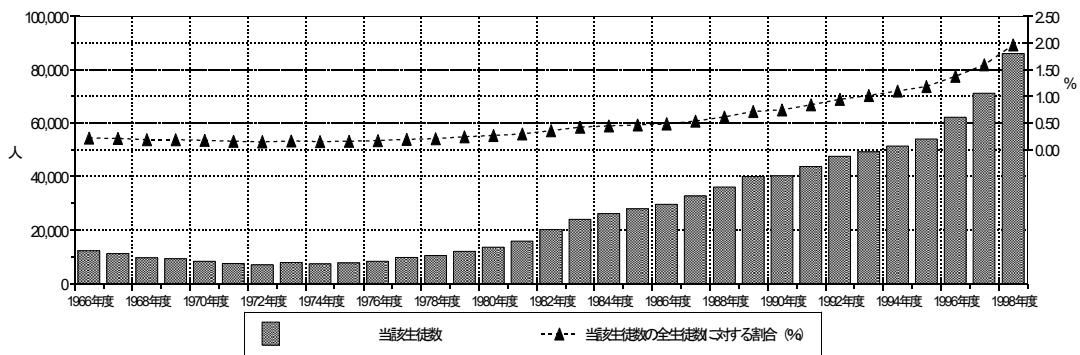
第1項 我が国の不登校研究の始まり

我が国で不登校児童・生徒数とされているのは、原則として、学校基本調査及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、1966（昭和 41）年度間から 1997（平成 9）年度間までは「学校ぎらい」、平成 10 年度間以降は「不登校」を理由として長期欠席（1990（平成 2）年度間までは年度間に通算 50 日以上欠席、1991（平成 3）年度間以降は年度間に通算 30 日以上欠席）した児童・生徒数である（グラフ①～グラフ④参照）⁶⁰⁾。

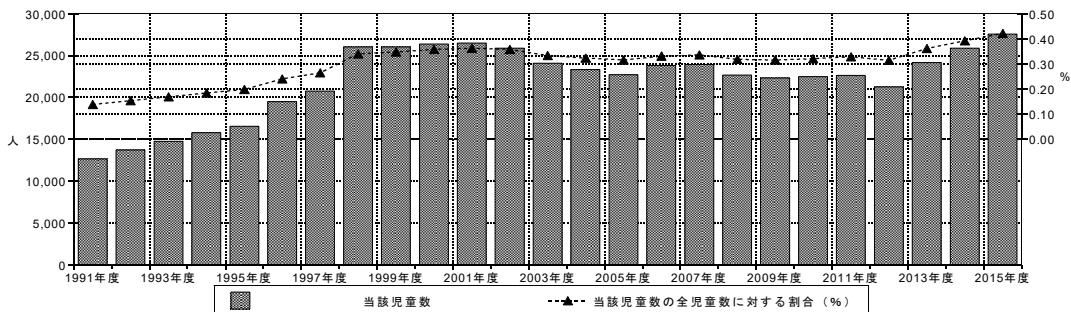
グラフ① 小学校で「学校ぎらい」又は「不登校」により年度間に通算 50 日以上欠席した児童の数及び比率



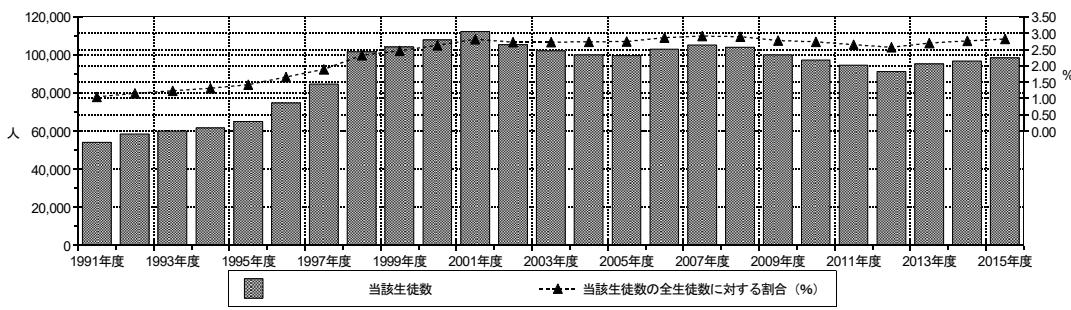
グラフ② 中学校で「学校ぎらい」又は「不登校」により年度間に通算 50 日以上欠席した生徒の数及び比率



グラフ③ 小学校で「学校ぎらい」又は「不登校」により年度間に通算 30 日以上欠席した児童の数及び比率



グラフ④ 中学校で「学校ぎらい」又は「不登校」により年度間に通算 30 日以上欠席した生徒の数及び比率



旧文部省は、1966（昭和 41）年度間に係る学校基本調査で、始めてこの数を調査している⁶¹⁾。これ以前の時期については、不登校に関する全国的な統計は見受けられない。しかし、平井信義は、1954（昭和 29）年に初めて家庭内暴力のある不登校の中学生を診察したと述べている⁶²⁾。また、渡辺位も、1954（昭和 29）～1955（昭和 30）年ころに不登校の小学生を初めて診察したと述べている⁶³⁾。更に、佐藤修策は、明瞭な理由のない新しい型の不登校は「昭和三十二、三年頃」から「脚光をあび始めた」と述べている⁶⁴⁾。実際に、滝川一廣によれば、我が国の昭和 30 年代半ばは、不登校の第 1 次ピークと呼ぶべき時期であった⁶⁵⁾。

なお、不登校に関する我が国のも早い研究は、1959（昭和 34）年の佐藤修策「神経症的登校拒否行動の研究」⁶⁶⁾及び 1960（昭和 35）年の鷲見たえ子他「学校恐怖症の研究」⁶⁷⁾である⁶⁸⁾。更に、1961（昭和 36）年に開催された日本児童精神医学会第 2 回大会では、不登校について 7 本の演題が提出され、活発な討論が行われた⁶⁹⁾。すなわち、我が国では、不登校は、1955（昭和 30）年ころに出現して医師等専門家の注目を集め、1960（昭和 35）年ころまでに研究領域として確立したのである。

ただし、我が国で不登校児童・生徒の数とされている数値は、病欠とされている者、適応指導教室⁷⁰⁾等学校外の施設に通っている者、保健室登校・相談室登校等変則的な仕方で登校している者等を含んでいない。すなわち、この数値は、実態としては不登校又は不登校に近い状態にあるにもかかわらず、計上されていない暗数を含んでいる⁷¹⁾。また、どのケースを「学校ぎらい」又は「不登校」と見なすかは個々の学校の判断により、ばらつきを有している。それゆえ、この数値は、不登校の量的動向を示す指標として十分ではないとも言われている。しかし、本稿では、過去の例に倣い、不登校のマクロな動向を示す指標として、学校基本調査で「学校ぎらい」又は「不登校」を理由として長期欠席したとさ

れる児童・生徒の数を用いる。

第2項 不登校に関する個人病理主義一分離不安論と自己像論—

ところで、ブロードウィン、I. T. (Broadwin, I. T.) は 1932 年に発表した論文で「注意されてこなかった怠学の形 (a form of truancy which may have received little attention)」として「根の深い強迫型の神経症を患い (be suffering from deep-seated neurosis of the obsessional type), 又は、強迫型の神経症的性格を示す (display a neurotic character of the obsessional type)」子どもたちの怠学を指摘し⁷²⁾、その状態像を以下のとおり素描している⁷³⁾。

子どもは、数ヶ月から 1 年に至る様々な期間にわたって学校を休む。欠席は持続的である。親はどんなときでも、子どもはどこにいるかを知っている。母親と一緒にいるか、自宅のそばである。怠学の理由は親にも学校にも理解できない (incomprehensible)。子どもは学校に行くのが怖い、先生が怖いと言うこともあり、なぜ学校に行きたくないのかわからないと言うこともある。子どもは家にいるときは幸福で、表面的には心配を覚えていないように見える。学校に無理に連れて行かれたときはみじめな気持ち (miserable) になり、恐怖を覚え (fearful)，たとえ学校で体罰を受けることが確実であっても、機会を見つければ、直ちに家に逃げ帰る。始まりは概して突然である。それ以前の学校での勉強 (work) や行い (conduct) は普通 (fair) であった。

また、ジョンソンらは 1941 年に発表した論文で、このタイプの怠学を初めて school phobia (学校恐怖症) と命名し、その状態像を以下のとおり素描している⁷⁴⁾。

精神科医は子どもたちの間に、或るタイプの情緒障害 (emotional disturbance) があることを何年も前から認識している。これは大きな不安 (great anxiety) と関連を有し、深刻な学校欠席に至る。これは根の深い心理一神経的障害 (deep-seated psychoneurotic disorder) であり、これよりももっと頻繁かつ平凡な種類の怠学とは、かなり明確に区別される。この症候群は、しばしば「学校恐怖症 (school phobia)」と呼ばれ、学校にいることに関する激しい恐怖 (intense terror associated with being at school) によって認識される。[学校恐怖症の] 子どもは… (中略) …何週間、何ヶ月、何年も学校を休むことがある。子どもたちは、学校から逃げ出すや否や、普通はまっすぐ家に帰って母親と共にいる。結果として、彼らは家を離れることを拒否する。子どもたちは表面的に質問されても、自分が何を恐れているのかを語れず (cannot verbalize what he fears)，何が生じているのか親にも教師にも理解できない (the whole matter appears incomprehensible to parents and teachers)。

ここで注目すべきは、米国の 1930 年代～1940 年代の論文でも、不登校の理由は親や教師にとって「理解できず (incomprehensible)」、当の子どもたち自身にとっても必ずしも分明ではないとされていることである。また、ジョンソンらは上記の論文で「このタイプの問題は、どんな児童相談クリニック (child guidance clinic) でも、かなり頻繁に見られ

る」と述べており⁷⁵⁾、当時の米国でも不登校が多かったことを示唆している。更に、ジョンソンらはこの論文で、学校恐怖症の機制について以下のとおり述べている⁷⁶⁾。

まず、現時点では、子どもと母親との間に、うまく解決されていない依存関係の歴史 (history of a poorly resolved dependency relationship) があると思われる。この背景の上に、今度は二つの特徴的な要因が介入してきて、恐怖症を発現させる。まず、子どもの中に…（中略）…急性不安 (acute anxiety) が生じ、ヒステリー的又は強迫的な症状という形で顕在化する。同時に、母親は、自分の安全を脅かす新たな恐れ—不幸な結婚生活、経済的な困窮、彼女を怒らせる要求等一によって苦しんでいる。今や彼女は満足を得られなくなり、子どもの急性不安及び依存欲求を利用する (exploit the child's acute anxiety and his wish for dependence)。母親も子どもも、うまく解決されていない早期の依存関係という基盤に立ち、相互満足というもっと早い時期 (earlier period of mutual satisfaction) まで自ら退行する。

ジョンソンらは、このころ米国で優勢であった精神分析の影響を受け、学校恐怖症を親子間の問題に帰している。同国では、この考え方は 1960 年代以前に支持された。例えば、クライン、E. (Klein, E.) は 1945 年に発表した論文で、「学校に通うことに関する急性の恐怖 (acute dread of going to school)」は「強い去勢不安 (castration anxiety)、自慰に関する深い罪悪感 (great masturbation guilt) 及び彼らが大いに依存している親に対する抑圧された攻撃衝動 (repressed aggressive impulses)」を持ち、「エディプス期又は前エディプス期に固着 (fixated at the oedipal or pre-oedipal level)」している子どもたちに生じると述べている⁷⁷⁾。また、タルボット、M. (Talbot, M.) は 1955 年に発表した論文で、「母親と子どもとの神経症的な巻き込み (neurotic involvement of mother and child)」という見出しを設け、「母親と子どもとの深く不健全な巻き込みは、学校恐怖症ではよく知られている現象である (the deep unhealthy involvement of mother and child is a well-accepted phenomenon in school phobia)」と述べている⁷⁸⁾。我が国でも、鷺見らは 1960 (昭和 35) 年に発表した論文で、「各々の症例の背後にあるダイナミクスを検討した結果、学校恐怖症は〔親との〕分離 separation に対する不安と考えられ、従って、われわれも Talbot はじめ多くの人々がいうように学校恐怖症を不安神経症の範疇に入れることを賛成するものである」と述べている⁷⁹⁾。

ただし、これらの見解は、精神分析を自明の前提とし、学校恐怖症を母子間の問題に還元する態度に偏っていた。実際に、横田正雄は 1994 (平成 6) 年に発表した論文で、我が国で「学校恐怖症」という語が 1970 年代以降「登校拒否」という語に置き換えられていった経緯に触れ、「『登校拒否』という言葉は精神分析の色彩が強すぎる『学校恐怖』に対する反発もあって出てきたと思っている」と述べている⁸⁰⁾。それゆえ、一部の研究者は 1960 年代以降、不登校児童・生徒にとって学校の持つ意味を問うようになったのである。例えば、鑑幹八郎は 1963 (昭和 38) 年に発表した論文で、以下のとおり述べている⁸¹⁾。

…（前略）過保護—依存関係における子どもの自己概念は、親をとおしてのみの現実との接觸によって…（中略）…はぐくまれる…（中略）…このような自己概念を持つ症児に

とて、この時期 [=幼稚園入園時又は小学校入学時]において、現実との接触をはじめて親をとおさず、直接おこなうことは、保護のない、きわめて過酷な現実との接触の経験となるのである。これらの直接的現実経験は、症児の自己概念と一致せず、むしろこれらの経験は、症児の自己概念を破壊する脅威として作用する…（中略）…この時期にあっては、親との依存関係の中にふたたび逆もどりすることによって、このような脅威体験から遠ざかり、はじめて安定を見出すのである。これらは行動として、園や学校から逃避し、親への固着、非分離という形を示す（後略）…。

また、高木隆朗（Takagi, R.）は、1963（昭和38）年に発表した英文の論文で、以下のとおり述べている⁸²⁾。

筆者の考えによれば、学校恐怖症は、学級又は学校共同体という場についての恐怖症（phobia in respect of the field of the school class or school community）である。学校恐怖症の子どもは、より容易に適応できる場を求め、学校から家庭に逃避しようとする。言い換えれば、子どもの自我は学校での不適応の代償として自己肥大を來しており（the child's ego develops self-inflation as a compensation for maladjustment in school），家族の成員に対して攻撃的な態度を示すようになる。

更に、レーベンタール、T.（Leventhal, T.）らも1964年に発表した論文で、以下のとおり述べている⁸³⁾。

登校拒否行動について重要なことは、他の特徴はともかく、彼ら [=学校恐怖症の子どもたち] が共通して自分を過大評価し（overvalue）、非現実的な自己像に固着しようとする（try to hold onto their unrealistic self-image）ことであると思われる。この自己像が学校状況で脅かされたとき、彼らは不安（anxiety）を覚え、自己愛的な自己像（narcissistic self-image）を維持できる別の場所に退却する（後略）…

以上の見解は、不登校児童・生徒は過保護－依存的な親子関係の中で過大評価された非現実的・自己愛的な自己像を形成しており、これを守るために登校を拒否して家庭に退却すると見なしている。こうした考え方を「自己像論（self-image theory）」と呼ばれている。

第3項 自己像論の利点と問題点

自己像論は、不登校児童・生徒の在り方を理解する上で、今日でも一定の有効性を保っている。例えば、我が国の先行研究では、不登校児童・生徒は高いプライドを持っている一方で傷つきやすく、傷つくことに対する耐性に欠けると言われている。実際に、稲村博は1988（昭和63）年に刊行した著書で、中学時代は勉学も運動も優秀だったにもかかわらず、高校では上位に入れないという事実に直面したとき、「今までがお山の大将だけに、反動が大きく、にわかに万事自信が持てなくなっ」た不登校生徒の例を挙げている⁸⁴⁾。また、生越達は1991（平成3）年に発表した論文で、漢字の間違いを指摘されただ

けでショックを受ける不登校の子どもの例及び他者に非難されることを嫌って「僕は、僕に怒る人が一番嫌いなんだ」と繰り返す不登校の子どもの例を挙げている⁸⁵⁾。これらの例は、確かに「不登校児童・生徒は過大評価された非現実的・自己愛的な自己像を持っており、これを傷つけられることへの耐性を欠く」という自己像論的な説明で整合的に理解できそうである。

また、我が国の先行研究では、不登校児童・生徒の中には家族に対して暴力を振るう、周囲の人々に対して過大な要求を連発する等暴君的に振る舞う者が見受けられると言われている。例えば、横湯園子は1991（平成3）年に刊行した著書で、英語が苦手であるにもかかわらず「英語なんかくだらない」と公言してフランス語の家庭教師をつけさせ、英語の授業では上位グループを選んだにもかかわらず授業を受けず、「教科書は東京のを使用しろ」、「テストはヒアリングにしろ」と無理な要求を連発した不登校生徒の例を挙げている⁸⁶⁾。このことも、「不登校児童・生徒は過大評価された非現実的・自己愛的な自己像を現実の人間関係の中で傷つけられており、自分を許容してくれる人々とのかかわりの中では、この自己像を維持しようとして暴君的に振る舞う」という自己像論的な説明で整合的に理解できそうである。

ただし、ブランケンブルク、W. (Blankenburg, W.) は『自明性の喪失 (Der Verlust der Natürlichen Selbstverständlichkeit : Ein Beitrag zur Psychopathologie symptomatischer Schizophrenien)』で、統合失調症について「症状が顕著で雄弁に、すなわち、ほぼ特異的に現れている際」は、「我々はこれらの症状において、統合失調症固有の本質をなすものに行き当たってるか否か疑うべき十分な根拠を有する」と述べている⁸⁷⁾。ブランケンブルクによれば、統合失調症の本質をなす「原発的 (originär)」な事態は特徴的な症状を取らない⁸⁸⁾。逆に、統合失調症に特徴的な症状は統合失調症の本質をなす原発的な事態ではなく、この事態との「対決 (Auseinandersetzung)」の結果として生じた二次的・派生的な事態であるとされるのである⁸⁹⁾。

以上のことに基づけば、以下のとおり言えると考えられる。確かに、不登校児童・生徒は、自己像論で指摘されてきたとおり、過大評価された非現実的・自己愛的な自己像を持っているのかも知れない。しかし、このことは、不登校の本質をなす原発的な事態ではなく、この事態との対決を経て生じた二次的・派生的な事態であり得るのである。

実際に、渡辺位は1983（昭和58）年に刊行した著書で、不登校児童・生徒の呈する症状は「『学校を休むと勉強が遅れてついていけなくなる』という学業遅滞・学力低下へのあせり、『みんなが通つていける学校に行けないということは恥ずかしい』という劣等感、『義務教育だから学校に行かないのは悪いことだ』という罪障感」及び「『学校に行かないものは将来、就職も結婚もできない』『勉強しない者は社会に出られない』『義務だから登校しなくてはいけない』『いまどき高校や大学くらいは出ておかないとみっともない』」という周囲の圧力によって引き起こされる「二次反応」であると指摘しているのである⁹⁰⁾。このことについては次節第4項～第5項で改めて論じる。

第4項 不登校の分類論

ただし、ジョンソンらは、学校恐怖症を独立した疾患単位と見なしていたわけではなか

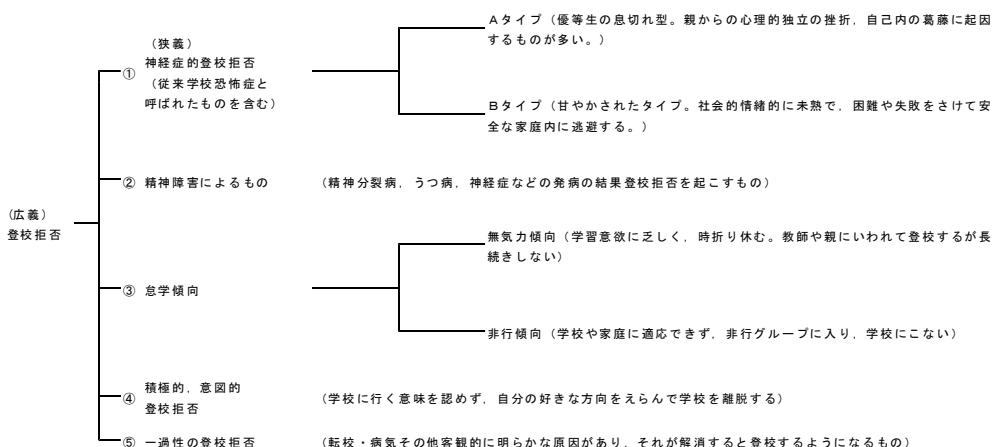
った。例えば、彼らは、1941年に発表した論文で以下のとおり述べている⁹¹⁾。

この症候群（syndrome）は、きれいに切り分けられた総体（clear-cut entity）ではないようと思われる。と言うのも、恐怖症的な傾向（phobic tendencies）が、ヒステリー的又は強迫的な性質を持つパターン等他の神経症的パターンと重複（overlap）していることが認められるからである。

それゆえ、我が国でも、不登校を別の機制に由来する下位タイプに分類する試みが盛んに行われてきた。例えば、岡田隆介は1990（平成2）年に刊行した著書で、当時までに発表されていた15の分類を紹介している⁹²⁾。

確かに、こうした分類は、時として、恣意的であると批判してきた⁹³⁾。しかし、こうした分類の中でも、小泉英二が1973（昭和48）年に刊行した著書で提唱した分類（表①参照）⁹⁴⁾は、今日でもよく見られる不登校児童・生徒のタイプを過不足なく分類していると思われる。実際に、保坂亨によれば、小泉の分類は1992（平成4）年に発表された文部科学省による分類のもとになったとされる⁹⁵⁾。

表① 小泉英二による不登校の分類



第2節 不登校をめぐる1970年代～1980年代の状況

第1項 不登校に関する個人病理主義の行き詰まり

ところで、ここまでに言及した見解は、いずれも不登校を子どもたちの個人的・内面的な病理又は生育史的な問題による事象と見なしている。本稿では、この立場を、不登校に関する「個人病理主義」と呼ぶ。この立場は、花谷深雪・高橋智によって指摘されている

とおり、我が国では 1960 年代まで優勢であった⁹⁶⁾。しかし、我が国の不登校に関する個人病理主義的研究は、今日に至るまで不登校の原因を見出せなかった。と言うよりも、こうした研究は、1980～1990 年代までに「不登校の特徴は明瞭な原因を欠く事態として立ち現れることである」と認めるに至ったのである。

前節第 2 項で述べたとおり、不登校の理由は 1930 年代～1940 年代に海外で発表されたブロードウイン及びジョンソンの論文でも、親や教師にとって「理解できず (incomprehensible)」、当の子どもたち自身にとっても必ずしも分明ではないとされていた。我が国でも、佐藤修策は 1968（昭和 43）年に刊行した著書で、「親や教師など児童の関係者には心当たりが少しもなく、したがって明瞭な理由もないのに、ある朝から登校をいやがりはじめ、次第に学校を休み始めるようになる」と述べている⁹⁷⁾。また、小泉は 1973（昭和 48）年に刊行した編著書に掲載した論文で、「明らかに登校不能の原因もなく、親も登校させようと努力し、本人も行かなくてはいけないことを承知しているにもかかわらず、学校に行けない」と述べている⁹⁸⁾。また、玉井収介は 1979（昭和 54）年に刊行した著書で、不登校児童・生徒について「登校を妨げるような理由が、他の人にはわからない」にもかかわらず、なおも登校しないと述べている⁹⁹⁾。また、若林慎一郎は 1980（昭和 55）年に刊行した著書で、「なぜ子どもが学校へ行かないのか、どうしたらよいのか手の施しようがなく、困惑してしまう状態」と述べている¹⁰⁰⁾。また、梅垣弘は 1984（昭和 59）年に刊行した著書で、「欠席の理由が客観的には不明確なことが多く、その意味では『理由なき欠席』ともいえる」と述べている¹⁰¹⁾。旧文部省も 1984（昭和 59）年に刊行した刊行物で、不登校は「主として何らかの心理的、情緒的な原因により、客観的に妥当な理由が見いだされないまま、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態として幅広く理解することが妥当であろう」と述べている¹⁰²⁾。しかも、以上のことは、往々にして、不登校児童・生徒自身にとっても同様である。例えば、或る男性（仮に A 君とする）は、1983（昭和 58）年に発表した対談の記録で、以下のとおり語っている¹⁰³⁾。

…（前略）学校では教室のなかにいると、窒息しそうになるんですね。ほとんど発狂しそうな感じで、叫びたくなって外に出るんです。休み時間でも、授業中でも、給食のときでも、それが襲ってきて、それを間一髪のところで耐えてきたんです。牢獄に閉じ込められ、自分が全部否定されている感じなんですね。これが直接の原因かどうか自分にもはつきりわからないんですけど、登校拒否をする前の何か月間か、そういう気持ちがつねにありました。

いやなことはたくさんありましたけれど、はっきりした理由がとくにあったわけではありません。先生がいやだとか、友だち関係がいやだとか、そのときは、それらがいやで学校へ行かなくなったり思っていましたが、いまになって考えてみると、学校というものがもっている属性ぜんぶがいやだったという気がします（下線部は引用者）。

また、或る 13 歳の男子は、1991（平成 3）年に発表した手記で、以下のとおり述べている¹⁰⁴⁾。

[不登校の] 理由は？と聞かれると、はっきりした答がみつからない。つまり、いじめ

にあったとか、先生がすぐ殴るとか、というような事はなかった。ただなんとなく…という、なんとも言えない感じだった（下線部は引用者）。

更に、別の男性は、1993（平成5）年に発表した手記で、以下のとおり語っている¹⁰⁵⁾。

先生が、悪かった理由でもなく、友達が悪かった理由でもなくて、イジメを受けたこともない。でも学校が嫌いになったことは、確かでした。嫌いになった理由は、自分でもよくはっきりしないので、話すことは、できません（下線部は引用者）。

なお、研究者の中でも、平井は1978（昭和53）年に刊行した著書で、「『なぜ学校に行けないのか、そのわけを話しなさい』と両親に詰め寄られても、返事をしなかつたり、とくに、中学生以上の登校拒否児には『わからない』という答をする子どもが多い」、「まさにそれが正答であって、本人にはその理由がはっきりしていないのである」と述べている¹⁰⁶⁾。

また、梅垣は1984（昭和59）年に刊行した著書で、不登校児童・生徒は多くの場合、「君はどうして学校に行かないのか」とたずねられても、充分に答えられない」と述べている¹⁰⁷⁾。更に、森田伸子は1993（平成5）年に発表した論文で、不登校児童・生徒402人の手記等を集めた『子どもたちが語る登校拒否—402人のメッセージー』¹⁰⁸⁾に言及し、「この本に収められた文章の中で、自分が学校に行けなくなった理由を、いじめや教師の肉体的精神的暴力などのようなはっきりしたものに帰しているものはそれほど多くはない」、「多くの子どもたちにとって、なぜかわからないままに学校はつらい場所、苦しい場所となつたのである」と述べているのである¹⁰⁹⁾。

第2項 不登校研究の非－医学化

また、我が国では、1970年代～1980年代に一部の医師によって、不登校児童・生徒に対する過剰な精神医学的治療が行われていた。例えば、平井は1978（昭和53）年に刊行した著書で、「われわれの相談室の例では、過去に精神科医にかかったという者の多くが精神病として診断され、入院した例もあり、それらは全体のケースの三割に及んでいる」、「精神病と診断されている登校拒否児の多くは、いわゆる薬漬けの状態にある」と述べている¹¹⁰⁾。

また、「登校拒否児とともに歩む父母の会」会長であった西條隆繁は、1987（昭和62）年に刊行した著書で、当時の不登校児童・生徒の保護者が医師によって行われる入院・投薬について、重大な疑問を抱いていたことを紹介している¹¹¹⁾。それゆえ、我が国では1970年代以降、不登校に関する精神医学的研究が信頼を失って停滞した。例えば、1960年代に不登校に関する精神医学的な研究の主な発表の場であった『児童精神医学とその近接領域』でも、1970年代には、不登校に関する論文が減少しているのである¹¹²⁾。

他方、我が国では既に述べたとおり、1970年代に入ると、非医師の小泉によって不登校に関する独自の分類が提唱された¹¹³⁾。また、この時期には、医療的と言うよりは教育的・生活訓練的な色彩の強いキャンプ療法・合宿療法についての論文が発表されるよう

なった¹¹⁴⁾。こうした変化は、医学者によって担われていた個人病理主義的な研究の行き詰まりに伴い、不登校を医学上の問題と見なさないようになったことの現れではないだろうか。実際に、我が国では1970年代以降、用語上も「学校恐怖症」が避けられ、「登校拒否」に置き換えられた。鑑はこのことについて、1989(平成元)年に発表した論文で、「1970年以降『登校拒否』という用語が一般化」したことは「『恐怖症』という精神病理学的イメージを避け、もっと一般的な不適応行動としてとらえ、かかわっていこうという風潮の表われだったかも知れない」と述べている¹¹⁵⁾。また、横田は前節第2項で引用したとおり、1994(平成6)年に発表した論文で、「『登校拒否』と言う言葉は精神分析の色彩が強すぎる『学校恐怖』に対する反発もあって出てきたと思っていた」と述べているのである。

第3項 個人病理主義の問題—因果論に基づく人間理解の限界—

ところで、既に述べたとおり、我が国の不登校に関する個人病理主義的な研究は、不登校を引き起こす原因を不登校児童・生徒の個人的・内面的な病理又は生育史的な問題に求めてきた。こうした研究は、「不登校は何らかの原因によって引き起こされる事態である」という因果論的な方向づけを有している。しかし、「人間は事物と同様の仕方で因果律に従う」という命題は、必ずしも自明ではないのである。

例えば、哲学の分野では、因果論的決定論と自由意志の関係に関する見解は①自由意志による行為選択を肯定して因果論的決定論を否定する「自由肯定論 (libertarianism)」、②因果論的決定論を肯定して自由意志による行為選択を否定する「固い決定論 (hard determinism)」、③因果論的決定論と自由意志による行為選択との両立可能性を主張する「柔らかい決定論 (soft determinism)」に分類される¹¹⁶⁾。このうち、「柔らかい決定論」は、事物は因果論的決定論に従い、人間はこれに従わないと考える。例えば、伊佐敷隆弘は、2009(平成21)年に発表した論文で、「出来事因果 (event causation)」と「行為者因果 (agent causation)」を区別している¹¹⁷⁾。伊佐敷によれば、出来事は「どんな出来事にも原因がある」又は「原因を持たない出来事はない」という法則すなわち「因果律 (principle of universal causation)」に従っており、「永遠の過去から続いてきた因果の鎖」によって拘束されている¹¹⁸⁾。しかし、「行為者が出来事の原因である場合、行為者自身は出来事ではないが故に、行為者に因果律を再度適用することはできず、それ以上過去へ遡って因果の鎖は伸びて行かない」¹¹⁹⁾。それゆえ、行為者は「因果の鎖の最初の原因」であり、因果律によって拘束されないのである¹²⁰⁾。

この見解によれば、我が国の不登校に関する個人病理主義的研究は、不登校児童・生徒の現実の生に即さない因果論の人間観に基づいて彼らをとらえようとしたゆえ、必然的に行き詰まったと言えるのではないだろうか。後の論述を先取りして言えば、ここで紹介した非因果論的人間理解は、「明確な原因を欠く事態として立ち現れる」という不登校の特徴を理解する上で重要なのである。

第4項 不登校に関する社会病理主義（その1）—正常な反応としての不登校—

一部の研究者は、1970年代後半以降、以上の事情に鑑み、不登校の原因を子どもたち

の持つ個人的・内面的な病理又は生育史的な問題ではなく、学校又は社会の状況に求めるようになる。本稿では、こうした考え方を、不登校に関する「社会病理主義」と呼ぶ。

例えば、藤本淳三は、1974（昭和49）年に発表した論文で「いわゆる不登校、特に高校不登校を筆者たちは疾病としてではなく、思春期の危機と現代の環境状況の異常の複合の所産だと考えている」と述べている¹²¹⁾。また、渡辺位は1979（昭和54）年に発表した論文で、以下のとおり述べている¹²²⁾。

こうして画一化・集団化されて子どもの個としての存在を見失って本質的発達を保証しきれなくなった学校教育と、学校至上主義に巻き込まれて育児の主体であることを忘却した家庭との中にあって、早期から子どもは、その個性と可能性を伸ばしうる場を失ってしまったと言えましょう。

したがって、子どもは学校教育に参加させられることで、その自主性・自立性の発達が助長されるどころか、むしろ奪われ喪失させられているために、子どもが学校を本能的・無意識的に回避することによって自己の発達の可能性とその存在を防衛しようとしていることが、理解できるのです。現在の学校教育の現状から見ると、登校拒否発現は"当然"のことだと言えます。

渡辺位はここで、不登校は「本能的・無意識的」であっても、子どもたちによって自己防衛のために選択されているという見解を提唱している。確かに、こうした学校批判は、ステレオタイプの印象を免れない。また、もしも渡辺位の言うとおりであれば、不登校児童・生徒は、たとえ漠然とした仕方ででも「自分は学校のもっている様々な問題のゆえに、学校に通うことに耐えられなくなっているのだ」という意識を抱き、たとえ拙い仕方ででも、この意識を言葉にできるように思われる。

しかし、不登校経験者の中には、本節第1項で述べたとおり、学校に通えなくなった原因は自分でも分からないと述べる者も、自分の通っていた学校には特に問題がなかったと明言する者も見受けられる。また、彼らの中には、自分は不登校を選択したわけではないと明言する者も見受けられる。例えば、或る不登校の男子中学生（仮にB君とする）は、1993（平成5）年に発表した手記で、以下のとおり述べている¹²³⁾。

本を読んでいても、釣りをやっていても、どんなに好きなことをやっていても心の底から楽しむことはできなかった。これは学校に行っていないということから生じる目にはみえない得体の知れない重さが常に心の中にあるからである。僕は学校に行かない自由を選んだのではない。行きたいけど行けないからこの重さが常に心の中にあるのである。

ごく普通に学校へ行ける幸せを大切にしてほしい。

以上のことによれば、渡辺位の見解も、不登校児童・生徒の実際の生に即してはいないと思われる。しかし、彼の見解は、学齢期の子どもたちが学校に通うことを当然視する我が国の通念を問い合わせた点で、多大の功績を有している。実際に、後の論述を先取りして言えば、彼の見解はその後の民間自助グループの運動に大きな影響を及ぼしたのである。

第5項 不登校に関する社会病理主義（その2）—不登校児童・生徒の罪責感—

また、渡辺位は前節第3項で引用したとおり、不登校児童・生徒の呈する症状は「『学校を休むと勉強が遅れてついていけなくなる』という学業停滞・学力低下へのあせり、『みんなが通っていける学校に行けないということは恥ずかしい』という劣等感、『義務教育だから学校に行かないのは悪いことだ』という罪障感」及び周囲の圧力に起因する「二次症状」であるととらえている。これは、不登校を理解する上で重要な見解である。

長岡利貞によれば、我が国でも戦前においては「子どもを家事や家業の手伝いに使うことはごく普通のことであったし、また家族の看病のために欠席することは、むしろ善行とされていた」¹²⁴⁾。また、「『家』の冠婚葬祭のための欠席は当然のこととされ、地域の祭礼には、学校を欠席して参加することが認められていた」¹²⁵⁾。長岡によれば、「『子どもは毎日学校へ行かなければならない』という観念が国民各層にいきわたる」のは意外に遅く、「1960年代の、つまり日本の高度経済成長期とほぼ一致している」とされるのである¹²⁶⁾。

しかし、この観念は高度経済成長期以降に急速に普及し、今日では自明の観念になった。実際に、河合洋は1986（昭和61）年に刊行した著書で、我が国では「登校することは当然のことであり、したがってよいことであり、『登校拒否』のようなかたちでの不登校は、悪いことである、といった…（中略）…かなり強い、一方的な、無前提の『価値観』がしつかりとあ」り、不登校児童・生徒はこの価値観に基づく社会的圧力によって、「ある種の『罪責感』『後ろめたさ』」を覚えさせられていると指摘している¹²⁷⁾。

しかも、この価値観は、登校児童・生徒自身によって深く内面化されている。それゆえ、彼らは学校に通えなくなっているとき、「自分は学校に通っていないゆえに周囲の人々によって厳しく責められている」という罪責感を覚えるのである。例えば、或る女子小学生（仮にCさんとする）は、1993（平成5）年に発表した手記で、以下のとおり語っている¹²⁸⁾。

私が学校に行かなくなったのは小学3年生のときです。そのころは自分でも学校に行かないことは悪いことだと思っていて、そとにでるとまわりの人がみんなへんな目でみてくるような気がして、そともうされませんでした。あとむこうからくる人の話していることが自分のことを、いっているような気がして、知らない人とあうのもいやでした（後略）…（下線部は引用者）。

また、或る女性（仮にDさんとする）は、1999（平成11）年に発表した手記で、学校に通えなくなってフリースクールに通っていた中学時代の経験を、以下のとおり語っている¹²⁹⁾。

そのフリースクールで出会った仲間は、みなそれぞれ学年もバラバラで、学校に行けない理由も違いますが、みんな気の合う人たちでした。…（中略）…しかし、そのような楽しい思い出ばかりではありません。極度の対人恐怖症から通学する際、バスに乗るにも、スクールまで街を歩いていくにも、だれかが私を見ている、私の悪口を言っているという幻覚にもとらわれて、祖母がそばについていなければ一人では行けなかったのです（下線部は引用者）。

しかも、彼らは時として、自分に対して他者の視点に立ち、自分で自分を厳しく責めるのである。例えば、或る女子高校生（仮に E さんとする）は、1993（平成 5）年に発表した手記で、以下のとおり語っている¹³⁰⁾。彼女の言葉は、不登校を理解する上で重要な手がかりを数多く含んでおり、今後の論述でも取り上げるので、長くなることを厭わず引用しておく。

…（前略）私は〔母に〕何を言われても何も答えられない。母に私の気持ちが分かるのだろうか。私自身、この自分の気持ちが分からなくなっているのに。

これでも〔学校に〕行こうとは思っている。けれど玄関に立つと足が震えて、手の力が抜けて、目眩がしてくる。もう今日はそんな自分になることがこわくて玄関までも行けなかつた。

いっそ本当の病気、内臓のどこかが悪かったりという原因があつて、こんな状態になってしまっているのだったらどんなにいいだろうと思う。そうでなければ精神病というレッテルでも私に貼りついているならば誰も私を責めはしないだろう。

心身共に健康であれば学校に行くのは当然なこと、正常な状態で学校に行かないのは罪悪なのだと私はそう思っていたし、少なくともそう教えられてきたのだ。

だから私は自分に対して何故学校に行けないのかという問い合わせができる。何か必然的な理由づけがほしい

…（中略）…

けれど今の私は正に暗く、問題児で、布団にうずくまっていることしかできない弱い人間なのだ。「登校拒否児」という言葉が今では私の肩にずっしりと食い込んでいる。

あの四角い部屋に一旦入ると、私がありのままの私でいることはゆるされずクラスの一員として同化しなければいけない。同じ方向に座り、皆と同じ勉強をし、似合おうが似合うまいが制服を身につけ、更にはそこで出会うクラスの人々とは適当に上手にやっていく能力を養わなければいけないのだ…。

違う、そんな風に思ってはいけない。私が駄目な人間だから、学校に行けないので。私には忍耐力も協調性もないのだ。社会に出てもきっと挫折だ…（中略）……。

いろいろな人間を憎み、嫌った私。けれど今私はこの自分が、他ならぬ自分自身が一番醜く汚いと思う

…（中略）……。

死んでしまおうか。結局いつもここに行き着く。学校でも、家族の中でもお荷物の私にサヨナラしたい。世の中の誰をも好きになれない自分はいない方がいいのだ。

いいかげん決着をつけなければ、と思って包丁を握る。包丁ってこんなに重いものだつたろうか。右手で握って左手首に押し当ててみる。強く当ててゆくと血が段々にじみ出てきて手のしわを赤く染める。もっと強く当てれば死ぬ—そう思ったとたんに首筋に、全身に寒気がして、包丁を持つ手の力が抜けていく。

こわかった…まずそう思った。そして次第に情けなくなった。小心者の私は行きることはもちろん死を選ぶことすら出来ない。ただこうやってうずくまっていることしか出来ない（後略）…。

「正常な状態で学校に行かなければ罪悪」であるという罪責感は、前節第3項で引用した渡辺位の言葉でも指摘されているとおり、不登校児童・生徒の呈する様々な症状の根底に存すると考えられる。例えば、梅垣は1984（昭和59）に刊行した著書で、不登校児童・生徒は登校刺激に対して、「怒ったり、緊張したり、自室に閉じこもったり、あるいは心身不調を訴える」等の「すくみ反応」を呈すると述べている¹³¹⁾。梅垣によれば、この「すくみ反応」は不登校の特徴の一つである¹³²⁾。更に、梅垣は、「すくみ反応」は登校時刻をピークに顕著になり、「午後から夜にかけて、もう学校へ行かなくてもいい」という時間帯になれば「落ち着き、ふだんの元気な状態に戻ることがある」と述べている¹³³⁾。

以上のこととは、不登校児童・生徒は学校に通っていない間、学校に通っていない自分について罪責感を覚えていることの証左ではないだろうか。実際に、奥地圭子は1989（平成元）年に刊行した著作『登校拒否は病気じゃない—私の体験的登校拒否論—』（以下『登校拒否は病気じゃない』と略記）で、以下のとおり述べている¹³⁴⁾。

…（前略）〔不登校の〕子どもの中には、昼すぎまでねていて、夜中はばっちりおきて本をよんだりファミコンをしたりしてすごし、朝方になってねるという生活になる子がかなりいます。親はなんとか従来通りの生活にもどそうとして、怒ってみたり約束させてみたりしますが、たいていうまくいきません。

子どもにとって朝は学校が始まる時間です。友だちはみんな学校に行っている時間ですから、学校に行かない本人にはたえずそのことを意識しなければならないつらい時間なのです。そこで、ねることでつらい時間をやり過ごし、精神的なつらさから少しでも離れたいという行動を体がとるわけです。夜は、学校にはだれも行っていない時間ですから、自分が自分らしく活動しやすく、夜型になってしまふわけです。

第6項 社会病理主義の進展—戸塚ヨットスクール事件と民間自助グループ—

ところで、我が国では1980年代以降、不登校児童・生徒に対して暴力的な対応を行う民間団体が横行した。特に、1983（昭和58）年には、不登校児童・生徒を預かって訓練と称する暴力を振るい、死者・行方不明者を出して校長・元コーチらが傷害致死罪・監禁致死罪等に問われる事件（いわゆる戸塚ヨットスクール事件）が発生した¹³⁵⁾。不登校児童・生徒の保護者は、この事件以降、不登校を不登校児童・生徒の個人病理に帰さず、学校復帰を第一の目標としない民間自助グループを立ち上げた。我が国のフリースクールの草分けである東京シューレも、長男の不登校を契機として公立小学校教諭の職を辞した奥地によって、1985（昭和60）年に設立されている¹³⁶⁾。

また、1988（昭和63）年9月16日付け朝日新聞東京夕刊で、筑波大学医学部助教授（当時）の稻村博による「30代まで尾を引く登校拒否症／早期完治しないと無気力症に」と題する記事¹³⁷⁾が掲載された際は、同年11月12日に「登校拒否を考える緊急集会実行委員会」によって「登校拒否を考える緊急集会 えっ！『早期治療しないと無気力症に』だって？」が開催され¹³⁸⁾、翌1989（平成元）年にはこの記事に反論する形で、先に言及した奥地の著書『登校拒否は病気じゃない』が刊行された。こうした活動は当時の社会に対し

て、不登校の正当性を強くアピールした。朝倉影樹によれば、この集会の後では、マスコミでも「『登校拒否は病気じゃない』とする記事が急増」したとされるのである¹³⁹⁾。

なお、稻村博は、1994（平成6）年に不登校に関する著書・論文1000余タイトルを総覧した『不登校の研究』（新曜社）¹⁴⁰⁾を刊行し、1995（平成7）年に逝去するまで、我が国を代表する不登校研究者として知られていた。確かに、稻村は不登校を精神医学的な問題ととらえ、入院治療・投薬治療も積極的に行っていた。それゆえ、彼は医師の間でも、不登校児童・生徒への医療的介入について謙抑的なグループによって批判してきた¹⁴¹⁾。

しかし、「不登校は時として30代まで尾を引く」という彼の見解は、筑波大学医学部で彼の指導を受けた斎藤環の「社会的引きこもり」論に引き継がれ、今日に至るまで、多大の影響力を有しているのである。このことについては、本章第3節第3項で改めて論じる。

第7項 竹内常一の「内なる他者」論

他方、竹内常一は1987（昭和62）年に刊行した『子どもの自分くずしと自分づくり』¹⁴²⁾で、「内なる他者」という概念を軸として、思春期的自我の形成過程を解明している。

「内なる他者」は、「かれら [=子どもたち] はまずは重要な他者である母親を内面に取りこんで、内なる『他者』をつくりだしていく」という言葉¹⁴³⁾によってうかがわれるおり、母親を始めとする重要な他者をモデルとして作られた心像である。竹内によれば、人間は「外的な対象としての他人や集団を内面にとりこみ、それをまた投射していくことによって、他人や集団と関係していく」¹⁴⁴⁾。すなわち、人間は、「外的な対象関係にもとづきつつも、それとは異なる内的な対象関係を発展させ、それを介して外的な対象とかかわるようになる」¹⁴⁵⁾。ここで言う「内的な対象関係」が竹内の言う「内なる他者」である。

しかし、今日の子どもたちによって内面に取り込まれている親・教師等の重要な他者は「学校的な価値を絶対視」し、これを実現し得ない者に厳しいまなざしを向ける抑圧的な他者である¹⁴⁶⁾。子どもたちは、彼らをモデルとして形成された「内なる他者」を周囲の他者に対して投射するので、「自分は学校的な価値を忠実に実現しない限り、他者によって受け入れられない」という懸念を覚えている。それゆえ、彼らは、「内なる他者」の前で「すすんで自己を抑圧」し、この他者の要請に応じた「ニセの社会的自己」を形成し、この他者に「権威主義的」に従うことによって、この懸念を逃れようとするのである¹⁴⁷⁾。

しかし、彼らは小学校高学年ころなれば、一部の受験エリートを除き、自分は学校的な価値を十分に実現できないと認めざるを得なくなる。それゆえ、彼らは、このころになると「内なる他者」に忠実に従えなくなり、家庭又は学校で「行動のみだれ」を示し始める¹⁴⁸⁾。彼らの中には、「内なる他者」との対決を選択する者もあり、これは「ある子どものばいは、登校拒否宣言となり、他の子どものばいツッパリ宣言となる」¹⁴⁹⁾。竹内によれば、彼らは「内なる他者」に対決を挑んでいる自分について「はげしい罪責感」を覚えつつ、

「親や教師、家庭や学校ととりむすんできたこれまでの関係をこわし」、「支配的な他者に呑みこまれてきた学校適応過剰の自分」を崩しているのである¹⁵⁰⁾。

こうした行動は、児童期的・少年期的な対人関係を脱して思春期的な対人関係を営めるようになる上で、ぜひとも必要な「対人関係の組みかえと自己の解体・再編成」という意味を有している¹⁵¹⁾。例えば、不登校児童・生徒は、不登校を通じて、今まで「内なる他

者」によって抑圧されていた「ありのままの自分を受け入れてほしい」という「なまの欲求」を発見し、これを他者に対して提示していくようになる¹⁵²⁾。他方、非行のある子どもたちは、非行を通じて「青年文化や『非行』文化に接」し、学校中心主義的な価値観を乗り越え、学歴に頼らない「底辺重労働者」として自立していく¹⁵³⁾。それゆえ、不登校と非行とは、いずれも「内なる他者」に服従していた児童期的・少年期的な在り方を脱し、思春期的な自立した在り方を達成していく上で必ず生じる問題と言えるのである。

竹内の見解は、不登校児童・生徒を理解する上で有益な示唆を含んでいる。例えば、竹内によれば、不登校児童・生徒はここまでに論じたとおり「内なる他者」の要請に応じた「ニセの社会的自己」を形成し、この他者に「権威主義的」に従っている。それゆえ、彼らは大人にとっての「よい子」であり、この在り方を維持できなくなつたときに不登校になるのである。このことは、我が国の不登校に関する先行研究でもしばしば指摘されてきた。例えば、鷺見らは、1960（昭和35）年に発表した論文で以下のとおり指摘している¹⁵⁴⁾。

彼らが中学時代までは一様に学業優秀な模範生であった事実は、彼らがこの親の期待に対して、反撥することなく、かえって自らのものとしてとりいれ、それに沿うべく努力する方向に適応して、親との葛藤をさけたことを物語るものといえよう…（中略）…かくて彼らは、少くとも中学生ころまでは、学業優秀ないわゆる「よい子」であった。しかし、このような関係は、両親が彼らによる期待という一種の「ワク」の中においてのみ成立する。見方をかえれば、彼らがその「ワク」に依存することによってのみ優秀生であることを意味する。そうだとすれば、彼らがその「ワク」に依存しきれなくなったとき何らかの破綻を生じることが考えられる。

また、平井は、1978（昭和53）年に刊行した著書で、思春期に入って急に学校に通えなくなる「急性型」の不登校児童・生徒について、以下のとおり述べている¹⁵⁵⁾。

急性型の登校拒否は、思春期以降になって初めてその状態を現すが、それ以前には、「全く問題がなく」、むしろ「よい子」と評価されていた者に現れている…（中略）…そのような子どもが、なんらかのきっかけによって、急速に登校拒否の状態になり、両親に対して乱暴を始めるのであるから、両親にとっては、まさに驚きである。

また、春日耕夫は1997（平成9）年に刊行した著書で、以下のとおり述べている¹⁵⁶⁾。

登校拒否の状態に陥る子どもたちは、その多くが、それまでまじめで、素直な、「よい子」として生きてきた子どもだと言われる。その子どもが登校拒否の状態に陥ったとき、「あんなによい子だったあの子がなぜ登校拒否に!?」という驚きと不審の声がときに発せられる。そのような驚きと不審を抱く親や教師や「世間」は、「よい子」だったその子どもの登校拒否の原因に思い当たることができず、戸惑うことになる。

ただし、「よい子」の在り方は、不登校児童・生徒の周囲にいる具体的な大人との関係だけで規定されるのではない。精神医学・臨床心理学の分野では、子どもたちは思春期を

迎えると、彼らの周囲にいる具体的・個別的な他者の背後に理念的・一般的な他者を見出し、前者を後者の代表者・代理者として経験するようになると言われている。

例えば、小出浩之によれば、思春期は「具体的・個別的な他者の背後に他者一般が見えてくる時期、即ち他者が他者一般を担って現れてくる時期」であるとされる¹⁵⁷⁾。また、村瀬孝雄によれば、思春期は「一人ひとりの他者の背後にある、もっと根源的な『他者一般』ともいうべきもの」、「俗にいう世間とも通ずる抽象的超越的な何か」に出会う時期であるとされる¹⁵⁸⁾。思春期以降の子どもたちの「よい子」の在り方は、こうした理念的・一般的な他者とのかかわりにおける「よい子」の在り方であり、竹内の言う「内なる他者」は、こうした理念的・一般的な他者である。それゆえ、竹内の見解は、思春期・青春期の子どもたちの「よい子」の問題を理念的・一般的な他者とのかかわりでとらえ、不登校・非行等教育上の諸問題の理解につなげており、教育学と精神医学・臨床心理学との橋渡しをしていると言えるのである。

ただし、竹内の見解は、以下に挙げる問題を有している。他者は本来、私の外にあって私の意のままにならない超越的な存在者である。しかし、竹内の言う「内なる他者」は、私の作用によって私の内面に形成される心像であるゆえ、超越的な存在者ではない。しかも、私は私の作用によって私の内面に「内なる他者」を形成し、これを現実の他者に投射しているのであれば、このことをたとえ漠然とでも意識しているはずである。しかし、私は通常、このことを意識しているとは考えられない。後の論述を先取りして言えば、ここで挙げた難点は、「他者は私にとって超越的な存在者である」という前提を踏み外していくことに由来する。我々は理念的・一般的な他者を、あくまでも私の外にあって私の意のままにならない超越的な存在者としてとらえなくてはならないのである。

第3節 不登校をめぐる 1990年代の状況

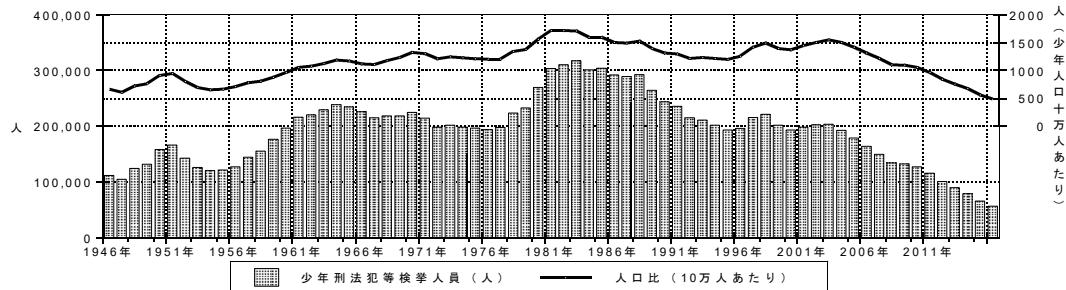
第1項 1990年代の不登校肯定論

ところで、我が国の不登校は1990年代に入り、年度間に通算30日以上欠席という基準で見ても通算50日以上欠席という基準で見ても減少せず（グラフ①～グラフ④参照）、ここまで増加した不登校児童・生徒をすべて個人的な病理の持ち主と見なすことは難しくなってきた。実際に、旧文部省は、1984（昭和59）年に刊行した刊行物では「一般的には、生徒本人に登校拒否の下地とも言える登校拒否を起こしやすい性格傾向ができており、それが何らかのきっかけによって登校拒否の状態を招くものと考えられている」と記していた¹⁵⁹⁾。しかし、同省は、1989（平成元）年に学校不適応対策調査研究協力者会議を発足させ、1992（平成4）年に同会議報告「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」¹⁶⁰⁾を公表した。同省はこの報告で、最近では「必ずしも本人自身の属性的要因が決め手となっているとは言えない事例」又は「ごく普通の子ども

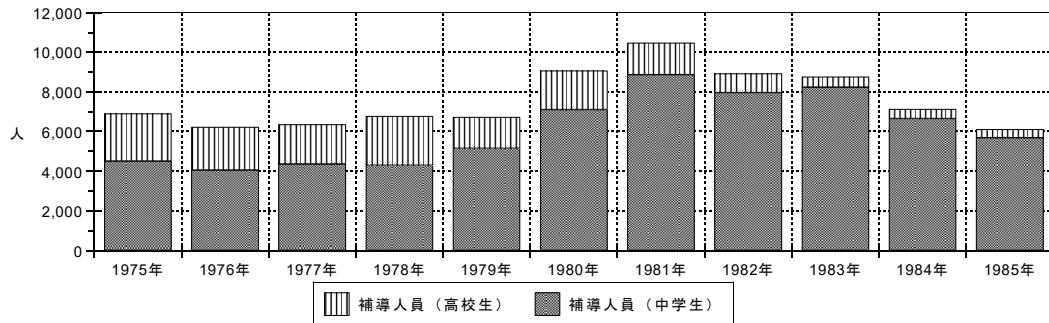
であり属性的には特に何ら問題も見られないケース」も報告されていると述べ¹⁶¹⁾、従来の見解を事実上覆して「不登校はどの子どもにも起こりうる」という見解を表明したのである¹⁶²⁾。

また、我が国では 1980 年代前半に、非行の量的動向を示す少年刑法犯等検挙人員が実数・人口比とも戦後最高に達し、学校では校内暴力の頻発を見ていた（グラフ⑤～グラフ⑦ 参照）¹⁶³⁾。

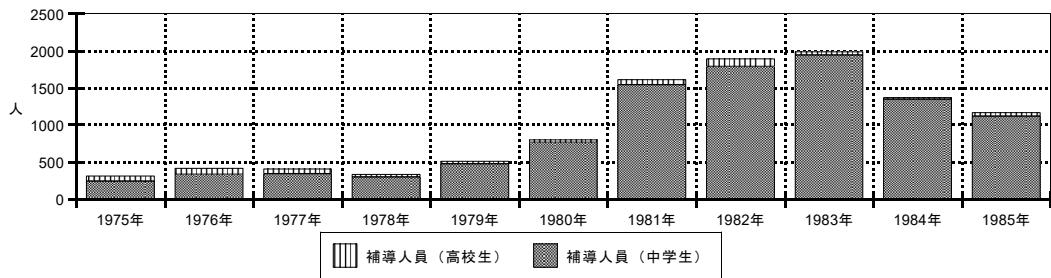
グラフ⑤ 少年刑法犯等検挙人員及び人口比（1946（昭和 21）～2016（平成 28）年）



グラフ⑥ 校内暴力による補導人員（1975（昭和 50）年～1985（昭和 60）年）



グラフ⑦ 校内暴力のうち対教師暴力による補導人員（1975（昭和 50）年～1985（昭和 60）年）



我が国の学校では、こうした事態への対応として、児童・生徒の一見ささいな逸脱も見過ごさずに取り締り、管理・統制を強化する管理主義教育が行われていた。例えば、旧文部省は、1982（昭和 57）年に刊行した『生徒の健全育成をめぐる諸問題—校内暴力問題を中心に—』で以下のとおり述べている¹⁶⁴⁾。

生徒の問題行動は、服装の乱れ、落書き、清掃をさぼることなど、小さな学校の秩序を乱すことが発端になる。教師がこのようなことを見過ごしているようであれば、次々に問

題は拡大し、校内暴力にまで及ぶことになる。一見ささいなことのようであっても、生徒の問題行動を早期に発見し、早期に指導することが大切である。

また、森田洋司・清永賢二は、1994（平成6）年に刊行した著作で以下のとおり述べている¹⁶⁵⁾。

小・中学校の規範状況の管理化の最大の契機となったのは非行や校内暴力の深刻化である。小・中学校では問題が深刻になるにつれて、校則や規則を細かく定め、あるいは生徒指導というかたちで子どもたちの行動を規制する方向をとったのである。頭髪の長さから靴の色にいたるまで、身につけるものは全て細かく規定され、子どもたちの学校生活は規則やきまりによって運用され、子どもたちは常に逸脱がないかどうか監視されている。これは…（中略）…権威によるタテの社会化であり、義務の感情に依存した一方的服従を強いる社会化である。

こうした指導は、当時は学校の秩序を蔑ろにする生徒への対処として、或る程度はやむを得なかつたかも知れない。原田琢也も1997（平成9）年に発表した論文で、こうした指導は「学校の秩序を維持させる上では、大きな成果をあげていた」と述べている¹⁶⁶⁾。

しかし、こうした指導は児童・生徒の管理・統制を重視する余り、時として児童・生徒に対する暴力も辞さず、彼らの人権と安全とを無視する行き過ぎに陥って厳しい批判を蒙った。例えば、岩間秀幸は1995（平成7）年に刊行した共著で、以下のとおり述べている¹⁶⁷⁾。

…（前略）八〇年〔代〕初期から中期にかけての校内暴力の大爆発。学校の象徴とみられた教師…（中略）…校舎が標的になった。これに対するに、大人・教師側は、管理をもつてした。つまり、校則である。校則でダメなら体罰だ。それでもダメなら警察が介入した（後略）…。

実際に、1985（昭和60）年には岐阜県立岐陽高校で、教員が修学旅行中に禁止されていたヘヤドライヤーを使用した男子生徒に暴力を振るい、死亡させる事件が生じた¹⁶⁸⁾。同年には岐阜県立中津商業高等学校でも、バスケット部の女子生徒が顧問教諭の暴力を苦にして自殺する事件が生じた¹⁶⁹⁾。1989（平成元）年には福岡市立壱岐中学校で、教師が指導に従わない生徒を砂浜に生き埋めにする事件が生じた¹⁷⁰⁾。1990（平成2）年には兵庫県立神戸高塚高等学校で、遅刻を恐れて校門に駆け込んだ女子生徒が教師の押した門扉に頭部を挟まれ、死亡する事件が生じた¹⁷¹⁾。1995（平成7）年には福岡県飯塚市の近畿大学附属女子高等学校で、教員が女子生徒の頭をコンクリートの壁に打ち付けて死亡させる事件が生じた¹⁷²⁾。こうした行き過ぎは、1990年代半ばに猛烈な学校バッシングを招いた。

更に、我が国では1990年代に入り、山形県明倫中学校マット死事件¹⁷³⁾・愛知県西尾市立東部中学校いじめ自殺事件¹⁷⁴⁾等被害者の死を招くいじめ事件が続発した。旧文部省はこれを受け、1994（平成6）年12月7日にいじめ対策緊急会議を開催し、翌年3月13日付で同省初等中等教育局長通知「いじめの問題の解決のために当面とるべき方策等について」¹⁷⁵⁾を発出し、平成7年度にスクールカウンセラー活用調査研究委託事業を開始した

のである。

この当時は、以上の実情を受けて学校に対する批判的な意識が広まっており、不登校ではない児童・生徒及びその保護者の間でも、不登校がいじめに対する緊急避難として肯定されるようになっていた。例えば、太田克子は2004（平成16）年に発表した論文で、1994（平成6）年に適応指導教室に勤務していた際、或る生徒が愛知県東部中学校いじめ自殺事件の報道に接して「どうして大河内君 [=同事件で自殺した生徒] は学校を休まなかつたのだろう」、「大河内君が適応指導教室に通っていたら、死なずに済んだのに…」と語ったのを耳にしたと述べている¹⁷⁶⁾。

第2項 「登校拒否」から「不登校」への変遷

ところで、1992（平成4）年の学校不適応対策調査研究協力者会議による報告「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」では、「登校拒否」という語と並んで「不登校」という語が用いられている。また、1998（平成10）年度間に係る学校基本調査では、長期欠席の理由区分のうち、「学校ぎらい」が「不登校」に変更されている¹⁷⁷⁾。我が国では、このことを契機として、「登校拒否」が「不登校」に置き換えられるようになった。

このことは、不登校児童・生徒は表面上は登校を拒否していても、内心では登校を拒否しているわけではないと考えられるようになったことに由来する。例えば、法務省人権擁護局は1989（平成元）年に実施した不登校児人権実態調査で、この調査の対象になっている子どもたちが「学校に行くことを『拒否』しているわけではなく」、彼らの中には「『行きたいのに行けない』あるいは、『行かなければならぬと思っているのにいけない』という児童生徒もいる」ので、「登校拒否」を避けて「不登校」を用いたと述べている¹⁷⁸⁾。また、坂野雄二は、1990（平成2）年に刊行した著書で「学校に行きたくてもいけない子どもたちをさして、それをすべて、『登校を拒否している』と呼ぶことがはたしてできるだろうか」と述べている¹⁷⁹⁾。

しかし、不登校にかかわる民間自助グループは、「不登校を『子どもの選択の結果』として『肯定』」する『選択』の物語に依拠していた¹⁸⁰⁾。また、彼らは、「個性的であるがゆえに学校になじまない『明るい不登校児』」の存在を強調し、「低い学歴」など「不登校によるマイナス」はその後の社会生活を送る上で「問題にならないもの」であると主張して「不登校者やその親たちの不安や悩みを解消」しようとしていた¹⁸¹⁾。貴戸理恵によれば、彼らはこのことのゆえに、「選択の物語」と齟齬する不登校経験者又は不登校によって現実に不利益を被っている者の声を無視しがちであったとされる。例えば、貴戸は、2004（平成16）年に刊行した『不登校は終わらない—「選択」の物語から当事者への語りへ—』（以下『不登校は終わらない』と略記）で以下のとおり述べている¹⁸²⁾。

…（前略）「学校に行かなくてよい」と受け入れられることで自己肯定感を取り戻した人であっても、「拒んだからではなく、行けなかったから行かなかったのです」…（中略）…「私にはその選択しかなかった、って感じかな」…（中略）…など、「学校に行く・行かないは選択の問題」とする論理とは齟齬を生じさせる語りは、断片的に見いだされる。

「僕の登校拒否はそんなんじゃない、勝手に登校拒否を『代表』するな」…（中略）…「わたしはみんなが言う〈不登校〉ではない」…（中略）…といった、おそらくはずっと存在し続けていたに違いない声にあらためて耳をすますならば、不登校を語る語り方の回路が依然として不足したままであることを、認めなければならないだろう。

確かに、不登校経験者の中には、B君と同様、不登校は自分の主体的な選択ではないと語る者も見受けられる。また、貴戸によれば、或る不登校経験者は、彼女への手紙で以下のとおり語ったという¹⁸³⁾。

元登校拒否児の中で…（中略）…引きこもり、病気、暴力といった「ハッピーエンド」とはほど遠い状態にある人も少なくないはずだ。…こういう人たちは、うっかり忘れてしまつたんだろうか？それとも、「見せたくない」とハプかれてしまったんだろうか？もしそうだとすると、疑問がわいてくる。「明るい登校拒否」の物語は、本当に登校拒否を肯定するようなものだったのか？

しかし、こうした言葉は、筆者の知る限りでも、「選択の物語」に依拠する不登校肯定論の中で積極的に取り上げられてこなかった。それゆえ、こうした肯定論は、「『不登校によるマイナス』をわが身にこうむりながら不登校を自分の経験として肯定する必要に迫られる」¹⁸⁴⁾当事者の視点を欠くとして、不登校経験者によって強く批判されるのである。

第3項 不登校肯定論に対する振り戻し—「社会的引きこもり」論の衝撃—

本節第1項で述べたとおり、1990年代前半は、我が国で不登校肯定論が最も普及した時期であった。しかし、斎藤環は1998（平成10）年に刊行した著書で、相当の年齢になっても社会参加しない「社会的引きこもり（social withdrawal）」の若者の存在を指摘したのである¹⁸⁵⁾。ただし、彼は同書で、不登校と社会的引きこもりとの直線的な連続性を主張したわけではなかった。例えば、彼は、同書で以下のとおり述べている¹⁸⁶⁾。

…（前略）不登校全体からみて、「社会的引きこもり」状態にまで至る事例は、それほど多くはないという印象があります。不登校の大部分は…（中略）…長期化をまぬがれうる、それが事実といつていよいでしょう。ですから、「学校に行かないこと」をすぐに「社会的引きこもり」に結びつけて考える必要はありません。

しかし、同書は、あたかも不登校と社会的引きこもりとの直線的な連続性を主張しているかのように受け取られ、不登校児童・生徒については社会的引きこもりを防ぐために早めに介入すべきとする風潮を引き起こした。例えば、大阪府では、太田房江府知事（当時）が2004（平成16）年に、大阪府知事選の公約として「不登校半減」を掲げている¹⁸⁷⁾。

ただし、文部科学省は現代教育研究会（研究代表：森田洋司）に委託して、1993（平成5）年度に中学3年で不登校であった者の追跡調査を行い¹⁸⁸⁾、その結果を2001（平成13）年に「不登校に関する実態調査—平成5年度不登校生徒追跡調査報告書—」として発表して

いる¹⁸⁹⁾。これによれば、20歳時に就労も就学もしていなかった者は22.8%（有効回答1,364名中311名）であった¹⁹⁰⁾。このことは、中学3年で不登校であった者のうち、8割弱は20歳時に就労又は就学しており、社会とのつながりを保っていることを意味している。森田はこの結果に基づき、「さらに詳細なデータを重ね合わせて検討する余地はある」と留保を置きつつも、「不登校になれば社会へのつながりが取れず、場合によっては引きこもりになってしまうという考え方や不安について再考を要することは明らかである」と述べている¹⁹¹⁾。

なお、文部科学省は、その後も不登校生徒に関する追跡調査研究会（座長：森田洋司）を設け、2006（平成18）年度に中学3年で不登校であった者の追跡調査を行い、その結果を2008（平成20）年に「不登校に関する実態調査—平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書一」として発表している¹⁹²⁾。この調査によれば、20歳時に就学も就労も果たしていなかった者は18.1%（有効回答1,524名中276人）であった¹⁹³⁾。

更に、2010（平成22）年に内閣府政策統括官名で発表された「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」では、「現在の状態〔=引きこもり〕になったきっかけ」は何かと質問した（n=59、複数回答可）ところ、「職場になじめなかつた」が23.7%、「病気」が23.7%、「就職活動がうまくいかなかつた」が20.3%、「不登校（小学校・中学校・高校）」が11.9%、「人間関係がうまくいかなかつた」が11.9%、「大学になじめなかつた」が6.8%、「受験に失敗した（高校・大学）」が1.7%であった¹⁹⁴⁾。

この結果によれば、社会的引きこもりに至る契機として、学校に関するものは主ではない。それゆえ、不登校と引きこもりとの相関は、確かにあるとは言え、決して強くないと言えるのではないだろうか。

第4項 スクールカウンセリングをめぐる歴史的経緯

ところで、我が国では、1951（昭和26）年に友田不二男『臨床心理学』（創元社）が刊行され、ロジャーズ、C. のカウンセリングが紹介された¹⁹⁵⁾。その後、1960年代に第1次カウンセリングブームが到来し、学校カウンセリングが注目されるようになった。氏原寛は、2000（平成12）年に刊行した著書で、この経緯について以下のとおり述べている¹⁹⁶⁾。

今から四〇年近く前、第一次カウンセリングブームとも言える時期があった。ちょうどロジャーズの考え方と技法が導入された頃であり、多くの先生方が教育委員会の肝いりでいわゆるカウンセリングワークショップに参加した…（中略）…同時に各学校にカウンセリングルームが設置され、そこそこの訓練を受けた先生が問題生徒とかかわった…（中略）…カウンセリングさえ行えば、あらゆる子どもがよくなる。別にカウンセラーでなくとも、みんながカウンセラーのように接しさえすれば、日常関係を通してさえ、子どもたちに限らず大人でも"成長"すると考えられた。

その後、学校カウンセリングは、1980年代の戦後第3次非行多発期に再び注目を集めた。例えば、東京都は1982（昭和57）年、教育行政の重点施策としてカウンセラー養成を掲げ、「すべての教師にカウンセリング・マインドを」という標語を掲げて養成講座を

開始した¹⁹⁷⁾。また、1995（平成7）年には、本節第1項で言及したいじめ自殺事件に伴う学校不信を反映し、非教員の臨床心理士を主な担い手とするスクールカウンセリング活用調査研究事業が開始された。

しかし、スクールカウンセリングについては、学校で生じる様々な問題を児童・生徒の心の問題に還元し、結果として学校・社会の問題を隠蔽しているという批判がつきまとっている。例えば、小沢牧子は2002（平成14）年に刊行した著書で、スクールカウンセリングは「個人還元的な視座に拠って立ち、現状維持に帰結する結果をもって解決とする」と批判している¹⁹⁸⁾。また、財務省は2004（平成16）年、臨床心理士によるスクールカウンセリングは、非臨床心理士によるスクールカウンセリングよりも効果的とは言い切れないことを示唆する資料を示した。当時、文部科学省は、臨床心理士資格を持たなくても大卒以上の学歴を持ち、心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務を数年間経験した者をスクールカウンセラーに準ずる者（以下「準ずる者」と略記）として採用できるとしていた。財務省の調査によれば、「平成13年度と14年度の1校当たりの問題行動件数の減少率」は、スクールカウンセラーだけを配置する自治体よりも準ずる者を30%以内配置する自治体で、また、この自治体よりも準ずる者を30%以上配置する自治体で高かった（表②参照）¹⁹⁹⁾。財務省は2011（平成23）年にも、6割の都道府県は準ずる者でも臨床心理士資格を有するスクールカウンセラーと同等の活動ができると回答したという調査結果を発表している²⁰⁰⁾。

表② スクールカウンセラーの配置状況と1校当たりの問題行動件数の減少率(単位：%)

1校当たりの問題行動件数の減少率	配置校	未配置校
スクールカウンセラーのみを配置する自治体	▲11.7%	▲10.7%
準ずる者を30%内で配置する自治体	▲16.8%	▲15.9%
準ずる者を30%以上配置する自治体	▲30.4%	▲17.4%

第4節 不登校をめぐる2000年代以降の状況

第1項 短期療法（ブリーフセラピー）の導入

我が国では、1990年以降、短期療法（brief therapy）が紹介されて注目を集めた。鈴木英一郎によれば、この名称は、「いくつかのモデルを含む一群の心理療法アプローチの総称」である²⁰¹⁾。ただし、この名称を冠する心理療法は、以下の特徴を共有している²⁰²⁾。

（1）クライアントのニードに応える

短期療法では、問題は「個人を含むシステムのなかの相互作用によって維持される」とされる²⁰³⁾。それゆえ、短期療法では、「問題とされる個人の家族や周りの人」等「その状況に困っていて最も治療への動機づけが高い人」をクライアントとして治療を進めること

ができる²⁰⁴⁾。

(2) クライアントについて肯定的な見方を探る

クライアントについて肯定的な見方を探ることは、短期療法においても他の心理療法においてと同様、クライアントに「介入課題を受け取ってもらう」ために重要であると考えられている²⁰⁵⁾。

(3) 直線的認識論ではなく円環的認識論を採用する

短期療法では、「B（非行、症状、問題行動など）という結果は、A（クライアントの歪み、母親の養育態度の誤り、家庭環境の悪さなど）という原因から生じる」という「一方の因果律」を前提とした「直線的認識論」を採用せず、むしろ、「A（因）とBと（果）は相互に影響を与え合う円環的連鎖をなす」と考える「円環的認識論」を採用する²⁰⁶⁾。

(4) 目標を明確にする

短期療法では、「クライアントとの共同作業」の中で「明確な治療目的を設定」し、これに向かって治療を進めることによって、「常に治療経過をクライアントと確認しあう」²⁰⁷⁾。

こうした短期療法は、スクールカウンセリングの分野では、黒沢幸子・森俊夫によって積極的に紹介された²⁰⁸⁾。ただし、短期療法によるスクールカウンセリングは、不登校児童・生徒の症状の消失を治療目標として設定し、彼らを学校に復帰させれば問題は解決したと見なすゆえ、彼らにとって学校に通えないことの意味は何かと問う姿勢を欠いている。

例えば、黒沢・森は、2001（平成13）年に発表した論文で、学校に通えなくなった小学3年生の女子児童（仮にFさんとする）に対して、「問題の外在化」という技法を用いた短期療法を以下のとおり行っている²⁰⁹⁾。彼らは、Fさんの不登校は彼女の中に「悪い虫みたいな、菌みたいなものが入って」きたせいであると説き、家族も交えてこの「菌」を退治する儀式を行い、最後にFさんに対して、彼女を「菌」から守ってくれるお守りを預ける。確かに、Fさんは、この療法によって登校できるようになった。しかし、この療法では、不登校という事態の意味はこの事態を生きている主体としてのFさんによってではなく、カウンセラーによって設定され、Fさんに与えられている。それゆえ、この療法では、Fさんは一方的な操作の対象であり、主体としての存在を無視されている。実際に、Fさんの担任教諭はコンサルテーションの場で「"菌"まで含めて『自分』であるとする自己づくりをいかに成し周囲は支援するのか」という重要な問い合わせを提示していた²¹⁰⁾。

黒沢・森は、この療法の目的は「本人は受容するが、問題の行為や症状は受容できないと考え、それを明確に分けて扱う」ことであると述べている²¹¹⁾。しかし、不登校は、法に反しているわけでもないので、なぜ受容され得ないのであろうか。黒沢・森は、この論文の中で、このことを論じていない。

また、筆者は2000年代に法務省に勤務し、法務教官・保護観察官として非行少年・犯罪者を処遇してきた。この経験によれば、「本人は受容しても本人の行為は受容しない」という考え方は空疎である。私の行為は、常に私の主体的な選択による以上、私の存在と切り離してとらえられないである。更に、不登校児童・生徒の呈する症状は、本章

第1節第3項でブランケンブルクの言葉を引用して述べたとおり、不登校の本質をなす原発的な事態との対決によって引き起こされた二次的・派生的な事態であり得る。黒沢・森の実践は以上の疑問を無視し、登校の再開を短絡的に不登校の解決と同一視しており、近視眼的な対症療法という批判を免れないである。

第2項 貧困と不登校

我が国では2000年代後半以降、経済の低迷に伴い、不登校と貧困との関係が注目されるようになった。例えば、2009（平成21）年1月30日付け毎日新聞東京朝刊に掲載された「不登校：中学生の原因、生活苦も保護世帯の1割—東京・板橋区調べ」と題する山本紀子の記事によれば、板橋区は、2006（平成18）年度に同区立の中学校に在籍する生徒8,844名を対象として、不登校と家庭の経済的状況との関係を調査した。この調査によれば、上記8,844人の生徒の中で、公的支援を受けていない者は5,267人であり、このうち不登校は127人（発生率2.41%）に上った。他方、生活保護を受けている者は449人中であり、うち不登校は52人（発生率11.58%）に上り、比率ベースで見れば、援助を受けていない者の4.8倍であった²¹²⁾。

この結果を見れば、確かに、不登校は貧困と深い関係を有すると思われるかも知れない。しかし、不登校に関する我が国の研究では、かねて、不登校は貧困に由来する従来型の長期欠席に代わって出現したと言わされてきた。例えば、平井は1978（昭和53）年に刊行した著書で、「わが国の経済状況が好転し始めた頃から、登校拒否児が増加している」と述べている²¹³⁾。また、佐藤修策は1968（昭和43）年に刊行した著書で、「昭和20年代の登校拒否は社会的混乱、親の無理解又は家庭の困窮など、児童を取り巻く環境から生じるもののが多かったが、社会の安定と親の教育的関心が増すにつれて、かかる型の登校拒否は次第に消失し…（中略）…昭和32、3年頃から、従来の拒否とは本質的に違う新しい型の登校問題が脚光をあび始めた」と述べている²¹⁴⁾。

確かに、不登校に関する先行研究の中にも、不登校と貧困との関係を示唆する研究が見受けられる。例えば、菱山陽子・古川八郎は1982（昭和57）年に発表した論文で、全国の不登校出現率と32の社会的要因との相関を調べ、持家率の低さ、畠数の少なさ等個人の経済的状況に関する指標は比較的高い相関を示した（相関係数0.6）と述べている²¹⁵⁾。この結果によれば、不登校は、確かに個人の経済的条件とも関係していると考えられる。しかし、こうした研究は、我が国の不登校研究の主流にはならなかったのである。

では、我が国の貧困と不登校との関係は、いかに理解されるべきであろうか。ここで有力な手がかりとなるのは、以下に挙げる北村栄一らの研究及び保坂の研究である。

北村栄一らは1985（昭和60）年に発表した論文で、1968（昭和43）年～1983（昭和58）年に大阪府の或る公立中学校で不登校になった生徒を調査し、彼らを①学校恐怖型不登校②登校拒否型不登校③萎縮型不登校④境界知能型不登校に分類した²¹⁶⁾。北村らによれば、①は「根底に母子分離不安は認められるが、もっと広く家庭からの分離の難しさを示す」者を指す²¹⁷⁾。これに当たる者は「自立心の不足」と「集団生活への参加の困難」に「主たる問題点」を有し、「共通して未熟な強い依存性が認められる」²¹⁸⁾。②は「何らかの本人なりの理由をあげて、積極的に登校を拒否する構えが認められる」者を指す²¹⁹⁾。これ

に当たる者は「自立心は一応養われているが集団生活への参加が困難である点に問題があり、「頑なで、独善的、孤立的といった点が目立つ」²²⁰⁾。ただし、「知的水準」については、①・②とも「正常域ないしは正常より上にあるものがほとんどである」²²¹⁾。③は「授業内容が十分には理解できず、性格的に気弱で引っ込み思案、消極的で自信がなく孤立しやすいために、学校場面で次第に萎縮してしまい、ついには不登校に陥る」者のうち知能指数90台の者、④はこうした者のうち知能指数70以上90未満の者を指す²²²⁾。なお、この調査では、①は8例（男子7例・女子1例）、②は12例（男子6例・女子6例）、③は8例（男子7例・女子1例）、④は13例（男子7例・女子6例）であった²²³⁾。

この論文で注目すべきことは、「経済的貧困」が学校恐怖型の生徒及び登校拒否型の生徒に認められず、萎縮型の生徒のうち25%（2例）及び境界知能型の生徒のうち69%（9例）に認められたことである²²⁴⁾。北村陽英は、1984（昭和59）年に発表した別の論文でこの結果に触れ、境界知能型不登校の生徒について以下のとおり述べている²²⁵⁾。

私達が取り組んだ13例の境界知能例の不登校生徒を見ますと、家庭は同胞数が多かつたり、同胞も不登校になっている場合が多く見られました。崩壊家庭や平均よりは貧しい家庭出身の生徒が多く、このような家庭事情の結果として親は子供へ十分な養育ができおらず、その養育態度は放任的なものになっていました…（中略）…萎縮型不登校と境界知能例の不登校との間には移行型が多く、両者を明確に区別できない場合が多く見られます。

竹内は著作の中でこのことを取り上げ、北村栄一らの言う学校恐怖型不登校と登校拒否型不登校とを「神経症型登校拒否群」、萎縮型不登校と境界知能型不登校とを「萎縮型登校拒否群」と見なせば、両群は「ほぼ同数となる」と指摘している²²⁶⁾。「神経症型登校拒否群」の生徒は「経済的貧困」の影響を余り受けていない不登校生徒であり、「萎縮型登校拒否群」の生徒は「経済的貧困」の影響を強く受けている不登校生徒であると考えられる。

また、保坂は2000（平成12）年に刊行した著作で、不登校を「狭義の登校拒否=神経症的不登校」と「脱落型不登校」に分類している²²⁷⁾。更に、彼は2013（平成25）年に提出された科学研究費補助金研究成果報告書で、これらの類型について以下のとおり述べている。前者は「従来からの狭義の『登校拒否』であり、登校しようとしても心理的な理由から登校できないという葛藤状態にあるのが特徴である」²²⁸⁾。後者は「怠学（学力不振）も含んで広く学校文化からの脱落（ドロップアウト）」を特徴としており、「学校に行くための前提とも言うべき家庭環境が整っていないことが多い」²²⁹⁾。更に、後者の中には①3年連続して欠席日数が100日を超えており、②就学援助を受けている・集金が滞っている等経済的に厳しい状況にある、③一人親家庭・家族が病気・きょうだいも長期欠席等家族メンバーにハンディを抱えている、④転居（転校）しているという要因を複数抱えている上、「保護者と学校との連絡も途絶えがちになっている『危険な欠席』」又は「ほとんど児童生徒本人と会えていない『きわめて危険な欠席』」が見受けられる²³⁰⁾。保坂によれば、こうした「危険な欠席」及び「きわめて危険な欠席」欠席は、「養育能力の欠如という点で虐待（ネグレクト）と水面下でつながっている危険性がある」とされる²³¹⁾。

以上の論述に基づけば、以下のとおり考えられるのではないだろうか。すなわち、不登校児童・生徒の中には、竹内の言う「神経症型登校拒否群」と「萎縮型登校拒否群」又は保坂の言う「神経症型不登校」と「脱落型不登校」という二つのグループが混在しているのである。本論では保坂の表現を修正し、前者を「神経症型不登校」グループ、後者を「学校脱落型不登校」グループと呼ぶ。前者は、小泉の言う A タイプ「優等生の息切れ型」及び B タイプ「甘やかされたタイプ」を含み、彼ら自身の内面的な問題によって登校できなくなっているタイプであると考えられる。他方、後者は、経済的な困難等彼らを取り巻く環境の影響で登校できなくなっているタイプであると考えられる。本稿は前者の神経症型不登校に関する研究であり、後者の学校脱落型不登校に関する研究は別の機会に行う。

第 3 項 不登校に関する当事者主義的研究

他方、我が国では 2000 年代以降、不登校という事態は不登校経験者によって、いかに生きられてきたのかを問う当事者主義的研究が提唱された。この研究の先駆的な提唱者である貴戸は、『不登校は終わらない』で、このことについて以下のとおり述べている²³²⁾。

これまで不登校は、大まかには二つの物語によって語られてきた。ひとつは、「子どもは学校に行くべきであり、周囲の大人は不登校者を学校に戻すために手を尽くすべき」とするもの。もうひとつは、「子どもは学校に行かなくてもよいのであり、学校の他にフリースクールなどの選択肢を認めるべき」とするものだ。

前者を「病理・逸脱」の物語、後者を「選択」の物語と呼ぶことにしよう。「病理・逸脱」の物語は、主に不登校の「克服」「治療」を志向する〈専門家〉や実践者、「解決すべき望ましくはない状態」と捉える行政によって担われてきた支配的な物語であり、「選択」の物語は不登校を考える親の会や〈居場所〉関係者による「異議申立て」の物語だった。

もちろん、多くの論者は、どの物語に依拠するにせよ、不登校児童・生徒の声に耳を傾けてきたと主張する。しかし、貴戸によれば、彼らが当事者の声に耳を傾ける際には、彼らの依拠する「物語に亀裂や矛盾を呼び込むような〔不登校児童・生徒〕本人の語りが、抑制されたり、聞き取られないことがしばしばあった」²³³⁾。実際に、不登校児童・生徒の中には B 君のように、自分は不登校を選択したわけではないと語る者も見受けられる。しかし、前節第 2 項で述べたとおり、「選択」の物語に依拠する論者は、不登校を「人生の選択肢の一つ」ととらえ、「個性的であるがゆえに学校になじまない『明るい不登校児』」の存在を強調し、学齢期に不登校を経験しても支障なく社会生活を送ると主張してきた。それゆえ、こうした論者は、やはり、自分の依拠する物語と齟齬を生じる彼ら自身の語りを無視してきた。それゆえ、彼らは、前節第 2 項で貴戸の言葉を引用して述べたとおり、『不登校によるマイナス』をわが身にこうむりながら不登校を自分の経験として肯定する必要に迫られる当事者の視点を欠いている。それゆえ、貴戸は、不登校という事態は不登校経験者によっていかに生きられてきたかを「〈当事者〉による語り」に着目して解明しようとするのである²³⁴⁾。

確かに、我が国の不登校研究は、不登校という事態の意味を、不登校児童・生徒によつ

て生きられるままの仕方でとらえてこなかった。例えば、不登校に関する個人病理主義的な研究は、人間の生に即さない因果論的な人間観を前提とし、不登校を因果論的にとらえようとしてきた。また、不登校に関する社会病理主義的な研究は、確かに不登校を理解する上で重要な視点を提供したとは言え、時として紋切り型の学校批判に陥り、又は不登校児童・生徒の経験に即さない「選択の物語」に固執してきた。また、竹内は「内なる他者」という概念を援用し、不登校を子どもたちの思春期的自我の形成過程に位置づける上で重要な寄与をなしてきた。しかし、彼の見解は、他者を私の内面に形成される心像としてとらえたゆえ、他者を私の外にあって私の意のままにならない超越的な存在者として見出す態度を逸脱した。更に、短期療法によるスクールカウンセリングは、目に見える症状の消失をもって直ちに不登校の解決と見なし、不登校児童・生徒によって生きられる不登校という事態の意味を度外視した。それゆえ、貴戸の研究は、我が国の従来の不登校研究に対する異議申立として、重要な意味を持っているのである。

ただし、貴戸は、不登校経験者によって生きられた不登校という事態の意味を「〈当事者〉の語り」に着目してとらえようとするゆえ、このことを専ら不登校経験者に対するインタビューによってとらえようとしている。不登校経験者は、このインタビューを受けていたとき、自分によって生きられた不登校という事態の意味を、自分を対象とする認識作用である反省作用によってとらえようとしているはずである。しかし、彼らは、自分の生を反省作用によって十分にとらえ切れるのであろうか。次章ではこのことを、生越による現象学的不登校研究に即して考察していく。

第2章 不登校に関する現象学的な先行研究

第1節 不登校に関する生越達の考察（その1）—不登校児童・生徒の気分—

生越は1989（平成元）年に発表した論文²³⁵⁾で、『存在と時間』におけるハイデッガーの思索²³⁶⁾を導きの糸として、不登校児童・生徒の生を理解する試みを行っている。本節では、この試みを紹介する上で必要な範囲内で、ハイデッガーの思索を簡単に紹介する。

ハイデッガーによれば、人間すなわち「現存在（Dasein）」は「世界一内一存在（In-der-Welt-Sein）」である²³⁷⁾。ただし、この語は、人間が事物的存在者と同様に、空間的な意味で世界の「内部（innerhalb）」にいることを意味するのではない²³⁸⁾。と言うのも、ドイツ語の前置詞 *in* は、「住む（wohnen）」・「居住する（habitare）」・「滞在する（sich aufhalten）」を意味する *innan-* に由来する²³⁹⁾。それゆえ、私が世界の内にある（ich bin in der Welt）ことは、「私が…のもとで、すなわち、然々の仕方で慣れ親しまれている当のものとしての世界のもとに住まい、滞在している（ich wohne, halte mich auf bei ..., der Welt, als dem so und so Vertrauten）」ことに他ならない²⁴⁰⁾。

また、ハイデッガーによれば、人間は世界の内にあるとき、「世界内部的な存在者（das innerweltliche Seiende）」すなわち事物的存在者と「交渉（Umgang）」を持っている²⁴¹⁾。この交渉の「最も身近な様式（die nächste Art）」は、「従事し、使用する配慮的な気遣い（das hantierende, gebrauchende Besorgen）」である²⁴²⁾。人間は世界の内にあるとき、何かの目的を実現しようとして何かに従事している。人間はこのとき、事物的存在者を、この目的を達成する「ため（um zu）」に「有用であること（Dienlichkeit）」・「寄与すること（Beträglichkeit）」・「利用できること（Verwendbarkeit）」・「手ごろであること（Handlichkeit）」等といった性格を有するもの、すなわち、「道具（Zeug）」として見出しているのである²⁴³⁾。

ただし、人間は世界の内にあるとき、自分と同じ現存在である他者とも会っており、彼らに対しては「配慮的な気遣い」とは違う「顧慮的な気遣い（Fürsorge）」を行っている²⁴⁴⁾。このことについては、後に改めて述べる。

ところで、ハイデッガーによれば、世界一内一存在としての私の在り方は、私に対して、認識作用に先立つ「気分（Stimmung）」によって「開示（erschließen）」される²⁴⁵⁾。例えば、私は、時として自分で余し、自分に飽き飽きする。このとき、私の在り方は、私に対して認識作用に先立つ「しばしば持続する、起伏のない、くすんだ無気分（Ungestimmtheit）」によって開示されるのである²⁴⁶⁾。それゆえ、ハイデッガーによれば、気分は或る人に「彼がどんな具合であり、また、どんな具合になるか（wie einem ist und wird）」を開示する²⁴⁷⁾。ただし、ハイデッガーによれば、「開示されていることは、開示されたものとして認識されていることではない（Erschlossen besagt nicht, als solches erkannt）」のである²⁴⁸⁾。

それゆえ、反省作用による開示は、常に気分による開示によって影響されている。ハイ

デッガーの言葉を借りて言えば、「気分は、そのつど既に世界内存在を全体として開示しており、…に自らを向けること (ein Sichrichten auf ...) をまず最初に可能にする」²⁴⁹⁾。それゆえ、「認識作用による開示の可能性」は「気分の根源的な開示と比べて余りにも狭小」であり、人間は常に「気分の内で…（中略）…自己の存在にもたらされる」のである²⁵⁰⁾。

人間は以上のことのゆえに、自分の生を反省作用によって十分にとらえ切れるとは限らない。生越の言葉を借りて言えば、「反省によって捉えられた自己は矮小化された自己」である²⁵¹⁾。しかも、不登校児童・生徒は「重苦しい気分」によって支配されており、この気分は移ろいやすい²⁵²⁾。彼らの認識作用はこのことによって強く影響されており、安定した認識に至りづらいのである。生越は、このことについて以下のとおり述べている²⁵³⁾。

先行研究においても、登校拒否児が気分の落ち着いている時期には自己を反省し、登校を約束、或いは暴力を振るったことを後悔するのに、また同じことを繰り返すことが指摘されている…（中略）…彼らの反省には限界があるのである。それは一つには気分が移ろい行くということのためである。そして異なった気分の内にあっては世界が全く異なってしまう以上、反省がそのまま維持されないのは当然である（下線部は引用者）。

では、我々はいかにすれば、不登校児童・生徒の反省作用を越えた仕方で彼らの生を理解し得るのであろうか。このことを考える上で有力な手がかりになるのは、『存在と時間』におけるハイデッガーの以下の言葉である²⁵⁴⁾。

気分は〔人間を〕襲う（überfallen）。気分は「外（Außen）」から来るのでもなければ、「中（Innen）」から来るのでもなく…（中略）…世界一内一存在自体から兆してくる（aufsteigen）。

確かに、不登校児童・生徒は、反省作用を遂行する際も、気分によって影響されている。しかし、彼らを或る気分に気分づけているのは、あくまでも彼らの世界一内一存在である。それゆえ、我々は彼らの生を理解しようとするとき、彼らの反省作用によって得られた内省報告を手がかりとしつつも、彼らの反省作用に先立って存在しつつ彼らを或る気分に気分づけ、彼らの反省作用に影響を及ぼしているもの、すなわち、彼らの世界一内一存在の根源的な作用に遡らなければならない。我々はこのことによって、不登校児童・生徒の反省作用を越えた仕方で、彼らの生を理解できるようになるのである。

第2節 不登校に関する生越達の考察（その2）—不登校児童・生徒の不安—

ところで、生越によれば、不登校児童・生徒は「重苦しい気分」によって支配されているのであった。この「重苦しい気分」は、具体的には、いかなる気分であろうか。

ハイデッガーによれば、人間は世界一内一存在であり、世界と慣れ親しみ、世界のもとに住まっている。しかし、人間はこのことにもかかわらず、時として、世界の内で自分を脅かす存在者に出会って「恐怖（Furcht）」を覚える。それゆえ、恐怖の「対象（Wovor）」は、あくまでも「世界内部的に出会われるもの（ein innerweltlich Begegnendes）」である²⁵⁵⁾。

他方、不安の対象は「いかなる世界内部的な存在者でもな」く²⁵⁶⁾、「胸を締め付け（beengen）」て「息をふさぐ（den Atem verschlagen）ほど近い」にもかかわらず「何でもなく（Nichts sein）」、「どこにもない（nirgends sein）」²⁵⁷⁾のである。では、不安の対象とは何であろうか。ハイデッガーによれば、この対象とは「世界自体（die Welt als solche）」に他ならない²⁵⁸⁾。人間は不安を覚えているとき、世界との「日常的な慣れ親しみ（die alltägliche Vertrautheit）」を失って「不気味さ（Unheimlichkeit）」・「居心地の悪さ（Un-zuhause）」に陥り、世界を「押しつけがましく迫ってくる（aufdrängen）」当のものとして見出すのである²⁵⁹⁾。なお、Unheimlichkeit・Un-zuhause は、英語の home・house に当たる Heim・Haus を含んでおり、あたかも慣れ親しまれた自分の家にいるかのような安らぎを覚えられないことを指すと考えられる。

生越によれば、彼の言う「登校拒否の背景」となる「重苦しい気分」は、ここで言う不安に近い²⁶⁰⁾。このことは、筆者の知る限りでも、不登校児童・生徒の経験に即していると思われる。例えば、彼らは学校で、暴力的な教師・いじめる級友等彼らを脅かす存在者に出会っているとは限らない。しかし、彼らの中には、時として学校という場自体に対して強い拒否感を覚え、学校に通えなくなっている者が見受けられるのである。例えば、A君は、学校に通えなくなり始めたころの体験を以下のとおり語っていた。

…（前略）学校では教室のなかにいると、窒息しそうになるんですね。ほとんど発狂しそうな感じで、叫びたくなって外に出るんです。休み時間でも、授業中でも、給食のときでも、それが襲ってきて、それを間一髪のところで耐えてきたんです。牢獄に閉じ込められ、自分が全部否定されている感じなんですね。これが直接の原因かどうか自分にもはつきりわからないんですけど、登校拒否をする前の何か月間か、そういう気持ちがつねにありました。

また、或る男性（仮に G 君とする）は、学校に通えなくなった直接の契機として、小学校 6 年時の体験を以下のとおり語っている²⁶¹⁾。

…（前略）ある日の授業中に私は妙な気持ちに襲われた。気持ちがドキドキしてきて、手に脂汗をかき、今にも自分がどうにかなってしまうのではないかという不安な気持ちに襲われたのである。じっと椅子に座っていられない感じがして、今にも気がおかしくなってしまうのではないかと思うほどであった。…（中略）…授業中にこうした不安な気持ちに襲われたことが、私に登校拒否を起こさせた直接の原因であった。「学校に行くと、またあの変な気持ちになる」、「あんな気持ちになるのが怖い」という学校に行くことへの恐怖感が、私に登校するのを拒ませた。

G 君はこの手記で、自分の生活史を詳しく振り返って、ここで言う「変な気持ち」を引

き起こす原因を探ったにもかかわらず、明確な原因を見出せなかつた²⁶²⁾。彼らも、一定の学年になるまで他の子どもたちと共に学校に通つており、学校という場への「日常的な慣れ親しみ」を最初から欠いていたわけではなかつたはずである。しかし、彼らは或る日、突如として学校という場への「日常的な慣れ親しみ」を失い、「不気味さ」・「居心地の悪さ」に陥り、「ドキドキ」する気持ち又は「窒息しそうになる」気持ち、すなわち、胸を締め付けられて息をふさがれるような不安を覚えるに至つたのである。しかも、彼らは、この不安を引き起こす原因を見出せない。この原因は彼らの胸を締め付け、彼らの息をふさぐほど近いにもかかわらず、なおも何でもなく、どこにもないのである。

第3節 不登校に関する生越達の考察（その3）—不登校児童・生徒と世間—

不登校児童・生徒は、学校という場でこうした不安を覚えるとき、学校という場にいられなくなる。それゆえ、彼らは学校という場から退却し、自宅に引きこもらざるを得なくなる。しかし、彼らは、このことによって安心できるとは限らないのである。

私は世界の内にあるとき、身体を有し、誰々と名指され得る具体的・個別的な他者とだけ出会つているわけではない。例えば、我々日本人は、「世間を憚る」・「人目を憚る」等という言い回しを用いる。ここで言う「世間」又は「人」は、身体を有し、誰々と名指され得る具体的・個別的な他者ではないにもかかわらず、私に対して具体的・個別的な他者以上に影響を及ぼす現実的（actual；wirklich）²⁶³⁾な他者である。ハイデッガーは『存在と時間』で、こうした他者を das Man と呼んでいる²⁶⁴⁾。これはドイツ語の不定代名詞 man を名詞化した造語で、日本語で言う「世間」又は「人」に当たる。本稿ではこの語を「世間」と訳す。

世間は、身体を欠くゆえ誰々と名指され得ず、具体性・個別性を欠く理念的・一般的な他者である。しかし、世間はこのことのゆえに、かえつて全ての具体的・個別的な他者によつて「代表・代理（vertreten）」される遍在的な他者である²⁶⁵⁾。しかも、私は世界の内にあるとき、差し当たつてたいてい（zunächst und zumeist）²⁶⁶⁾世間に「隸属し（in der Botmäßigkeit stehen）」、世間によつて自分の存在を「奪取（abnehmen）」され、世間の「意向（Belieben）」によつて自分の「日常的な存在可能性」を「指図（verfügen）」されてゐる。ハイデッガーは『存在と時間』で、このことについて以下のとおり述べている²⁶⁷⁾。

…（前略）現存在は、日常的な相互共同存在（alltägliches Miteinandersein）としては、他者に隸属している…（中略）…現存在自身が存在しているのではなく、他者が現存在から存在を奪取している。他者の意向が現存在の日常的な存在可能性を指図している。その際、この他者は、特定の他者ではない。逆に、全ての他者がこうした他者を代表・代理し得る。…（中略）…誰かであるのは、この人でもなければ、あの人でもなく、その人自身でもなければ幾人の人でもなく、総ての人々の総計でもない。「誰か」は中性的なもの（das

Neutrum) であり、つまり、世間なのである。

しかも、世間は、「皆と同じ」・「人並み」・「世間並み」等という意味での「平均性 (Durchschnittlichkeit)」を深く気遣い、これを逸脱する者を厳しく取り締まる抑圧的な他者である。ハイデッガーは『存在と時間』で、このことについて以下のとおり述べている²⁶⁸⁾。

世間にとっては、平均性が自らの存在において本質的に問題になっている (Dem Man geht es wesentlich um sie [=Durchschnittlichkeit]) … (中略) …世間は… (中略) …当然とされているもの、ひとが通用させたりさせなかつたりするもの、人が成果を是認したり否認したりするものの平均性の内に自分を保持している。こうした平均性は… (中略) …出しやばってくる全ての例外を監視する。全ての優位は寂然と押し潰される。全ての根源的なものは一夜にして平滑にされ、とっくに熟知のものになってしまっている。全ての闘い取られたものは手頃なものになる。あらゆる秘密はその力を失う… (中略) …我々はこうした傾向を、全ての存在可能性の均等化 (Einebung) と名付ける。

人間は世界の内にあるとき、差し当たってたいてい、世間によって自分の存在を奪取されている。それゆえ、人間は世界の内にあるとき、差し当たってたいてい平均性を志向し、平均性との「懸隔 (Abstand)」を気遣わずにいられなくなっている²⁶⁹⁾。ハイデッガーは『存在と時間』で、人間のこうした在り方を「懸隔性 (Abständigkeit)」と呼んでいる²⁷⁰⁾。

不登校児童・生徒も世界の内にある限り、差し当たってたいてい、懸隔性を免れないのである。それゆえ、彼らは、学校に通っていないゆえに平均性を逸脱している自分の在り方を気に病み、「自分は他の人と比べて劣っている」という負い目の意識を覚えずにいられなくなっているのである。生越は、このことについて、以下のとおり述べている²⁷¹⁾。

登校拒否児にとっての登校できないことの苦悩の意味は、決して勉強ができないというその実質についてではない。彼らが苦悩するのは、他者（友達）との比較において成績が下がってしまうこと、つまり勉強が「遅れる」ことであり、他者が当たり前に通っている学校にさえ通えない、そのことなのである。

不登校児童・生徒は以上のことのゆえに、常に世間的な意味での平均性を志向し、自分とこうした平均性との懸隔を気遣い、こうした平均性を逸脱している自分に向けられる世間の抑圧を気にせざるを得なくなっている。生越の言葉を借りて言えば、「登校拒否児の体験の地平には常に他者 [=世間] が目を光らせて存在している」のである²⁷²⁾。それゆえ、不登校児童・生徒は、世間の抑圧を免れようとする余り、世間の前で、世間によって非難されない「よい子」の在り方を演技せざるを得なくなる。それゆえ、生越の言葉を借りて言えば、彼らは常に「他者との関係の中で自己を規定していく傾向」を有し、「対人関係に非常に敏感」になり、「他者によって自己を規制」せざるを得なくなっていくのである²⁷³⁾。

第4節 不登校児童・生徒の罪責感

生越の考察は、不登校児童・生徒の在り方を理解する上で、非常に有益な視点を提供している。例えば、不登校児童・生徒は、学校に通っていないゆえに平均性を逸脱している自分に向けられる世間の抑圧を常に気に病んでいる。それゆえ、彼らはCさん・Dさん・Eさんと同様、「自分は学校に通っていないゆえ、他者によって厳しく責められている」という罪責感を覚えているのである。しかも、彼らは世界の内にあるとき、差し当たってたいてい世間に隸属し、世間によって自分の存在を奪取され、世間の意向によって自分の日常的な存在可能性を指図されている。それゆえ、彼らは、他ならぬ自分に対して世間としての立場に立ち、自分で自分を厳しく責めずにいられなくなっているのである。例えば、Eさんは以下のとおり語っていた。

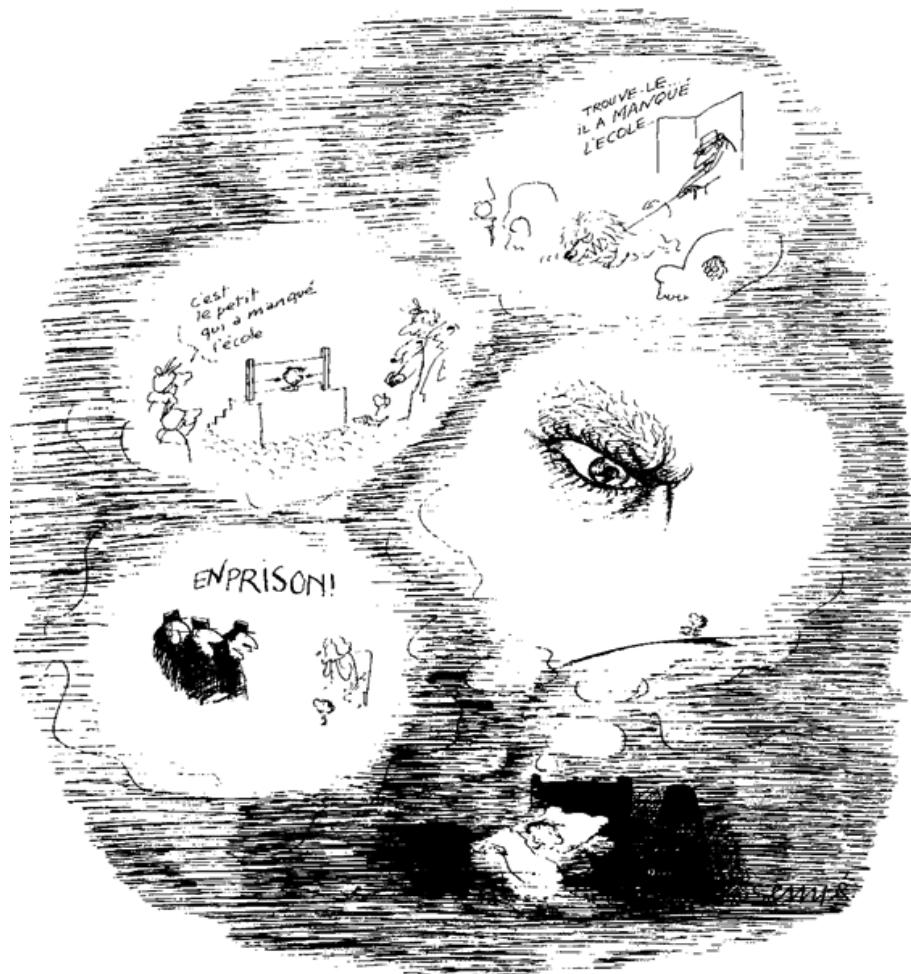
心身共に健康であれば学校に行くのは当然なこと、正常な状態で学校に行かないのは罪悪なのだと私はそう思っていたし、少なくともそう教えられてきたのだ。

だから私は自分に対して何故学校に行けないのかという問い合わせができない。何か必然的な理由づけがほしい。十把ひとからげの「登校拒否」という言葉にいいようもないほど嫌悪を感じている。

Eさんも世界の内にある限り、平均性を志向し、平均性との懸隔を気遣っている。それゆえ、彼女は世間の常識を内面化し、みんなと同様に学校に通うという仕方で平均性を実現してきた。しかし、彼女は、こうした仕方で平均性を実現し得なくなっているゆえ、自分に対して世間の立場に立ち、自分で自分を厳しく責めずにいられなくなっているのである。

ここまで論じた経験は、我が国の子どもたちに特有ではない。以下に挙げるのは、1960年にフランスで出版された子ども向け小説《Le petit Nicolas》の挿絵である（図①参照）²⁷⁴⁾。主人公の小学生ニコラは、友達と学校をさぼって遊んだ日の夜、悪夢にうなされる。この悪夢の中で、犬を連れた男性は、《Trouve-le, il a manqué l'école》（学校をさぼった男の子を見つけるんだ）と語ってニコラを追跡している。また、群衆は、ギロチンにかけられているニコラを見て《C'est le petit qui a manqué l'école》（あの男の子は学校をさぼったんだよ）と語っている。また、黒服を着た男性たちは、ニコラの母親の前でニコラに《Enprison!》（投獄する！）と宣言している。更に、ニコラは、彼を厳しく非難する身体なきまなざしによって追跡されている。ニコラはこのとき、学校をさぼるという仕方で平均性を逸脱した自分で自分を厳しく責める世間の抑圧を生々しく経験しているのである。

図① 『Le petit Nicolas』の挿絵



第5節 サルトルの思索に基づく不登校研究の必要性

ここまで論述によれば、以下のとおり言えると考えられる。ハイデッガーによれば、世界一内一存在としての私の在り方は、私に対して、反省作用よりも先に気分によって開示される。それゆえ、反省作用は、常に気分によって影響されている。特に、不登校児童・生徒は、生越の言う「重苦しい気分」によって影響されている。それゆえ、不登校児童・生徒の生を彼ら自身の反省作用によってとらえようとする試みは、常に彼らの気分によって左右されるのである。生越はこの限界を乗り越えるため、不登校児童・生徒を或る気分に気分づけている彼らの世界一内一存在に遡って彼らの生をとらえようと試みた。生越はこの試みによって、①彼らの不登校の端緒をなす不安を発見すると共に、②不登校児童

・生徒にとっての世間及び世間の前で「よい子」であることの意味を解明したのである。

生越の考察は、不登校児童・生徒の呈する様々な症状は、学校に通えなくなったことを契機として二次的に生じるとする渡辺位の見解にも合致する。また、生越の考察は、不登校児童・生徒にとって問題になっている他者を彼らの外にある存在者としてとらえているゆえ、こうした他者を不登校児童・生徒の内面に形成された心像と見なしたゆえ、様々な問題を呼び込んだ竹内の考察を乗り越えているのである。

ただし、ここで以下のことを問わなくてはならない。まず、生越によれば、不登校の背景をなす「重苦しい気分」は、ハイデッガーの言う不安に近い。しかし、不登校児童・生徒は、一定の学年になるまで他の子どもたちと共に学校に通っていたにもかかわらず、なぜ或る日、突如として学校という場との「日常的な慣れ親しみ」を失い、「不気味さ」・「居心地の悪さ」に陥り、学校という場自体によって脅かされ、ハイデッガーの言う不安を覚えるようになるのであろうか。この問題は、生越によっては主題的に論じられていない。

他方、ハイデッガーによれば、人間にとての不安は、究極的には「死についての不安 (Angst vor dem Tode)」²⁷⁵⁾である。私は世界の内にあるとき、差し当たってたいてい世間に隸属し、世間によって自分の存在を奪取され、世間の意向によって自分の日常的な存在可能性を指図されている。世間は平均性を深く気遣い、平均性を逸脱する者を厳しく抑圧し、人の存在可能性を徹底的に均等化する存在者である。それゆえ、私は世界の内にあるとき、差し当たってたいてい平均性との懸隔を気遣わざるを得ない。ハイデッガーによれば、ここで言う懸隔性・平均性・均等性は、世間の「公共性 (Öffentlichkeit)」を構成する。ハイデッガーは『存在と時間』で、このことについて以下のとおり述べている²⁷⁶⁾。

懸隔性・平均性・均等化は、世間の存在の仕方として、我々が「公共性」として識別しているものを構成する。この公共性は、全ての世界解釈と現存在解釈 (Welt- und Daseinsauslegung) とを差し当たって規整 (regeln) しており、全てのことについて、どこまでも正しいと主張する (Recht behalten)。

私は世界の内にあるとき、差し当たってたいてい世間の公共的な世界解釈及び現存在解釈に身を委ねている。この解釈は「全てのことについてどこまでも正しいと主張する」ので、私はこの解釈に身を委ねている限り、何の疑問も覚えずに済む。私はこのことによつて、「安らぎを得た自信 (die beruhigte Selbstsicherheit) や自明な『居心地の良さ』(das selbstverständliche) Zuhause-sein《》」を「平均的日常性」の内に持ち込むのである²⁷⁷⁾。

しかし、ハイデッガーによれば、死の可能性は私にとって「最も固有 (eigenst)」であると共に、自分以外の誰とも共にし得ない「没交渉的 (unbezüglich)」な可能性であり、この可能性に直面するとき、「他の現存在との全ての交渉は断たれて」いる²⁷⁸⁾。それゆえ、私は自分の死の可能性に直面するとき、世間によって公共的に解釈された世界を生きられなくなり、「安らぎを得た自信」や「自明な『居心地の良さ』」を失い、世界を「日常的な慣れ親しみ」を失った姿で、すなわち、不気味で居心地の悪い姿で見出さざるを得なくなるのである。実際に、ハイデッガーは『存在と時間』で、不安にあっては「日常的な親密さは崩れ落ち」、現存在は「単離化され」、「居心地の悪さ」という実存論的な『様態』を取る」と述べている²⁷⁹⁾。

しかし、不登校児童・生徒が学校で不安を覚えているとき、自分の死の可能性に直面していると考えるのは唐突であろう。では、不登校児童・生徒は、なぜ或る日、突如として世界との日常的な慣れ親しみを喪失し、ハイデッガーの言う不安に陥るのであろうか。

本稿ではこのことを、『存在と無』におけるサルトルの思索を手がかりとして考察する。サルトルは同書で、「対自存在（être-pour-soi）」すなわち人間の意識（conscience）と「即自存在（être-en-soi）」すなわち事物（chose）とを「絶対的に切り離された二つの存在領域（régions d'être）」として区別し²⁸⁰⁾、この両者は、「無（néant）」とのかかわりにおいて全く違った仕方で存在していることを解明している。後の論述を先取りして言えば、ここで挙げる無の問題こそ、不登校児童・生徒の生を理解する上で重要である。以下の箇所では、『存在と無』におけるサルトルの思索と共にしつつ、以上のことと明らかにする。

第3章 『存在と無』に見るサルトルの思索

第1節 対自存在と即自存在

第1項 対自存在の存在様式一定立的意識と非定立的意識一

前章第5節で述べたとおり、サルトルは『存在と無』で、「絶対的に切り離された二つの存在領域」として、対自存在すなわち人間の意識と即自存在すなわち事物とを区別している。対自存在すなわち人間の意識は「何かについての意識 (conscience de quelque chose)」であり、「意識ではない具体的な充実した現前 (une présence concrète et pleine qui n'est pas la conscience)」、すなわち、自らの外にある超越的な存在を「対象 (objet)」として「定立 (poser)」しつつ意識する「定立的意識 (conscience positionnelle)」である²⁸¹⁾。なお、フランス語のdeは目的補語を導く機能を持っており、conscience de quelque choseと言えば、quelque choseを対象として定立しているという意味を持っている。

ただし、サルトルによれば、人間の意識が超越的な対象についての定立的意識として機能する際に「必要かつ十分な条件」は、この意識が超越的な対象についての定立的意識であると共に、「自分についての意識 (conscience d'elle-même)」でもあることである²⁸²⁾。ここで言う「自分についての意識」は、自分を対象として定立しないまま、直接的に意識する「非定立的意識 (conscience non-positionnelle)」である²⁸³⁾。例えば、私は、ケースの中にある煙草を数えているとしよう。このとき、私の意識は煙草を対象として定立しつつ意識しているのであり、煙草を数えている私を対象として定立しつつ意識しているのではない。しかし、私は、このときも「何をしているのか」と尋ねられれば、すぐ「煙草を数えている」と答えられる。私の意識は、煙草を対象として定立しつつ意識している一方で、煙草を数えている自分を対象として定立しないまま意識しているのである。

ただし、ここで言う非定立的意識は、煙草を対象として定立しつつ意識している定立的意識についての意識に他ならない。それゆえ、サルトルの見解は、定立的意識は非定立的意識を必要とし、非定立的意識は定立的意識を必要とするという循環に陥りそうである。しかし、サルトルによれば、この循環は悪循環ではない²⁸⁴⁾。定立的意識と非定立的意識とは、相互に根拠づけあいつつ一つの意識を構成しており、この両者は「根本的に異なる」にもかかわらず、「解き難く一体化した同一の存在 (l'unité indissoluble d'un même être)」である²⁸⁵⁾。サルトルはこのことについて、『存在と無』で以下のとおり述べている²⁸⁶⁾。

「なるほど、だが循環がある」と人は言うであろう。…（中略）…しかし、循環は存在しない。又は、言うなれば、《循環的に》現実存在 (exister) することこそ意識の本性である。このことは、以下のとおり言い表してもいい。〔超越的な対象を〕意識しているあ

らゆる現実存在 (existence) は、現実存在していることについての意識として現実存在しているのである。

サルトルは『存在と無』で、この箇所以降、非定立的意識を「自分（についての）意識 (conscience (de) soi)」と表記している。本項で既に述べたとおり、フランス語の *de* は目的補語を導く機能をもつ。それゆえ、*conscience de soi* と表記すると、自分を対象として定立する認識作用 (connaissance) を指すと思われるので、*de* を括弧に入れたのである²⁸⁷⁾。

第2項 即自存在の存在様式

ところで、対自存在すなわち人間の意識は、超越的な存在を対象として定立的に意識するとき、この対象を自分では「ない」ものとして定立する否定作用 (négation) を遂行している。対自存在はこの作用を遂行するとき、「ない」ということ、すなわち、「非存在 (non-être)」又は「無 (néant)」について、予め了解しているはずである。しかも、サルトルによれば、無は対自存在の否定的判断によってもたらされるのではない。逆に、対自存在の否定的判断に先立つ「実在の構造 (structure réelle)」としての無によって根拠づけられているのである²⁸⁸⁾。それゆえ、対自存在は存在であるにもかかわらず、否定的判断に先立って、実在の構造としての無と関係を持っているはずである。

他方、サルトルによれば、「[即自] 存在の概念は無と何の関係も持たない」²⁸⁹⁾。それゆえ、即自存在は、否定作用とも何の関係も持たない。実際に、サルトルは『存在と無』で、即自存在は「完全な肯定性 (pleine positivité)」であり、「いかなる否定作用も内包していない (n'envelopper aucune négation)」と述べている²⁹⁰⁾。それゆえ、即自存在は「自分ではないもの」を立て得ず、自分と「自分ではないもの」とを区別し得ない。サルトルの言葉を借りて言えば、即自存在は「他性 (altérité)」を知らないのである²⁹¹⁾。

また、あらゆる規定作用は、この作用の対象をこの作用の主体ではないものとして立てる否定作用及びこの作用の対象を他の存在ではないものとして立てる否定作用を前提としている。しかし、即自存在は完全な肯定性であり、否定作用と何の関係も持たない。確かに、即自存在は対自存在によって否定作用の対象にされ、「…ではない」ものとしてとらえられ得る。しかし、ここで言う「…ではない」という関係は「証人たる人間存在 (réalité humaine témoin)」によって設定される「外的な関係 (relation externe)」であり、即自存在はこの作用によって影響されない²⁹²⁾。例えば、私がインク壺について「これは小鳥ではない」という否定的判断を行っても、インク壺と小鳥とはこの判断によって影響されないのである。それゆえ、即自存在は規定作用と無縁であり、文字どおりの意味で無規定的に存在している。サルトルはこのことについて、『存在と無』で以下のとおり述べている²⁹³⁾。

我々は事実、存在はいかなる否定作用も内包していないことを見た。存在は完全な肯定性である。それゆえ、存在は他性を知らない。存在は、決して自分を或る存在とは別のものとして立てない。存在は、他のものと何の関係も持ち得ない。存在は、無規定的に自分自身であり、自分自身であることに尽きる (il [=être] est lui-même indéfiniment et il s'épuise à l'être)。

他方、既に述べたとおり、対自存在は定立的意識と非定立的意識とに分離している。確かに、この両者の関係は、一つの意識の内における「内在的 (immanent)」な関係である²⁹⁴⁾。しかし、内在的な関係も関係である以上、自らを構成する或る項を「他の項ではない」という仕方で区別する否定作用を前提としている。サルトルの言葉を借りて言えば、「内在といえどもやはり自らに対する関係 (rapport à soi)」であり、自らが自らに対して取り得る最小限の後退 (le plus petit recul qu'on puisse prendre de soi à soi)」なのである²⁹⁵⁾。

それゆえ、定立的意識と非定立的意識とは、一方は他方ではないという仕方で否定作用によって分離されており、ここに否定作用を根拠づける実在の構造としての無が見出される。サルトルの言葉を借りて言えば、対自存在は自らによって非定立的に意識されており、自らに対して現前 (présent à soi) している²⁹⁶⁾。しかし、「あらゆる《…への現前》は二元性 (dualité) を含んでおり、したがって、少なくとも潜在的な分離 (séparation) を含んでいる」²⁹⁷⁾。この分離を果たすのは、「何でもないもの (rien)」すなわち無に他ならないのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている²⁹⁸⁾。

…（前略）自らに対する現前は、実体のない裂け目 (une fissure impalpable) が存在の内に忍び込んでいることを前提としている。…（中略）…現前することは、一致をたちどころに崩す (la présence est une dégradation immédiate de la coïncidence)。なぜなら、現前は分離を前提としているからである。しかし、我々が差し当たり、主体を自分から分離させるものは何かと問うのであれば、我々は、それは何でもないもの (rien) であると告白せざるを得ない。

他方、即自存在は無と関係を持たないゆえ、自らの内で関係を持つ主体としての自分と関係を持たれる対象としての自分とを分離し得ない。それゆえ、即自存在は、自分との間に「わずかな隙さえもたず (sans la moindre distance)」²⁹⁹⁾、自分との間に内在的な関係さえ持ち得ない。サルトルはこのことについて、『存在と無』で以下のとおり述べている³⁰⁰⁾

…（前略）存在は自らとの関係ではない。存在は自体 (soi) である。存在は、自分を実感 (se réaliser) し得ない内在であり、自分を肯定し得ない肯定であり、働きかけ (agir) 得ない能動性である。と言うのも、存在は自分とぴったり粘着している (il s'est empâté de soi même) からである。あたかも、存在のふところから自分についての肯定を解放するめには、存在の減圧 (décompression d'être) を必要とするかのようである。

更に、即自存在は、自分とも他の存在とも関係を有さないゆえ、自分によっても他の存在によっても創造され得ず、理由づけられ得ない。それゆえ、即自存在は、原因も理由もなく存在している「余計 (de trop)」なものである³⁰¹⁾。サルトルはこのことを、即自存在の「偶然性 (contingence)」と呼んでいる³⁰²⁾。また、サルトルは、即自存在の有するこうした性格を、「存在はある (l'être est)」という言葉で言い表している³⁰³⁾。すなわち、対自存在にとって、即自存在は「ある」という他に言いようのない不条理な存在なのである。

第2節 対自存在の超出と即自存在の道具性

前節第1項で述べたとおり、定立的意識は、定立的意識であるために非定立的意識を必要としている。他方、非定立的意識は、定立的意識（についての）意識であり、定立的意識の存在を前提としている。人間の意識は自らを定立的意識と非定立的意識とに分離し、互いに根拠づけあわせるという仕方で、自分の意識としての存在を根拠づけているのである。

しかし、対自存在は、自らを定立的意識と非定立的意識とに分離するよりも前に、既に存在していたはずである。対自存在は自分のこうした存在、すなわち、自分の端的な存在を根拠づけ得ない。それゆえ、対自存在の端的な存在は、偶然的な存在である。サルトルの言葉を借りて言えば、自分を定立的意識と非定立的意識に分離し、相互に根拠づけあわせる対自存在の行為は「まさに自らの原因であることを目指して存在する (*être pour être cause de soi*) 偶然的な存在を根拠として現れる」のである³⁰⁴⁾。それゆえ、対自存在は、「自らを意識として根拠づけるため」に自分とも自分以外の存在とも関係を持たず、何によつても根拠づけられない偶然的な即自存在の在り方を捨て、自分を定立的意識と非定立的意識とに分離して相互に基礎づけ合させ、もって「即自としての自己を失う」に至るのである³⁰⁵⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁰⁶⁾。

…（前略）自らを滅ぼして意識になる (*s'anéantir en conscience*) もの、しかし、意識の〔存在の〕根拠とは言われ得ないもの、これこそ偶然的な即自である。即自は何ものも根拠づけ (*fonder*) 得ない。即自が自らを根拠づけるのは、即自が自らを対自に変容する (*se donner la modification du pour-soi*) ことによってである。即自は、それがもはや既に即自であらぬ (*il n'est déjà plus en-soi*) 限りにおいて、自らの根拠 (*fondement*) である。

ただし、対自存在は、自らを定立的意識と非定立的意識とに分離して互いに根拠づけ合わせるよりも前には、即自存在と同様に偶然的な存在であったという事実を決して忘れ得ない。この事実は「対自のふところに、その根源的な偶然性としてとどまっている」³⁰⁷⁾。

それゆえ、サルトルによれば、対自存在は自らの端的な存在の根拠を欠く「存在欠陥 (*défaut d'être*)」である³⁰⁸⁾。対自存在はこのことのゆえに、自分で自分の端的な存在を根拠づける「全体 (*totalité*)」としての自分、すなわち、サルトルの言う「自己 (*soi*)」を取り戻そうとし、この自己との一致を目指して、現在の自分を「超出 (*dépasser*)」して行くのである³⁰⁹⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³¹⁰⁾。

…（前略）人間存在は、自らが欠いている全体に向かって自らを超えていく作用 (*son propre dépassement vers ce qu'elle manque*) である。…（中略）…人間はまず始めに現実存在 (*exister*) していて、後にあれこれを欠く何者かではない。…（中略）…人間はその存

在への到来において、自らを不完全な存在としてとらえる。

ところで、対自存在は、自己との一致を目指して現在の自分を超出していくとき、この一致を果たす上で現在の自分に欠けている「欠如分（le manquant）」を、自分によって実現されるべき「可能（le possible）」又は「可能性（possibilité）」として見出す³¹¹⁾。人間は、世界（monde）の内で具体的な状況（situation）を生きているとき、まず「状況的に許されている論理的可能の総体（l'ensemble des possibles logiques que comporte la situation）」を立てる³¹²⁾。次に、人間は、この内の或る可能性を選択して実現し、他の可能性を「無に帰し（néantir）」て背景に退ける³¹³⁾。人間はこうした仕方で、現在の自分を超出していく。

また、人間はこうした仕方で現在の自分を超出していくとき、世界の内で出会われる事物を「自分の可能性を実現するために然々の仕方で使用されるべきである」という「要求（exigence）」を持つ「道具（ustensile）」として見出しており、こうした道具は私を「帰趣中心（centre de référence）」として、他の道具を無限に指し示す「無限の道具複合（l'infini des complexes ustensiles）」を形成している³¹⁴⁾。この道具複合こそ人間にとつての世界である³¹⁵⁾。

なお、人間のこうした在り方も、否定作用を前提としている。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³¹⁶⁾。

存在の全体が我々の周囲に道具として配置されるためには、また、存在の全体が分節された複合に分割され、それらが互いに他を指し示し、有用であるためには、否定作用が出現する所以なければならない。しかも、他の諸事物の間の一つの事物として出現するのではなく、存在の巨大なかたまりを諸事物として配置し配分することを司る範疇的な権限を持つものとして出現する所以なければならない。

ただし、事物すなわち即自存在は、たとえ対自存在の否定作用によって分節化され、対自存在の超出に応じて道具としての意味を与えられていても、前節第2項で述べたとおり、本来は何の原因も理由もなく偶然的に存在しているに過ぎないのである。サルトルの小説『嘔吐』（*La Nausée*）の表現を借りて言えば、事物すなわち即自存在の持つ道具としての有意義性は、人間によって事物の表面に記された「脆弱な目印（faibles repères）」に過ぎないのである³¹⁷⁾。

こうした意味を失ったむき出しの事物としての即自存在は、何の原因も理由もなく偶然的に存在しているゆえ、人間にとつては「ある」という他に何も言ひようのない「怪物じみた柔らかい無秩序の塊（masses monstrueuses et molles）」である³¹⁸⁾。人間は、こうした偶然的な即自存在を目の当たりにするとき、「吐き気（nausée）」を覚えるのである。実際に、サルトルは『存在と無』でも、「[即自] 存在は…（中略）…吐き気等何らかの直接的な接近の仕方（quelque moyen d'accès immédiat）で我々に開示されるであろう」と述べている³¹⁹⁾。このことについては、本稿第5章第6節第4項で改めて論じる。

第3節 対自存在の無化作用

第1項 対自存在の無化作用

ここまでに論じたとおり、対自存在は存在であるにもかかわらず、無と関係を有している。サルトルは『存在と無』で、このことについて「探求 (recherche)」という行為を例に挙げ、以下のとおり考察している³²⁰⁾。

私は何かを探求している際、「問い合わせ的な態度 (attitude interrogative) で存在の前に立っている」³²¹⁾。私はこのとき、「問う存在」として「問われる存在」の前に立ち、「問われる存在」に対して「何かについて」問い合わせている³²²⁾。また、私は、問われる存在に対して何かについて問い合わせているとき、問われる存在の存在又は存在様式 (manière d'être) が私に対して開示され、問い合わせに対して何らかの答えが与えられることを期待している³²³⁾。それゆえ、問い合わせは「期待 (attente) の変形」³²⁴⁾である。しかし、私は、問われる存在に対して何かについて問い合わせているとき、この問い合わせに対して否定的な答えが与えられ得ることを「原理的に容認している」³²⁵⁾。また、私は、自分の問い合わせに対する答えが肯定的であるか否定的であるかについて不知であり、しかも、この不知を予め了解している。それゆえ、問い合わせは、①問う存在である「人間における知の非存在 (non-être du savoir en l'homme)」②問われる存在である「超越的存在の内の非存在の可能性 (possibilité de non-être dans l'être transcendant)」という二つの非存在についての了解に基づいている³²⁶⁾。しかも、私は、問われる存在に対して何かについて問い合わせるとき、「『それは然々であって、それ以外ではない』と言い得る一つの客観的な答え」を期待している³²⁷⁾。それゆえ、問い合わせは、③真理と非真理とを区別する「限定という非存在 (non-être de limitation)」についての了解にも基づいている³²⁸⁾。それゆえ、問い合わせという行為は、非存在すなわち無についての了解によって根拠づけられているのである。

では、こうした非存在すなわち無は、いかにして世界にもたらされるのであろうか。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³²⁹⁾。

…（前略）我々はまず、《自らを無化する (se néantiser)》というこの特性を、無に対して許すわけには行かないことを認めなければならない。と言うのも、《自らを無化する》というこの動詞は、「無」からごくささいな存在らしきものさえも取り除くために考え出された言葉であるとは言え、自分を無化し得るのは、「存在 (être)」だけであることを認めなければならない。しかるに、無は存在していない…（中略）…我々が無について語り得るのは、無がただ単に存在の見かけ (apparence d'être)，借り物の存在 (être emprunté) を持っているからである。…（中略）…無は存在するのではない。無は《存在される (être été)》のである。無は自らを無化するのではない。無は《無化される (être néantisé)》のである。

無を「生み出す」・「もたらす」等と言えば、あたかも無を存在しているものとして動詞の目的語にしているかのようである。それゆえ、サルトルは、無を「無化する (néantiser)」

という言葉をわざわざ作っているのである。ただし、無化作用も作用である以上、存在によって担われなければならない。しかし、無は存在していないゆえ、無化作用の担い手ではあり得ない。無は、自分以外の存在によって「存在され」、「無化される」のである。

しかし、無と関係をもたない存在が自分の外に無を創造し、維持することはできない³³⁰⁾。それゆえ、「無を世界に到来せしめる存在は、その存在において、その存在の無が問題である存在である（L'être par qui le néant arrive dans le monde est un être en qui, dans son être, il est question du néant de son être）」、「無を世界に来たらしめる存在は、その存在自身の無であるのでなければならない（L'être par qui le néant vient au monde doit être son propre néant）」³³¹⁾とされるのである。こうした存在は、いかなる存在であろうか。

我々はここで、考察の発端になっている問い合わせという行為に立ち戻って見よう。例えば、時計の故障という事態は、「実在的（cause réelle）」な原因によって「実在的な結果（effet réel）」を引き起こす「因果的系列（séries causales）」に従って生じている³³²⁾。この系列は「…である」と肯定的に規定できる原因によって「…である」と肯定的に規定できる結果を引き起こす肯定的な存在の系列である。それゆえ、この系列は無と関係をもたず、無によって基礎づけられる否定作用とも関係をもたない肯定的な存在、すなわち、即自存在の系列であって、「[肯定的な即自] 存在以外生み出し得ない」³³³⁾。実際に、即自存在は因果的系列によって完全に「拘束され（être engagé）」³³⁴⁾、この拘束を逃れ得ないのである。

しかし、私は、例えば時計の故障という事態に直面したとき「この事態はいかにして生じたのであろうか」と問い合わせ得る。私はこのとき、幾つかの非存在すなわち無について了解し、この了解に基づく否定作用を遂行して問い合わせを行っているのであり、肯定的な存在の系列である因果的系列の拘束を逃れているのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³³⁵⁾。

…（前略）それゆえ、肝心なことは、問い合わせ立てる者が〔肯定的な即自〕存在を構成し、〔肯定的な即自〕存在以外は生み出せない因果的系列から自らを外す（se décrocher）可能性を常に有しているということである。…（中略）…事実、実在的な原因是実在的な結果を生み出すのであり、結果としての存在は、原因によって肯定性の内に完全に拘束されている。結果としての存在がその存在において原因に依存する限り、ここには、無のわずかな萌芽も存し得ないであろう。問う者は、問い合わせられている相手との関係において無化的後退（recul néantissant）を行い得るはずである限りにおいて、世界の因果的秩序から逃れ、存在のとりもどりから逃れている（se désengager de l'être）のである。

しかも、私は「問い合わせられている相手との関係」において「無化的後退」を行っているとき、自分との関係においても「無化的後退」を行い、無に基づく否定作用を遂行している。例えば、私は時計の故障という事態に直面したとき、「相手との関係において自分で自分を無化し、自分から非存在〔=時計の故障という事態に関する不知〕を引き出し得るように〔肯定的な即自〕存在から自分を引き離し（s'arracher à l'être）」³³⁶⁾」ている。そもそも、私は時計の故障という事態はなぜ起きたのかを知らないからこそ「時計の故障という事態はいかにして生じたのだろうか」と問い合わせ立てるのである。また、私はこのとき「自分との関係において相手〔=時計の故障という事態〕を無化し」、これを「存在と非

存在との間の中間状態 (état neutre)」に置いている³³⁷⁾。私は「時計の故障という事態はいかにして生じたのであろうか」という問い合わせに対して、世界から「実はこの事態は生じていない」という答え、すなわち、「実は時計は故障していない」という答えが与えられるかも知れないことを知っている。問い合わせは、この二つの条件を具備していない限り、真正な問い合わせにはならないのである。

以上の論述によって示されたとおり、私は真正な問い合わせを行おうとすれば、自分と世界の間に無を導き入れていると共に、自分の中にも無を導き入れているのであり、「自ら非存在を身に帯びている限りで、世界の内に無を生じさせ」ているのである³³⁸⁾。それゆえ、「自らの存在において無を無化する存在」とは、私すなわち対自存在なのである。

第2項 無化作用に由来する対自存在の自由と不安

ここまで論述によれば、以下のとおり言えると考えられる。即自存在は肯定的な存在の系列、すなわち、因果的系列によって拘束されている。他方、対自存在は因果的系列と自分との間に無を導き入れ、この系列から自分を引き離す能力を有している。サルトルによれば、対自存在の持つこの能力、すなわち、無を「分泌 (sécréter)」して自分を肯定的な存在の系列から引き離し、この系列から「孤立させる (isoler)」能力こそ「自由 (liberté)」に他ならない³³⁹⁾。この能力は、対自存在と即自存在とを区別する根源的な能力である。サルトルの言葉を借りて言えば、「自由であること (être-libre)」は、「人間の存在 (être de l'homme)」と区別し得ない人間の根源的な在り方なのである³⁴⁰⁾。

ただし、対自存在すなわち人間の意識は、超越的な対象についての定立的意識であると共に、自ら（についての）非定立的意識である。それゆえ、人間は自由である以上、自由である自ら（についての）非定立的意識を持っているはずである。サルトルによれば、この意識こそ「不安 (angoisse)」に他ならない。サルトルは『存在と無』で、このことを以下の例に即して考察している³⁴¹⁾。

私は、断崖に沿った柵もない小径の上にいるとする。この断崖は私に対して、死の危険を指し示している。私はこのとき、足下の小石につまづく等死の危険を実現する事態を予想する。こうした事態は、私の意志とは関係なく生じる偶発的な事態であり、私によって選択され得る事態ではないゆえ、私の可能性ではない。サルトルによれば、人間の可能性は「存在についての選択 (une option sur l'être)」である³⁴²⁾。それゆえ、人間は、「自分の存在についての選択」という形式で自らの存在であるという必然性 (la nécessité d'être son être sous forme d'option sur son être)」を背負っているのである³⁴³⁾。また、私はこうした事態に見舞われれば、事物と同じ仕方で因果的系列に従って転落し、死ぬ他ない。サルトルによれば、私は、このことを意識するとき、「恐怖 (peur)」を覚える。恐怖は、即自存在と同様の仕方で因果的系列に従って死に至り得る自分（についての）非反省的な意識なのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁴⁴⁾。

私も万有引力に従う世界の物体である限り、それ [=転落して死に至ること] は私の可能性ではない。この瞬間には、恐怖が現れる。この恐怖は、諸々の超越的なもののただ中の破壊され得る超越的なものとしての、すなわち、自らの内に未来の消失の根源 (origin de

sa future disparition) を持たない物体としての私についての、状況から発する把握 (sasie de moi-même à partir de la situation) である。

ところで、私は恐怖を覚えているとき、転落の危険を避けるため足下の小石に注意する、道の端を歩かないようにする、よそごとを考えないようにする等の行為を取り得る。これらの行為は、いずれも私によって選択される行為であり、私の可能性である。しかし、このことは、これらの行為はいずれも私によって選択される限りにおいて存在するに過ぎないことを意味している。他方、これらの行為と矛盾する行為（足下の小石に注意しない・走る・よそごとを考える）又は反対の行為（崖に身を投げる）も、私によって選択され得る行為であり、私の可能性である。それゆえ、これらの行為は、いずれも「それ自身では十分な現実存在 (existence) を有しておらず」、あくまでも私に依存して存在しており、いわば、同等の資格において存在している³⁴⁵⁾。それゆえ、転落の危険を避ける行為の可能性は、「状況的に許されている論理的可能の総体を背景として、その上に浮かび上がることによって (en s'enlevant sur le fond de l'ensemble des possibles logiques que comporte la situation) のみ、私の可能として現れ得る」³⁴⁶⁾。私は、転落の危険を避ける行為の可能性を見出すためには、まず「状況的に許されている論理的可能の総体を立て」、次いでこの行為と矛盾する行為又は反対する行為の可能性を無化し、もってこの行為の可能性を浮かび上がらせなくてはならないのである。

確かに、私はこのときも、死の危険を避ける諸動機を持っている。私は、これらの動機を、私の行為を決定するものとして意識できれば、不安を逃れられるかも知れない³⁴⁷⁾。しかし、私は対自存在である以上、肯定的な存在の系列である因果的系列と自分との間に無を導き入れ、この系列から自分を引き離す能力、すなわち、サルトルの言う自由を有している。それゆえ、私は断崖の前で、自分の持っている諸動機を想起するとき、以下のことを意識せざるを得ない。すなわち、これらの諸動機は私の行為の決定因ではなく、私をして死の危険を避ける行為を選択せしめる上で「十分に有効ではない」³⁴⁸⁾。それゆえ、私は断崖の前で「自分は死の危険を招く行為を敢えて行ってしまうかも知れない」という意識をもち、「戦慄 (horreur)」という形で不安を覚えるのである³⁴⁹⁾。

なお、ここでサルトルの言う不安は、身体的な症状としても経験される。例えば、断崖の前に立っている私にとって、「私が未だそれであらぬところの私 (le moi que je ne suis pas encore)」すなわち未来の私と「私がそれであるところの私 (le moi que je suis)」すなわち現在の私との間には「無が滑り込んで (un néant s'est glissé)」来ており、この両者は無によって引き離されている³⁵⁰⁾。それゆえ、未来の私は、現在の私から因果的系列によって決定論的に生じるのではなく、現在の私に依存していない。しかし、断崖の前で身を投げるのは、あくまでも未来の私である。それゆえ、現在の私は未来の私によって支配され、未来の私に依存しているのである。サルトルによれば、私が断崖の前で覚える「めまい (vertige)」は、「この依存についての把握 (sasie de cette dépendance)」に他ならない³⁵¹⁾。このことは、不登校児童・生徒の身体症状を考える上で重要であり、後に改めて言及する。

ところで、ここまでに考察した不安は、現在の私と未来の私との関係における不安である。しかし、不安の中には、現在の私と「過去 (passé)」の私との関係における不安もある。例えば、賭博者は、かつて賭博によって悲惨な事態を経験し、二度と賭博をすまいと

決心したにもかかわらず、賭博台に近づくや否や、この決心がたちどころに水泡に帰すのを自覚する。確かに、彼は、過去の決心を忘れていないかも知れない。むしろ、彼は、賭博台の前でこの決心を想起し、この決心に訴えて賭博をやめようとするかも知れない。しかし、サルトルは、このときの賭博者の心理について以下のとおり述べている³⁵²⁾。

しかし、このとき彼が不安のうちにとらえるのは、まさに過去の決心が全面的に無効だということである。確かに、過去の決心はそこにある。しかし、この決心は、私 [=賭博者] がこれを意識しているという事実自体によって、凝固し、無効になり、超出されている。…（中略）…この瞬間に賭博者がとらえるのは、またもや決定論の不断の破断（rupture permanente du déterminisme）であり、彼を彼自身から切り離す（séparer）無なのである。

二度と賭博をすまいと決心した賭博者の過去の意識は、現在の彼の意識の想起作用の対象になっている。すなわち、彼の過去の意識は、現在の彼の意識の否定作用の対象になって「自分ではないもの」として指定され、想起作用の対象として定立されているのである。

しかも、この否定作用は、無によって根拠づけられている。すなわち、この決心を行った過去の彼の意識と、現在の彼の意識との間には無が滑り込んでおり、この両者は無によって切り離されている。それゆえ、賭博者の過去の決心は、現在の彼に対して賭博を辞めようと呼びかけ得ても、現在の彼に対して賭博を禁じ得ない。それゆえ、賭博者は賭博台を前にするとき、「自分はかつて二度と賭博をすまいと決心したにもかかわらず、再び賭博を行って悲惨な結果を招いてしまうのではないだろうか」という不安を覚えるのである。

ここまで考察に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。対自存在は自らの無化作用によって、自らを即自存在の総体としての世界から切り離し、即自存在を支配する因果的系列から切り離し得る。この能力こそ自由である。不登校児童・生徒も対自存在である以上は自由であり、因果的系列によって拘束されていない。すなわち、彼らは、何らかの実在的な原因によって必然的に登校できなくなっているのではない。彼らはこのことを、非定立的意識のゆえに、常に暗々裏に意識している。例えば、Eさんは以下のとおり語っていた。

これでも [学校に] 行こうとは思っている。けれど玄関に立つと足が震えて、手の力が抜けて、目眩がしてくる。もう今日はそんな自分になることがこわくて玄関までも行けなかつた。

いっそ本当の病気、内臓のどこかが悪かったりという原因があって、こんな状態になってしまっているのだったらどんなにいいだろうと思う。そうでなければ精神病というレッテルでも私に貼りついているならば誰も私を責めはしないだろう。心身共に健康であれば学校に行くのは当然なこと、正常な状態で学校に行かないのは罪悪なのだと私はそう思っていたし、少なくともそう教えられてきたのだ。

だから私は自分に対して何故学校に行けないのかという問い合わせができる。何か必然的な理由づけがほしい（下線部は引用者）。

Eさんは自ら語っているとおり、確かに学校に行こうとは思っている。しかし、学校に

通おうと決心した過去の彼女の意識と、現在の彼女の意識とは、無によって切り離されている。それゆえ、彼女は過去の決心に基づいて学校に通おうとするとき、以下のことを意識せざるを得ない。すなわち、彼女の過去の決心は既に「全面的に無効」であり、彼女は学校に通わないゆえにいかに深刻な未来を招こうとも、他者によつていかに厳しく非難されようとも、又は自分をいかに厳しく責めようとも、なおも学校を休み得る。彼女はこのことを意識するとき、本項で挙げた賭博者と同じ不安を覚える。この不安は、本項で断崖の例に即して述べたとおり、時として、めまい等の身体症状として経験されるのである。

彼女は、もし即自存在と同じ仕方で因果的系列によって拘束され、何らかの実在的な原因によって必然的に学校に通えなくなっているのであれば、不安を覚えずに済む。それゆえ、彼女は、「いっそ本当の病気、内臓のどこかが悪かったりという原因があつて、こんな状態になってしまっているのだったらどんなにいいだろうと思う」と語らずにいられなくなっている。しかし、学校に通おうとする彼女の決心を無効にし、彼女を学校に通えなくしている真の原因是、彼女の意識の無化作用によって彼女の意識に導き入れられ、彼女を因果的系列から切り離す無である。それゆえ、彼女を学校に通えなくしている原因是、文字どおりの意味で「無い」のである。しかも、彼女は、サルトルの言う非定立的意識の作用のゆえに、このことを常に暗々裏に意識せざるを得ない。それゆえ、彼女は、「私は自分に対して何故学校に行けないのか」という問いかけができない」と述べずにいられない。本節第1項で述べたとおり、問いかけは「期待の変形」であり、問いかけに対して答えが与えられる可能性についての了解に基づいている。逆に、あらゆる問いかけは、答えを与える可能性がもともとないと分かっているときは存立し得ないのである。

第4節 対自存在の時間性

第1項 過去と未来

前節で述べたとおり、現在の私は、過去の私とも未来の私とも無によって切り離されている。ただし、現在の私は、このことにもかかわらず、過去の私とも未来の私とも無関係ではない。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁵³⁾。

過去は彼方で (là-bas), 自分の背後において (derrière lui) 自分の過去であることなしには現実存在し得ない現在 (présent) にとってしか存しない。過去を持つのは、自分の過去であることが自分の存在において問題であるような存在 (les êtres qui sont tels qu'il est question dans leur être de leur être passé) だけであり、自分の過去であるべきである (avoir à être) ような存在だけである (下線部は引用者)。

過去の私は、もし現在の私との間に関係を保つていなければ、既に「失われて (perdu)」

いるはずである³⁵⁴⁾。しかし、現在の私は、過去の私であるべきであるという仕方で過去の私を存在の内に保っており、過去の私に対して「責任を負っている（être responsable）」のである³⁵⁵⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁵⁶⁾。

我々が《ポールは疲れていた（Paul était fatigué）》というとき、《あった（était）》³⁵⁷⁾の本質的な意義は一目瞭然である。すなわち、現在のポールは、「過去においてこの疲れを持ったこと」について責任を負っている。もし、[現在の] ポールが自分の存在とともにこの疲れを支えているのでなければ、この疲労状態の忘却さえあり得ないであろう。むしろ、そこにあるのは、《もはやあらぬ（n'être plus）》であろう…（中略）…その疲れは失われていることになるであろう。それゆえ、現象的な存在は、自らの過去の根拠である。

ただし、サルトルによれば、過去の私は既に「その可能性を消費し尽くし」、もはや「いかなる種類の可能性も持たずに」存在している³⁵⁸⁾。言い換えれば、過去の私は、かつては対自存在であったにもかかわらず、今や「それがそれであるところのもの」として、すなわち、「世界の事物と同様」に「一つの即自」として存在している³⁵⁹⁾。それゆえ、過去の私は、現在の私にとって「それであらぬといいかなる可能性もなく、それであるべき」当のものである³⁶⁰⁾。

他方、現在の私は、未来の私とは無によって切り離されており、未だ未来の私ではないにもかかわらず、又は、未だ未来の私ではないゆえにこそ、未来の私であるべきである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁶¹⁾。

将来（avenir）の輪郭が世界の地平に描かれるのは、自らの将来であるような存在によってでしかあり得ない。言い換えれば、自らにとて来たるべき（àvenir）であるような存在…（中略）…によってでしかあり得ない…（中略）…単に自分の存在であるのではなく、自分の存在であるべきである存在だけが将来を持ちうる。

サルトルによれば、未来の私は未だ現在の私ではないにもかかわらず、現在の私を規定している。実際に、サルトルは『存在と無』の別の箇所で、人間存在は「[現在は]存在しないもの [= 未来の自己] によって、[現在の] 自分が何であるかを自分に告げ知らせる（se faire annoncer ce qu'elle [= réalité-humaine] est par ce qui n'est pas）」のであり³⁶²⁾、「自分の未来の内に不斷に拘束されている（être perpétuellement engagé dans son propre futur）」と述べている³⁶³⁾。例えば、テニスの試合に臨んでいる現在の私にとって、ボールを打ち返している未来の私は、現在の私によって実現されるべき私、すなわち、来たるべき私である。現在の私の行為は、すべて来たるべき私と「融合する（se fondre）」ための行為である³⁶⁴⁾。それゆえ、未来の私は過去の私と同様、現在の私にとって「それであるべきである」当のものである。ただし、未来の私は過去の私とは違い、あくまでも可能性であり、現在の私によって選択され得る³⁶⁵⁾。それゆえ、サルトルによれば、私は「私がそれであらぬことができるという不断のパースペクティブにおいて」、未来の私であるべきなのである³⁶⁶⁾。

第2項 自らの時間化

ところで、サルトルによれば、「現在的 (présent)」な対自存在は、即自存在の総体すなわち世界に対して「現前の (présent)」である³⁶⁷⁾。しかも、対自存在は、「まず (d'abord) 対自 [存在] であり、次いで (ensuite) [即自] 存在に対して現前のになる」のではない³⁶⁸⁾。むしろ、対自存在は、もともと即自存在に対して現前するという仕方でなければ存在し得ないのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁶⁹⁾。

…（前略）対自は自らを対自存在たらしめるとき、同時に自らを存在への現前たらしめる (le pour-soi se fait présence à l'être en se faisant être pour-soi) のであり、対自であることを止めるときは、同時に現前であることを止める (cesser d'être présence en cessant d'être pour-soi)。対自存在は、[即自] 存在への現前として定義される。

ただし、本章第1節第2項で述べたとおり、あらゆる現前は分離を前提としている。それゆえ、対自存在が即自存在に対して現前のであることは、対自存在は即自存在ではないこと、すなわち、対自存在と即自存在とは無によって切り離されていることを前提としている。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁷⁰⁾。

或る存在 [=即自存在] への現前は、我々が内的な結びつきによってこの存在 [=即自存在] に結びつけられている (être lié à cet être par un lien d'intériorité) ことを含意している…（中略）…しかし、この内的な結びつきは、否定的な結びつき (lien négatif) である。この結びつきは、現前の存在について、この存在がそれに対して現前しているところの存在であることを否定する。もしそうでなければ、内的な結びつきは消え失せ、ただ単なる同一性 (identification) になるであろう。

対自存在は、即自存在との間に否定的な結びつきを持っているゆえ、即自存在を自分でない存在として否定しつつ、これを対象としてとらえる定立的意識であり得るのである。

ただし、本章第1節第1項で述べたとおり、或る対象についての定立的意識は、自ら (について) 非定立的意識でもある。しかも、対自存在は或る対象についての定立的意識であると共に、定立的意識である自ら (について) 非定立的意識であり、この両者は互いに根拠づけ合っている。対自存在はこのことによって、自らを即自存在ではない存在として否定するのである。対自存在は、こうした二重の仕方によって即自存在から逃れ出るのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁷¹⁾。

…（前略）対自 [存在] と即自存在との第一義的な関係 (premier rapport) は、否定である。対自 [存在] は、対自存在としての仕方で、すなわち、自らを自らに対して [即自] 存在ではないものとして開示する (se révéler) 限りで、分散した現実存在者 (existant dispersé) として《存在する (être)》。対自は、内に秘められた分裂 (désagrégation intime) と外に向かられた否定 (négation expresse) とによって、二重に [即自] 存在から逃れ出る。現前とは、まさに [即自] 存在のこうした否定である（後略）…（下線部は引用者）。

しかも、本章第2節で述べたとおり、対自存在は、自らを定立的意識と非定立的意識とに分離し、相互に根拠づけ合わせるよりも前に存在していた。対自存在は、自分のこうした存在、すなわち、自分の端的な存在を根拠づけ得ない存在欠陥である。それゆえ、対自存在は、自分で自分の端的な存在を根拠づける全体としての人間存在すなわち自己を取り戻そうとする。対自存在はこのとき、現在の自分に欠けている欠如分を自分によって実現されるべき可能性として見出し、この可能性に向けて現在の自分を超えていく。対自存在はこうした仕方で、自己との一致に向けて現在の自分を超えていくのである。

この作用は、対自存在の持つ時間性（temporalité）の根拠である。前項で述べたとおり、過去の私は既に「その可能性を消費し尽く」し、「世界の事物と同様に一つの即自」として存在している。他方、未来の私は、現在の私によって実現されるべき可能性である。私は、既に即自になった過去の私であることを否定し、過去の私を「拒否（se refuser）」すると共に、実現されるべき未来の私に向かって現在の私を「逃れ出（se fuir）」、現在の私を超出し、もって自らを時間化（temporaliser）していくのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁷²⁾。

[時間化の]全体（totalité）は決して完成されない。この全体は自らを拒否し、自らを逃れ出る。この全体は…（中略）…自分からの離脱（arrachement à soi）であり、自分を与える瞬間に既にその彼方にあるとらえ難い全体（totalité insaisissable qui, au moment où elle se donne, est déjà par delà ce don de soi）である。

対自存在はこうした仕方で、私がもはやそれであらぬ過去の私との間及び私が未だそれであらぬ未来の私との間に関係を保っている。それゆえ、サルトルによれば、時間性は「或る統一する行為のふところ（au sein d'un acte unificateur）」において「分解する力（une force dissolvante）」である³⁷³⁾。この在り方は対自存在に固有の在り方であり、「対自〔存在〕は時間的な形式のもとでなければ存在し得ない」のである³⁷⁴⁾。

第3項 反省作用によって自らの生をとらえることの限界

ここまでに論じたことは、「人間は自分の生を反省作用によってとらえられるであろうか」という問い合わせに対する一定の答えを与える。サルトルによれば、「反省は、必当然的な明証でなくてはならないのであれば、反省する者が反省される者を存在することを要求する（la réflexion exige, si elle doit être évidence apodictique, que le réflexif soit le réfléchi）」³⁷⁵⁾。サルトルは『存在と無』で、「A と B とは無によって切り離されているにもかかわらず、なおも同一の存在を構成している」と言おうとするとき、être 又は exister をイタリックで表記し、A est B 又は A existe B という形で他動詞として用いている³⁷⁶⁾。本稿では、こうした être・exister の訳語として、「～を存在する」・「～を現実存在する」を用いる。すなわち、反省する者と反省される者とは、確かに無によって切り離されているにもかかわらず、なおも同一の存在を構成しており、このことこそ反省の必当然的な明証性を保証しているのである。サルトルは『存在と無』の別の箇所で、このことについて以下のとおり述べている³⁷⁷⁾。

…（前略）反省する者（le réflexif）は、たとえ《即目的にあるのではない》という形式においてではあるにせよ、全くの内在において（en toute immanence）、反省される者を存在している（être le réfléchi）。このことは、反省される者は完全に対象であるのではなく、反省〔する者〕にとって準一対象（quasi-objet）であるという事実によってよく示されている…（中略）…反省される意識は、未だ反省〔する意識〕に対して自らを外部として引き渡すのではない…（中略）…反省する者は、自らを反省される者と全く別の者たらしめることができない。

それゆえ、反省作用は、本来は自分を時間化する存在としての私自身をとらえる作用であり、私の過去及び未来に拡張された作用である。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁷⁸⁾。

もし反省する者が反省される者を存在しているのであれば、また、この存在統一（unité d'être）が反省の権利を根拠づけ制限するのであれば、反省される者自身が反省する者の過去を存在し、未来を存在すると付け加えるべきであろう…（中略）…それゆえ、デカルト的な反省の拠点すなわちコギトは、無限小の瞬間〔=現在〕に制限されてはならない。

サルトルは『存在と無』で、自らを時間化する存在としての私を、「歴史性（historicité）」としての私とも呼んでいる³⁷⁹⁾。ただし、サルトルによれば、私は反省作用を遂行するとき、歴史性としての私をとらえる「純粋な反省作用（réflexion pure）」ではなく、私を「心的事実（faits psychiques）」の「継起（succession）」として構成する「不純な反省作用（réflexion impure）」又は「構成的な反省作用（réflexion constituante）」を遂行しがちである³⁸⁰⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている³⁸¹⁾。

…（前略）世界一内一存在の反省的な意識は、その日常的な現実存在においては、心的対象（objets psychiques）に直面している。これらの対象は、それらがあるところのものであり、あたかもタペストリーの上のデッサンやモチーフのように我々の時間性という連続的な横糸（trame）の上にあらわれ、普遍的な時間（temps universel）の中における世界の事物と同じ仕方で、言い換えれば、継起というまったく外的な関係以外の関係を相互の間に保つことなく交代しつつ、次々に継起する。

サルトルによれば、私にとって日常的な反省作用は、不純な反省作用又は構成的な反省作用である。純粋な反省作用は、不純な反省作用又は構成的な反省作用の根拠になる根源的な反省作用であるとはいえる、「決して始めに与えられず」、「一種のカタルシス（catharsis）によって獲得されなければならない」のである³⁸²⁾。それゆえ、私は反省作用によって自分の生をとらえようとするとき、日常的な反省作用を乗り越え、自らを時間化する存在としての自分の生をとらえる純粋な反省作用を遂行しなくてはならない。しかも、ここまで論述で示されたとおり、自分を時間化する対自存在の作用は、対自存在の有する無化作用によって根拠づけられている。それゆえ、私は反省作用によって自分の生をとらえよう

とするとき、自分の無化作用に遡って自分の生をとらえなくてはならないのである。このことは、不登校経験者によって生きられた不登校という事象の意味を、彼らに対するインタビューによってとらえようとした貴戸の試みの限界を指し示していると言えるであろう。

ただし、サルトルによれば、対自存在すなわち人間の意識は、自分（についての）非定立的意識である。それゆえ、私は、自分の無化作用によって自分を時間化しているのであれば、このことを非定立的に意識しているはずである。また、私はこのことを非定立的に意識しているのであれば、このことを定立的に意識することもできるはずである。こうした意識は、私の日常的な経験の中に見出せるであろうか。

第5章では、この問い合わせに対する答えとして、青年心理学で「自我体験（Ich-Erlebnis）」と呼ばれてきた事態を取り上げる。後の論述を先取りして言えば、この体験こそ、対自存在が自分のもつ無化作用及び自分を時間化する作用を定立的に意識する体験である。更に言えば、ここまで論述で不登校の端緒と考えられたハイデッガーの言う不安も、この体験の一環に他ならない。以下の箇所では、以上のことを、自我体験に関する先行研究を参考しつつ、対自存在の無化作用に関するサルトルの思索を手がかりとして明らかにする。

第4章 補論：『存在と無』に基づく経験科学的な先行研究

第1節 はじめに

我が国の経験科学の分野で『存在と無』を理論的背景としている研究は、筆者の知る限りでは少ない。本章では、こうした研究の例として、レイン、R. D. (Laing, R. D.) 『引き裂かれた自己』 (*The Divided Self : An Existential Study in Sanity and Madness*)³⁸³⁾ 及び遠藤野ゆり『虐待された子どもたちの自立—現象学からみた思春期の意識—』(以下『虐待された子どもたちの自立』と略記)³⁸⁴⁾を取り上げ、本稿の研究で学ぶべき点と乗り越えるべき点を明らかにする。

第2節 レイン、R. D. 『引き裂かれた自己』

第1項 原発的な存在論的不安定

レインは『引き裂かれた自己』で、サルトルの思索を導きの糸として、「原発的な存在論的不安定 (primary ontological insecurity)」³⁸⁵⁾について考察している。この在り方は、筆者の理解した限りでは、今日の我が国で言う社会的引きこもりに近い。レインも同書で、この在り方に陥っている人は、自分の内面への「閉じこもり (shutupness)」に至ると述べている³⁸⁶⁾。それゆえ、レインの研究は、本稿のテーマである不登校とも深くかかわっているのである。

レインは『引き裂かれた自己』で、原発的な存在論的安定について以下のとおり述べている³⁸⁷⁾。

… (前略) 個人は自分の存在 (his own being) を、実在的で生き生きとした全体的なものとして (as real, alive, whole) 経験できる。彼は自分の存在を、通常の環境では世界の残余からはっきり区別されているものとして経験しており、彼の自己同一性と自律性 (identity and autonomy) とは全く疑問に付されない。彼は自分の存在を、時間内の持続体 (as a continuum in time) として、内的な一貫性・実体性・真正性及び価値を持つも

のとして (as having an inner consistency, substantiality, genuineness, and worth), 空間的には身体と同じ広がりを持つものとして (as spatially co-extensive with the body), また, 普通は誕生において又は誕生をめぐって始まり, 死によって滅ぶべきものとして (as having begun in or around birth and liable to extinction with death) 体験する。彼はこうして, 存在論的安定という堅固な核 (firm core) を持つ。

ここで言う「原発的な存在論的安定」は, 自らを①世界の内で自分以外の存在から区別されている存在として見出す経験, ②身体によって空間の内に一定の位置を占める存在として見出す経験及び③誕生によって始まり, 死によって終わる時間的な存在として見出す経験によって支えられている。この安定を達成している人にとって, 「日常的な生活環境」は「自分の実存に対する不断の脅威」にならないのである³⁸⁸⁾。

他方, 「原発的な存在論的不安定」に陥っている者は, 自分を「実在的 (real) 」と言うよりは非実在的 (unreal) 」であり, 「生きていると言うよりは死んで」おり, 「世界の残余から確かに区別されていない (precariously differentiated from the rest of the world) 」存在であると感じている³⁸⁹⁾。それゆえ, 彼らの自己同一性及び自立性は, 常に疑問に付されている。彼らは, 「自らの時間的持続性 (temporal continuity) についての経験」及び「個人として一貫し, 凝集しているという何にもまして重要な感覚 (an over-riding sense of personal consistency or cohesiveness) 」を欠き, 自分を「実体的 (substantial) 」と言うよりは「非実体的 (insubstantial) 」な存在であると感じている³⁹⁰⁾。また, 彼らは, 「自分の自己 (his self) 」は「身体から部分的に離別している (partially divorced from his body) 」と感じている³⁹¹⁾。

それゆえ, 彼らは, 「『自分で』安定している (be secure 'in himself) 」ことも, 「『安定した』世界の内で生きる (live in a 'secure' world) 」こともできない³⁹²⁾。彼らは「生の基礎 (a basis for living) 」を欠いているので, 「日常生活の普通の環境」さえ「持続的かつ致命的な脅威 (continual and deadly threat) 」として経験しているのである³⁹³⁾。

第2項 他者による石化

レインは『引き裂かれた自己』で, 「原発的な存在論的不安定」に陥っている人々の覚える「不安 (anxiety) 」の一つとして, 「石化 (petrification) 」と「離人化 (depersonalization) 」を挙げている³⁹⁴⁾。レインによれば, 石化のもつ意味の一つは「生きた人間から死んだ物に, 石に, 行動の個人的自律性を欠いたロボット又は自動人形 (automaton), 主体性のない『それ (it) 』に変わる又は変えられる可能性についての恐れ」である³⁹⁵⁾。「原発的な存在論的不安定」に陥っている人々は, 「他者を自由な行為者として体験するとき, 自分を他者の経験の客体 (object) として体験する可能性にさらされ, したがって, 自分の主体性が流出 (drain away) したと感じる可能性にさらされる」³⁹⁶⁾。彼らにとっては, 「他者を人間として体験する行為自体が潜在的に自殺的 (suicidal) であると感じられる」のである³⁹⁷⁾。

それゆえ, 彼らは, 自分で自分の「自律性を捨て (forgo one's autonomy) 」, 自ら死物になることを通じて「他者によって死物に変えられる危険を出し抜き (forestall the danger of being turned into a dead thing by another person) 」, 自分の自律性を「密かに自衛 (secretly

safeguard)」しようとする³⁹⁸⁾。彼らは、「自らを石に変える（turn oneself into a stone）」ことによって、「他の誰かによって石に変えられる（be turned into a stone by someone else）」危険を回避しようとする³⁹⁹⁾。また、彼らは「自分の主体性が他者によって圧倒（swamp）され、侵害（impinge upon）され、凝結（congeal）されるのを恐れる」ゆえ、逆に「他者の主体性を圧倒し、侵害し、抹殺（kill）しようと試みる」⁴⁰⁰⁾。一言で言えば、彼らは、他者によって石化される危険を恐れているゆえ、他者を石化し離人化してこの危険を回避しようと試みるのである。

ただし、サルトルは『存在と無』で、私を「石化（pétrification）」する他者の能力について以下のとおり述べている⁴⁰¹⁾。

…（前略）他人は出現に際し、他の事物の間の一事物としての「世界のただ中における即自存在（être-en-soi-au-milieu-du-monde）」⁴⁰²⁾を対自に与える。他人のまなざし（regard）による対自〔存在〕のこの石化は、メドウーサの神話の深い意味である。

サルトルによれば、他者は私を石化する存在である。私も他者にとっては、彼を石化する存在である。それゆえ、多くの人々にとっては、他者によって石化される危険を覚えることも、他者を石化し返してこの危険を逃れることも日常的である。レインも『引き裂かれた自己』で述べているとおり、「自分が自分の実存について十分確信していれば、他人によって人間としてではなく物として扱われたり見られたりすることが、必ずしも恐ろしいとは限らない」のであり、「『正常』な人にとっては、誰かによって物として見られることが破局的な脅威であるわけではない」⁴⁰³⁾。また、「他者を部分的に離人化することも日常生活の中で広く行われており、余り好ましいとは見なされていないにしても、正常と見なされている」と述べている⁴⁰⁴⁾。

しかし、「原発的な存在論的不安定」に陥っている人々は、他者によって石化されることにはほとんど耐えられない。それゆえ、彼らは、自らは他者によって石化されないまま、他者を一方的に石化しようと試みる。しかし、この試みは、決して成功しないのである。

レインは『引き裂かれた自己』で、以上のことについて以下のとおり述べている⁴⁰⁵⁾。

この過程は悪循環を招く。他者独自の人間的個性を無にする（nullify the specific human individuality of the other）ことによって自らの自律性と自己同一性とを守ろうと試みれば試みるほど、ますますこの試みを続けることが必要であると感じられる。と言うのも、他者の存在論的地位を否定するたびに自分の存在論的安定が減少し、他者からの自己に対する脅威が増大し、この脅威が更に必死に否認されなければならなくなるからである。

ここで注意すべきは、私と他者とはお互いを石化し合うことによってお互いの自律性及び自己同一性を侵害し合っていると共に、お互いの自律性及び自己同一性を支え合っているという事実である。このことこそ、私と他者との間に成り立つ眞の相互性なのである。サルトルも『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁰⁶⁾。

意識という資格において、他者は私にとって、私から私の存在を盗む（voler）者であ

ると共に、私の存在という一つの存在を《そこに存する (il y a)》ようにする者である。

しかし、「原発的な存在論的不安定」に陥っている者は、この相互性を無視し、他者を一方的に石化しようとする。しかし、彼らは、他方では、他者の「現前 (presence)」によらなければ自分の存在を保てないという困難に直面する⁴⁰⁷⁾。この二つの態度は、「いかに矛盾した不条理なものであっても、彼の中に併存していた (contradictory or absurd as it may be, these two attitudes existed in him side by side)」のであり、「このタイプの者にまさに特徴的である (indeed entirely characteristic of this type of person)」⁴⁰⁸⁾。それゆえ、「原発的な存在論的不安定」に陥っている者は「自己同一性について完全に孤立するか、完全に他者に没入するか (complete isolation or complete merging of identity)」という「両極の間を永久に揺れ動く」のである⁴⁰⁹⁾。

第3項 自己の非一身体化と自閉化

ここまでに論じたとおり、「原発的な存在論的不安定」に陥っている者は、現実の世界又は他者との日常的な接触によって、自分の存在を深刻に脅かされている。彼らはこの危機に対処するため、自らの存在を現実の世界又は他者との接触面である「身体 (body)」と、その背後に隠れている「精神 (mind)」とに分離し、「自己 (self)」を後者に同一化する⁴¹⁰⁾。彼らの自己は身体から切り離された「心的実体 (mental entity)」として体験され、彼らの外面向的な行動、すなわち、「他者によって観察され得る一切の行動」は「偽の自己 (false self)」と見なされる⁴¹¹⁾。かくして、彼らは「閉じこもり (shutupness)」と呼ばれる状態に入る⁴¹²⁾。レインによれば、この試みの目的は、「真の自己の安全 (safety for the true self)」、他者からの孤立、それゆえに他者からの自由、自己満足と統制」に他ならない⁴¹³⁾。

しかし、彼らの自己は、以上のことによって「身体化されない自己 (unembodied self)」になり、「世界のいかなる生の局面にも直接の参与を阻まれ」、「身体の行う全てのことに対する傍観者として、直接的には何にも関係しない」ようになる⁴¹⁴⁾。それゆえ、彼らは「外界の人や物に全く頼らず、個人の内面に人や物との関係を創造し (create relationships to persons and things within the individual without recourse to the outer world of persons and things at all)」、「自らの中に小宇宙 (microcosmos) を発展させる」⁴¹⁵⁾。彼らはこのとき、自らの内に発展させた「自閉的・私的・個人内的な『世界』(autistic, private, intra-individual 'world')」の主になり、「或る意味 (in one sense)」で「全能 (omnipotent)」になろうとする⁴¹⁶⁾。

しかし、この「世界」は、「現実に存在する唯一の共同世界 (shared world) の妥当な代理物ではない」⁴¹⁷⁾。それゆえ、彼らの試みは「不可能であり、偽りの希望であるゆえに永続的な絶望に至る」⁴¹⁸⁾。また、彼らにとって、現実の世界又は他者と接触している日常的な自分は「偽の自己」である。それゆえ、彼らは日常生活の中で、常に「持続的で常につきまとう無益感 (a persistent, haunting sense of futility)」を覚える⁴¹⁹⁾。更に、彼らの「閉じこもった自己 (shut-up self)」は、「孤立しているゆえ外的経験によって豊かにされず、それゆえ、内的世界全体がますます貧困化し、彼は自分を単なる真空 (vacuum) であると感じるに至る」⁴²⁰⁾。

確かに、彼らは「自閉的・私的・個人内的な『世界』」の内では全能であり、「何でも

なし得るという感じ」・「全てを占有しているという気持ち」すなわち万能感を覚えてい
る⁴²¹⁾。しかし、この万能感は、常に「不能感および空虚感 (feeling of impotence and emptiness)」と隣り合っている⁴²²⁾。また、彼らは、この万能感を覚えている最中も、自分を石化する「他人のまなざし (look of another person)」を常に意識せざるを得ない⁴²³⁾。レイン自身も『引き裂かれた自己』の中で述べているとおり、彼らほど「他人のまなざしにさらされやすく、傷つきやすい (vulnerable) 者はない」⁴²⁴⁾。彼らにとって、他者の目は彼らの中に「かろうじて生きている何か」を「殺し、死滅させる現実的な力を持つと感じられるメドウサの頭の中にある」のである⁴²⁵⁾。

第3節 遠藤野ゆり『虐待された子どもたちの自立』

第1項 思春期に独特な意識の在り方

遠藤は『虐待された子どもたちの自立』で、被虐待経験を有し、自立援助ホームで生活する子どもたちの生を、思春期の「独特な意識の在り方」⁴²⁶⁾に着目して解明することを試みた。彼女は同書で、以下のとおり述べている⁴²⁷⁾。

自己の在り方や意味を問わずにはいられない思春期の子どもは、例えば、他者に対する自分と自分自身に対する自分との在りようの違いに苦悩することもある。また、自己に強く問い合わせるあまり、自分が確かに存在しているという実感をもてなくなり、いわゆるリストカットを繰り返す子どもたちや、自分の目指す身体そのものであろうとするあまり、摂食障害を起こす子どもたちは、思春期に特有の自意識の強さに苦悩させられている、と考えられる。あるいは、自己を対象化する意識の高まりだけではなく、同時に、自分は自己を対象化し捉える存在であることにも気づいている子どもが、或る仕方で自己を捉えた瞬間に、そうした仕方で自己を捉えている自己をも対象化しようとする、無限の対象化へと放り込まれていることもある…（中略）…思春期のこうした危機は、人間の生が本来備えている捉え難さを、当の子ども自身が苦悩と共に体験する事態、と考えられる（後略）…

サルトルは『存在と無』で、「行動中の人間の意識は、非反省的な意識である (la conscience de l'homme en action est conscience irréfléchie)」と述べている⁴²⁸⁾。人間にとって、自分を対象とする認識作用としての反省作用を遂行することは、常に可能であるとはいえ、必ずしも日常的な行為ではないのである。しかし、思春期の子どもたちは、遠藤の言葉を借りて言えば「独特な意識状態」にあり、自らに対して過度に反省的な態度を取らざるを得なくなっている。それゆえ、彼らは、身体を含む自らの存在を常に問題にし、対象的に把握せずにいられなくなっている。それゆえ、彼らは、時として自分の在り方と他者の在り方とを比較して苦悩し、自分の存在を確認するためにリストカット等自傷行為を行い、又は自

分の目指すとおりの身体を獲得しようとして摂食障害を引き起こすのである。また、彼らは、自らを反省作用によってとらえているとき、反省作用の対象である自分と反省作用の主体である自分との分離を経験している。しかし、彼らは、反省作用の主体である自分も反省作用の対象になり得ることを知っている。それゆえ、彼らは、時として無限遡行に陥り、出口のない反省の迷宮の中で、際限の無い堂々めぐりを繰り返してしまうのである。

第2項 自己との直面の回避（その1）—因果論的説明—

遠藤は以上の考察に基づき、自立援助ホームで生活する子どもたちの在り方を解明している。彼らの中には、「万引きやいわゆるユスリ、違法薬物の使用等々の非行を表出した」者も見受けられる⁴²⁹⁾。彼らは、当然のこととして、「なぜそのようなことをしてしまったのか、そのような行動を取ってしまった自分の本質はいかなるものなのかを捉える内省」を求められる⁴³⁰⁾。しかし、誰にとっても、自分の否定的な在り方に直面することは容易ではない。しかも、非行を表出した子どもたちは、自分の否定的な在り方に直面したとき、自分は対自存在である以上、他ならぬ自分の自由な選択によって、この在り方を選択しているという事実に直面する。彼らは、このことに耐えられないとき、この事実と向き合わないようにするため、敢えて自分を即自化する。例えば、洸君⁴³¹⁾という男子は、自立支援ホームの職員である林さんによって厳しく指導されたとき、遠藤に対して、大君という少年は林さんと「性格が似てる」ので叱られず、自分は林さんと性格が「正反対」であるゆえに衝突すると語っている⁴³²⁾。遠藤によれば、洸君は、このとき「自分の性格をこのように捉え、それを自己の本質とし、こうした本質によって自分の行為を説明」しようと/or>しているとされる⁴³³⁾。サルトルは、ここで遠藤の言う「本質」について、前章第3節第2項で言及した「賭博者の例」の箇所で、以下のとおり述べている⁴³⁴⁾。

ここで注意すべきことは、不安によって顕わになる自由は、自由な存在を指示する「私 (le Moi)」を絶えず新たに作り直さなければならないという性格を持つことである。…
(中略) …賭博を禁じる状況の総合的把握を改めて実現しなければならない賭博者は、同時にまた、《状況の内にあって (être en situation)》状況を評価 (apprécier) し得る「私 (le moi)」を再び作り出さなければならない。この「私 (ce moi)」は、先行的かつ歴史的な内容 (contenu a priori et historique) を伴う。これこそ人間の本質 (essence) である。自分の面前における自由の顕示としての不安が意味するのは、人間が常に無によって自分の本質から切り離されていることである。

賭博者は、かつて賭博のせいで悲惨な事態を経験し、二度と賭博をすまいと決心したにもかかわらず、賭博台に近づくや否や、この決心がたちどころに水泡に帰すのを自覚する。彼はこのとき、賭博をしようと思えばできる状況の内にあって、この状況を評価する反省的意識としての「私」を作り出す。この「私」は、「かつて二度と賭博をすまいと決心した」という「先行的かつ歴史的な内容」を持っており、これこそ彼の「行為を説明する性格の総体 (totalité des caractères qui expliquent l'acte)」としての彼の本質である⁴³⁵⁾。

賭博者は、もし事物と同様に因果的系列によって支配されているのであれば、この本質

という実在的な原因によって「賭博を行わない」という実在的な結果を導き出せる。しかし、彼は対自存在であるゆえ、自らの無化作用によって自らの本質と切り離されている。それゆえ、彼は、確かにかつては賭博をしないと決心したにもかかわらず、また、今もこの決心を忘れたわけではないにもかかわらず、なおも賭博をしてしまうかも知れないのである。賭博者はこのことを意識するとき、不安を覚えずにいられなくなってしまうのである。

ただし、私はこうした不安を覚えるとき、多くの場合は不安に直面しようとせず、不安から逃避しようとする。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴³⁶⁾。

…（前略）私は私自身の不安に直面して、様々な行為を取り得る。特に、逃避的な行為（conduites de fuite）を取り得る。事実、不安に直面しての我々の本質的かつ直接的な態度は、あたかも逃避であるかのようである。心理的決定論（déterminisme psychologique）は、理論的な考え方である以前に、まず、言い訳がましい行為（une conduite d'excuse）である。又は、あらゆる言い訳がましい行為の根拠であると言ってもいい。

サルトルによれば、心理的決定論は「我々の行為を生み出す本性（nature）を我々に提供」する⁴³⁷⁾。すなわち、心理的決定論は、私の行為の実在的な原因である本性を想定し、私の行為はこの本性から因果論によって必然的に導き出されると見なすのである。洸君も、自分の性格を自分の本質又は本性と見なし、林さんによって厳しく指導される自分の行為はこの本質又は本性から因果論によって必然的に導き出される結果であると考えれば、もはや「自分は林さんによっていかに厳しく指導されても、なおも自分の自由な選択によって再び同じことを繰り返してしてしまうかも知れない」という不安を逃れられるのである。

第3項 自己との直面の回避（その2）一気逸らしによる回避

ただし、自立援助ホームで暮らす子どもたちは、「他の子どもたちではなくなぜ自分がホームで暮らさなければならないのか、友人たちには当然のごとく与えられている、安心して住まうことのできる家庭が、なぜ自分にはないのか」という因果論では説明し得ない問いに直面する⁴³⁸⁾。それゆえ、彼らは、時に前節で言及した因果論的説明とは違う仕方によって、「自己自身と向き合うこと」を避けようとする。遠藤は『虐待された子どもたちの自立』で、この在り方を「気を逸らすこと（distraction）」として取り上げている⁴³⁹⁾。

例えば、樹里さんという女子は、自立援助ホームで生活し始めた当初のころ、専ら「週刊誌で読んだ話題にばかり」興じており、林さんによって「あなたは虐待ケースですよ」と告げられたときも、林さんの言葉の端々を捉え、何とか話題を逸らそうと試みている⁴⁴⁰⁾。彼女はこのとき、何とか話題を逸らすことによって、「自分は虐待ケースである」という事実自体から気を逸らそうとしているのである。しかし、この試みは成功しない。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁴¹⁾。

実際、私が私の存在の一つの姿（aspect）を《見ない》ことを欲し得るのは、私が見た

くないと思っているその姿を正確に熟知している (je suis précisément au fait de l'aspect que je ne veux pas voir) 場合だけである。私がその姿から目を背けるためには、私は私の存在の中に、この姿を指示しなければならない。もっと適切に言えば、私がその姿を考えないように気をつけているためには、私は絶えずこの姿を考えているのでなければならない。

樹里さんは、自分が虐待ケースであるという事実から目を逸らそうとしている。しかし、彼女は、この事実から目をそらすためには、この事実を正確に知っていなければならない。それゆえ、彼女は、この事実から目を逸らそうとしているとき、この事実に対して「中心をずらす (se décenter)」⁴⁴²⁾ という仕方で直面せざるを得なくなっているのである。

もっとも、ここで言及した逃避的な在り方は、前項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり「不安を前にしての我々の本質的・直接的な態度」であり、日常的な在り方である。遠藤も『虐待された子どもたちの自立』で「自己自身と向き合うことから逃避するという在り方は、通常の生活においては、問題とされることさえない」と述べている⁴⁴³⁾。しかし、自立援助ホームの子どもたちは、非行を表出している現在の自分の在り方を克服して自立を果たすため、敢えて自分と向き合うという非常に辛い作業を強いられるのである。

第4節 先行研究と本稿の研究との関係

レインによれば、私は世界の中で他者と共にあり、他者とお互いを石化し合う存在である。この見解は、人間と人間の根源的な関係を相剋に見出したサルトルの見解を具体化している。ただし、「存在論的な安定」を達成している者は、石化によって自らの存在を深刻に脅かされない。他方、「存在論的な不安定」に陥っている者は、石化によって自らの存在を深刻に脅かされると共に、この脅威に対して非適応的な仕方で対応する。彼らは、他者との接触面である身体と精神とを切り離し、自己を後者に同一化し、自らの内面に「自閉的・私的・個人内的」な世界を構築する。彼らは、このことによって他者による石化を逃れ、安全及び自由を達成しようとするのである。しかし、彼らはこのことによって「共有世界」との接触を失い、空想の中で万能感に満たされる一方、現実の中で不能感・空虚感を覚えずにいられなくなる。レインのこの見解は、本稿第1章第1節第3項で述べた「非常に傷つきやすい一方、傷つくことに対する耐性に欠ける」・「周囲の人々に対して暴君的に振る舞いがちである」という不登校児童・生徒の特性を理解する上で有益である。

また、遠藤によれば、自立支援ホームで暮らす子どもたちは、「自己自身に向き合う」ことを避けるため、対自存在の在り方を利用した様々な手段を用いる。例えば、彼らは、自らを即自存在と同様の因果論に従う存在としてとらえる。また、彼らは、自らそれであるところの在り方を知っていることを利用して、この在り方から目を逸らす「気逸らし」の在り方を生きる。後の論述を先取りして言えば、不登校児童・生徒も、本稿第6章第1節で言及するとおり、自らの自由を持て余し、これに直面することを避けようとする。遠藤の見解は、不登校児童・生徒のこうした在り方を理解する上でも有益である。

ただし、レインは、「存在論的な不安定」を「原発的 (primary)」な事態と見なしており、一部の人々はいかにしてこの在り方に至るのかを考察していない。また、遠藤は、自分で自分を対象として把握しようとせずにいられなくなる思春期の「独特な意識の在り方」

が、思春期以前の在り方からいかにして生じるのかを論じていない。もちろん、レインの患者は、おそらく、人生の早い時期に「存在論的な不安定」に陥っている。それゆえ、レインにとって、彼らがいかにしてこの状態に陥ったのかを知ることは困難であったかも知れない。また、レインの実践では、彼らの「存在論的な不安定」は、さしあたり、所与の条件と見なして差し支えなかったかも知れない。また、遠藤の考察の対象になった自立援助ホームの実践でも、入所している子どもたちは既に思春期を迎えており、彼らの「独特的意識の在り方」は、さしあたり、所与の条件と見なして差し支えなかったかも知れない。

しかし、後の論述を先取りして言えば、不登校の子どもたちの独特な在り方は、思春期を迎えた子どもたち特有の不安定な在り方が、思春期以前の在り方からいかにして成立するかという問題と深くかかわっているのである。それゆえ、本稿の研究では、不登校の子どもたちの独特な在り方を所与の条件と見なすのではなく、まさに、この在り方の成立過程を解明しなくてはならないのである。以下の箇所では、自我体験に関する先行研究を参照しつつ、不登校児童・生徒自身の言葉を手がかりにして、この過程を明らかにしていく。

第5章 サルトルに基づく自我体験の解明

第1節 自我体験に関する先行研究

第1項 自我体験に関する先駆的な研究

ドイツの青年心理学者ビューラー、Ch. (Bühler, Ch.) は『青年期の精神生活』(Das Seeleleben des Jugendlichen) で、自我体験の典型例として、デリウス、v. R. (Delius, v. R.) の以下の文章を挙げている⁴⁴⁴⁾。

私はおよそ 12 歳になっていた。私は非常に早くめざめた。… (中略) …私は起き上がり、振り向いて膝をついたまま外の樹々の葉をじっと見た。この瞬間、私は自我を体験した。すべてが私から離れ、私は突然孤独になったように感じた (Es war, als löste sich alles von mir und ich würde plötzlich isoliert)。妙に浮かんでいるような感じ (Ein merkwürdig schwebendes Gefühl)。そして、同時に自らに対する不思議な問い合わせ—お前はルディ・デリウスか。お前は友達にそう呼ばれているその人なのか。学校で一定の名前を持ち、一定の評価を得ているその人なのか。私の中の第二の自我がここで全く対象的に名称として作用するもう一つの自我に向かい合った (Ein zweites Ich in mir stellte sich diesem anderen Ich (das hier ganz objektiv als Name wirkte) gegenüber)。それは、あたかも今まで無意識的にそれと一体をなして生きてきた周囲の環境からの、ほとんど肉体的に作用する分離のような何かであった (Es war wie ein fast physisch wirkendes Losreißen von meiner Umgebung, mit der ich bisher in unbewußter Einheit gelebt hatte)。私は突然自分を個として、取り出されたものとして感じた (Ich empfand mich plötzlich als Einzelnen, als herausgehoben)。… (中略) …私はそのとき、何か永遠に意味深いことが私の内部に起ったのをぼんやり予感した… (中略) …血のつながりを持った古い自然—父や兄弟という概念—が突然何の意味も持たなくなつた (Auf einmal hatte die alte Natur mit ihren Blutbeziehungen : der Begriff Vater, Bruder, gar keinen Sinn mehr)。そして深く束縛する力を持った故郷も離れ落ち、はぎとられた皮膚のように下に横たわった (die Heimat mit all ihrer tief fesselnden Macht fiel ab, sie lag wie eine abgestreifte Haut unten)。—自我は自由となり、解放され、漂い、自足した (Das ich war frei, losgelöst, schwebend, in sich ruhend)。—自我体験は第二の誕生の如きものである。精神的な臍の緒が切れる。我々はもはや環境という母胎の血によってぼんやりと養われているのではない。血の循環は今や自分の中だけで行われなければならない。自立して鼓動する心臓が生まれる。

確かに、「誰でもこれほど明白で、はっきり個別化し得るこの種の体験を書き留め得る

とは限らない」⁴⁴⁵⁾。しかし、ビューラーによれば、自分の内面を吟味してみればこの体験と似た体験を思い出す人、又は、この体験を部分的に含む体験を思い出す人は少なくないとされる⁴⁴⁶⁾。ただし、渡辺恒夫によれば、欧米ではこの体験に関する研究は組織的に発展せず、この体験に関する言及も「臨床家の事例の中に散発的に現れるにとどまった」⁴⁴⁷⁾。

他方、我が国では、西村洲衛男が 1978（昭和 53）年に発表した論文で、この体験について「基本的には自分が自分自身であるという、内なる自己との出会いの体験」であり、「自分を自分自身に深く基礎づけるもの」であると述べている⁴⁴⁸⁾。なお、西村はこの論文で、「自我体験をもつということは自分をとりまいていたひとつの世界から脱け出して独立性を獲得することを前提としているらしい」と述べている⁴⁴⁹⁾。後の論述を先取りして言えば、この指摘は、自我体験の本質を理解する上で本質的に重要であると考えられる。

また、梶田叡一は 1988（昭和 63）年に刊行した著書で、人間は「発達の過程のある時期」に達すれば「意識し行動する自分自身の中に埋もれこんだままでいること」すなわち「自分のことを何も考えないで、無邪気に振る舞うこと」ができなくなり、「自分自身の意識や行動、長所や短所、社会的な立場や役割、等々を対象化して見つめながら、その自分自身を生きていく、といったあり方をとらざるをえなくなる」と述べている⁴⁵⁰⁾。確かに、人間は、幼児期には既に自己意識を持っている。しかし、「自らをはっきりした形で対象化し概念化することによってとらえ直す、それによって自分自身の存在の意味や価値を自分なりにはっきりさせる、といった形の自己意識が出現してくるのは、多くの人の場合、青年期に入ってからのこと」なのである⁴⁵¹⁾。梶田は、こうした自己意識の典型的な例として、20 歳の大学生三浦裕子（仮名）さんの語った以下の言葉を記録している⁴⁵²⁾。

私が初めて自分で自分を意識したのは…（中略）…小学校五、六年の頃であったと思う…（中略）…。真暗な自分の部屋で、夜床につき、闇の中で小さく光っている頭上の蛍光灯の豆ランプを見つめながら、いろいろと考えたものである。「今、ここに横になっている私は私であり、その私は三浦裕子なのだ。何故なら、私はまわりの友だちや両親、その他の人々から"裕子ちゃん"と呼ばれている。そう人々が私のことを呼ぶのは、私が三浦裕子であることを認めているからそう呼ぶのであり、また私はそのように認められているのだから、三浦裕子という人間に間違いはないのだ」と。しかし、そう思うと同時に、私は次のように考えたこともある。「私は本当に三浦裕子なのだろうか？確かに人は私のことを"裕子ちゃん"とは呼ぶけれど、私は本当に三浦裕子なのだろうか？…（中略）…私は自分の中に私という存在を感じることはできても、三浦裕子の存在を感じることはできない。私は私であり、その私は確かに三浦裕子である。それは確かにそうなのだけれど、しかし、私が私であると感じる"私が"の私と、三浦裕子であるということとはどうしても結びつかない。何だか変だな」と（後略）…。

第 2 項 自我体験に関する最近の研究

その後、高石恭子は、1990（平成 2）年に発表した論文で、以下の結果を発表している⁴⁵³⁾。彼女は予備調査を経て 34 項目からなる自我体験尺度を作成し、これを「兵庫県の都市近郊の A 女子中学・高校生」に対して実施し、回答に不備のある者を除いて 622 名の回答

を得た（最終有効回収率 73.5%，中 1・128 名，中 2・129 名，中 3・110 名，高 1・85 名，高 2・107 名，高 3・67 名）。高石はこの結果について因子分析を行い、自我体験を構成する因子として、「孤独性」・「独自性・自律性」・「自然体験」・「自我意識」・「変化の意識」・「空想嗜好」を抽出した。

また、渡辺恒夫・小松栄一は 1999（平成 11）年に発表した論文で、以下の結果を発表している⁴⁵⁴⁾。彼らは予備調査を経て 19 項目からなる質問紙を作成し、これを「理科系 T 大学、文化系 A 大学、および総合 E 大学の学生 345 名（男子 102 名・女子 243 名）」に対して実施し、欠損値のあるデータを除いて 333 名のデータについて因子分析を行い、「解釈上最も妥当と思われる 4 因子」として「自己の根拠への問い合わせ」、「自己の同一性の自覚」、「主我と客我の分離」、「独我論的懷疑」を抽出した。また、彼らはこの質問紙で、自我体験に関する項目について、一つでも「はい」と答えた者に対して自由記述を求めて考察を行った。彼らはその結果に基づいて、以下のとおり述べている⁴⁵⁵⁾。

以上の考察を踏まえ、自我体験群の全体像に極めて簡略な定義を与えるとするなら、「なぜ私は私なのか」という問い合わせを中心に、それまでの自己の自明性が疑問視される体験、および、この困難な疑問に解決を与えようとする思索の試みであって、自己の独自性・唯一性の強い意識を伴うこともある」となるであろう。この思索の試みからは、考えるのをやめて忘れてしまうという解決も含めて、個人としての人生観の確立、さらに、哲学、宗教、文学、あるいは「妄想」の形をとった様々な解決が生まれてくることも考えられる（後略）…。

また、天谷祐子は 2002（平成 14）年に発表した論文で、以下の結果を発表している⁴⁵⁶⁾。彼女は予備調査を経て、中学生 60 名（1 年生 18 名（男子 10 名、女子 8 名）、2 年生 21 名（男子 10 名、女子 11 名）、3 年生 21 名（男子 11 名、女子 10 名））に対し、面接調査を行った。ここでは、まず 14 項目の評定及び自由記述で構成される質問紙に答えてもらい、その結果に基づいて、1 対 1 の半構造的な面接を行った。その結果、自我体験と見なせる体験は、全対象者 60 名のうち 63.3% に当たる 38 名から 51 体験（一人 1 体験は 25 名、一人複数体験は 13 名）が報告された。学年別では、中学 1 年生の対象者 18 名のうち 50.0% に当たる 9 名から 13 体験、中学 2 年生の対象者 21 名のうち 66.7% に当たる 14 名から 17 体験、中学 3 年生の対象者 21 名中 71.4% に当たる 15 名から 21 体験が報告された。

更に、天谷は 2004（平成 16）年に発表した論文で、以下の結果を発表している⁴⁵⁷⁾。彼女は中学生から大学生 881 名（男子中学生 200 名、女子中学生 224 名、男子高校生 133 名、女子高校生 174 名、男子国立大学生 78 名、女子国立大学生 72 名、中学生の一部と高校生は中高一貫校の生徒）に対して、自我体験の内容に関する 15 の質問項目と自由記述等からなる質問紙調査を行った。この自由記述を分析したところ、自我体験と考えられる体験は、全調査対象者 881 名の 43.0% に当たる 379 名によって体験されていた。この結果によれば、自我体験は、思春期以降の若者にとって、それほど希な体験ではないと考えていいであろう。

以下の箇所では、自我体験の本質を、『存在と無』におけるサルトルの思索を手がかりとして解明する。

第2節 自我体験を迎えるよりも前の子どもたちの在り方

第1項 事実性としての身体

本稿第3章第2節で述べたとおり、対自存在すなわち人間の意識は、自らの存在欠陥を埋め合わせる上で現在の自分に欠けている欠如分を、自分によって実現されるべき可能性として見出している。私は、世界の内で具体的な状況を生きている際、まずは状況的に許されている論理的可能の総体を立て、この中から特定の可能性を選択して実現していく。私はこうした仕方で自己との一致に向か、現在の自分を超えていくのである。

また、私はこうした仕方で自分を超えていくとき、世界の内で出会われる即自存在すなわち事物を「自分の可能性を実現するために然々の仕方で利用されるべきである」という要求を持つ道具として見出している。こうした道具は対自存在を帰趣中心として、他の道具を無限に指し示す道具複合を形成しており、これこそ私にとっての世界なのである。

ただし、ここで以下のことに気をつけなければならない。私の意識は対自存在であり、道具は即自存在である。この両者は別の存在領域に属しており、相互に影響を及ぼし得ないはずである。実際に、サルトルは『存在と無』で、以下のとおり述べている⁴⁵⁸⁾。

あらゆる用具 (instrument) は、他の用具を介してしか利用されない… (中略) …ゆえ、この宇宙は、道具から道具への無限の対象的な指し向 (renvoi) である。この意味で… (中略) …世界の構造は、我々が道具でない限り、道具性の野に自分を挿入する (nous insérer dans le champ d'ustensilité) ことができず、働きかけ (agir) られるのでない限り、働きかけることができないことを含意している。

しかし、サルトルによれば、「身体は意識がそれを存在するところのものである (c'est [=le corps est] ce qu'elle [=la conscience] est)」⁴⁵⁹⁾。本稿第3章第4節第3項で述べたとおり、サルトルは『存在と無』で「A と B とは無によって切り離されているにもかかわらず、なおも同一の存在を構成している」と言おうとするとき、être 又は exister をイタリックで表記し、A est B 又は A existe B という形で他動詞として用いている。私の意識と私の身体とは別の存在領域に属し、無によって切り離されているにもかかわらず、なおも同一の存在を構成しているのである。それゆえ、私の意識は対自存在であるにもかかわらず、自らの身体をもって即自存在である道具を利用し得るのである。

また、サルトルによれば、対自存在は自らの身体を存在する者として、世界の内で或る「観点 (point de vue)」に「拘束されて (engagé)」存在している⁴⁶⁰⁾。それゆえ、私にとって、存在することは「そこに存在する (être-là)」ことであり、このことは逃れ得ない「存在論的必然性 (une nécessité ontologique)」である⁴⁶¹⁾。ただし、私にとって、世界の

内で或る観点に拘束されて存在することは必然的であっても、存在すること自体は偶然的である。また、私にとって、或る観点に拘束されて存在することは必然的であっても、他ならぬこの観点に拘束されて存在することは偶然的である。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁶²⁾。

事実、一方では、私が「そこに存在する」という形式の下に存在することは必然的であるにしても、私が存在することは全く偶然的である…（中略）…他方、私が然々の観点に拘束されていることは必然的であるにしても、他のいかなる観点でもないこの観点に拘束されていることは偶然的である。我々が対自〔存在〕の事実性（facticité）と呼ぶものは、一つの必然性を挟み付けているこうした二重の偶然性である。

サルトルによれば、ここで言う「二重の偶然性」としての私の「事実性」、すなわち、「私の偶然性という必然性がとる偶然的な形式 (la forme contingente que prend la nécessité de ma contingence)」こそ私によって生きられるままの身体、すなわち、私の対的身体（corps-pour-soi）である⁴⁶³⁾。私は「誕生（naissance）」によって身体をもつ者として存在するに至ると共に、本稿第3章第2節で言及した自分の端的な存在を定立的意識と非定立的意識とに分離し、これを相互に基礎づけ合させ、対的に存在するようになった。ただし、本稿第3章第1節第2項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、定立的意識と非定立的意識を分離するものは、「何でもないもの（rien）」としての無である。それゆえ、誕生は、私を対的に存在せしめる「最初の無化（néantisation première）」である⁴⁶⁴⁾。私の身体は、この「最初の無化」に先立って存在し、この無化作用を基礎づけている私の端的な存在であり、私にとって根源的な過去である。実際に、サルトルは『存在と無』で、以下のとおり述べている⁴⁶⁵⁾。

…（前略）誕生は、私がそれであるべきであることなしに事実的にそれであるところの即自から、私を出現せしめる最初の無化（la néantisation première qui me fait surgir de l'en-soi que je suis de fait sans avoir à l'être）である。事実性としての身体（corps comme facticité）は、この無化を根源的に指し示す限りにおいて、過去である。

実際に、私にとって、かつて身体をもつ者として誕生し、今もなお身体をもつ者として存在していることは偶然的である。また、他ならぬこの身体をもって、世界の内で或る観点を占めて存在していることも偶然的である。このことは、次節第3項で述べるとおり、思春期を迎えた多くの子どもたちによって実際に意識されているのである。

第2項 黙過される身体

また、サルトルによれば、私の身体は、「非反省的な意識の次元（plan de la conscience irréfléchie）」では、私の定立的意識の対象にされていない。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁶⁶⁾。

…（前略）まさに私の身体は、それに対する観点が存しない観点であるゆえ、非反省的な意識の次元では、意識についての意識（conscience du corps）は存しない。

サルトルによれば、私の身体は、世界の内で或る観点に拘束されている私にとって「それに対する観点が存しない」根源的な観点である。私は「非反省的な意識の次元」にある限り、この観点から「《視野を取るために》後退し、この観点に対する新たな観点を構成する（se reculer pour 『prendre du champ』 et constituer sur le point de vue un nouveau point de vue）」ことができない⁴⁶⁷⁾。このことこそ「身体を特徴づける」当のものである⁴⁶⁸⁾。それゆえ、私の身体は、「非反省的な意識の次元」では私によって定立的に意識されず、非定立的に意識されるに止まっている。実際に、サルトルは『存在と無』で、「身体は自分（についての）非措定的な意識の構造に属する（le corps appartient donc aux structures de la conscience non-thétique (de) soi）」と述べている⁴⁶⁹⁾。

しかも、サルトルによれば、「行動中の人間の意識（la conscience de l'homme en action）は非反省的な意識である」⁴⁷⁰⁾。それゆえ、私の対的身体は、日常的な行動を行っているときは差し当たってたいてい対象として定立的に意識されず、主題化されないまま超出現していく。サルトルは『存在と無』で、以上のこととおり言い表している⁴⁷¹⁾。

身体（についての）意識は側視的（latéral）であり、回顧的（rétrospectif）である。身体は、なおざりにされるもの（le négligé）であり、《黙過されるもの》（le 『passé sous silence』）である。それにもかかわらず、身体は、意識がそれを存在する（être）当のものである。

第3項 世界と一体化した身体

本稿第3章第2節で述べたとおり、サルトルによれば、私にとっての世界は、無限の道具複合である。私は対自存在であるにもかかわらず、即自存在である身体を存在しているゆえ、自らを他の事物と同様の道具として道具性の野に挿入し得るのである。私はこのとき、確かに道具複合の帰趣中心という特權的な地位を占めているとは言え、やはり、一つの道具として無限の道具複合である世界の内に組み込まれ、世界と一体化しているのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁷²⁾。

…（前略）身体は、対自の状況（situation）と区別し得ない。と言うのも、対自にとって、現実存在していることと、状況づけられている（se situer）こととは一つのことには過ぎないからである。また、身体は、他方では世界が対自の状況の総体で…（中略）…ある限りで、世界と一体化（s'identifier）している。

サルトルによれば、世界は、対自存在にとっての状況の総体である。逆に言えば、状況は、対自存在にとって今まさに問題になっている世界の一部である。対自存在は、自分の身体を現実存在し、この身体によって状況づけられ、状況の総体である世界と一体化しているのである。

特に、思春期以前の子どもたちは、普段の生活の中でも、事物及びその総体としての世

界を、あたかも自分の身体と溶け合って一体化しているかのようにとらえていると考えられる。例えば、シュプランガー、E. (Spranger, E.) は『青年の心理』(Psychologie des Jugendalters) で、子どもは「なおも彼の全ての内面性をもって、彼が認知する周囲の環境の人間や事物の中に編み込まれて (mit seiner ganzen Innerlichkeit noch in die Menschen und Dinge der Umgebung, die es [=das Kind] bemerkt, hineingeflochten) いる」と述べている⁴⁷³⁾。デリウスも、前節第1項で引用した記述で、自分は今まで周囲の環境 (Umgebung) と無意識的に一体をなして (in unbewußter Einheit) 生きていたと述べていた。それゆえ、思春期以前の子どもたちは、矢野智司によって指摘されているとおり、「自己と世界との境界線が溶解し、世界と一体化する体験を得やすい」⁴⁷⁴⁾。矢野は2009(平成21)年に発表した論文で、この経験を「溶解体験」と呼び、以下のとおり述べている⁴⁷⁵⁾。

遊びに夢中になっているとき、或いは自然の風景に溶け込むとき、自己と自己を取り囲む世界との間の境界線が消える体験をすることがある。[溶解] 体験とは、このような自己と世界とを隔てる境界が溶解してしまう、陶酔の瞬間や脱目的な恍惚の瞬間、そしてめまいの瞬間を指す… (中略) …。子どもはしばしば自然においてこの溶解を体験する (後略) …。

第3節 自我体験の諸相 (その1) 一対自存在の成立—

第1項 意識と身体との分離

しかし、子どもたちは思春期を迎えると、ここまでに論じた身体を維持し得なくなると考えられる。前節第2項で述べたとおり、私は日常的な行動を行っているときは、差し当たってたいてい私の身体を自分の身体を対象として定立的に意識せず、黙過しなおざりにしたまま非定立的に意識している。しかし、子どもたちは思春期を迎えると、意識の無化作用によって自分の意識と自分の身体との間に無を導き入れ、この両者を分離する。それゆえ、彼らは、自分の身体を自分にとっての対象として定立的に意識し、自分を対象としてとらえる「意識としての自分」と、自分によって対象としてとらえられる「身体としての自分」との分離を経験するのである。

以上のことばは、精神病理学の分野で典型的に認められる。例えば、笠原嘉は1977(昭和52)年に刊行した『青年期—精神病理学から—』(以下『青年期』と略記)で、離人症を患う青年の言葉を以下のとおり紹介している⁴⁷⁶⁾。

これが自分の身体だという実感がない。もちろんここに自分がいて、これが自分の身体であることは頭ではよくわかっている。つねれば痛いし、熱い湯は熱いと感じる。だが、自分の身体だという実感がないのだ。まるで自分の身体と自分とが別で、自分の身体と自

分との間に薄皮というかヴェールというか、何かそういういいたいようなものが介在するとでもいうべきか。とにかくピタッとこない。

ここで語られている事態は、「意識としての自分」と「身体としての自分」との分離に他ならない。確かに、ここでは、彼の「意識としての自分」と「身体としての自分」とを分離する何かは見出されない。しかし、この両者を分離したのは、本稿第3章第1節第2項で引用したサルトルの言葉にあるとおり、「何でもないもの（rien）」としての無に他ならないのである。

以上のことばは、健康な子どもたちによっても経験されている。例えば、高石は2004（平成16）年に発表した論文で、中学校2年生の子どもの以下の言葉を報告している⁴⁷⁷⁾。

[8歳のころ] ある本を読んで、肉体とたましいは死ぬときにはなれ、別の物のたましいと一緒にになると幼いながらも考えた。そう考えていくと、自分は、生前は何だったんだろうと考え始めました。また、時々肉体をはなれて、自由になりたいという気がおこり、自分が本当の自分かどうか、わからなくなる時があります。それいらい、ずっと考えています。

サルトルによれば、対自存在にとっての身体は、対自存在の「世界の内への私の自己拘束（engagement）の個別化」を実現する当のものである⁴⁷⁸⁾。それゆえ、対自存在すなわち人間の意識は、自分の身体と分離されるとき、世界の内に拘束された個別的な存在としての性格を喪失する。それゆえ、この中学生は、自分の意識と自分の身体との分離を意識したとき、「自分が本当の自分がどうか、わからなくなる」と述べたのではないだろうか。

第2項 反省的意識＝時間的意識の成立

前節第1項で述べたとおり、サルトルによれば、私の身体は私の過去である。他方、私は世界の内にあるとき、常に新しい可能性を見出し、この可能性に向けて現在の自分を超えていく。また、私はこの超出に応じて、そのつど新しい道具複合を見出し、これに向けて古い道具複合を乗り越えていく。それゆえ、サルトルによれば、私の身体は「諸々の[道具]複合の新たな結合に向かって、私がそれを超える当のもの（ce que je dépasse vers une combinaison nouvelle des complexes）」である⁴⁷⁹⁾。

それゆえ、私の身体は私の意識に対して、私がそれに向かって超出すべき当のもの、すなわち、私の未来を指し示す。それゆえ、人間にとって、自分の身体を対象として定立的に意識することは、未来に向けて過去を乗り越えていく時間化作用としての自分を定立的に意識すること、すなわち、純粋な反省作用を遂行することと同じである。実際に、思春期を迎えた子どもたちは「意識としての自分」と「身体としての自分」とを分離し、後者を対象として定立的に意識するとき、自分のもつ時間性を定立的に意識するようになるのである。例えば、前項で言及した中学生は以下のとおり述べていた。

[8歳ころ] ある本を読んで、肉体とたましいは死ぬときにはなれ、別の物のたましい

と一緒にになると幼いながらも考えた。そう考えていくと、自分は、生前は何だったんだろうと考え始めました（下線部は引用者）。

ここでは、「肉体とたましいは死ぬときにはなれ」という言葉で指し示される「意識としての自分」と「身体としての自分」との分離についての定立的意識と、「自分は、生前は何だったんだろう」という言葉で指し示される自分の時間性についての定立的意識が即応して成立しているのである。

ところで、人間にとって、究極の過去は誕生であり、究極の未来は死である。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、自分の時間性を意識するようになるとき、自分の誕生と死について意識して「自分はどこから来てどこへ行くのか」と自問するようになるのである。例えば、天谷は2002（平成14）年に発表した論文で、以下の二つの回答を報告している⁴⁸⁰⁾。

[自分は] どっから来たんだろうとか、何でいるんだろうとか、なんか、最初の人間はどこから始まったのかな、とか、なんか、それを思っていたら、どんどん思っちゃって、なんか。…お母さんと話していて、で、そんなことを話していたらきりがないから、って言われて、だけど、自分はどこから来たんだろうとか。…うん。何でこんな本当にいるんだとか、なんか、どうしてこの…言い表せないけど。

[自分は] どこから来たと考えると、ずっと前から魂みたいなものがあって、何度もリサイクルみたいに使われているのか。どこに行くのかは、原点みたいなところへ戻って、もう一度（後略）…

これらは、誕生に遡る自分の過去についての時間的な問い合わせである。また、渡辺恒夫・小松は、1999（平成11）年に発表した論文で、以下の二つの回答を報告している⁴⁸¹⁾。

[中学生から高校生のころ] 突然ふとした瞬間に、私は何なのだろうかとか、私もいつかは死ぬんだと考えることがある。また、もしお母さんがお父さんと別の人と結婚したら、また今の私が生まれてきて、魂は同じだけど、顔とかは別の『私』が生まれるのかなあと思ったことがあった。

[小学校低学年のころ] 祖母が亡くなった時、小さいながらも"死"というものを考えた。自分が死んだらどうなるのだろうと考えているうちに、自分というものがよくわからなくなって、怖くなつてよく泣いていた。しばらく、一人になるといつもそう言うことを考えて泣いていた。

これらは、死に至る自分の未来についての時間的な問い合わせである。

第3項 自己の存在の偶然性についての自覚

前節第1項で述べたとおり、私は世界の内で或る特定の観点に拘束されて存在している。

ただし、私にとって、このこと自体は必然的であっても、存在すること自体は偶然的である。また、私にとって、或る観点に拘束されて存在することは必然的であっても、他のどれでもないこの観点に拘束されて存在することは偶然的である。私の対的身体は、こうした二重の偶然性としての私の事実性に他ならない。それゆえ、子どもたちは思春期を迎えて「意識としての自分」と「身体としての自分」とを分離し、後者の自分を定立的に意識するとき、自分の存在の偶然性を定立的に意識するのである。例えば、渡辺恒夫・小松は、1999（平成11）年に発表した論文で、以下の二つの回答を報告している⁴⁸²⁾。

〔小学校高学年のころ〕スピーチしている友人をじっと見つめていて、どうしてこの人は○○さんなんだろうと思ったとき、どうして自分は自分なんだろう、他の人にも生まれることができたのではないだろうかと考えたことがありました。その時は、まばたきもないで、その友人を見つめています（後略）…。

〔中学生のころ〕静かな部屋でぼおっとしているときにふとそのこと〔なぜ、いま、ここにいるのか？〕が疑問に出てきた。その後も、自分の頭の中で考えごとをしていると、時にそのことについて考えてみたりした。しかし、考えても全然分からなかったので、あまり深くは考えなかった。

ここで語られているのは、反省的意識の成立に伴う自らの存在の偶然性についての意識に他ならない。また、渡辺恒夫・小松はこの論文で、以下の回答も報告している⁴⁸³⁾。

小さい頃、母に植物や虫等にも命があると教えられた時、では、なぜ、私は、雑草でもなく、たんぽぽでもなく、電柱でもなく……私なんだろうか、と考えた。そのような事を考えた時は、心と体が別々になり、心だけが浮かび上がるような、そんな感じがした（後略）…。

ここで語られているのは、①「意識としての自分」と「身体としての自分」との身体感覚さえ伴う生々しい分離②この分離による反省的意識の成立の経験及び③反省的意識の成立に伴う自らの存在の偶然性についての自覚に他ならないのである。

第4項 棚遺：思春期を迎えた子どもたちの死に関する意識

ところで、思春期以降の子どもたちは、時として、自分の死を意外なほど身近にとらえている。実際に、この年代の子どもたちの中には、特に深刻な悩みを抱えているようには見えないにもかかわらず、唐突に「生きることに意味を感じられない」、「今すぐ死んでもいい」等と語り、周囲の大人をぎょっとさせる者も見受けられるのである。

サルトルによれば、死は人間に対して、両義性を有する事態として立ち現れる。サルトルはこのことについて、『存在と無』で以下のとおり述べている⁴⁸⁴⁾。

死（mort）は末端（terme）であり、全ての末端は…（中略）…当の過程を限っている

「存在の無 (néant d'être)」に付着するものと見なされるにせよ、又は反対に、それが限っている系列に付着しているもの…（中略）…として見出されるにせよ、双面のヤヌスである。

それゆえ、死は、一方では『人間存在の無 (néant de réalité-humaine)』に向かって開かれた扉」であり、「非人間的なもの (le non-human) との直接的な接触」であると見なされてきた⁴⁸⁵⁾。また、死は、他方では確かに「人生の最終の現象」であるとは言え、あくまでも「人間的な現象 (phénomène human)」であると見なされてきた⁴⁸⁶⁾。サルトルによれば、特にハイデッガーは「死の人間化 (humanisation de la mort)」を基礎づけた哲学者である⁴⁸⁷⁾。例えば、ハイデッガーは、『存在と時間』で以下のとおり述べている⁴⁸⁸⁾。

死は、現存在自身がそのつど引き受けなければならない存在可能性である。現存在自身が、死によって、自分の最も固有な存在可能という在り方で自分の前に立つのである (Mit dem Tod steht sich das Dasein selbst in seinem eigensten Seinkönnen bevor)。

本稿第2章第5節で述べたとおり、ハイデッガーによれば、死は私にとって、最も固有であると共に、自分以外の誰とも共にし得ない没交渉的な可能性である。この可能性に直面するとき、他の現存在との全ての交渉は断たれている。それゆえ、私は死の可能性に直面するとき、世間によって公共的に解釈された世界を生きられなくなる。私はこのときこそ、「自分の最も固有な存在可能に余すところなく差し向けられる (völlig auf sein eigenstes Seinkönnen verwiesen sein)」のである⁴⁸⁹⁾。

しかし、サルトルは『存在と無』で、ハイデッガーに反駁して以下のとおり述べている⁴⁹⁰⁾。

死を覚悟する (s'attendre à la mort) ことは、死を期待する (attendre la mort) ことではない…（中略）…私の死の可能性は予見され得ず、予期され得ない障礙 (empêchement imprévu, inattendu) の側にある。この障礙は、予期され得ないという特殊な性格を自己内に保っているので、常に勘定に入れられなければならないが、未確定の内に見失われているゆえ、期待され得ない。

本稿第3章第3節第2項で言及したとおり、サルトルによれば、人間の可能性は「存在についての選択」である。しかし、死は私にとって予見も予期もできないゆえ、選択の対象になり得ず、私の可能性になり得ないのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁹¹⁾。

それゆえ、私の企てのふところにおける偶然 (hasard) [=死] のこの不斷の出現は、私の可能性としてはとらえられない。これは逆に、私の全ての可能性の無化として、しかも、それ自体は私の可能性の一部を形作らないところの無化としてとらえられる。それゆえ、死は…（中略）…私の可能性に関する常に可能な無化であり、この無化は私の可能性の外にある。

ここで「偶然」と訳したフランス語 *hasard* は、「一種のさいころ遊び」という古義を有する⁴⁹²⁾。我々はここに、死はサイコロ遊びの結果と同様、予見も予期もできないゆえ選択の対象になり得ず、私の可能性になり得ないという含意を読み取れると思われる。

ここまでに論じたことは、以下のことを意味していると考えられる。本稿第3章第2節で述べたとおり、対自存在としての人間は、自己との一致を果たす上で現在の自分に欠けている欠如分を、自分によって実現されるべき可能性として見出す。人間は、世界の内で具体的な状況を生きているとき、まず「状況的に許されている論理的可能の総体」を立て、この内の或る可能性を選択して実現すると共に、他の可能性を無に帰して背景に退けるという仕方で現在の自分を超していく。しかし、死は本項で述べたとおり「私の全ての可能性の無化」であり、「それ自体は私の可能性の一部を形作らない」のである。

それゆえ、サルトルによれば、死は対自存在の「存在論的構造 (structure ontologique)」ではない⁴⁹³⁾。死は対自存在にとって「外から (du dehors) 来る」のである⁴⁹⁴⁾。それゆえ、死は対自存在によって「決して出会われない (n'être jamais rencontré)」⁴⁹⁵⁾当のものであり、対自存在によって「実現／実感され得ないものの一つ (un des irréalisables)」である⁴⁹⁶⁾。

サルトルによれば、死は以上のことのゆえに、対自存在を「傷つける (entamer)」力を有さない。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁴⁹⁷⁾。

…（前略）死は私を傷つけない。私の自由である自由は、全体的かつ無限のままである。死は私の企てに対する障礙ではない。死が自由を限界づけないゆえではなく、自由がこの限界 [=死] に決して出会わないからである。

サルトルのこうした考えは、確かに渡辺二郎によって指摘されているとおり「力に溢れた自由の思想」であり、「否み得ない自由な息吹きと解放」を内包している⁴⁹⁸⁾とは言え、いささか極論の趣を禁じ得ない。しかし、思春期の子どもたちは、時として、死をサルトルの言う仕方で経験している。それゆえ、彼らの中には、時として死の重大性に関する実感を欠き、第三者には些末又は抽象的に思われる理由で死を選ぶ者も現れるのである。

例えば、横湯は 1985（昭和 60）年に刊行した著書で、不登校児童・生徒を対象とする院内学級での勤務経験を取り上げ、この学級に在籍していた佳奈という女子生徒の事例を以下のとおり報告している⁴⁹⁹⁾。彼女は、この学級での生活を「信じられないほど幸せ」と感じる一方で「幸せな中に死にたい」という願望を抱いており、他の女子生徒と相談して、集団自殺の決行日・方法等を打ち合わせていた。しかし、この中の一人が、病院内学級の教師に事情を打ち明けたので、教師たちは主治医・保護者と連絡を取って危機介入を図っていた。しかし、佳奈はこのことにもかかわらず、或る日、外出の帰りに教師に対して「死ななければならなくなつた」と電話し、投身自殺を遂げたのである。

佳奈は、まさにここまでに論じたとおりの仕方で自分の死をとらえていたゆえ、死の重大性に関する実感を持てなかつたのではないだろうか。それゆえ、彼女は、第三者にとっては余りにも性急に思われる仕方で、若くして死を選んでしまったのではないだろうか。

第4節 自我体験の諸相（その2）—対他存在の成立—

第1項 対他的身体の成立

ところで、私は世界の内で他者（autrui）と出会っている。しかも、私は、他者は私と同じ対自存在であることを理解している。サルトルの言葉を借りて言えば、私は世界の内で他者と出会うとき、他者は「私でない私（le moi qui n'est pas moi）」であるという「根本的な前提」を有しているのである⁵⁰⁰⁾。

また、他者は私と同じ対自存在であるゆえ、私と同様に自分の存在欠陥を埋め合わせる上で現在の自分に欠けている欠如分を、自分によって実現されるべき可能又は可能性として見出している。それゆえ、他者は世界の内で具体的な状況を生きているとき、まず「状況的に許されている論理的可能の総体」を立て、次いで、この中の特定の可能性を選択して実現するという仕方で自己との一致に向か、現在の自分を超していく。更に、他者はこうした仕方で現在の自分を超していくとき、私と同様に世界の内で出会われる事物を「自分の可能性を実現するために然々の仕方で使用されるべきである」という要求を持つ道具として見出している。こうした道具は、他者を帰趣中心として他の道具を無限に指示する道具複合を形成している。こうした無限の道具複合こそ、彼にとっての世界である。彼はこうした世界の内で、無限の道具複合の帰趣中心として存在しているのである。

しかし、私は世界の内で他者と出会うとき、他者をあたかも事物と同様の仕方で対象としてとらえ、私を帰趣中心とする世界の内で私によって利用される道具に「失墜（chute）」させ、私にとっての道具を超える際と同様の仕方で私の可能性に向けて超し得るのである⁵⁰¹⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁰²⁾。

他者は一つの超越一対象（transcendance-objet）である。私はこの超越を〔私の〕世界の内にとらえるのであり、しかも、根源的に、私の世界の事物一道具（choses-ustensiles）の或る配置（une certaine disposition）としてとらえるのである。このことは、これらの事物一道具が更に、世界のただ中に存在する私ではない第二の帰趣中心 [=他者] を指示する限りにおいてである。

しかし、他者も私と同じ対自存在である。それゆえ、私は他者と出会うとき、他者によってあたかも事物と同様の仕方で対象としてとらえられ、他者を帰趣中心とする世界の内で、他者によって利用される道具に失墜させられ、道具を超える際と同様の仕方で、他者の可能性に向けて超され得る。それゆえ、私と他者との根源的な関係は、お互いに世界の帰趣中心としての地位を奪い合って自らを帰趣中心とする世界を形成し、相手をこの世界の内で自分によって利用される道具に失墜させようと試み合う「相剋（conflit）」の関係である。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁰³⁾。

私にとって当てはまるることは、すべて、他者にとっても当てはまる。私が私を他者の支

配から解放しようと試みる間に、他者は彼自身を私の支配から解放しようと試みる。私が他者を屈服させようと試みる間に、他者は私を屈服させようと試みる。ここで問題になっているのは、一つの即目的対象に対する一方的（unilatéral）な関係ではなく、相互的で可動的（réciproque et mouvant）な関係である。それゆえ、〔他者と私との関係に関する〕以下の記述は、相剋のパースペクティブにおいて考察されなければならない。

ただし、思春期以前の子どもたちは、身体としての自分を対象としてとらえる反省的意識の成立を経験していない。それゆえ、彼らは、自分にせよ他者にせよ、或る対自存在によって対象としてとらえられる可能性を知らず、自分を対象としてとらえる他者の主体性も、他者によって対象としてとらえられる自分の対象性も知らない。実際に、幼い子どもたちは、他者に裸を見られても、羞恥を覚えない。サルトルによれば、「羞恥（honte）」とは「私はまさに他者がまなざしを向け、判断しているこの対象を存在しているという自認（reconnaissance de ce que je suis bien cet objet qu'autrui regarde et juge）」の意識であり、自分が他者によって対象としてとらえられていることについての自認の意識なのである⁵⁰⁴⁾。他方、子どもたちは思春期を迎え、ここまでに論じた反省的意識の成立を経験するとき、他の対自存在にとっての対象になる可能性を定立的に意識するようになる。それゆえ、彼らは、他者によって対象としてとらえられ、他者の世界の内で他者によって道具として利用される自分の身体、すなわち、自分の対他的身体（corps-pour-autrui）を定立的に意識するようになる。笠原は『青年期』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁰⁵⁾。

…（前略）対人恐怖症者の身体談義を聞いていると、青年のこの時期は「わが身体」の誕生、あるいはわが身体との最初の出会いのときだと、つくづく思うのである。もちろん心理学はもっとずっと早くから人間が身体的自己に気づくことを証明している…（中略）…しかし「わが」身体と称するに足る身体が他者との関係においてはっきり意識に上るのは、なんといっても青年期に入ってからであろう。わが身体を他人の目を借りてまじまじと見つめる目を持つのは青年である。

このことは、ここまでに論じた自我体験の中でもしばしば語っていた。例えば、デリウスは以下のとおり語っていた。

そして、同時に自らに対する不思議な問い—お前はルディ・デリウスか。お前は友達にそう呼ばれているその人なのか。学校で一定の名前を持ち、一定の評価を得ているその人なのか。私の中の第二の自我が、ここで全く客観的に名称として作用するもう一つの自我に向かい合った

また、三浦も以下のとおり語っていた。

「今、ここに横になっている私は私であり、その私は三浦裕子なのだ。何故なら、私はまわりの友だちや両親、その他の人々から"裕子ちゃん"と呼ばれている。そう人々が私のことを呼ぶのは、私が三浦裕子であることを認めているからそう呼ぶのであり、また私は

そのように認められているのだから、三浦裕子という人間に間違はないのだ」と。しかし、そう思うと同時に、私は次のように考えたこともある。「私は本当に三浦裕子なのだろうか？確かに人は私のことを"裕子ちゃん"とは呼ぶけれど、私は本当に三浦裕子なのだろうか？…（中略）…私は自分の中に私という存在を感じることはできても、三浦裕子の存在を感じることはできない。私は私であり、その私は確かに三浦裕子である。それは確かにそうなのだけれど、しかし、私が私であると感じる"私が"の私と、三浦裕子であるということとはどうしても結びつかない。何だか変だな」と（後略）…。

ここで語られているのは、①自分を対象としてとらえる対自存在としての自分と②他者によって対象としてとらえられ、様々な属性の基体にされる対他存在としての自分との分離である。思春期を迎えた子どもたちは、こうした事態を経験した後、他者によって見られている自分の身体、すなわち、自分の対他的身体について強くこだわるようになる。例えば、笠原は『青年期』で、思春期を迎えた子どもたちは、醜貌恐怖・体臭恐怖等の恐怖症、夢精・生理と結びつけられた体臭へのこだわり、特に男子の場合は外性器の形状についてのこだわり等をよく示すと指摘しているのである⁵⁰⁶⁾。

第2項 理念的・一般的な他者の出現

ところで、思春期を迎えた子どもたちは、意識の無化作用によって自分の意識と自分の身体とを分離するとき、他者の身体と他人の意識とも分離し、身体と切り離された純粋な意識としての他者を見出すようになる。こうした他者は、身体を欠くゆえに私によって対象化されないまま、私を一方的に対象化する他者として立ち現れる。それゆえ、こうした他者は、本稿第2章第4節で言及した《Le petit Nicolas》で描かれていたとおり、身体によって担われず、私によって見られないまま、私を一方的に見る純粋なまなざしとして立ち現れるのである。

確かに、まなざしは、普通は身体器官としての目によって担われると思われているかも知れない。しかし、まなざしは、時として、身体器官としての目とは違うものによって担われる。サルトルの挙げる例で言えば、戦場で匍匐前進している兵士にとって、丘の上に見える農家は「ただそれだけで、既に目である」⁵⁰⁷⁾。しかも、サルトルによれば、「我々は世界を知覚すると同時に、我々の上に注がれているまなざしをとらえることはできない（nous ne pouvons percevoir le monde et saisir en même temps un regard fixé sur nous）」⁵⁰⁸⁾。私は、私に向けられる他者のまなざしをとらえると同時に、他者の身体器官としての目を知覚することはできないのである。それゆえ、他者のまなざしと、他者の身体器官としての目とは相容れない。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁰⁹⁾。

…（前略）まなざしは、目の機能を持つ対象の諸性質のうちの一つでもなく、こうした対象の全形態でもなく、こうした対象と私との間に成立する《世界的な》関係でもない。それどころか、私に向けられたまなざしをとらえることは、まなざしを顯示する対象の上にまなざしを知覚することではなく、《私にまなざしを向けている》目の破壊に基づいて

現れる。私は、まなざしをとらえるとき、目を知覚することを止める。

前節第1項で述べたとおり、対自存在にとっての身体は、対自存在の「世界の内への自己拘束の個別化」を実現する。しかし、ここで言う他者は、身体を欠くゆえ具体性を欠き、具体性を欠くゆえ個別性を欠き、個別性を欠くゆえ誰々と名指し得ない匿名的な存在である。また、この他者は身体を欠くゆえ、無限の道具複合としての世界に組み込まれず、世界の内で或る観点に拘束されない遍在的な存在である。この他者こそ、ハイデッガーによって世間、サルトルによってまなざしと呼ばれる理念的・一般的な他者である。

思春期を迎えた子どもたちは、世界の中でこうした他者と出会うとき、こうした他者によって一方的に対象化されて世界の帰趣中心としての立場を奪われ、他者を帰趣中心とする世界の内で他者によって利用される道具に失墜する危険に直面するのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵¹⁰⁾。

…（前略）〔他者によって〕見られる（être vu）ことは、私を、私の自由ではない自由に対して無防備な存在（un être sans défense）として構成する。我々が他者に対して現れる限りにおいて、自分を《奴隸》（esclave）と見なすことができるのは、この意味においてである。

ここでサルトルの言う事態は、不登校児童・生徒の手記の中で、しばしば言及されている。例えば、或る小学6年生の不登校児童は、1993（平成5）年に発表した手記で、以下のとおり述べている⁵¹¹⁾。

ぼくにとって学校は、けいむ所のような所だと思う。

自分の考えを先生に言ったり、行動することができるのは先生たちとクラスのボスだけだろう。つまり学校はさせられる所だ。

ぼくが一番自由な所は、自分の家くらいだ。学校が家みたいに、自分の意見がはっきり言える場所だったら、ぼくは今でもはりきって学校に行っていただろう。

また、別の男性は、1993（平成5）年に発表した手記で、以下のとおり述べている⁵¹²⁾。

わしが学校 [=高校] に入ってから10日めから5ヶ月後まで、毎朝、校門を潜る度に思ったことがある。それは「ヨハネの黙示録」だったと思うが「ここに来る者、すべての望みを捨てよ」ということだ。…（中略）…

だが、〔学校には〕刑務所とは、違う所もある。「家に帰れる」という自由があることだ。授業が終わるとその時、決まって一番に、わしは、門から抜け出していた。

不登校児童・生徒の中には、彼らの他にも、学校を刑務所に例える者が時おり見受けられる。彼らは、学校で自由であるのは自分ではなく、教師・クラスのボス等自分以外の誰かであると思っている。彼らは学校にいるとき、他者の自由の前で、あたかも受刑者のような隸属的な地位に置かれているという気持ちを、日々生々しく感じているのである。

第3項 他有化された世界の出現

前項で述べたとおり、私は、まなざしとしての他者に出会うとき、他者によって世界の帰趣中心としての立場を奪われ、他者を帰趣中心とする世界の内で、他者によって利用される道具に失墜する危険に直面する。このとき、私を帰趣中心とする世界は「解体 (se désintégrer)」し、他者を帰趣中心とする世界に「再統合される (se réintégrer)」⁵¹³⁾。サルトルは『存在と無』で、このことを「世界の私からの脱出 (échappement à moi du monde)」と呼んでいる⁵¹⁴⁾。

ところで、他者を帰趣中心とする世界は、かつては私を帰趣中心とする世界を構成していた道具によって構成されている。しかし、この道具は、今や他者にとっての道具になり、他者によって他有化されて (aliéné) いる⁵¹⁵⁾。それゆえ、無限の道具複合としての世界も他者によって他有化されている。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、まなざしとしての他者に出会うとき、世界を今までと違う仕方で経験する。彼らは、本章第2節第3項で述べたとおり、無限の道具複合としての世界の帰趣中心であると共に、一つの道具として世界に組み込まれ、無限の道具複合としての世界と一体化していた。しかし、彼らを帰趣中心とする世界は、まなざしとしての他者の前で解体し、他者を帰趣中心とする無限の道具複合としての世界に再編成され、他者によって他有化される。彼らはこのとき、身体的感覚を伴う生々しい仕方で、世界と自分との分離を経験する。例えば、デリウスは以下のとおり語っていた。

すべてが私から離れ、私は突然孤独になったような感じがした。妙に浮かんでいるような感じ…（中略）…それは、あたかも今まで無意識的にそれと一緒に生きてきた周囲の環境からの、ほとんど肉体的に作用する分離のような何かであった。私は突然自分を個として、取り出されたものとして感じた。

他者によって他有化された世界は、他者を帰趣中心とする無限の道具複合としての世界であり、この世界で出会われる道具は、他者の可能性を実現するための道具である。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、他者によって世界を他有化されるとき、世界の内で出会われる道具を、自分の可能性を実現するために利用される道具として見出せなくなる。それゆえ、彼らは、世界を今までの慣れ親しみを失ったよそよそしい (aliéné) 世界として見出さざるを得なくなる。彼らは、こうした世界の内で不気味さ・居心地の悪さを覚えるゆえ、世界によって自分の存在を深刻に脅かされ、A君やG君と同様にハイデッガーの言う不安を覚えるのである。

また、彼らはこうしたとき、世界の内で見出される道具の持つ「或る可能性を実現するために然々の仕方で利用されるべきである」という要求をうまく読み取れなくなる。それゆえ、彼らは、日常生活の中で出会われる道具をうまく利用できなくなる。例えば、不登校児童・生徒は、時として、普通に生活していれば自然に身につくはずの常識を欠いていふと言われている。筆者の知る限りでも、合宿型のフリースクールを運営している方の中には、不登校児童・生徒はフリースクールで生活を始めた当初、「パンツ 1枚洗うのに洗

灌機を満タンにした」・「トイレ掃除を頼んだところ、バケツ一杯の水をまいてトイレを水浸しにした」等というエピソードを語る方がいる。このことも、不登校児童・生徒は世界の内で出会われる道具の持つ要求をうまく読み取れなくなり、世界の内でこうした要求に従って、円滑に行行為できなくなっていることの証左ではないだろうか。

第5節 自我体験の諸相（その3）—性的身体の成立—

第1項 性的身体を否定する試みとしての拒食

ところで、思春期を迎えた子どもたちは、身体の成熟に伴い、性的な欲望と無縁でいられなくなる。しかも、サルトルによれば、性的な「欲望（désir）」は「私の性別づけられた存在（être-sexué）及び他者の性別づけられた存在を、また、性としての私の身体（mon corps comme sexe）及び〔性としての〕他者の身体を、私に対して同時に（à la fois）顕わにする」⁵¹⁶⁾。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、性的な欲望を覚えるとき、自分の身体を性的な身体として見出し、これに対して主体的な態度を取らなければならなくなるのである。

しかし、特に若い女性にとって、自分の性的な身体を受容することは決して容易ではない。波田あい子によれば、近年では若い女性も業績主義的な社会に巻き込まれ、「男の子と同じような自己実現に照準を合わせ」て思春期・青春期を過ごしている⁵¹⁷⁾。彼女たちは、自分の性的な身体を受け入れて母になるとき、「業績価値の世界とは異質な"自然界"」に直面して「アイデンティティの混乱に陥」り⁵¹⁸⁾、また、「それまでの社会関係やなにがしかの自己実現の活動をあきらめるか縮小」せざるを得なくなる⁵¹⁹⁾。更に、彼女たちは出産・育児に直面するとき、「いきなり"生きもの"を与えられ、それが生きるの死ぬのとのすごい責任の重圧」⁵²⁰⁾をかけられる。更に、現代の社会では、若い女性の性的な身体は、時として、男性によって消費される「商品」と見なされる。若い女性は、このことに抵抗を覚えるとき、異性の性的なまなざしを拒否し、自分の性別づけられた存在を否認する必要に迫られるのである。

例えば、彼女らの中には、性に対して強い拒否感を抱き、異性との接触を拒絶する者もある。また、彼女らの中にはいわゆるボイイッシュな在り方を好み、あたかも女性であることを否認するかのように振る舞う者もいる。また、彼女らの中には、同性の友人との間で極めて親密かつ閉鎖的な集団を形成し、ここに閉じこもる者も見受けられるのである。

更に、彼女らの中には、異性の性的なまなざしを徹底的に回避するため、自分の性的な身体を無くそうと試みる者もいる。この試みの典型例は、若い女性に好発する「神経性食思不振（anorexia nervosa）」・「思春期やせ症（Jugendmagersucht）」等と呼ばれる拒食系の摂食障害である。笠原は『青年期』で、このことについて以下のとおり述べている⁵²¹⁾。

…（前略）彼女たちにとってやせるということは、成人女性の肉体をもつことの拒否を意味する。だから、彼女たちがやせる努力をするからといって、成人女性がより女性美を高めんがためにやせようとするのと同一視してはならない。全く逆である。成人女性の胸や腰をもつことの拒否、性の無い存在への憧憬である。さらにいえば、この少女たちにとって細くあることは、セックスを持たぬ人間の軽やかさ、清らかさ、精神性、純粹性、上昇性、永遠性、非俗性を生きることなのだ。彼女たちはそのことをしばしば自分ではっきり意識している。

しかし、彼女たちは身体を持っている以上、この試みを成功させられるはずもない。それゆえ、彼女たちは、拒食と過食との間で不安定な往復を経験せざるを得なくなるのである。

実際に、摂食障害を持つ女性の中には、拒食の反動として「爆発的な過食・多食（やけ食い）」すなわち *binge eating* を行う者も見受けられる⁵²²⁾。なお、*binge eating* は、我が国では「気晴らし食い」とも訳されている⁵²³⁾。野上芳美・矢花英美子によれば、「神経性無食欲症の劇的な自発的飢餓」は「自己制御あるいは競争のひとつの歪曲した試み」であり、「その試みが成功し、体重が減じることは患者にとって勝利を意味する」ゆえ、「彼女たちはその異常な減食を勝ち誇った態度で継続することができる」⁵²⁴⁾。他方、「気晴らし食いのエピソードの間、競争すなわち自己制御は放棄されて」いる⁵²⁵⁾。患者はこのとき「孤立無援であり、その主体性混乱を統合することができ」ず、「孤立無援感と自尊心の低下を伴う敗北状態にある」⁵²⁶⁾。彼女たちは、気晴らし食いは自分の身体に屈服し、性的な身体をもたない存在として生きる試みに挫折したことを意味しているのではないだろうか。

第2項 性的身体を受け入れる試みとしての性的逸脱

もっとも、思春期を迎えた女性は、異性の性的なまなざしに対して、常に拒否的な態度を取っているとは限らない。例えば、最近の若い女性の中にも、「男は仕事、女は家庭」という類の伝統的性分業を肯定し、男性中心の業績主義的な社会システムに対して距離を置き、結婚・妊娠・出産を経て母親になることを当然又は価値あることと見なしている者が見受けられる。筆者の知る女子中高生の中にも、「女の子だから」という理由で比較的進学しやすい短期大学への進学を希望すると共に、卒業後は数年間の就労を経て専業主婦になり、家事と育児に専念したいと語る者が見受けられたのである。

彼女たちは、自分の性的な身体は拒否されるべき対象ではない。しかも、この身体は、性的魅力という強力な価値の源泉でもある。それゆえ、彼女たちは、自分の性的な身体を積極的に引き受け、場合によっては、異性の性的なまなざしに対して積極的に迎合する者もいる。実際に、竹内は著作の中で、前思春期から思春期にかけて「女っぽさ」という価値に「熱病的にとりつかれ」、これを競うようになった女子グループの例を挙げている⁵²⁷⁾。

ところで、非行のある女子少年の中には売春まがいの性的逸脱行為を行い、その目的は金品を手軽に得ることであると語る者が見受けられる。しかし、筆者の知る限りでは、彼女たちは口では何と言つても、内心ではこの行為に対して払われる金銭を、単なる

経済的対価としてではなく、自分の「存在価値」の証として受け止めているのである。法務省で心理技官を務めた今村洋子は、このことについて以下のとおり述べている⁵²⁸⁾。

…（前略）女の子の場合でもたとえばテレクラ遊びをしていた少女が「こんな私でもつきあってくれる人がいるんだってうれしくて、みんなに言ってやりたかった」と言ったことがある。

男性あるいは女性としての自分ということも含めて、自分をどう確立していくかを模索している思春期の子供たちが、その試行過程で非行行為に陥ったり敢えてそれを選択するということは大いに考えられる。

それゆえ、我々は、性的な逸脱行為のある女子に対して説諭を行い、又は望まない妊娠、性行為感染症等のリスクを説くだけでは不十分であると考えられる。むしろ、我々は彼女らに対して、性的な魅力は他者、特に男性によって価値ある存在と認められる上で、唯一の条件ではないことを根気強く教えていかなくてはならないと考えられるのである。

第6節 自我体験に関する事例研究

第1項 はじめに

ところで、筆者は 2009（平成 21）年に現任校に赴任した後、現任校の学生に対して体験談の提供を依頼し、以下に挙げる幾つかの例を得た⁵²⁹⁾。本節では、ここまで論述に基づきつつ、この体験談を手がかりとして、自我体験の諸相を明らかにしていく。

第2項 事例研究（その1）—自らの対他存在についての自覚—

H さんという女子大学生は、筆者の依頼に応じて、以下の体験談を提供してくれた。

私は思春期には夜になると必ず「死んだらどこに行くのか」と考えていました…（中略）…まるで世界と切り離されたような感覚に陥って…（中略）…人は生まれた瞬間から死に向かっていることがひどく怖かったです。なぜ自分は生きているのだろう、死んだらどこに行ってしまうのか。…（中略）…自分という存在は何か。身体はあっても自分の目で自分を見ることはできない。鏡に映った自分も本当に自分なのか。といったことから、本当に自分は存在しているのかといった考え方で頭がいっぱいでした。

H さんの言葉は、誕生で始まって死で終わる時間的な存在としての自分に関する意識、「世界と切り離されたような感覚」等、ここまでに論じた自我体験の各要素を含んでいる。

この中でも特に興味深いのは、自分の身体に関する H さんの経験である。もっとも、こうした経験は彼女に特有ではなく、思春期以降の若者によく見受けられる。例えば、高石は 1990（平成 2）年に発表した論文で、或る高校 3 年生の生徒の語った以下の言葉を紹介している⁵³⁰⁾。

〔14 歳ころ〕 鏡を見ていると、自分の顔がふと全く知らぬ何かのように見えます。気がつくと、私の名前も通称も他人が付けたものです。ここにいる私はいったい何だろうと思いました。

青木勝らは 1975（昭和 50）年に発表した論文で、「鏡の中の身体は、他者のまなざしで対象化されたものであり、鏡を見る彼の目は、他者の目なのである」と述べている⁵³¹⁾。私は鏡によって私の身体を見るとき、他者のまなざしによって存在にもたらされた私の対他存在を見ているのである。サルトルによれば、ここで言う対他存在としての身体は、本来は私によって認識されず、他者に向かって私を連れ出していく身体である。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵³²⁾。

他者のまなざしの出現とともに、私は、私の対象－存在の顯示（révélation de mon être-objet）…（中略）…を経験する。対象としての私（moi-objet）は、私にとって、認識され得ない存在（être inconnaisable）として、他者への逃亡（fuite en autrui）として…（中略）…自らを顯示する。

それゆえ、鏡に映った私の身体は、間違いなく私のものであるにもかかわらず、「鏡に映った自分も本当に自分なのか」という H さんの言葉によって示されているとおり、私のものであるという実感を欠く身体になるのである。

第 3 項 事例研究（その 2）—自らの存在の偶然性についての自覚—

I さんという女子大学生は、筆者の依頼に応じて、以下の体験談を提供してくれた。

高校の時にある小説に出会いました。その小説は、現代にいるある女子高生が、突然異世界に連れて行かれ、本当はその異世界こそが自分のいるべき、生まれた場所であり、そこで自分に与えられた使命を果たす、という内容の小説でした。その小説を読むうちに、「私もこの世界は本当の居場所ではなく、他の場所に私の真にあるべき居場所があるので」 という気持ちになりました。しかし、そのことで普段の生活に何か影響したかといえばそうではなく、ふつうの生活をしていました。

本章第 2 節第 1 項で述べたとおり、私は自分の身体を存在する者として、世界の内で或る観点に拘束されて存在している。ただし、私にとって、或る観点に拘束されて存在することは必然的であっても、存在すること自体は偶然的である。また、私にとって、或る観点に拘束されて存在することは必然的であっても、他のどれでもないこの観点に拘束され

て存在することは偶然的である。サルトルによれば、この二重の偶然性としての私の事実性、すなわち、「私の偶然性の必然性がとる偶然的な形式」こそ、私の対的身体なのである。

Iさんは思春期を迎え、身体としての自分を定立的に意識する反省的意識の成立を経験したとき、自分の有するこうした偶然性を定立的に意識するようになったのではないだろうか。それゆえ、彼女は、「主人公の拘束されている現在の観点は、実は、かりそめのものに過ぎなかった」という内容の小説に共感し、強く心を引かれたのではないだろうか。

こうしたこと、彼女に特有の事態ではない。例えば、木村敏は1978（昭和53）年に刊行した著書で、自分の親は実の親ではないと主張する「もらい子妄想」について、以下のとおり述べている⁵³³⁾。

このような、自分が繼子ではないのか、という疑惑が出現するのは、何もわれわれの患者のような精神病の中だけとはかぎらない。比較的多くの子どもが、児童期から思春期にかけてのある期間、これと同じ内容の空想を抱くことはよく知られており、精神分析家たちはこの空想に「ファミリー・ロマンス」という特別の名称を与えて児童心理の研究の手懸かりにしている（後略）…。

「児童期から思春期にかけて」の子どもたちは、反省的意識の成立によって自分の存在の偶然性を意識するようになるとき、往々にして、現在の親のもとに生まれてきたことも偶然であるという意識を抱くのではないかだろうか。本章第3節第2項で言及した渡辺恒夫・小松の研究でも、「もしも母さんがお父さんと別の人と結婚したら、また今の私が生まられてきて、魂は同じだけど、顔とかは別の『私』が生まれるのかなあと思ったことがあった」という回答が見受けられた。ここで言う「もらい子妄想」又は「ファミリー・ロマンス」は、自分の存在の偶然性に関するこうした意識を根拠としているのではないか。

第4項 事例研究（その3）—事物の存在の偶然性についての意識—

Jさんという女子大学生は、筆者の依頼に応じて、以下の体験談を提供してくれた。

私は、なぜ生きているのかを疑問に思うことが多く、特に高校時代には人間自体が滅びればいいと思うことさえありました。それはふとした瞬間で、一番多かったのが夜に外出しているときでした。別に何かがあるわけではないのですが、人工的な光を見ていると吐きそうになり、人間という存在が消えて、人間が創造してきたものも消えてしまえばいいのにと思います。

人間は世界の内にあるとき、世界の出会われる事物を、通常は自分によって利用される道具として見出している。しかし、本稿第3章第2節で述べたとおり、事物はもともと何の原因も理由もなく存在しており、事物の持つ道具としての性格は、人間によって事物の表面に記された「脆弱な目印」に過ぎない。こうした性格を失ったむき出しの事物すなわち即自存在は、端的に「ある」という他に何も言いようのない不条理な存在に他ならない

のである。サルトルは『嘔吐』で、このことについて以下のとおり述べている⁵³⁴⁾。

さて、今しがた僕は公園にいた。マロニエの根は、僕のベンチの真下で、地面に突き刺さっていた。僕は、それが根であることをもう思い出せなかった。言葉は消え失せ、言葉と共に、事物の意味作用もその使用法も、また、事物の表面に人間が記した脆弱な目印も消え去っていた…（中略）…現実存在は不意にヴェールを剥がれていた。それは、抽象的範疇の無害な様相を失っていた。それは事物の生地そのもの（*pâte même des choses*）だった。この根は、現実存在の中でこねられていた。と言うよりも、根も、公園の柵も、ベンチも、芝生のまばらな芝草も、すべてが消え去っていた。事物の多様性、事物の個別性は一つの仮象、表面的な飾り（*vernis*）に過ぎなかつた。この飾りが溶けてしまつていて。怪物じみた柔らかい無秩序の塊が、裸の、恐ろしい淫猥な裸形の塊（*masses monstrueuses et molles, en désordre — nues, d'une effrayante et obsène nudité*）が残つていて。

本稿第3章第2節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、人間はこうしたむき出しの事物すなわち即自存在と出会うとき、吐き気を覚える。Jさんは「人工的な光」を見て「吐きそう」になつてゐるとき、世界の事物をむき出しの即自存在として見出していたのではないだろうか。また、彼女は、むき出しの即自存在を表層的な道具としての性格によって糊塗し、敢えて見ないようにしている人間を欺瞞的な存在としてとらえていたのではないかだろうか。それゆえ、彼女は、人間及び人間によって作られた創作物への強い反感を覚えていたのではないかだろうか。

もちろん、彼女も世界の内にあるときは、通常は他の人々と同様、世界の内で出会われる事物を自分によって利用される道具として見出していたはずである。しかし、このときの彼女は、他者によって自分を帰趣中心とする世界を奪い去られ、他者を帰趣中心とする世界に再編成されるという事態を経験していたのではないだろうか。それゆえ、彼女は、世界の内で出会われる事物を、自分によって利用される道具として見出せなくなり、道具としての性格を剥ぎ取つた事物の存在に接近しやすくなつてゐたのではないかだろうか。

第7節 小括

ここまで箇所では、青年心理学で言う自我体験に関する先行研究の成果を参考しつつ、この体験を、サルトルの言う意識の無化作用による思春期を迎えた子どもの存在の変容の体験として考察してきた。ここまで論じたことは、あくまでも自我体験について可能な解釈の一つである。しかし、後の論述を先取りして言えば、我々はこの解釈を採用することによって、本稿のテーマである不登校を整合的に理解できるのである。以下の章では、このことを、不登校に関する先行研究及び筆者自身の経験に即して明らかにする。

第6章 不登校児童・生徒に対する教師のかかわり—尽力的顧慮と垂範的顧慮—

第1節 不登校児童・生徒の「自分の存在を持て余す辛さ」

ここまでに論じてきた自我体験の中で、不登校と深いかかわりを持っているのは、前章第4節で論じた一連の経験である。ここで論じたとおり、不登校児童・生徒は自我体験を契機として対自存在としての他者と出会うとき、自分を帰趣中心とする世界を他者によって他有化され、他者によって利用される道具に失墜する危険に直面すると共に、この世界を今までの慣れ親しみを失ったよそよそしい世界として経験する。それゆえ、彼らは、この世界の内で不気味さ・居心地の悪さを覚え、自分の存在を深刻に脅かされ、ハイデッガーの言う不安を経験する。特に、彼らは、この不安を学校という場で強く覚えるゆえ、ここに通うことを拒否し、今までの慣れ親しみを保っている場としての家庭に退却して自分を守ろうとする。それゆえ、本稿第1章第1節第2項～第3項で言及した自己像論の考え方は、確かに、正鵠を射ていると考えられるのである。

ところで、不登校児童・生徒は学齢期の子どもたちであり、進級・卒業・進学等人生の節目を迎えている。それゆえ、我々は、彼らをなるべく早く学校に復帰させ、社会的な遅れをとらせないようにしたいという気持ちに駆られる。また、我々は、不登校児童・生徒はこのまま放置しておけば、学校・社会に復帰できなくなり、引きこもるのではないかという懸念も覚えずにいられない。それゆえ、我々は、家庭に退却した不登校児童・生徒と接しているとき、彼らに対して、登校刺激を与えるという気持ちに駆られるのである。

ただし、ここで以下のことに注意しなくてはならない。本稿第2章第3節で生越の言葉を引用して述べたとおり、不登校児童・生徒にとって問題であることは「勉強ができない」こと自体ではなく、「他者（友達）との比較において成績が下がってしまうこと、つまり勉強が『遅れる』こと」である。すなわち、不登校児童・生徒は、学校に通えなくなって家庭に退却している間も、自分の社会的な遅れを人一倍気に病んでいるのである。

また、彼らの中には、「自分は学校に通わないことによって進学・就職等の機会を失い、社会的に多大の不利益を招くのではないか」と懸念している者も見受けられる。もちろん、今日では、たとえ学齢期に不登校を経験しても、このことを理由に進学・就職等の機会を奪われるわけではない。しかし、不登校児童・生徒は、たとえこのことを知っていたとしても、やはり、自分の将来について多大の懸念を覚えずにいられないのである。

それゆえ、彼らは登校刺激を与えられたとき、学校を中心とする世界によって自分の存

在を深刻に脅かされつつ学校に通うか、又は、社会的な不利益を覚悟してでも学校を休むかを選択せざるを得なくなる。彼らはこのとき、社会的な不利益を避けるために学校に通おうと決意するかも知れない。しかし、彼らはこのとき「自分はサルトルの言う賭博者と同様に過去の決意から無によって引き離されており、この決意に従って学校に通えるとは限らない」ということを意識し、サルトルの言う不安を覚えかねない。例えば、サルトルは本稿第4章第3節第2項で引用したとおり、『存在と無』で以下のとおり述べていた。

ここで注意すべきことは、不安によって顕わになる自由は、自由な存在を指し示す「私」を絶えず新たに作り直さなければならないという性格を持つことである。…（中略）…賭博を禁じる状況の総合的把握を改めて実現しなければならない賭博者は、同時にまた、《状況の内にあって》状況を評価し得る「私」を再び作り出さなければならない。この「私」は、先行的かつ歴史的な内容を伴う。これこそ人間の本質である。自分の面前における自由の顯示としての不安が意味するのは、人間が常に無によって自分の本質から切り離されていることである。

私は不安を覚えるとき、ただ単に或る状況の内にあるだけでなく、この状況の内にある私を対象として評価し得る「私」を新たに作り出している。この「私」は、自らに先行する歴史的な内容を持っており、これこそ私の「行為を説明する性格の總体」としての私の本質である⁵³⁵⁾。この本質は、現在の私に先行する歴史的な内容であるゆえ、現在の私にとって過去である。実際に、サルトルは『存在と無』で、人間の本質は「人間存在が自分について、あったところのものとしてとらえるところのもの全て (tout ce que la réalité humaine sasit d'elle-même comme ayant été)」であるとも述べている⁵³⁶⁾。それゆえ、私の本質と現在の私との間には、無が滑り込んで来ている。私の本質は現在の私から無によって引き離されており、現在の私の行為を決定論的に支配し得ない。私はこのことを意識するとき、現在の私の行為は「常に本質の彼方 (par delà) にある」⁵³⁷⁾ことを意識して、サルトルの言う不安を覚えるのである。このことは、Eさんの以下の言葉によって典型的に示されている。

死んでしまおうか。結局いつもここに行き着く。学校でも、家族の中でもお荷物の私にサヨナラしたい。世の中の誰をも好きになれない自分はいない方がいいのだ。

いいかげん決着をつけなければ、と思って包丁を握る。包丁ってこんなに重いものだつたろうか。右手で握って左手首に押し当ててみる。強く当ててゆくと血が段々にじみ出てきて手のしわを赤く染める。もっと強く当てれば死ぬ—そう思ったとたんに首筋に、全身に寒気がして、包丁を持つ手の力が抜けていく。

こわかった…まずそう思った。そうして次第に情けなくなった。小心者の私は行きることはもちろん死を選ぶことすら出来ない。ただこうやってうずくまっていることしか出来ない（後略）…。

Eさんは、包丁を握らずに「死んでしまおうか」と考えていたときは、自殺するか否か選択しなくてはならない状況の内に自分を追い込んでいなかつた。また、彼女は、包丁を

握って手首に押し当てるときは、確かに自殺するか否か選択しなくてはならない状況の内に自分を追い込んでいたとは言え、こうした自分を反省的に把握していなかった。それゆえ、彼女は、いずれの場合にも不安を経験しなかった。他方、彼女は、自分の手首にじむ血を見て我に返ったとき、自殺するか否か選択しなくてはならない状況の内に追い込まれている自分を反省的に把握したのである。確かに、このときの彼女は、死についての「こわさ」を覚えていたかも知れない。しかし、彼女は対自存在である以上、自分の本質から無によって引き離されている。それゆえ、この「こわさ」は、彼女に対して自殺を止める呼びかけることはできても、自殺を止めるよう強いることはできない。彼女は、自分の手首にじむ血を見て我に返ったとき、すなわち、自殺するか否か選択しなくてはならない状況のうちに追い込まれている自分を反省的に把握したとき、以上のことと反省的に把握して、「寒気」すなわちサルトルの言う戦慄という形で不安を覚えたのである⁵³⁸⁾。

不登校児童・生徒も、学校に通うか否か選択しなくてはならない状況に追い込まれないまま、いわゆる一般論として「学齢期の子どもは学校に通う義務を有するか否か」と考えているのであれば、不安を覚えずに済むであろう。しかし、彼らは登校刺激を受け、学校に通うか否か選択しなくてはならない状況に追い込まれれば、Eさんと同じ不安を覚えかねない。しかも、サルトルによれば、彼の言う不安は、自らの無化作用によって過去の自分からも未来の自分からも切り離されている対自存在の存在様式に由来する。それゆえ、人間は、サルトルの言う不安を逃れようと思えば、対自存在であることを止めなくてはならないのである。或る不登校の男子中学生は、このことについて以下のとおり語っている⁵³⁹⁾。

ほんとは〔高校に〕行きたくない。また同じことをくりかえしては、でも母は高校に行った方がいいという。父もいう。もちろん姉もいう。そしてもちろん保健の先生もいう…（中略）…どうしようかまよった。行くか行かないか二つに一つだ。いくらみんなに行けと言われても決めるのは自分だ。ほんとにしんてしまいたいくらいなやんだ。

彼は進学を選択すれば、学校を中心とする世界によって自分の存在を深刻に脅かされる不安を経験しかねない。他方、彼は進学を拒否すれば、自分の将来を閉ざしかねない。もちろん、彼はこのことを避けるため、ひとたびは不安を耐えてでも進学しようと決意したかも知れない。しかし、彼はこのこととき、自分はサルトルの言う賭博者と同様、過去の決意から無によって引き離されているゆえ、この決意に従って進学できるとは限らないことを意識して、サルトルの言う不安に陥ってしまった。彼は、この不安を逃れるためには、死によって対自存在であることを止める他なくなるまで追い詰められていたのである。

第2項 不登校児童・生徒の「自分の身体を持て余す辛さ」

不登校児童・生徒はここまでに論じた状況に追い込まれたとき、サルトルの言う不安のただ中で自分の可能性を選択しなければならず、しかも、どの可能性を選択しても肯定的な未来を見出せないという進退窮まった状況に陥る。彼らはこうしたとき、自分の身体を疎んじ、これを攻撃せずにいられなくなる。前章第2節第3項で述べたとおり、私は一つ

の道具として無限の道具複合としての世界の中に組み込まれ、世界と一体化している。それゆえ、私にとって或る状況が耐え難いことは、自分の身体が耐え難いことと同義である。

実際に、不登校児童・生徒の中には「不潔恐怖」にとらわれ、「長時間何度も手洗いを繰り返したり、入浴を長時間かけて行う」者が見受けられる⁵⁴⁰⁾。彼らは、この行為によって、自分の身体を洗い流そうとしているのである。また、彼らの中には、学校に通えなくなっている間、拒食に陥る者も見受けられる。例えば、或る不登校の男子小学生は、学校に通えなくなっていたとき「どんな好物も流動食も食べられず、ジュースも受け付けず、透明な水だけしかのどを通ら」なくなっていた⁵⁴¹⁾。彼らは、自分にとって疎ましくなった自分の身体を無くし、身体のない存在として生きようとしているのではないだろうか。

他方、不登校児童・生徒の中には、進退窮まった状況の中に投げ込まれているとき、いかなる可能性を選択しても明るい未来を開かれないゆえ、いかなる可能性も選択しなくなる者が見受けられる。例えば、増井美保子は1990（平成2）年に発表した論文で、「明るい」又は「悩まない」不登校児童・生徒の増加を指摘し、このことは「神経症的な葛藤をもつまでに至らないもの、より未熟な防衛機制を用いる子どもたちが増加している」と考えるべきか、又は、「不登校に対する家族や社会の対応の変化が関与している」と考えるべきか判断しかねると述べている⁵⁴²⁾。しかし、こうした不登校児童・生徒は未熟と言うよりも、自分の置かれている状況の内でいかなる可能性を選択しても明るい未来を開かれないゆえ、この状況の内でいかなる可能性も選択しないという諦念に達しているのではないだろうか。

しかし、不登校児童・生徒は、この諦念に達したとき、自分の身体を自分の可能性を実現するために利用されるべき道具としてではなく、道具として利用し得ない事物、すなわち、「肉体（chair）」として見出さざるを得なくなる⁵⁴³⁾。しかも、彼らにとって、肉体になった身体は道具として利用できなくなった身体であり、ハイデッガーの言葉を借りて言えば、「或る種の非道具的存在性において（in einer gewissen Unzuhandenseit）目立ってくる（das Auffallen geben）」⁵⁴⁴⁾。

実際に、不登校児童・生徒の中には、若く健康であるにもかかわらず、二言目には「だるい」、「疲れた」と訴える者、いつも肩を落として足を引きずるように歩いている者、体を使うことを極端に嫌う者等が見受けられる。彼らの身体は、彼らにとって、道具として利用し得ないにもかかわらず、逃れようもなくのしかかってくる重荷なのである。

また、不登校児童・生徒の中には、いわゆる心気症的な訴えを繰り返す者が見受けられる。平井によれば、彼らは詐病を行っているのではなく、「わずかな症状」はあるとされる⁵⁴⁵⁾。確かに、多くの人々は、こうした症状を経験しても「仕事をしているうちに忘れてしまう」のかも知れない⁵⁴⁶⁾。しかし、不登校児童・生徒は、自分の身体自体に耐えられなくなっているゆえ、この身体のわずかな不快さにも耐えられなくなっているのである。

ここで言う肉体になった身体を無理にでも逃れようとする試みこそ、不登校児童・生徒に見受けられる乖離症状である。彼らの中には、学校に通えなくなっている間「パタッと立てなくなり」、「はって歩くことしかできず、二階の自分の部屋に行くことはおろか、便所も四つんばいでやっと行く」という乖離症状を示す者が見受けられるのである⁵⁴⁷⁾。

逆に、彼らの中には、筆者の知る限りでも武道・格闘技を習う、マラソンを始める、筋力トレーニングを始める等身体の鍛錬に关心をもつ者が見受けられる。このことは、道具

として利用し得ない肉体になった自分の身体を、再び自分によって意のままに利用し得る道具として取り戻そうとする意図を含んでいる。長岡も、不登校児童・生徒の中には「からだをコントロールしようとして特別な試みをする」者が見受けられると述べている⁵⁴⁸⁾。

第3項 不登校児童・生徒に対する教師のかかわり—尽力的顧慮と垂範的顧慮—

ここまで論述に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。不登校児童・生徒は、登校刺激を受けたとき、学校を中心とする世界によって自分の存在を深刻に脅かされる経験、すなわち、ハイデッガーの言う不安を耐えて学校に通うか、又は、社会的な不利益を覚悟して学校を休むか選択しなければならない状況に追い込まれる。彼らはこの状況の内で、社会的な不利益を避けるために学校に通おうと決意したにもかかわらず、なおも学校を休み得る自分の自由を意識して、サルトルの言う不安を経験しかねない。彼らはこのとき、深刻な不安のただ中で自分の可能性を選択しなければならず、しかも、いずれの可能性を選択しても肯定的な未来を見出せないという進退窮まった状況に陥りかねない。彼らは、この状況の内で、時として死によって対自存在であることを止めようとし、又は、この状況と一体化している自分の身体を疎んじるようになりかねない。それゆえ、不登校児童・生徒に対する不用意な登校刺激は、たとえ善意によっていたとしても、慎まれなくてはならないのである。

しかし、不登校児童・生徒は人間である以上、時として或る程度の不安に耐えてでも、自分の自由によって何かを選択しなければならなくなる。それゆえ、教育者は不登校児童・生徒と接するとき、彼らは或る状況の内に追い込まれてサルトルの言う不安を覚えたとき、どこまで持ちこたえられるかを見極めなくてはならない。例えば、教育者は、彼らはこの不安を何とか持ちこたえられると判断した場合は、彼らを敢えて状況の内に追い込んでもいいかも知れない。他方、教育者は、彼らはこの不安を持ちこたえられないと判断した場合は、彼らを状況の内に追い込まないようにしなければならないのである。

不登校児童・生徒に対するこうした二つの態度は、ハイデッガーの言う「顧慮的な気遣い (Fürsorge, 以下「顧慮」と略す)」の二つのタイプに対応している。

ハイデッガーによれば、顧慮は「その積極的な様態について、両極の可能性を持っている」⁵⁴⁹⁾。一つの可能性は、「他者から『気遣い (Sorge)』をいわば奪取し、彼に代わって配慮の内に身を置き、彼のために尽力する (einspringen)」可能性である⁵⁵⁰⁾。ただし、この顧慮は、本来は他者自身によって「配慮されるべきこと」を「他者に代わって引き受け」るゆえ、他者を「自分の地位から追い出し (aus seiner Stelle werfen)」、「依存的な支配される者 (der Abhängige und Beherrschte)」にしかねない⁵⁵¹⁾。

もう一つの可能性は、「他者から『気遣い』を奪取してやるのではなく、気遣いを気遣いとしてまず本来的に返し与え」、「彼に対してその実存的な存在可能性について手本を示す (vorausspringen)」可能性である⁵⁵²⁾。この顧慮は、他者の気遣いを彼に代わって引き受け、彼の気遣いを除いてやるのではなく、「他者を助けて他者が自分の気遣いのうちで自分を見通せるようになり、自分の気遣いに向かって自由になるようにする」のである⁵⁵³⁾。

本稿では、これら二つの顧慮を「尽力的顧慮 (die einspringende Fürsorge)」・「垂範的顧慮 (die vorrausspringende Fürsorge)」と呼ぶ。ボス、M. (Boss, M.) は著作の中で、この

ことについて以下のとおり述べている⁵⁵⁴⁾。

フロイトは最初の…（中略）…指示によって、「尽力的顧慮」と呼べば最も当てはまるであろう精神分析家の態度について、何よりも先に繰り返し警告した。おそらくこの警告こそ、フロイトの治療方法を特別に特徴づける当のものであり、他のほとんどの心理療法的な努力から区別する当のものである。

ただし、尽力的顧慮も、他者に対する援助の中では、決して不要とは言えない。筆者の知る限りでも、優れた教育者は不登校児童・生徒とのかかわりの中で、二つのタイプの顧慮を的確に使い分けているのである。以下の箇所では、このことを、1990年代に筆者が見学した適応指導教室での実践を例として明らかにする⁵⁵⁵⁾。

第2節 事例研究（その1）一不登校児童・生徒に対する教師の尽力的顧慮一

第1項 Kさんに対するL先生のかかわり

本節で登場するKさんは、公立中学3年の女子生徒である。また、本節で登場するL先生は公立中学校に勤務するベテランの男性教諭であり、この当時は適応指導教室の担任として勤務されていた。

L先生は或る日の朝、Kさんに対して、原籍校の担任の先生から、彼女に電話があったと伝えていた。L先生は、Kさんとの授業で使う教科書に視線を落とし、何かの作業をしながら、Kさんの顔を見ないまま「さっき**先生から電話があつてね…**先生、一度話したいって言ってたんで、こっちに電話するようにお願いしてあつたんで、電話をかけてこられたんだけど…」と事情を説明していた。しかしKさんは、あたかもL先生の声を聞いていないかのように、黙ったまま教科書をめくっていた。彼女がページをめくる早さは、教科書の内容を読んでいるとは思われないほど早かった。彼女の様子を側で観察していた筆者には、あたかも彼女が教科書の内容を読むためではなく、L先生の話から耳をそむけるために教科書をめくっているようにも思われた。筆者はKさんの後ろにいたので彼女の様子を詳しく観察できなかつたが、彼女は緊張の余り体を強張らせてゐるようだつた。

L先生は、担任の先生が適応指導教室に電話してきた事情をKさんに説明した後で顔を上げ、彼女の顔を見て、明るい調子で「会いたい？」と尋ねた。しかし、Kさんは、このときもL先生の方に少し顔を上げた他は、ほとんど反応しなかつた。L先生は少し間を置いた後、再び明るい調子で「会いたくないか…」と言って軽く笑つた。しかし、Kさんは、L先生のこうした言葉にも反応しなかつた。そこで、L先生はこの話を打ち切り、数学の授業を始めた。すると、Kさんは授業が進むにつれ、そばで見ていた筆者にも明らかにほど身体を柔らかくさせ、M先生に対して明るい表情で映画の話をしたり、軽口を叩い

たりして楽しく授業を進めたのだった。

第2項 Kさんの置かれていた状況

このときのKさんにとって、担任の先生と会うことは、想像するだけでも身体が強張るほど強い緊張感を覚えさせる事態だったのである。もちろん、この先生は、筆者の知る限りでは、Kさんに対して受容的な態度で接していた。しかし、不登校児童・生徒は、前章第4節第2項で述べたとおり、時として自分の周囲にいる個別的・具体的な他者を超えた理念的・一般的な他者、すなわち、ハイデッガーの言う世間又はサルトルの言うまなざしとしての他者を問題にせざるを得なくなっている。それゆえ、彼らは、たとえ自分の周囲にいる個別的・具体的な他者によって受容的にかかわられていたとしても、「自分は学校に通つてないゆえに世間によって非難されている」という罪責感を覚え得るのである。

Kさんも、実際には彼女に対して受容的にかかわっていた担任の先生の前で、こうした罪責感を覚えていたのではないだろうか。それゆえ、彼女は、担任の先生の前で「自分は学校に通つてないゆえ、この先生によって温かく受容されるはずはない」と思い、担任の先生に会うことを想像するだけでも「自分は担任の先生によって学校に通つていいことを責められるのではないか」と懸念して、身体さえ強張るほど強い緊張感を覚えたのではないだろうか。

もちろん、Kさんは、この先生に会うことを自分の自由によって拒否することもできたはずである。しかも、彼女の担任の先生は、たとえこのことによって多少落胆したとしても、彼女に対する受容的な態度を放棄しなかったと思われる。しかし、Kさんは、実際には彼女に対して受容的にかかわっていた担任の先生の前でも、「不登校という悪いことをしている自分がこの先生によって温かく受容されるはずはない」と思っていたのではないだろうか。それゆえ、このときの彼女は、自分は担任の先生に会うことを拒否すればこの先生の気持ちを更に害し、この先生によって更に厳しく責められるのではないかと思っていたのではないだろうか。それゆえ、このときの彼女は、担任の先生に会うか否かを自らの自由に基づいて選択する限り、会うことを選択しても会わないことを選択しても、常に深刻な辛さを体験してしまう状況の内に投げ込まれていたのではないだろうか。

以上の考察に基づけば、あたかもL先生の話に耳をそむけるかのように教科書をめぐるというKさんの行為は、いわば、深刻な辛さ以外に何ともたらさない自分の自由を一時的に放棄する試みだったと考えられる。もちろん、彼女は、本当にL先生の話さえ耳に入らないほど教科書を読むことに没頭していたとは思えない。しかし、彼女は、「自分は教科書を読むことに没頭する余りL先生の話さえ耳に入らなかつた」と自ら信じ込んでしまえば、「自分は担任の先生と会うか否かを選択すべき状況の内へ投げ込まれておらず、この状況における自由を持っていない」と信じ込めたと考えられる。それゆえ、彼女は、いわば、自分で自分を欺くような仕方で「自分は教科書を読むことに没頭する余り、L先生の話さえ耳に入らなかつた」という演技を遂行していたと考えられるのである。

しかし、この演技は彼女自身によって遂行されているゆえ、他ならぬ彼女自身にとって見え透いた演技であり、自分で自分を偽っていることを明確に意識しつつ、なおも自分を偽らざるを得なくなる辛さを彼女に経験させかねなかったと考えられる。こうした辛さは、

以下に挙げる或る女子高校生の言葉によって、典型的に示されているのではないだろうか⁵⁵⁶⁾。

…（前略）友達のいない私は常に「1人」ということを意識していた。しかしそれを他人にさとられるのがイヤだった。休み時間になると適当に遊んだりおしゃべりしたりするみんながとてもうらやましかった。それが正直に顔に出るので私はとにかく何かに集中しなければならなかった。手っ取り早いのが読書である。教室で本を読むのはガリ勉みたいでイヤだったが、もうどうでもよかった。古本屋で買った表紙の破れたボロボロの推理小説をただ目で字を追って読んだ。推理小説はTVのサスペンス番組でたくさんだった。…（中略）…私は休み時間が大嫌いだった。もうリラックスできるのは誰もやってこないトイレの中だけのような気がしていた。

休み時間に一人で本を読むことは、彼女自身によって明示的に述べられているわけではないとは言え、彼女の感じている「うらやましさ」を級友たちに対して覆い隠すためだけの行為ではなかったのではないかだろうか。むしろ、この行為は、「うらやましさ」を彼女自身に対して覆い隠すための行為だったのではないかだろうか。例えば、彼女は級友の楽しそうな様子を目にしたとき、内心では「うらやましさ」を感じつつも、「自分は本を読むほうが楽しいのだ」と思い込もうとしていたのではないかだろうか。もちろん、彼女は、「教室で本を読むのはガリ勉みたいでイヤだった」・「推理小説をただ目で字を追って読んだ」・「推理小説はTVのサスペンス番組でたくさんだった」という言葉によってもうかがわれるおり、休み時間に一人で本を読んでいても全く楽しくないことを自ら明白に意識している。しかし、彼女はたとえ休み時間に本を読むことを止めたとしても、やはり級友たちと気軽に付き合えず、結局は級友たちに対する「うらやましさ」を更に生々しく経験して、かえって苦しんだかもしれない。それゆえ、彼女は休み時間に一人で本を読んでも全く楽しくないことを意識したとき、このことを自分に対して覆い隠そうとして、敢えて「自分は一人で本を読んでいる方が楽しいのだ」と信じようとしていたのではないかだろうか。

しかし、彼女は、この試みによって「うらやましさ」を感じる辛さを逃れた一方で、「私は休み時間が大嫌いだった」・「リラックスできるのは誰もやってこないトイレの中だけのような気がしていた」と語らざるを得なくなっている。彼女は、級友に対する「うらやましさ」を逃れるため、自分で自分を偽っていると知りつつ、なおも自分を偽り続けることに疲れ、ついには級友とかかわることを全く避けたくなってしまったのである。

第3項 Kさんに対するL先生の尽力的顧慮

しかし、Kさんのこうした辛さは、L先生のかかわりによって大幅に緩和されたと考えられる。例えば、このときのL先生はKさんが自分の話に反応しないまま教科書のページをめくっていたとき、彼女の真意を確認しないまま「会いたくないか……」と彼女の気持ちを先取りし、Kさんの担任の先生の申し出を断ることを彼女自身に代わって決定している。L先生のこうしたかかわりは、確かに、担任の先生に会うか会わないかを選択し得るKさんの自由を第一義的に重視しているとは言えない。しかし、このときのKさんは、L

先生のこうしたかかわりのゆえに、他ならぬ自分にとって耐え難い重荷となってしまった自分の自由を一時的にせよ逃れられて、多少は楽になったのではないだろうか。

また、L先生のかかわりは、担任の先生に会うか否かを選択し得るKさんの自由を第一義的に重視していないゆえに、担任の先生に会わないことを選択したことによるKさんの責任を免除する作用も持っていたと考えられる。例えば、Kさんは、担任の先生に会わないことは自分の決定ではなく、L先生の決定によって生じた事態であるゆえ、自分は担任の先生によって責められることはないと信じることも不可能ではなくなつたはずである。それゆえ、彼女は、本来は担任の先生に会うことを選択しても会わないことを選択しても常に深刻な辛さを体験しかねない状況の内に投げ込まれていたにもかかわらず、L先生のかかわりによって、この状況を逃れられたと考えられるのである。

しかも、L先生は、Kさんが担任の先生に会うか否かを自らの自由に基づいて選択しなかつたことを責めなかつた。それゆえ、Kさんは、自分の自由に基づく選択を迫られていたにもかかわらず、結局は何も選択しなかつた自分に対する自責の念も軽減されたと考えられる。それゆえ、KさんはL先生との授業が始まった後では、辛さを体験せずに楽しく活動できたと考えられるのである。

以上の考察によってうかがわれるとおり、適応指導教室の先生方は、子どもたちがいかなる仕方で対処しても常に深刻な辛さを体験しかねない状況の内に追い込まれた際は、彼らの自由を積極的に肩代わりし、この状況を彼ら自身に代わって打開する尽力的顧慮を躊躇なく遂行している。それゆえ、適応指導教室の不登校児童・生徒は、彼らにとって決して楽ではない状況の内へと投げ込まれているにもかかわらず、深刻な辛さを体験せずにすんでいると考えられるのである。

しかし、不登校児童・生徒に対する教師の尽力的顧慮は、ボスによって指摘されているとおり、不登校児童・生徒の自由を教師の自由によって乗っ取ってしまう危険を有している。それゆえ、L先生はKさんに対して、尽力的顧慮を無制限に遂行しようとはしなかつた。例えば、L先生は、担任の先生に会うか否かの選択を一度はKさんの自由に委ねている。もちろん、L先生は、Kさんの置かれている状況をよく知っていたゆえ、自分のかかわりによってKさんに或る程度の辛さを体験する可能性を予測できたはずである。しかし、L先生は、Kさんに敢えてこの辛さを体験させることを通じて、自分はKさんの自由を常に全面的に肩代わりしようとしているわけではないことを伝え、彼女を自分に對して依存的にしないよう細心の配慮を行っていたと考えられるのである。

ただし、こうしたかかわりは、子どもたちに対する適応指導教室の先生方の唯一のかかわり方ではなかつた。適応指導教室の先生方は、子どもたちが決して楽ではない状況の内に投げ込まれっていても、彼らがこの状況の内で自分の自由を放棄したくなるまで追いつめられる危険は少ないと判断されるときは、子どもたちの自由を彼ら自身へと投げ返す垂範的顧慮を積極的に遂行していた。しかも、適応指導教室の先生方は、この際にも子どもたちが自分の自由をなるべく容易に引き受けられるようにするために、細心の仕方で彼らを援助していたのである。次節では、このことを、仮にM先生とする女性の先生と、仮にNさんとする女子児童とのかかわりを例として考察する。

第3節 事例研究（その2）—不登校児童・生徒に対する教師の垂範的顧慮—

第1項 Nさんに対するM先生のかかわり

本節で登場するNさんは、公立小学校6年生の女子児童である。また、本節で登場するM先生は公立中学校教諭であり、この当時は適応指導教室の教諭として勤務されていた。

Nさんは、適応指導教室での休み時間、私立中学校の進学ガイドを手に取り、女子生徒の制服紹介のページを熱心に眺めていた。彼女は側にいたM先生を相手として、各校の制服について「この制服はチェックのスカートが可愛い」、「この制服は〔茶色のブレザーなので〕制服みたいじゃない」、「夏服は白い方がいい」、「セーラー服は古くさいから嫌い」、「ブレザーの方がいい」等と熱心に品定めしていた。このときのNさんは、たまたま側にいた筆者から見ても、表情も明るく声も弾んでいて、楽しそうな様子だった。

しかし、Nさんは、M先生が思い出したように「そう言えば、**中〔Nさんが進学する予定の公立中学校〕はセーラー服よね」と話しかけると、急に暗い表情になって下を向いた。M先生は、Nさんの態度の急変に驚いた様子で、「あらKさん、セーラー服はそんなに嫌い?」と語りかけるが、Nさんの表情は明るくならず、「もうその話はいいよ」と呴いて話を打ち切ろうとした。ところが、M先生はにこやかに笑いながらではあったが、いつになく要求的に「Nさん、そんなこと言わないでもうちょっとお話ししようよ」と促した。

M先生は、更に制服の話を続けて「++中〔Nさんの進学先とは別の公立中学校〕の制服は丸襟なの。私は可愛くて素敵と思うんだけど、中学生のお姉さんたちは幼稚園みたいで嫌って言うのよ。Nさんはどう思う?」とNさんに語りかけた。Nさんは、この話には多少乗り気になって「私も丸襟は嫌い。普通のワイシャツみたいな方がいい」等と答えていたが、表情は相変わらず沈んだままで、口調もどこか弱々しかった。

M先生がこうしたNさんに対してなおも制服の話を続けようとしたところ、Kさんは不機嫌そうに横を向き、吐き捨てるように「何でみんなそうやって、私を嫌がらせることばっかり言うのかなあ」と呴いた。すると、M先生はにっこり笑いながら「あらNさん、そんなに深刻に考えなくていいのよ。しばらく通ってみて『先生はどんな人かな』、『お友達はどんな子かな』って確認してから〔本格的に登校を再開するかどうか〕決めてもいいんだし、ちょっと辛いなって思ったら、また〔適応指導教室に〕戻ってもいいんだし」と諭すような仕方でNさんに語りかけた。するとNさんは先の明るい表情を取り戻し「そうだよね、一回行ってみて決めてもいいんだよね」と元気に答えたのだった。

第2項 Nさんの体験していた辛さ

Nさんは、数ヶ月後に迫った進学の際に中学校に通うか、中学校に通わずに適応指導教

室に通い続けるかを選択しなくてはならない状況の内に投げ込まれていた。ただし、彼女は小学校を卒業した後、中学校に通わず、適応指導教室に通い続けることもできた。しかも、彼女にとって、適応指導教室に通うことは、M 先生と話していたときの様子を見ても明らかなどおり、それなりに楽しかったと思われる。しかし、彼女は、中学校に通うこと自体を嫌っていたのであれば、どこにあるかも定かでない学校のこととは言え、制服のことを話題にしなかったはずである。実際に、不登校児童・生徒の中には、学校に通えなくなっている間に学校のことを少しでも連想させる話を持ち出すと、不機嫌になる者も見受けられるのである。それゆえ、彼女にとって、小学校を卒業して中学校に通うことは、やはり、憧れの対象でもあったと考えられる。逆に言えば、彼女にとって、中学校に進学した後で普通に登校することを断念することは非常に辛かったと考えられるのである。

また、N さんは、小学校を卒業した後で中学校に通うか否かを決定した後でも、この決定によって不可逆的な仕方で拘束されるわけではなかった。例えば、彼女は、M 先生によって指摘されていたとおり、中学校にしばらく通ってみた後で適応指導教室に戻ることもできた。また、彼女は、普段は適応指導教室に通いつつ、通いやすいときだけ中学校に行くこともできた。しかし、N さんにとって、このことは誰かに教えてもらわなければ、わからないことであったとしても不思議はないであろう。また、彼女は、たとえこのことを知っていたとしても、自分の投げ込まれている状況に対して中途半端な仕方で対処することは許されないと思い込んでいたかも知れない。例えば、彼女は、ひとたび中学校へ登校すると選択してしまえば、いかに辛くとも中学校に通い続けなくてはならないと思い込んでおり、また、ひとたび中学校に通わないと選択すれば、二度と中学校には戻れなくなると思い込んでいたかもしれない。それゆえ、N さんは、中学校に通うことを選択すれば様々な困難に直面し、中学校に通わないことを選択すれば憧れの対象である中学校生活を断念する他なくなるという状況の内へ投げ込まれていたと考えられるのである。

それゆえ、N さんは私立中学の制服の品定めという行為を通じて、中学校に進学する上で直面しなくてはならない困難を度外視したまま、中学校生活への憧れだけを満足させようとしていたのではないだろうか。このときの彼女にとって、私立中学校はどこにあるかも定かでない学校であり、ここに通う可能性は、自分によって実現され得ない仮想の可能性に過ぎなかつた。それゆえ、彼女にとって、この可能性を実現する際に直面しなくてはならない困難も、自分によって対処される必要のない仮想の困難に過ぎなかつた。それゆえ、彼女は、私立中学校の制服を着て私立中学校に通うことを夢想している限り、中学校に進学する際に直面しなくてはならない困難を度外視したまま、中学校生活への憧れだけを満足させられたと考えられるのである。

第3項 N さんに対する M 先生の垂範的顧慮

しかし、M 先生は N さんに対して、地元の公立中学校に関する話題を敢えて持ち出した。M 先生はこのことを通じて、地元の中学校へ登校するという現実的な可能性を敢えて意識させ、この可能性を実現するか否かを選択し得る自由を自分の自由として引き受けるよう要求したのである。確かに、この要求は、N さんにとっていささか厳しい要求だったかも知れない。しかし、M 先生は、N さんはこの要求にも何とか応えられると判断し

たゆえ、彼女に対して敢えてこの要求を課したのではないだろうか。確かに、Nさんは自分の投げ込まれている状況に対処する仕方を自分の自由によって選択する限り、常に何らかの辛さを体験せざるを得なくなっていた。しかし、彼女は、地元の公立中学校に通うことを選択すれば、確かに困難に直面せざるを得なくなるとは言え、憧れの対象であった中学校生活を実現できる。また、彼女は、地元の公立中学校に通わないことを選択すれば、確かに憧れの対象であった中学校生活を断念せざるを得なくなるとは言え、それなりに楽しい適応指導教室での生活を続けられる。それゆえ、彼女の投げ込まれていた状況は、彼女にとって確かに厳しいとは言え、常に何らかの楽しさを体験する余地を残していた。それゆえ、彼女にとって、この状況に対処する仕方を選択しなくてはならない自分の自由を放棄したくなるまで追いつめられる危険は、比較的小さかったと考えられるのである。

しかも、M先生はNさんに対して、彼女は中学校に通うことを選択した後でも、この選択によって不可逆的な仕方で拘束されるわけではないことを明言した。Nさんはこのことによって、中学校に通うか否かを選択しなくてはならない自分の自由を比較的容易に引き受けられるようになった。それゆえ、彼女は、M先生のかかわりによって一度は意気消沈したにもかかわらず、M先生の最後の一言で明るい表情を取り戻せたと考えられるのである。

第4節 子どもたちの訴えを聞き取る教師の感受性

以上の考察に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。確かに、不登校児童・生徒は、学校に通っていないことのゆえに辛さを経験している。しかし、この辛さは、彼らにとって、常に経験せずに済めばよい辛さであるとは限らない。むしろ、この辛さは、時として人間である限り、自分の自由とのかかわりの中で経験せざるを得ない辛さである。それゆえ、適応指導教室の先生方は、子どもたちが辛さを経験していると考えられる場合でも、この辛さを彼らに代わって解決する尽力的顧慮を安直に遂行していない。むしろ、この先生方は、この辛さを経験することが彼らにとって無益ではなく、また、彼らがこの辛さにもかかわらず自分の自由を引き受けいけると判断した場合は、彼らを辛さに直面させ、この辛さに対処する仕方を自分の自由によって選択させる垂範的顧慮を遂行しているのである。このことは、確かにいささか厳しいとは言え、不登校児童・生徒を人間として尊重する上で必要なのである。他方、適応指導教室の先生方は、子どもたちがいかなる仕方で対処しても常に深刻な辛さを経験しかねない状況の内に投げ込まれ、この状況の内で自らの自由を放棄したくなるまで追いつめられかねないと判断した場合には、彼らの投げ込まれている状況を彼ら自身に代わって打開する尽力的顧慮を遂行しているのである。

以上のこととは、子どもたちの何気ない振る舞いを手がかりとして、彼らの辛さを察知する適応指導教室の先生方の感受性によって可能になっている。例えば、L先生は、見方によつては自分の話を聞き流していると受け取れなくもないKさんの振舞いを手がかりと

して、彼女は自分の投げ込まれている状況の内で、自分の自由を引き受けられなくなるまで追いつめられていることを察知していた。ここで論じた L 先生の尽力的顧慮は、L 先生のこうした感受性によって実現され得たのである。確かに、適応指導教室の先生方は、日々の実践の中で、このことを常に自覚しているとは限らないかもしれない。しかし、このことは、適応指導教室の先生方は日々の実践の中で、自分の行為の意味をそのつど立ち止まってとらえなくとも適切に行行為できる優れた教師であることを示しているのである。

第7章 世界との慣れ親しみを取り戻そうとする不登校児童・生徒の試み

第1節 他有化を拒否する不登校児童・生徒の試み—引きこもりと家庭内暴力—

第1項 他有化を拒否する試みとしての引きこもり

本稿第5章第4節第2項～第3項で述べたとおり、不登校児童・生徒は自我体験を契機として、まなざしとしての他者によって世界の帰趣中心としての地位を奪われ、他者を帰趣中心とする世界の内で、他者によって利用される道具に失墜する危機に瀕する。このとき、不登校児童・生徒を帰趣中心とする世界は解体し、他者を帰趣中心とする世界に再統合される。

確かに、この世界は、かつては彼らを帰趣中心とする世界を構成していた道具によって構成されている。しかし、この道具は、もはや彼らの可能性を実現するために彼らによって利用される道具ではなく、他者の可能性を実現するために他者によって利用される道具である。それゆえ、不登校児童・生徒にとって、他者を帰趣中心とする世界は他有化された（aliéné）世界になり、今までの慣れ親しみを失ったよそよそしい（aliéné）世界になるのである。

不登校児童・生徒は、こうした世界を、いかにして再び慣れ親しみのある世界として取り戻すのであろうか。彼らは時として、他者に対してまなざしを向け、他者を対象としてとらえ、世界の帰趣中心としての地位を奪い返し、自分を帰趣中心とする世界を再編成し、もって他者を自分によって利用される道具に失墜させようとする。すなわち、彼らは、他者による他有化を拒否し、逆に、他者の「我有化（appropriation）」を試みるのである⁵⁵⁷⁾。

しかし、他者は当然のこととして、この試みに抵抗する。不登校児童・生徒はこうした事態に直面したとき、深く傷ついて家庭に退却し、自分を無条件に受容してくれる自分の家族だけでも我有化しようと試みるのである。

以上のこととは、家庭に退却して引きこもっている間の不登校児童・生徒の在り方を検討すれば、十分に支持され得ると考えられる。例えば、このときの彼らは、学級の一員として級友の中に溶け込み、級友との間で我々意識を持つことを強く拒否する。例えば、或る不登校の男子中学生は、1993（平成5）年に発表した手記で以下のとおり語っている⁵⁵⁸⁾。

毎日、同じ時間に同じ服を着て、同じ髪型で大勢の人間が同じ目的地に向かっている。「メトロポリス」のようである。これは言い過ぎだとは思いません。実際、私の目にはそういう映ったのですから。

また、Eさんは、以下のとおり語っていた。

…（前略）あの四角い部屋に一旦入ると、私がありのままの私でいることはゆるされずクラスの一員として同化しなければいけない。同じ方向に座り、皆と同じ勉強をし、似合おうが似合うまいが制服を身につけ、更にはそこで出会うクラスの人々とは適当に上手にやっていく能力を養わなければいけないのだ…。

本稿第5章第4節第1項で述べたとおり、私と他者との根源的な関係は、世界の帰趣中心としての地位を奪い合い、自分を帰趣中心とする世界の内で、相手を自分によって利用される道具に失墜させようと試み合う相剋の関係である。しかし、私と或る他者（以下「第二者」とする）との関係は、常に「私と他の全ての人々の関係及び彼〔=第二者〕と他の全ての人々との関係という無限の背景」をもち⁵⁵⁹⁾、「どの瞬間にも…（中略）…他の人々にとっての対象として経験され得る」⁵⁶⁰⁾。それゆえ、私は、私と第二者との関係全体をまなざし、私と第二者とを対象としてとらえる「第三者（le tiers）」に出会うとき、第二者と共に第三者によって世界の帰趣中心としての地位を奪われ、第三者を帰趣中心とする世界の内で、第三者によって利用される道具に失墜するのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁶¹⁾。

…（前略）私は突然、第三者の世界の内で、対象的な状況一形態（situation-forme objective）の現実存在を経験する。ここでは、第二者も私も、共に等価で連帶的な構造（structures équivalentes et solidaires）という資格で現れる（後略）…。

私と第二者とは、第三者に出会うとき、第三者によって共に他有化され、第三者を帰趣中心とする世界を構成する道具に失墜する。私はこのとき、「もはや根源的に第二者と区別されず」、第二者と同じ立場で第三者にとっての対象になっているという意識、すなわち、第二者との「対象ー我々（nous-objet）」意識を持つのである⁵⁶²⁾。確かに、我々は他者と共にあるとき、「対象ー我々」意識ではなく「主体ー我々（nous-sujet）」意識をもつこともある⁵⁶³⁾。しかし、次項の論述を先取りして言えば、「主体ー我々」意識は「対象ー我々」によって基礎づけられている。サルトルによれば、「我々は他人の目に対してしか『我々』ではなく」、「我々は他人のまなざしから出発して、我々を『我々』として引き受けける」のである⁵⁶⁴⁾。

それゆえ、私は、或る他者との間で我々意識を持つとき、私とこの他者とをまなざす第三者による他有化を受け入れていると考えられる。逆に、不登校児童・生徒は、級友との間で我々意識を持つことを拒否しているとき、彼らと級友とをまなざす第三者による他有化を拒否していると考えられるのである。

第2項 補足：「対象ー我々」意識と「主体ー我々」意識

前項で触れたとおり、私は他者との間で、時として「主体ー我々」意識を持ち得る。例

えば、私は世界の中で「製造物 (objet manufacturé)」を見出すとき、この製造物は世界の内の誰でもいい任意の誰か、すなわち、「個別化されず数え上げられない超越 (transcendance non individualisée et non dénombrée)」である「ひと (on)」の可能性を実現するため、「ひと」によって「製作され (être œuvré)」、利用される道具であることを知っている⁵⁶⁵⁾。また、私はこのとき、自分も「ひと」の一人として「ひと」の可能性を実現するために、この道具を利用し得ることを知っている。私は世界の中で「こうして構成された道具によって私の可能性を誘導されるに任せること」とき、他ならぬ自分を「誰でもいい任意の超越 (transcendance quelconque)」として体験する⁵⁶⁶⁾。このとき生じる意識こそ「主体ー我々」意識である。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁶⁷⁾。

例えば、《ひと》は地下鉄の《トロキャデロ》から《セーヴル・バビロン》に行くには、《ラ・モット・ピケ》で乗り換えるという言い方をするときがそれである…（中略）…私の近い目的は《ひと》の目的である。私は私自身を、私の隣人の任意の誰かと相互に交換可能な (interchangeable avec un quelconque de mes voisins) ものとしてとらえる。この意味で、我々は、我々の現実的な個別性 (individualité réelle) を失う。と言うのも、私がそれであるところの試み (projet) は、まさに、他人がそれであるところの試みであるからである。

私は他の乗客と同様に、地下鉄を利用して或る駅に行こうとしている。私はこのとき、自分を他の乗客と同様に、地下鉄という道具によって誘導されるまま、或る駅に行くという「ひと」の可能性を実現しようと試みている。それゆえ、私はこのとき、自分を「現実的な個別性」をもたず「私の隣人の任意の誰かと相互に交換可能」である者として、すなわち、乗客の中の任意の一人として見出す。更に、私がこのとき他者を「私と相並んで、私の企てと同じ任意の企てに没頭している現実的な現前 (présences réelles et pareillement absorbées dans des projets quelconques identiques à mes projets)」として見出し、この他者と「結びついて (en liaison)」私の任意の企てを企てるのであれば、私は自分の企てを「一つの目標に向けられた共同的な超越 (transcendance commune et dirigée vers un but unique)」として見出す⁵⁶⁸⁾。このときに生じる意識こそ「主体ー我々」意識なのである。

更に、私は他者と同じ道具を利用して、他者と共に「ひと」の目的を追求するとき、この道具を「みんな (tout le monde)」の道具として見出す。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁶⁹⁾。

特に、私が非本来的な様式 (mode de inauthenticité) すなわち《ひと》という様式で存在するとき、世界は私を道具及び道具複合という相の下 (sous l'aspect d'ustensiles et de complexes d'ustensiles) で、非本来的な諸可能性の非個人的な反映 (reflet impersonnel de mes possibilités inauthentiques) として指し示す。この道具及び道具複合は《みんな》のものであり、私が《みんな》である限りにおいて、私のものでもある。

ここで言う「みんな」は、同じ道具を用いて同じ目的を追求する任意の誰かの集合体すなわち「ひと」の集合体であり、まさに「主体ー我々」に他ならない。サルトルによれば、

私は世界の内にあるとき、「共同の目的及び共同の道具を受け入れることによって (par l'acceptation d'une fin commune et d'instruments communs)」、「私の個人的な目的を今まさに追求されている集団的な目的の彼方に放棄 (rejeter)」する⁵⁷⁰⁾。私はこのことによって「自分を〔他者と区別されない〕無差別的な超越 (transcendance indifférenciée) として構成」し、自分もまた「みんな」すなわち「主体—我々」の中の任意の一人であるという「主体—我々」意識を持つのである⁵⁷¹⁾。

ただし、私が「主体—我々」意識を持つためには、他ならぬ自分を、自分の目的ではない目的を追求するために利用され得る無限の道具複合としての世界、すなわち、他者の世界の内に投げ込まれた者として見出し得るのでなければならない。また、私がこの意識を持つためには、他者を私と同じ道具を利用し、私と同じ目的を追求し得る者として見出し得るのでなければならない。それゆえ、私は、予め第三者によって第二者と共に他有化され、第二者と同じ立場で第三者にとっての対象になっているという意識すなわち第二者との間での「対象—我々」意識を持っていなければ、第二者との間に「主体—我々」意識を持ち得ないのである。それゆえ、前項で述べたとおり、不登校児童・生徒は級友との間で我々意識を持つことを拒否しているとき、「対象—我々」意識を持つことを拒否しているにせよ、「主体—我々」意識を持つことを拒否しているにせよ、結局はやはり、彼らと級友とをまなざす第三者による他有化を拒否していると考えられるのである。

第3項 他者を我有化する試みとしての家庭内暴力

また、本稿第1章第1節第3項で述べたとおり、不登校児童・生徒は家庭に退却して引きこもっているとき、時として、周囲の人々に過大な要求を連発し、又は、自分の家族に暴力を振るう等暴君的に振る舞う。彼らはこのとき、自分の家族を我有化し、彼らをあたかも自分を帰趣中心とする世界の内で、自分の意のままに利用し得る道具であるかのように取り扱っていると考えられる。斎藤環は1998（平成10）年に刊行した著書で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁷²⁾。

それでは家族は他者ではないのか。もっともな疑問ですが、あえていえばその通りです。ひきこもり事例においては、もはや家族は、他者ではありません。彼らにとって家族は、あたかも自分の身体の一部のようなものとみなされます。家庭内暴力が可能になるのは、家族をあたかも自分の一部のよう取り扱うからです。私がコミュニケーションの回復をしきりに強調するのは、まさに家族の他者性の回復のためです（後略）…。

不登校児童・生徒は、ここで指摘されているとおり、家庭に退却して引きこもっているときは、自分の家族を「あたかも自分の身体の一部」のように見なそうとしているのである。しかも、本稿第5章第2節第3項で述べたとおり、私は対自存在であるにもかかわらず、即自存在である身体を存在しており、自分の身体を他の事物と同様の道具として道具性の野に挿入している。それゆえ、家族を「あたかも自分の身体の一部」のように見なそうとすることは、まさに家族を自分にとっての道具と見なさうとすることであり、家族を自分の意のままに利用できる道具として我有化しようとすることに他ならないのである。

ただし、不登校児童・生徒は、このときも、自分の家族を完全に事物と同様の道具に失墜させ得るわけではない。例えば、サルトルは、『存在と無』で以下のとおり述べている⁵⁷³⁾。

…（前略）他者を対象としてとらえる私の理解（mon appréhension d'autrui comme objet）は蓋然性（probabilité）の域を出ず、この蓋然性自体のゆえに、本質上、他者の根本的な把握（saisie fondamentale d'autrui）を指し示す。この把握にあっては、他者は私に対して対象としてではなく、《直々の現前（présence en personne）》として開示されるであろう。

不登校児童・生徒は、自分の家族を道具とみなそうとしている最中も、ここで言う「直々の現前」によって、彼らは単なる道具ではなく、あくまでも他者であることを意識せざるを得ないのである。確かに、不登校児童・生徒の中には、以上のことを意識しているにもかかわらず、なおも他者による他有化を拒否し、他者を我有化する試みに固執して暴君的な態度を続ける者も見受けられる。この在り方こそ、本稿第1章第1節第2項～第3項で言及した自己像論によって、自我の肥大化と指摘されていた在り方であると考えられる。

しかし、森田の調査によれば、中学3年時に不登校であった生徒の中で、5年後に成人を迎えたときも社会に参加していない者は四分の一に過ぎないのであった。彼らは多くの場合、他者を我有化する試みを断念し、他者による他有化を受け入れ、社会に参加していくのである。以下の箇所では、『存在と無』における他者との具体的な関係に関するサルトルの思索を共にしつつ、以上のことを見受けられる。

第2節 他有化を受け入れる不登校児童・生徒の試み

サルトルによれば、本稿第5章第4節第1項で言及したとおり、私と他者との根源的な関係は相剋の関係である。しかし、私は世界の内にあるとき、この関係をむき出しの仕方で生きているとは限らない。むしろ、私は世界の内にあるとき、多くの場合は相剋の関係に由来するにもかかわらず、むき出しの相剋とは違う「他者との具体的な諸関係」の一つである「他者に対する無関心（indifférence envers autrui）」という態度を生きている⁵⁷⁴⁾。私はこの態度を生きているとき、私を道具に失墜させ得る他者の主体性を無視し、他者をあたかも私を帰趣中心とする世界の内で、私によって利用される道具に過ぎないかのように見なすのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁵⁷⁵⁾。

この場合、私は一種の事実的な独我論（solipsisme de fait）を実践する…（中略）…私はあたかも、私が世界の内にただ一人でいるかのように振る舞う…（中略）…彼ら〔=他者〕の対象一自由（liberté-objet）は、私にとって、彼らの持つ逆行率にすぎない。私は、彼らが私をまなざし得る等とは思ってもみない…（中略）…これらの《人々（gens）》は、諸々の機能（fonctions）⁵⁷⁶⁾である。切符を切る人は、切符に穴を開ける機能以外の何者で

もない。キャフェのボーイは、客にサービスする機能以外の何者でもない（後略）…。

ただし、私と他者とは同じ対自存在である。それゆえ、私は世界の内で他者に出会うとき、他者によって「他者に対する無関心」の態度を生きられる。私はこのとき、他者を道具に失墜させ得る私の主体性を無視され、あたかも他者を帰趣中心と世界の内で、他者によって意のままに利用される道具に過ぎないかのように見なされるのである。確かに、このことは、私にとって愉快ではないかも知れない。しかし、私はこのことを受け入れなければ社会生活を営めなくなり、特に、労働に適応できなくなる。サルトルによれば、労働は「厳密な意味で労働者自身の目的のためになされるのでない限り、他有化の一様態」であり、「労働者は誰でも労働の中で、自分が他人にとって用具であること（être-instrument pour l'autre）を体験する」⁵⁷⁷⁾。それゆえ、私は労働に適応するとき、他者によって意のままに利用される道具として取り扱われることを受け入れなければならないのである。

しかも、私は、常に既にできあがった世界の内に投げ込まれている。この世界は任意の誰か、すなわち、前節第2項で言及した「ひと」又はその集合体である「みんな」によって実現されるべき可能性で満たされている。以下の箇所では、こうした可能性を「『みんな』の可能性」と呼ぶ。私は世界の内にあるとき、自ら「みんな」の可能性を追求している。また、私は他者を道具に失墜させるとき、他者を「みんな」の可能性を実現するために利用される道具に失墜させていている。逆に、私は他者によって利用される道具に失墜させられるとき、他者によって「みんな」の可能性を実現するための道具に失墜させられている。このことを受け入れることも、「みんな」の可能性である。一言で言えば、私は世界の内にあるとき、常に他者との間で互いを他有化し合い、「みんな」の可能性を実現するために利用される道具に失墜させ合っているのである。本稿第4章第2節第2項でレインの研究を概観して述べたとおり、私は他者との間で互いを石化し合い、互いの自律性及び自己同一性を侵害し合う者であると共に、他者との間で互いの自律性及び自己同一性を支え合う者であり、このことこそ私と他者との間に成り立つ「真の相互性」なのである。

不登校児童・生徒は以上のことを受け入れるとき、自分を「みんな」と共に「みんな」の可能性を実現しようとしている「みんな」の一人として見出せるようになる。このとき、不登校児童・生徒は、「みんな」の可能性を実現するために利用され得る無限の道具複合としての世界すなわち「みんな」の世界を、自分もまた「みんな」の一人である限りにおいて、自分の世界として見出せるようになる。一言で言えば、彼らは「みんな」の中に自分を失うことによって、世界を再び慣れ親しみのある自分の世界として取り戻すのである。実際に、不登校児童・生徒は、自分も「みんな」の一員であると思えるようになったとき、不登校を脱して学校に復帰していくのである。例えば、竹内は著作の中で、或る不登校の女子中学生の手記（班ノート）を取り上げ、以下のとおり述べている⁵⁷⁸⁾。

班ノートの方では、彼女は「やっぱり私が学校に行かなくては、行きたいなあーと思うには、そう思う心の中には、皆さんが私の中にいつもそれなりに影を落としています」といつている。こうした言葉は、自分の中に人を入れることのなかった登校拒否児が、立ちなおるときによくいう言葉でもある（下線部は引用者）。

また、横湯は著作の中で、不登校を経験した後に高校に進学した女子生徒の言葉を以下のとおり引用している⁵⁷⁹⁾。

いままでは自分の中に人をいれなかつたが、いまはちがう。皆自分とは違う生き立ちを持ち、違う考え方をもって生きている。でも、同一目標を持った時には同一行動がとれるんだという信頼を持てるようになった（後略）…。

第3節 不登校児童・生徒にとっての「よい子」の在り方

ただし、ここで以下のことに注意しなければならない。ハイデッガーによれば、「何かのための有用性（Dienlichkeit um zu）」は、「道具の存在構造（Seinsstruktur）」である⁵⁸⁰⁾。それゆえ、私は他者によって利用される道具になることを受け入れるとき、他者によって道具としての役割に応じた一定の振舞いを忠実に遂行し、道具としての有用性を実現するよう要求される。私は、この振舞いを忠実に遂行せず、道具としての有用性を実現しなければ、他者によって厳しく非難される。サルトルの挙げる例で言えば、「食料品屋、仕立人、競売人」等の職業人は、一定の「ダンス（danse）」すなわち職業に応じた一定の振舞いを忠実に遂行することによって、道具としての有用性を実現する⁵⁸¹⁾。逆に、「ぼんやりした食料品屋」は、このダンスを忠実に遂行せず、道具としての有用性を実現していないゆえ、客によって「しゃくに障る」者として非難されるのである⁵⁸²⁾。

確かに、子どもたちは大人と違い、明確に定められた道具としての役割を担っているわけではない。しかし、彼らも、将来的には一定の振舞いを遂行して道具としての有用性を実現するよう要求されており、そのための訓練として、社会によって定められた一定の振舞いを遂行するよう要求されている。例えば、彼らは、毎日休まず学校に通い、教師の指導の下に勉学に励み、クラスメートと協調し、道具としての有用性を損じる様々な非違行為を慎むよう要求されているのである。

また、ここで問題になっている他者は、私の周囲にいる個別的・具体的な他者だけではない。本稿第5章第4節第2項で述べたとおり、私は思春期を迎えた後では、自我体験を契機として他者の身体と他者の意識とを分離し、身体によって担われない純粹なまなざしとしての他者を見出している。こうした他者は、人間を個別的・具体的状況の内に状況づける身体を欠くゆえ、具体的には誰でもないゆえにかえって誰でもあり得る他者、すなわち、ハイデッガーの言う世間として立ち現れ得るのである。

それゆえ、私はここで言う一定の振舞いを忠実に遂行し得ないとき、あたかも自分の周囲にいる個別的な他者だけでなく、世間によって非難されているかのような罪責感を覚える。特に、不登校児童・生徒は、ここで言う一定の振舞いの代表である「学校に通うこと」を実現していないゆえ、こうした罪責感を強く覚えざるを得なくなっている。例えば、Cさんは、手記の中で以下のとおり語っていた。

私が学校に行かなくなったのは小学3年生のときです。そのころは自分でも学校に行かないことは悪いことだと思っていて、そとにでるとまわりの人がみんなへんな目でみてくるような気がして、そともでられませんでした。あとむこうからくる人の話していることが自分のことを、いっているような気がして、しらない人とあうのもいやでした（後略）…。

また、Dさんは、手記の中で以下のとおり語っていた。

そのフリースクールで出会った仲間は、みなそれぞれ学年もバラバラで、学校に行けない理由も違いますが、みんな気の合う人たちでした。…（中略）…しかし、そのような楽しい思いばかりではありません。極度の対人恐怖症から通学する際、バスに乗るにも、スクールまで街を歩いていくにも、だれかが私を見ている、私の悪口を言っているという幻覚にもとらわれて、祖母がそばについていなければ一人では行けなかつたのです。

もちろん、私は、他者によってここで言う一定の振舞いを要求されたとき、この要求に従うか否かを選択する自由を有している。しかし、私はこの要求を拒否すれば、他者によって道具としての有用性を実現していない者と見なされ、厳しく非難されかねない。

それゆえ、私はこのとき「自分の自由の意識を自分の奥底に埋葬し」⁵⁸³⁾、私によって実現されるべきであるという要求を持って立ち現れる全ての価値は私の自由な選択によって存立しているという事実を忘れ⁵⁸⁴⁾、あたかも全ての価値は私の自由な選択に先立って存在し、私に対して強制力を及ぼすかのように見なす態度を選択する。サルトルは『存在と無』で、この態度を、価値の「偽物論的（chosist）」な「実体化（substantification）」の中に安住する「生まじめな精神（l'esprit de sérieux）」と呼んでいる⁵⁸⁵⁾。この在り方は、一言で言えば、周囲の要求に対して従順に振る舞う「よい子」の在り方である。不登校児童・生徒の中には、本稿第1章第2節第7項で述べたとおり、この在り方を生きている者が少なくないのである。

第4節 「よい子」の在り方に由来する辛さ

もちろん、「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方は、社会の中で生きていく上で必要である。ただし、この在り方は、以下に述べるとおり、無理を内包している。

前節で述べたとおり、人間は「生まじめな精神」を生きているとき、「自分の自由の意識を自分の奥底に埋葬し」ている。しかし、本稿第3章第3節第2項で述べたとおり、自由であることは、人間であることと区別し得ない人間の根源的な在り方である。それゆえ、子どもたちは「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方を生きるとき、あたかも自

分で自分の人間性を否定しているかのような辛さを覚えかねない。また、本稿第3章第3節第2項で述べたとおり、私は或る可能性を見出しているとき、状況的に許されている論理的可能の総体を見出した上でこの可能性を選択し、その他の可能性を背景に退けている。それゆえ、不登校児童・生徒は、ここまでに言う一定の振舞いを遂行して「よい子」の在り方を生きている最中も、この振舞いを踏み外して「よい子」の在り方を逸脱する可能性を見出している。それゆえ、彼らは、たとえ第三者にはあたかも「よい子」の在り方を完璧に実現しているように見えて、自分は完璧な「よい子」であるという実感を持てず、「よい子」の在り方をますます強迫的に追求せずにいられなくなり、疲れ果ててしまいかねない。実際に、横湯は著作の中で、「優等生の殻を破れず、勉強が苦痛にもかかわらず勉強していないと落ち着けないという強迫観念にとりつかれ」ていた不登校生徒の例を紹介している⁵⁸⁶⁾。

確かに、思春期を迎えた子どもたちは、多くの場合は以上のことにもかかわらず、重大な破綻に至らないまま「よい子」の在り方を維持している。しかし、彼らはこの在り方を続けている限り、「よい子」の在り方に収まらない「ありのままの自分」を誰にも開示できなくなる。それゆえ、彼らは、他者とのかかわりの中で、「自分はありのままの自分を誰によっても理解されていない」という疎外感を覚えずにいられなくなる。彼らは、時としてこの疎外感のゆえに、身近な人々との間でも関係を深めていけなくなるのである。或る不登校の中学生女子は、1993（平成5）年に発表した手記で、このことについて以下のとおり語っている⁵⁸⁷⁾。

…（前略）学校へ行っている頃の私は、世間で言う、いわゆる"良い子"でした…（中略）…家でも親の言う事を利く良い子、外でも良い子という感じ。どこにも自分を出せる所が無くて、すごく疲れた。…（中略）…自分の中で、良い子でいなくてはいけない、と思っていたから、わがままを言ったり、泣いたり、イライラしたりという事は無かった。無いという訳でもなく、そういう気持ちはあったのだけど外に出してはいけない、自分の中に閉まっておこうという考えだったので、思ったこと、感じたこと、そういう気持ちを全部殺していたと言った方が本当かもしれない。

友達は沢山いたけれど、本当に私が友達と思う人はあまりいなかった。

ただし、不登校児童・生徒は、多くの場合は自分でも自分のこうした在り方を問題視し、この在り方を克服しようとしている。彼らはこのとき、時として「よい子」の在り方とは正反対の逸脱的な遊びを行うのである。例えば、横湯は1985（昭和60）年に刊行した著書で、或る院内学級で公立中学校教諭として不登校児童・生徒とかかわった経験に基づき、以下のとおり述べている⁵⁸⁸⁾。

私たち教師はいたずらを始めたり馬鹿騒ぎの仲間に入り始めた生徒を見ると、「あの子もようやく、やれるようになった」と言いあって喜びの評価をする。

それらはあまり理論的な根拠のない経験的な評価であるが、生徒の状態を見る一つの共通のメドになっていた。

横湯の言う「いたずら」・「馬鹿騒ぎ」は、ここで言う逸脱的な遊びの一種と見なしていいであろう。次章では、このことの意味を、『存在と無』における自由と「遊び (jeu)」に関するサルトルの思索を導きの糸として明らかにしていく。

第8章 事例研究—不登校児童・生徒の逸脱的な遊び—

第1節 「よい子」の在り方を乗り越える試みとしての逸脱的な遊び

ホイジンガ, J. (Huizinga, J.) は、『ホモ・ルーデンス』(Homo Ludens : vom Ursprung der Kultur im Spiel) で、遊びについて以下のとおり述べている⁵⁸⁹⁾。

全ての遊び (Spiel) は第一に、何よりも先に自由な行動 (ein freies Handeln) である。命令されてする遊び (befohlenes Spiel) はもはや遊びではない。…（中略）…子どもや動物が遊ぶのはそこに楽しさ (Vergnügen) があるからで、まさにこの点にこそ、彼らの自由 (Freiheit) がある。

また、カイヨワ, R. (Caillois, R.) は、『遊びと人間』(Les jeux et les hommes : Le masque et vertige) で、遊びについて以下のとおり述べている⁵⁹⁰⁾。

また、遊び (jeu) は疑いもなく自由で自発的な活動 (activité libre et volontaire), 喜びと楽しみの源泉 (source de joie et d'amusement) として定義されるべきである。参加を強制されたと思われる遊びは、たちまち遊びではなくなるであろう…（中略）…遊びは義務的 (obligatoire) になれば、又は、単に勧められる (recommandé) だけでも、その根本的な特徴の一つを失う。この特徴とは、遊ぶ者は自発的に (spontanément), 全く自分の意向によって (de son plein gré), 楽しさのために (pour son plaisir) 遊びに熱中しているという事実である。このとき、遊ぶ者は、常に遊びよりも隠遁・沈黙・瞑想・無為の孤独・生産的活動を選好する全き自由 (entièvre licence) を保持している。

ホイジンガ及びカイヨワによれば、遊びは内発的な楽しさを求め、外面向けの命令又は強制によらず、自発的に行われるゆえ自由な行為である。また、カイヨワによれば、遊びの楽しさは、一定の限界内とはいえ、自分の行為を意のままに選択し得るという意味で自由であることに由来する。例えば、カイヨワは、『遊びと人間』で以下のとおり述べている⁵⁹¹⁾。

[遊びにおいては] 状況の恒常的かつ予見不可能な変化が必要である…（中略）…遊びの本質は、規則の限界内での自由な反応 (une réponse qui est libre dans les limites des règles) を即座に発見し創案しなくてはならないことに存する。遊ぶ者のこの余裕 (latitude), 彼の行為に与えられたこの余白 (marge) は遊びに特有であり、遊びの生む楽しさ (plaisir)

を或る程度説明する。

カイヨワによれば、遊ぶ者は「規則の限界内」とは言え、常に予見不可能な仕方で変化する状況に自由に対応し得るのであり、この自由こそ遊ぶ者に楽しさをもたらすのである⁵⁹²⁾。確かに、カイヨワによれば、遊びの規則はいったん受け入れられた後では「忌避し得ない (irréalisable)」⁵⁹³⁾。しかし、先にカイヨワの言葉を引用して述べたとおり、「遊ぶ者は、常に遊びよりも隠遁・沈黙・瞑想・無為の孤独・生産的活動を選好する全き自由を保持している」。それゆえ、遊びの規則も、遊ぶ者の自由な選択によって成立しているのである。

また、遊ぶ者は、常に予見不可能な仕方で変化する状況に自由に対応するとき、必ず「失敗や意外の可能性 (possibilité d'erreur ou de surprise)」の危険に直面する⁵⁹⁴⁾。こうした可能性もないまま「不可避的な結果に向かって明らかに間違いなく進んで」いく「予め分かりきったゲーム展開」は「遊びの本質と両立しない」⁵⁹⁵⁾。こうした可能性は遊びにとって構成的であり、遊びの持つスリリングな魅力を形成する要因なのである。このことについては、ガダマー、H. G. (Gadamer, H. G.) も『真理と方法』(Wahrheit und Methode : Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik) で以下のとおり述べている⁵⁹⁶⁾。

…（前略）〔遊びを遊びとして成立せしめる〕自由 (Freiheit) は、危険でないとは言えない (nicht ungefährdet)。むしろ、遊び自体が、遊ぶ者にとっては危険 (Risiko) なのである…（中略）…遊ぶ者を引きつける遊びの魅力 (Reiz des Spiels) は、まさにこの危険に存する。遊ぶ者は遊びについて決断の自由 (Entscheidungsfreiheit) を享受しているが、この自由が危険にさらされ、取り返しのつかない仕方で制限されるのである。

人間は遊んでいるとき、常に幾つかの可能性を見出しており、この中のどれを選択するか未だ決断していない宙ぶらりんの状態にある。遊ぶ者はこのとき、どの可能性を選択するか決断し得る自由を享受している。しかし、この自由は、決断してもうまく行くか否か分からず、ひとたび決断てしまえば二度と取り返しがつかなくなるという危険を伴っている⁵⁹⁷⁾。このことこそ、遊びの有するスリリングな魅力の源泉に他ならないのである。

以上の論述に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。遊びは自由を享受する試みであり、自由を享受し得るゆえに楽しさをもたらすのであって、この楽しさ以外にいかなる動機も持たないのである。このことは、「遊び (jeu)」に関するサルトルの思索とも合致している。実際に、サルトルは『存在と無』で、以下のとおり述べている⁵⁹⁸⁾。

実際に、遊びは、人間がその第一義的な起源 (origine première) である活動でなく、人間が自分をその原理 (principes) として立てる活動でなく、この原理に従ってのみその帰結を得る活動でなかったとすれば、いったい何であろうか。人間が自分を自由な者としてとらえ、自分の自由行使しようとするや否や…（中略）…彼の活動は遊び的になる (être de jeu)。実際に、彼はその活動の第一義的な原理である…（中略）…彼は自分で自分の行為の価値 (valeur) と規則 (règles) を立てる。彼は自分で立て、自分で定めた規則に従つてでなければ、支払うことに同意しない。

確かに、遊ぶ者は、ひとたび遊びを始めた後は、自分の意のままにし得ない規則によって拘束される。しかし、遊ぶ者は、あくまでも自分の自由によって遊びを始め、遊びの規則によって拘束されることを自分で選択している。それゆえ、遊びの第一義的な起源かつ原理は人間の自由であり、遊びの本質は遊ぶ者の自由行使することに他ならない。実際に、サルトルは『存在と無』で、遊びは「個人の存在そのものである絶対的な自由 (*liberté absolue qui est l'être même de la personne*)」を「顕示し現前させる (*manifester et présenter*)」ことを目指す「特殊な型の企て (*type particulier de projet*)」であり、この企ては「人間の自由を根拠とし目標としている」とも述べている⁵⁹⁹⁾。また、本稿第3章第3節第2項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、自由であることは人間であることと区別し得ない人間の本的な在り方である。それゆえ、人間は遊びによって自らの自由を顕示し現前させると、自分の本的な在り方に立ち戻るゆえの楽しさを経験し得るのである⁶⁰⁰⁾。

ここまで論述によれば、以下のとおり言えると考えられる。不登校児童・生徒は世界の内にあるとき、他者の前で自分の自由を封印し、道具としての有用性を実現する上で他者によって要求される一定の振舞いを忠実に遂行する「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方を生きている。確かに、この在り方は、他者との関係を円滑に営む上で必要である。しかし、自由であることは、本稿第3章第3節第2項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、人間であることと区別され得ない人間の根本的な在り方である。それゆえ、「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方は、前章第4節で述べたとおり、無理を内包している。彼らはこの在り方を乗り越えようとするとき、自分の自由を顕示し現前させる試みとして、敢えて「生真面目な精神」すなわち「よい子」の在り方を否定する逸脱的な遊びを行うのである。

ただし、不登校児童・生徒は、逸脱的な遊びによって「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方を脱却しようとするとき、「自分は他者によって厳しく非難されるのではないか」という懸念を覚える。彼らはこの懸念を逃れ、安心して遊べるようになるため、他者によって逸脱的な遊びを肯定される経験を持たなくてはならない。次節ではこのことを、前述の適応指導教室で出会った不登校の男子中学生O君の例に即して明らかにする⁶⁰¹⁾。

第2節 事例研究—逸脱的な遊びを受容されることの意味—

第1項 O君の罪責感

筆者が1990年代に見学していた適応指導教室では、近所の畑を借り、児童・生徒に簡単な農作業を経験させていた。或る日、O君を含むこの教室の先生方と児童・生徒が、総出でこの畑を耕しに行った。この畑の側には、O君の原籍校があった。O君以外の児童・

生徒は、この中学校のことを余り気にかけていなかった。また、彼らの中の二人は、畠仕事が一段落すると授業中の中学校の方に走っていき、フェンス越しに校庭での体育の授業を見て「今、体育〔の授業〕やってるのは1年かな?」、「あっ、あの〔校庭で体育の授業をしている〕先生知ってる、**〔友人名か〕の担任だよ」等と届託なく話していた。このときの彼らは、中学校の授業風景を久し振りに見て素直に喜んでいるようであった。

しかし、このときのO君の様子は、この二人の様子とは非常に異なっていた。彼は、中学校の校舎の窓から外を見ている生徒たちを気にして、中学の校舎の方を落ち着なげにうかがっていた。また、畠仕事の途中で中学校の校舎から見えそうな位置に来ると「ここじゃ、あいつら〔中学校の窓から外を見ている生徒たち〕に見えちゃうんじゃないかな」と語ったり、中学校の休み時間の始まりを知らせるチャイムが鳴ると、「ここ〔畠〕にいると、学校の連中に見られちゃうよ」と語ったりしていた。O君はこのように語っているとき、そわそわして身の置き所もない様子であり、口調は痛々しささえ感じさせるものであった。このときのO君は、あたかも中学校の生徒たちの視線に怯えているかのように思われた。

O君にとって、普通に中学校に通っている生徒たちによって、学校に通っていない自分の姿を見られることは辛かったのである。このことは、不登校児童・生徒の間では決して珍しくない。例えば、奥地は『登校拒否は病気じゃない』で、以下の例を紹介している⁶⁰²⁾。

いじめで登校拒否になったある女の子は、「いじめられるために学校に行くわけではないから、もう行かなくてもいい」と親にも認められるかたちで、昼は一人で家にいました。ところがその子はトイレに入っても水を流さないので…（中略）…数カ月たって、お母さんは、土曜の午後と日曜は流していることに気づき、ハッとして、「もしかして、水洗の音がお隣に聞こえるのがいやで、流さなかつたの？」と聞くと、子どもはこっくりうなずいたというのです。子どもは、トイレの水を流すと学校のある時間に家にいることを近所に知られてしまうと、そこまで神経を使っていたのです。

前章第3節で述べたとおり、子どもたちは将来的に道具としての有用性を実現できる大人になるための訓練として、学校に通うことを要求される。O君はこのことを実現していなかったゆえ、適応指導教室で生活している間も「自分は他者によって非難されている」という罪責感を覚えていたのである。しかも、不登校児童・生徒は、多くの場合、この罪責感を理念的・一般的な他者の前でも覚えている。例えば、Cさんは以下のとおり語っていた。

私が学校に行かなくなつたのは小学3年生のときです。そのころは自分でも学校に行かないことは悪いことだと思っていて、そこにでるとまわりの人がみんなへんな目でみてくるような気がして、そともでられませんでした。あとむこうからくる人の話していることが自分のことを、いっているようななきがして、しらない人とあうのもいやでした（後略）…。

また、Dさんは、中学時代に学校に通えなくなってフリースクールに通っていたころの経験を以下のとおり語っていた。

そのフリースクールで出会った仲間は、みなそれぞれ学年もバラバラで、学校に行けない理由も違いますが、みんな気の合う人たちでした。…（中略）…しかし、そのような楽しい思いばかりではありません。極度の対人恐怖症から通学する際、バスに乗るにも、スクールまで街を歩いていくにも、だれかが私を見ている、私の悪口を言っているという幻覚にもとらわれて、祖母がそばについていなければ一人では行けなかったのです。

O君も、理念的・一般的な他者の前で「自分は学校に通っていないゆえに他者によって非難されている」という罪責感を覚えていたのではないだろうか。それゆえ、彼は、実際には彼を知っているか否かも定かでない生徒の前でさえ、この罪責感を覚えずにいられなくなっていたのではないだろうか。

第2項 O君の罪責感の由来

ところで、O君は、後に筆者とのかかわりの中で、ここで言及した罪責感を覚える契機一つになったと思われるエピソードを以下のとおり語ってくれた。

或る日、O君は筆者に、久し振りに原籍校を訪れた際の経験を語ってくれた。彼によれば、彼が職員室に入ったとき、先生方が自分の方に目を向けた。この先生方が、自分のことを良く思っていないように思われた、と言うのである。筆者がそんなことはないだろうと言って慰めると、彼は、問わず語りに次のような経験を話してくれた。すなわち、彼が中学1年のころ、原籍校には「**」という先生がいた。この先生は、彼にとっては「割と良い先生」であった。しかし、彼がこの先生を「からかって」やろうと思い、廊下で「**ちゃん！」と大声で叫んだところ、怒って追いかけて来たこの先生によって厳しく怒られた、という。彼はこのエピソードを語っているとき、過去の辛い経験を語っているという様子ではなかつたが、少なくとも、何か釈然としない様子であった。

児童・生徒にとって、教師をからかうことは、よくある遊びである。この遊びは、日常的な規範によれば悪であり、児童・生徒もこのことを知っている。しかし、遊びは前節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり「個人の存在そのものである絶対的な自由」を「顕示し現前させる」ことを目指す「特殊な型の企て」である。児童・生徒は、教師をからかっているとき、教師及び自分に対して日常的な規範を破り、敢えて悪を行い得る自分の自由を顕示し現前しようとしているのである。彼らはこの自由を自覚できない限り、日常的な規範はあたかも自分の自由に先立って存在し、自分に対して強制力を及ぼすかのように見なす態度、すなわち、前章第3節で言及した「生まじめな態度」を生きる他なくなり、この規範をかえって自律的な仕方で守れなくなる。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁶⁰³⁾。

事実、価値は根拠を求める要求である。しかし、この根拠は、いかなる場合にも存在 (*être*) ではあり得ないであろう。なぜなら、その理想的な本性の根拠をその存在に置く価値は、いずれも、まさにこのことによって価値であることをやめ、私の意志の他律 (*hétréonomie de ma volonté*) を実現するであろうからである。

サルトルはこの箇所で、ドイツ語で言う *Sollen* (当為) に対する *Sein* (存在) のフランス語訳として *être* を用いていると考えられる。価値は当為であり、人間に対して「実現されるべきである」という要求を持って立ち現れる。ただし、人間はこの要求に従うか否かを自分の自由によって選択し得る。それゆえ、サルトルの言葉を借りて言えば、「私の自由は価値の唯一の根拠」である⁶⁰⁴⁾。私はこのことのゆえに、或る価値に直面するとき、本来は、この価値を自分の自由によって実現するか否かについて不安を覚えるのである。サルトルは『存在と無』で、このことについて、以下のとおり述べている⁶⁰⁵⁾。

…（前略）更に、私の自由が不安を覚えるのは、価値は本質上自由に対してあらわにされるという事実からして、価値は同時に《問題にされる (mis en question)》ことなしに開示され得ないからである。と言うのも、価値の基準を顛倒する可能性が、相互補足的に私の可能性として現れるからである。価値の前でのこの不安こそ、価値の理想性の承認である。

ただし、私は世界の内にあるとき、多くの場合はこの不安を逃れるため、前章第3節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、「自分の自由の意識を自分の奥底に埋葬」して「生まじめな精神」を選択する。こうした私にとって、日常的な規範を蔑ろにして「生まじめな精神」を否定する者は、忘れようとしている自分の自由を思い出させる不都合な存在である。それゆえ、私は、こうした者を厳しく非難せずにいられなくなる。児童・生徒はこのことを知っているゆえ、日常的な規範を破る逸脱的な遊びを行う際、「自分は他者によって非難されるのではないか」という罪責感を覚えずにはいられなくなるのである。

不登校児童・生徒は、自分の存在と区別し得ない自分の自由を思いのままに行使し実感できるようになるためには、この罪責感を克服しなければならない。彼らはこの課題に直面するとき、時として、教師に対して逸脱的な遊びを仕掛けてくる。教師はこのとき、この遊びは日常的な規範によれば悪であることを知っていても、日常的な規範を一時的に棚上げし、この遊びを受容しなくてはならない。児童・生徒はこのことによって、罪責感から解放されて逸脱的な遊びを行い、この遊びを行ひ得る自分の自由を思いのままに行使し、この自由を十分に実感し得るようになるのである。このことは、横湯によって報告されている不登校の女子中学生（仮にPさんとする）に関する以下のエピソードによって示されている⁶⁰⁶⁾。

Pさんは、院内学級で横湯と出会った当初、「お母さんが私を嫌っている」、「お父さんは私を理解してくれない」、「お姉さんは両親の誇りなの、あたしは本当に駄目な子よ」等と繰り返し訴えてやまなかった。また、彼女は、日常のささいな行為に際しても、教師に対して「先生、職員室に入つていい?」、「ドアは閉めたほうがいいのかしら?」、「明日は制服着たほうがいい?」、「教科書は学生カバンにいれるの? それとも手に持とうかしら?」等という質問を執拗に繰り返さずにはいられなかつた。しかし、彼女は、横湯に

よって以下のとおり記述される出来事を契機として、自分の在り方を大きく変容させる。

…（前略）彼女がある時、眼を輝かせて駆けてきた。「先生きて。でも絶対内緒よ。お母さんにもね」と念をおして話すのには、「昨夜、それも深夜に病棟のトイレの窓をはずして散歩をしたの。その後で病棟の屋根にのぼって、いろんなおしゃべりをしたんだ」そうである。「もしや、タバコすったんじゃない？そしてお酒もやったんじゃない？」という私に対して、「先生、それも秘密よ。悪いことしたの始めてなんだ。何かすかっとして楽しかった」治子は両手を空にあげて、笑っていた（後略）…。

Pさんはこの出来事以降、今まで反抗できなかった両親に対して、時には泣きわめいてでも反抗できるようになり、また、教師によって授業に誘われても、気の乗らないときは「いや！」と拒否できるようになったという。

Pさんは横湯と出会った当初、「自分は学校に通ってないゆえに他者によって厳しく非難されている」という罪責感を覚えており、この罪悪感のゆえに、「自分は他者によって受容されない」という疎外感を覚えていたと考えられる。それゆえ、彼女は横湯に対して「あたしは本当に駄目な子よ」と語り、また、自分が周囲の人々によって受容されているか否かを執拗に確認せずにいられなかつたのである。しかし、Pさんはこのことにもかかわらず、横湯に対して深夜に病室を抜け出し、屋根に登り、飲酒喫煙するという自分の行為を自ら語っているのである。この行為は、ごく常識的に見ても、公立学校の教員である横湯にとっては受容し難かったはずであり、Pさん自身もこのことを知っていたはずである。しかし、Pさんはこのことにもかかわらず、横湯に対して、教員としての常識をいつたん棚上げし、敢えて自分の行為を受容するよう求めたのである。また、横湯もこの求めに応じ、教員としての常識をいつたん棚上げして、彼女の行為を受容したのである。

ここに挙げた場面では、横湯とPさんの間で、サルトルの言う意味での遊びが成立していたと考えられる。本章第1節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、遊びは「個人の存在そのものである絶対的な自由」を「顯示し現前させる」ことを目指す「特殊な型の企て」であり、この企ては「人間の自由を根拠とし目標としている」。それゆえ、人間は遊ぶとき、自分の自由によって「自分の行為の価値と規則を立てる」のである。

横湯はここに挙げた場面で、暗黙のうちにPさんとの間で「Pさんの自由を顯示し現前すること」を目標として立てた。また、彼女は、暗黙のうちにPさんとの間で「この目標を実現するため、日常的な規範を棚上げする」という規則を立て、Pさんの行為を黙認した⁶⁰⁷⁾。かくして、横湯はここで挙げた場面で、暗黙の了解の下にPさんとの間でサルトルの言う遊びを遂行したのである。ガダマーの言葉を借りて言えば、この遊びはPさんの自由を回復するため、「[遊びに] 独特の、そればかりか、神聖な真剣さ（ein eigener, ja, ein heiliger Ernst）」をもって行われた遊びだったのではないだろうか⁶⁰⁸⁾。

以上の論述によれば、O君の逸脱的な遊びを叱った原籍校の先生の行為は、確かに常識的であるとは言え、この遊びの持つ深い意味を見過ごしていたと考えられる。それゆえ、O君は、罪責感から解放されて逸脱的な遊びを行い、自分の自由行使し実感する機会を失ったのである。O君も心の片隅でこのことに気づいていたゆえ、この先生に対して不満を覚え、後に筆者とのかかわりの中で、このことをことさら口にしたのではないだろうか。

第3項 罪責感を乗り越えようとするO君の試み

ただし、O君は、以上のことにもかかわらず、教師と遊ぶことを断念したわけではなかった。彼は後日、以下に述べるとおり、適応指導教室の先生方の前で、もう一度逸脱的な遊びを行って見せたのである。

或る日の午後、適応指導教室では、みなでいつもの畑を耕しに行くことになっていた。しかし、O君は適応指導教室の先生方に対して「俺は【畑に】行かない」と言いつのつっていた。Q先生が「せっかくだから行けばいいじゃん、作物も育ってきたんだし…」となだめるように話しかけると、O君は、「作物なんか知りませんよ。俺は教室で本でも読んでるからみんなで行ってくれば?」とP先生に突つかかった。そばにいたR先生が「O君は体動かすの嫌いかな?」と穏やかに尋ねると、O君は「俺は体動かすのなんか大嫌いですよ。食べたら寝るだけの生活が理想なんですから」と更に突つかかった。このときのO君は、普段に比べて声も甲高く、顔もいささか上気させており、感情をかなり高揚させているようであった。しかし、この時の彼の口調や表情からは、先生方に反発を覚えているかのようなとげとげしさはうかがわれなかつた。

しかも、O君は昼休みが終わると、先ほどは行きたくないと強く主張していたにもかかわらず、結局は皆と一緒に畑へ行った。このとき、自転車で来ている児童・生徒はO君だけだったので、Q先生はO君に対して、3kgほどの肥料を積んでほしいと頼んだ。すると、O君はことさら嫌そうな顔をして「えー、俺、体がなまってるから、箸より重い物は持てないんですよ、3kgなんか無理に決まってるじゃないですか」と妙なことを言い出した。Q先生は、O君のこの言葉に対して「えー、折角自転車で来てるんだから手伝ってよ…」と懇願するように語りかけた。O君は、なおも「重くて疲れるよ」、「畑耕す体力がなくなっちゃう」等と言っていたが、間もなく、この荷物を自分の自転車に積み込んだ。

確かに、O君は適応指導教室の先生方に対して、筋の通らない主張を行って反発しており、日常的な規範に反する悪を行っている。しかし、O君はこのとき、前項で挙げたPさんと同様、適応指導教室の先生方に対して、自分の逸脱的な遊びを受容するよう求めていたのではないだろうか。彼はこのことを通じて、罪責感を免れつつ、日常的な規範を破り得る自分の自由を実感しようとしていたのではないかだろうか。こう考えれば、O君は適応指導教室の先生方に対して、なぜ感情を高揚させてまで筋の通らないことを熱心に主張していたのか理解できるようになる。また、適応指導教室の先生方は、O君のこうした行為を叱らなかつた。更に、この先生方は、実際にはO君が畑に行かなくても、又は、肥料を運んでくれなくとも困るわけではないにもかかわらず、O君の言葉に対して敢えて困って見せた。それゆえ、このときのO君と適応指導教室の先生方とは「O君の筋の通らない主張を許容し、真剣に受け止めて困って見せる」という遊びを行っていたのである。

O君にとって、この遊びは、日常的な規範に反する悪を行い得る自分の自由を実感する上で、ぜひとも必要であったと考えられる。それゆえ、彼は、この遊びを「真剣な神聖さ」をもって遂行していたのであり、適応指導教室の先生方に対しても、この遊びを自分と同

様の真剣な真剣さをもって共にすることを求めていたと考えられる。しかも、適応指導教室の先生方は、O君の求めに対して的確に対応した。それゆえ、O君は、この出来事以降は罪悪感を覚えないまま、日常的な規範に反する悪を行い得る自分の自由を実感できるようになつたと考えられるのである。

第3節 不登校児童・生徒とヤンチャな生徒とのかかわり

ただし、O君を初めとする若者にとって、児童・生徒として教育者にかかる時期は決して長くはない。それゆえ、彼らは、学校を離れた後でも罪責感から解放されて自分の自由行使し、この自由を実感し得るようになるためには、ここまでに論じた逸脱的な遊びを教育者以外の他者によって受容されなければならないのである。

後の論述を先取りして言えば、このことこそ、不登校と並ぶ生徒指導上の問題として位置づけられる非行の真の意味である。後の論述を先取りして言えば、不登校児童・生徒は、時として軽微な非行傾向を有するヤンチャ⁶⁰⁹⁾な同級生とのかかわりを通じて逸脱的な遊びを行い、自分の自由を思いのまま行使し、この自由を実感できるようになっていくのである。以下の箇所では、非行に関する先行研究の概観及び或る定時制・通信制高校（仮にX高校とする）に通う不登校経験者の事例研究を通じて、以上のことを見えていく。

第9章 不登校と非行—遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として—

第1節 はじめに—非行に関する先行研究—

森田洋司によれば、非行に関する理論の中で、今日でも有力とされているのは①緊張理論 (strain theory) 又は動機理論 (motivational theory), ②コントロール理論 (control theory) 又は絆理論 (bond theory), ③文化逸脱理論 (cultural deviation theory) 及び④ラベリング理論 (labelling theory) である⁶¹⁰⁾。しかし、これらは以下の理由により、最近の非行を説明する理論としては、再考を要する。

第2節 非行に関する先行研究（その1）—緊張理論—

第1項 緊張理論（動機理論）の概要

緊張理論は、「人びとは社会的に生み出された欲求不満 (frustration), 緊張 (strain), 社会的不満 (social discontent), 相対的欠乏感 (relative deprivation) 等を減少させたり、解決しようとして犯罪を犯す」と考える理論である⁶¹¹⁾。例えば、マートン, R. K. (Merton, R. K.) は、『社会理論と社会構造』(Social Theory and Social Structure) で以下のとおり述べている⁶¹²⁾。

…（前略）かくして [米国の] 文化は、三つの文化的公理 (cultural axioms) の受諾を命じる。第一に、みんなに対して同じ高邁な目標が開かれているのだから、みんながこれに向けて努力しなくてはならない。第二に、今のところ失敗であるように見えるものも、究極の成功に至る小さな駅 (way-station) に過ぎない。第三に、真の失敗は、野望を切り下げ、又は引っ込めること (lessening or withdrawal of ambition) 以外の何でもない…（中略）…。

こうした点において、また、こうした過程を通じて、現代の米国文化は成功の基本的象徴としての富に多大の強調を置く一方、他方では、この目標に向かうための合法的な道 (legitimate avenues) に同様の強調を置かないという性格を持ち続けている。こうした文

化的脈絡の中で生活する人々は、いかなる反応をするであろうか。

マートンによれば、米国社会は、全ての人によって目指されるべき目標として富を強調する一方、この目標を達成するための「合法的な道」について余り頓着しない。人々は、こうした社会の中では①社会的に認められた目標を社会的に認められた手段によって追求する「同調（conformity）」②社会的に認められた目標を「制度的に禁じられている」といえ、しばしば効果的な手段（institutionally proscribed but often effective means）によって追求する「革新（innovation）」③社会的に認められた目標を「放棄（abandon）」又は「縮小（scale down）」しつつ「制度的な規範をほとんど強迫的に守り（abide almost compulsively by institutional norms）」続ける「儀礼主義（ritualism）」④社会的に認められた目標も手段も放棄して、社会の「異邦人（aliens）」と化す「逃避主義（retreatism）」⑤社会的に認められた目標及び手段を変更しようとする「反抗（rebellion）」という五つの適応形式を選択し得る⁶¹³⁾。非行・犯罪は②革新の一例である。

また、クロワード、R. K. とオーリン、L. E. (Cloward, R. K. & Ohlin, L. E.) は "Delinquency and Opportunity" の中で以下のとおり述べている⁶¹⁴⁾。

…（前略）多くの下層階級の男子青年は、経済的構造における自分たちの地位は比較的固定していて動かない（relatively fixed and immutable）という確信に由来する絶望を経験している。この絶望は、上昇志向を持たないこと（failure to orient oneself upwards）は道徳的欠陥であり、[社会的に] 移動できないこと（failure to become mobile）はこの欠陥の証拠であると見なすイデオロギーにさらされることによって、ますます強烈になる。

逸脱的下位文化（delinquent subcultures）は、こうした適応問題に対する特殊な形の対応（specialized modes of adaptation to this problem of adjustment）であると考えられる。こうした下位文化の中の二つ—犯罪的（criminal）下位文化と葛藤的（conflict）下位文化—が、成功という目標に至る非合法の道を提供する。

クロワードとオーリンによれば、米国の下層階級の男子青年は、合法の手段によっては成功を達成し得ないので、非合法の手段に訴えてでも成功を達成しようとして非行・犯罪に走るとされるのである。森田によれば、ここで挙げた理論は非行少年・犯罪者を非行・犯罪に駆り立てる動機を重視するゆえ、動機理論とも呼ばれる⁶¹⁵⁾。

第2項 緊張理論（動機理論）の問題点

しかし、我が国では、非行少年は家庭・学校・社会で意外に適応的に過ごしており、不満を覚えていないとする研究も見受けられる。例えば、田村雅幸・麦島文夫は、1975（昭和 50）年に発表した論文で、21 都道府県で「暴走族に加入している青少年として警察に把握されている者で補導された者、あるいは講習会に出席した者」741 人を対象とする調査を以下のとおり行っている⁶¹⁶⁾。

対象者 741 人のうち、(1) 学籍のある者（中学生、高校生、大学生）は 261 人（全対象者の 35.2%）、学籍のない者（会社員、工員、店員、職人、その他の職業、無職・不明）

は 480 人（全対象者の 64.8%）であった。（2）学籍のある者 261 人のうち、中学生は 5 人（全対象者の 0.7%）、高校生は 232 人（全対象者の 31.3%）、大学生は 24 人（全対象者の 3.2%）であった。（3）学籍のない者 480 人のうち、有職者は 421 人（全対象者の 56.8%）、無職・不明は 59 名（全対象者の 8.0%）であった。（4）高校生 232 人のうち「受験有名校に在籍する者」は「ごくわずか」で、半数以上は工業高校生であった。下に掲げる表③は、この結果を一覧表にしたものである。田村らはこのことについて、対象者の中には「受験体制からドロップアウトし、『どうせ先は見えているんだ』という心境にある者が多いことも否定できないだろう」と述べている⁶¹⁷⁾。

表③ 田村・麦島の調査結果（その 1）

全対象者 741				
学籍のある者 261 (35.2%)			学籍のない者 480 (64.8%)	
中学生 5 (0.7%)	高校生 232 (31.3%)	大学生 24 (3.2%)	有職者 421 (56.8%)	無職・不明 59 (8.0%)

（5）学籍のない者 480 人の最終学歴は、中卒が 192 人（学籍のない者の 40.0%）、高校中退が 151 人（学籍のない者の 31.5%）、高校卒業が 123 人（学籍のない対象者の 25.6%）、大学中退が 6 名（学籍のない対象者の 1.3%）、大学卒業が 2 人（学歴のない対象者の 0.4%）、不明が 6 名（学籍のない対象者の 1.3%）であった。（6）有職者のうち、ホワイトカラーと思われる会社員は 100 人（全対象者の 13.5%）、ブルーカラーと思われる工員、店員、職人、その他の職業はそれぞれ 98 人（全対象者の 13.2%）、62 人（全対象者の 8.4%）、71 人（全対象者の 9.6%）、90 人（全対象者の 12.1%）であった。下に掲げる表④・表⑤は、この結果を一覧表にしたものである。田村らはこの結果について、「高校入学者 9 割、大学入学者 3 割という高学歴社会の現在、彼等の職場での厳しい環境が想像される」と述べている⁶¹⁸⁾。

表④ 田村・麦島の調査結果（その 2）

学籍のない者 480					
中卒者 192 (40.0%)	高校中退者 151 (31.5%)	高卒者 123 (25.6%)	大学中退者 6 (1.3%)	大学卒業者 2 (0.4%)	不明 6 (1.3%)

表⑤ 田村・麦島の調査結果（その 3）

全対象者 741				
学籍のある者 261 (35.2%)	学籍のない者 480 (64.8%)			
(内訳は省略)	有職者 421 (56.8%)			無職・不明 59 (8.0%)
	会社員 100 (13.5%)	工員 98 (13.2%)	店員 62 (8.4%)	
	職人 71 (9.6%)	その他 90 (12.1%)		

以上のことによれば、1970年代半ばに暴走族に参加していた青少年は、「高学歴社会」の中で劣位に置かれ、こうした社会への反感を覚えており、この反感のゆえに暴走族に参加していたと思われるかも知れない。田村らも前述の論文で、「暴走族の青少年は学歴という点ではめぐまれず、ブルーカラーが多く、学校や職場に生きがいを求めることがむずかしく、そうした社会に強い不平、不満を抱いていることが想像できる」と述べている⁶¹⁹⁾。

しかし、この反感は、この当時に行われた調査でははっきり確認されない。例えば、田村らはこの論文で、対象者741人に対して、自分の所属するグループの中で(1)「両親との間がうまくいっていない」、(2)「学校にあきたりない(なかつた)」、(3)「今の日本に強い不満がある」、(4)「職場になじめない」という不満を覚えている者はどれほどいると思うかと質問している⁶²⁰⁾。この質問に対して肯定的回答をした者は、(1)について38.4%、(2)について39.0%、(3)について39.2%、(4)について25.92%で、いずれも半数に満たなかつた⁶²¹⁾。田村・麦島はこの結果について、このころ暴走族に参加していた青少年は「部外者が考えるほどに不満感が強いわけではなく」、「学校なり職場なりでは案外うまくやっていて、特に問題を生じることもないと思われる」と述べている⁶²²⁾。

また、大阪暴走族研究会は、(1)1981(昭和56)11月～1982(昭和57)年1月に大阪府の公立中学校8校に在学していた1～3年生(男子1,178人、女子1,068人)及び(2)1981(昭和56)11月～1982(昭和57)年3月に大阪府警安全運転学校で処分を受けていた暴走族のメンバー104名を対象にする質問紙調査を行つた⁶²³⁾。同会は、(1)をグループ1(運転免許を「必ず取りたい」と回答した者)、グループ2(運転免許を「たぶん取るだろう」と回答した者)、グループ3(運転免許を「取りたいとは思わない」と回答した者)に分けて(2)と比較し、その結果を1982(昭和57)年に発表した。この結果によれば、「世の中がなんとなくおもしろくない」と回答した者は、(1)については男女ともグループ3<グループ2<グループ1と多くなつており、最も多かつたグループ1の男子では37.5%、グループ1の女子では37.0%であった。他方、(2)については38.5%で、グループ1の男子・女子と大差なかつた⁶²⁴⁾。すなわち、暴走族のメンバーは、非行のない中学生の中で最も不満を覚えているグループと同じ程度の不満を覚えているに過ぎなかつたのである。

では、我が国の非行少年は、特に1970年代以降、いかなる動機で非行を行ってきたのであろうか。一部の非行・犯罪研究者は、このことについて、以下のとおり指摘している。

非行は、もともと楽しさを追求する遊びである。特に、矢島正見によれば、我が国では1970年代に「遊び型非行」という概念が注目を集めた⁶²⁵⁾。確かに、この概念は「きわめて多様な内容が盛り込まれて」いたゆえに「結局は専門概念として生き残ることができず」⁶²⁶⁾、専門用語としては用いられなくなった⁶²⁷⁾。しかし、このことは、非行の本質を遊びとする見解の失効を意味しているわけではない。むしろ、矢島は『少年非行文化論』で、遊びを「『プレイ』・『ゲーム』に『ファン』(fun),『プレジャー』(pleasure),『アミューズメント』(amusement)を含んだ、『おもしろ・おかし』を求めての行動」と広く定義すれば、「『遊び』の要素を含んでいると想われる非行はかなり多くなる」と指摘して⁶²⁸⁾、以下のとおり述べている⁶²⁹⁾。

…(前略) 万引きや乗り物盗、シンナー・薬物乱用、暴走行為、性非行、家出・無断外泊・飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為等、すべて遊びの要素を含んだ非行ということに

なる。おもしろいこと・おかしいことを求め、楽しいこと・心地よいことを求め…（中略）…非行に走るならば、その非行は遊びを含んでいる、ということになるのである。

矢島によれば、「飢えをしのぐための窃盗」・「復讐のための殺人」さえも、「行為に及ぶまでの緊張感」・「行為成功の快感」等といった遊び的な要素を含んでおり、「本来楽しいこと」である⁶³⁰⁾。それゆえ、非行は常に楽しさを追求する遊びとしての性格を有し、我が国の「戦後の非行史」は「非行に潜む遊びの要素の増大史」として理解し得るほどである⁶³¹⁾。

矢島のこうした見解は、非行に関する他の研究を検討しても支持されると考えられる。例えば、佐藤郁哉は『暴走族のエスノグラフィー—モードの叛乱と文化の呪縛—』（以下『暴走族のエスノグラフィー』と略記）で、市中で活動中の暴走族を対象として参与観察によるエスノグラフィー的調査を行い、以下のとおり述べている⁶³²⁾。

暴走は、他の多くの「遊び」や「ゲーム」と同じように、その活動のプロセスそれ自体に楽しさがある。この点で、気がすすまぬながらもやっている勉強や仕事のように、それを手段として何か他の（例えば成績・評価あるいは給与）、その活動自体の中には含まれていない報酬（=外発的報酬）を手に入れようとする活動とは基本的に大きな違いがある。

また、大村英昭は『非行の社会学』（新版）で、以下のとおり述べている⁶³³⁾。

マートンの説は、そのまま非行問題に適用するには無理がある…（中略）…おとなには通用するロジックも、子ども問題には必ずしもあてはまらないというのが主な理由である。おとの犯罪なら、なるほどそれは何かを得るために手段、ないし用具的（instrumental）な意味あいの犯罪であるかもしれない。だが、少年の非行には遊びの要素がつきもので、それ自体が目的であるか、もしくは表現的（expressive）な意味あいのほうが強い。となると、マートンの目的－手段図式ではいささか分が悪い。

また、矢島の見解は、非行少年の言葉に照らしても支持されると考えられる。例えば、或る20歳の男性は、1980（昭和55）年に刊行された書籍で以下のとおり語っている⁶³⁴⁾。

…（前略）ナナハン乗ってアクセル全開で、もうあの世へ行ってもかめへん気になったりするのは、社会のせいでもなんのせいでもあらへん。

若いからや、エネルギーがあふれてるからなんや。OBになった今でも車のバク音聞くと心がうかれてくる。暴走族やって良かった、そう思うわ。

また、佐藤郁哉は『暴走族のエスノグラフィー』で、暴走族に対してインタビューを行い、以下の言葉を記録している⁶³⁵⁾。

"[走る直前は]、もう、胸がドンドン、ドンドン〔鳴って〕、痛いような、ワクワクするような…「皆、集まったア！」という感じでな、もう"

"台数とか、人数とか〔が多いとき〕。バンバン、ビーンて。ドキドキなるで…（中略）…喜びが、もう、伝えられへん。口に出えへん。それが口に出んと、「エヤオーッ！」〔て〕なってまうわ"。

更に、佐々木光郎は『増補「いい子」の非行一家裁の非行臨床から一』で、家庭裁判所調査官としての実務経験に基づき、行きずりの中年男性を襲って金員を強取する非行（いわゆる「オヤジ狩り」）を繰り返していた「達夫」という少年について、以下のとおり述べている⁶³⁶⁾。

達夫は、「とにかくおもしろい。みんなでワイワイ言いながら、狩りをするのが。もうドキドキしてしまう」と言う。高校の同級生たちと放課後、あるいはわざわざ日曜日に集まって繁華街の路上で酔った中年男性を襲い金銭を奪う。発覚するまで二十数件の犯行を重ねていた。

達夫が言う。

「金は欲しくない。だって、親に言えばもらえる。そんなことはどうでもいいことですよ。仲間とコンビニあたりに寄って、今日は、どこで、何を狩るかを話すんだ…（中略）…それが心がはずむのさ…（中略）…」

達夫はまるで、他人の行動を分析する解説者か評論家のような。そればかりか、誤解を恐れずに言わせてもらえば、豊漁にでも出会ったような高揚感にあふれている（後略）…。

確かに、1970年代以降の非行少年も、本項で述べたとおり社会的に劣位に置かれていた以上、社会に対して何の反発も覚えていなかったとは考えづらいかも知れない。しかし、彼らは、少なくとも非行を行っている最中は、社会への反感よりも、非行自体の持つ面白さによって突き動かされていたと考えられる。それゆえ、ここまでに論じた緊張理論は、少なくとも、1970年代以降の我が国の実情には即していないと考えられるのである。

第3節 非行に関する先行研究（その2）—コントロール理論—

第1項 愛着・社会上の投資・巻き込み

コントロール理論は、「犯罪行動が表れるのを抑制している要素を強調する立場であり、犯罪とはこれらの要素が弱まったり、欠如したり、機能障害に陥った場合に発生する」と考える理論である⁶³⁷⁾。例えば、ハーシー、T.（Hirschi, T.）は『非行の原因（Causes of Delinquency）』で、個人を統制して非行・犯罪を抑制する社会的な「絆（bond）」として①愛着（attachment）②生活上の投資（commitment）③巻き込み（involvement）④規範観念（belief）を挙げている⁶³⁸⁾。この理論は、犯罪学の分野では「社会的絆理論（social bond theory）」

と呼ばれる。

まず、人間は社会の中で生活している限り、社会的規範を共有しており、他者もこの規範を遵守してほしいと思っている。それゆえ、我々は社会の構成員に愛着を持っている限り、彼らの期待を裏切って社会的規範を破り、非行・犯罪を行うことが難しくなる。逆に、我々は社会の構成員に愛着を持っていなければ、彼らの期待を裏切って社会的規範を破り、非行・犯罪を行うことが容易になる。ハーシはこのことについて以下のとおり述べている⁶³⁹⁾。

…（前略）或る人が社会の規範を内面化しているとは、いかなることであろうか。定義上、社会の規範は社会の構成員によって共有されている。それゆえ、規範を破ることは、他者の願いや期待に反して行為することである。もし、或る人が他者の願いや期待を気にかけないのであれば—すなわち、他者の意見に対して鈍感であれば—、彼はその程度に応じて規範に縛られておらず、自由に逸脱できる。

かくして、規範、良心又は超自我の内面化の本質は、他者に対する個人の愛着に存するのである。

また、我々は、平素から様々な活動に「時間、エネルギー、時には自分さえも投資」しております⁶⁴⁰⁾、非行・犯罪によってこれらを無駄にしたくないと思えば、非行・犯罪を行うことは難しくなる。ハーシはこのことについて、以下のとおり述べている⁶⁴¹⁾。

人が逸脱行動について考えるときには、必ずこの逸脱行動のコスト、すなわち、慣習的な行動の中で行ってきた投資を失うという自分の冒している危険について考えざるを得ないのである。

更に、我々は限られた時間とエネルギーしか持っていない以上、日常の様々な活動に巻き込まれたり没頭したりしている限り、非行・犯罪を行うことは難しくなる。ハーシはこのことについて、以下のとおり述べている⁶⁴²⁾。

慣習的な諸活動に巻き込まれている人は、約束や〆切や勤務時間や計画などといったものに縛られているので、逸脱行為にかかるらう機会がめったに発生しない。彼は慣習的な諸活動に没頭していればいるほど、逸脱的な行為について考えることもできなくなり、まして、〔逸脱行動への〕傾向性を実行に移すこともできなくなるのである。

これらの辯は、法務教官・保護観察官として非行臨床に携わった筆者自身の経験に即して言えば、非行少年に対して、意外に強い影響力を有している。例えば、或る20歳の男性は、1980（昭和55）年に刊行された書籍に手記を寄せ、以下のとおり述べている⁶⁴³⁾。

自分も以前は暴走族と似たようなことを友達数人としていた。やめたキッカケは…（中略）…警察に逮捕されたことだ。罪名は窃盗。女から金を二万取った…（中略）…。

裁判の日に取調べ室に呼ばれ、刑事二人に両親が自分を心配しているぞと言われた。心

配しているといつても自分の親は二人とも死んでいる。だが自分は親を思い出して涙が出てきた。そして自分がした悪い事をすべて話した。

自分はこの時、もう二度と悪い事をしないと決意した。判決は懲役一年執行猶予三年だった。今は兄が紹介してくれた運送会社で朝七時から夜八時まで遊ぶひまなく働いている。

今年自分も成人式を迎え大人の仲間入りをした。将来は小さな店を持つのが夢だ。

この青年は、①亡くなった両親及び兄に対する愛着②「小さな店を持つ」という将来の夢に向けての生活上の投資③「兄が紹介してくれた運送会社で朝七時から夜八時まで遊ぶひまなく働いている」という巻き込みという絆によって規範意識を強化され、非行を抑制されているのである。他方、こうした絆を顧みない者は、筆者自身の経験に即しても糸の切れた凧同然で、指導の手がかりさえ見つからなかったのである。

第2項 規範意識と「中和の技術」

また、ハーシによれば、或る社会は「共通の価値体系 (common value system)」を持ち、規範観念を共有している⁶⁴⁴⁾。社会の順良な構成員はこれを信じ、これに従って行動しているゆえ、非行・犯罪を行わないでのある。しかし、逸脱者も、この価値体系を信じていないわけではない。と言うよりも、逸脱者は「ルールを破っている最中でもルールを信じている」のである⁶⁴⁵⁾。このことは、「ルールを破ると同時に、このルールは正当である」という規範観念を維持することができる」ような合理化を行うことによって可能になる⁶⁴⁶⁾。

サイクス、G. M. (Sykes, G. M.) とマツツア、D. (Matza, D.) は、こうした合理化的例として「中和の技術 (techniques of neutralization)」と呼ばれる非行少年・犯罪者のレトリックを挙げている⁶⁴⁷⁾。彼らによれば、非行少年・犯罪者は①自分の非行・犯罪の原因を統制不能な原因に帰して責任を回避する「責任の否定 (denial of responsibility)」②自分は自分の非行・犯罪によって誰にも損害を与えていないので、非難される理由はないと主張する「損害の否定 (denial of injury)」③被害者の落度をあげつらって自分を正当化する「被害者の否定 (denial of the victim)」④自分の非行・犯罪を非難する者を別件で非難し返して論点をすりかえる「非難者の非難 (condemnation of the condemner)」⑤非行集団・犯罪集団の規範は遵法的社会の規範よりも優先すると主張して自己正当化する「より高い忠誠への訴え (appeal to higher loyalties)」等のレトリックを用いるのである⁶⁴⁸⁾。

以上のこととは、筆者の知る限りでは、最近の我が国の非行少年についても十分に妥当する。例えば、筆者の知る限りでも、中和の技術は①自分の暴走行為を若さの持つデモーニッシュな力によって突き動かされたゆえと主張する少年（責任の否定）、②自分の売春行為を非難されて、「誰も損していない」と開き直る女子少年（損害の否定）、③被害者に対するリンチを「被害者は殴られて当然の奴だった」と正当化する少年（被害者の否定）、④暴走行為によって検挙された際、警察の「行き過ぎた取締り」を非難する少年（非難者の非難）、⑤暴走族で行われているカンパ・脱会リンチ等の悪習を「暴走族の習い」と正当化する少年（より高い忠誠への訴え）等枚挙に暇なく見受けられるのである。また、筆者は或る少年院で勤務したとき、以下のとおり語る少年に出会っている⁶⁴⁹⁾。

僕は、地元では、あらゆる非行に手を染めた札付きの悪として有名でした。でも僕は、本当は、何の抵抗もなく悪いことをしていたわけではなかったのです。むしろ、僕は、何か悪いことをするときは、いつでもどうしようか迷い、とてもドキドキしていました。でも僕は、友達に誘われるたびに「ここで引いたら根性がないと思われ、立場がなくなってしまう」と思い、結局は悪いことをしてしまっていました。しかも僕は、こうやって悪いことをしたとき、心の中ではいつも罪の意識を覚えていたけど、そのたびに「他のみんなもやっているから」、「どうせ僕はどうしようもない不良だし」等と言い訳して、もっと悪いことをしていました。

「他のみんなもやっているから」という言葉は、非行を誰でもやっている当然の行為と見なす非行集団の規範と、非行を禁じる遵法的・社会の規範との間で板ばさみになったとき、前者は後者よりも優先すると主張して罪悪感を緩和する「より高い忠誠への訴え」である。また、「どうせ僕はどうしようもない不良だし」という言葉は、非行の原因を「自分は『どうしようもない不良』である」という統制不能な要因に帰して自分を免責し、罪悪感を緩和する「責任の否定」である。以上のことに基づけば、ここで言及したコントロール理論は、非行少年を理解する上で、確かに一定の有効性を持っていると言つていいであろう。

しかし、非行少年は、非行・犯罪を抑制する羈絆と無縁ではないにもかかわらず、いかなる動機によって、わざわざ中和の技術を駆使してまで非行を行うのであろうか。このことは、コントロール理論に対する有力な問題提起として、先行研究の中でも行われてきた。例えば、コーベン、A. K. (Cohen, A.) K. とショート、J. A., Jr. (Short, J. A., Jr.) は、1958年に発表した論文で「有効な統制の欠如 (absence of effective restraints) を証明することで非行を説明しようとしたことは、非行に関する多くの理論の欠陥であった」、「非行は…(中略) …ふたが外れれば自動的に吹き出る人間の本性の潜在性 (potentiality of human nature) と見なされてはならない」と述べている⁶⁵⁰⁾。

第4節 非行に関する先行研究（その3）—文化的逸脱理論—

文化的逸脱理論は、「社会的に確立され承認されている法規範と矛盾したり承認されない逸脱的な文化に同調することが犯罪の原因であるとする考え方」である⁶⁵¹⁾。

例えば、サザランド、E. H. (Sutherland, E. H.) は1947年に刊行した著書で、「犯罪的行動は学習される (Criminal behavior is learned)」と述べている⁶⁵²⁾。社会の中には、「法は遵守されるべきである」と考える遵法的文化と、「法は破って構わない」と考えるアウトロー的文化が混在している。非行少年・犯罪者は、社会の中で「犯罪的パターンと接触すること (contact with criminal patterns) 及び反犯罪的パターンから疎遠になること (isolation from anti-criminal patterns)」すなわち「分化的接触 (differential association)」によってアウトロー的文化を取り入れ、犯罪的行動を学習する⁶⁵³⁾。この行動は、「親密な個

人的集団の内部で (within intimate personal groups)」、「コミュニケーションのとれている他者との交互作用の中で (in interaction with other persons in a process of communication)」学習される⁶⁵⁴⁾。この理論は、我が国の最近の非行少年にもよく当てはまる。例えば、筆者は、或る少年院で勤務していたとき、以下のとおり語る少年に出会っている⁶⁵⁵⁾。

僕は、中学生の頃、地元の暴走族の先輩に「お前も吸ってみるか」と誘われたことをきっかけに、シンナーを吸い始めました。もちろん僕も、最初の頃は、シンナーを吸うことに対して「怖い気持ち」や「後ろめたい気持ち」を持っていましたし、「薬物だけは絶対にやらない」という不良なりの信念も持っていたので、この誘いを断り続けていました。でも、この先輩に何度も勧められるうちに、友達の中に、好奇心に負けてシンナーを吸い始める者がいました。僕はこのとき、「このまま僕だけシンナーを断り続けていたら、絶対に後で何か言われ、弱い奴だと思われる」と思い、結局はシンナーに手を出してしまいました。

我が国の中でも、非行を悪と見なす遵法的文化と「誰でもやっている」と見なすアウトロー文化とが混在している。ここで挙げた少年は、後者の文化を非行集団という「親密な個人的集団の内部」で、非行仲間という「コミュニケーションのとれている他者との交互作用」によって取り入れ、この文化に同調し、シンナー吸引という非行を学習したのである。

ただし、非行少年は職業的犯罪者と違い、アウトロー文化を全面的に取り入れ、これに完全に同調し、遵法的文化を完全に放棄したわけではない。彼らは、「違法行為に巻き込まれているときも、このことと並んで、広い種類の合法的活動に積極的に参加している」のである⁶⁵⁶⁾。マツツアは『漂流する少年 (Delinquency and Drift)』の中で、このことについて以下のとおり述べている⁶⁵⁷⁾。

非行者は、慣習 (convention) と犯罪との間の辺土 (limbo) に一時的に身を置き (exist transiently)，それぞれの要求に順次従い、或るときは一方と戯れ (flirt with)，或るときはもう一方と戯れつつ，コミットメントを延期し，決断を回避する。かくして彼らは、犯罪的行為と慣習的行為との間を漂流 (drift) するのである。

筆者の知る限りでは、非行少年は非行を行っている間、実際には雑多な活動に手を出していたにもかかわらず、しばしば「特に何もせず、フラフラ遊んでいた」と語る。この言葉は、非行少年は時に慣習と戯れ、時に犯罪と戯れつつ、両者の間を漂流するというマツツアの言葉に非常によく合致しているのである。

ただし、非行少年は、アウトロー文化を取り入れて職業的犯罪者になっている親に育てられていても、アウトロー文化を正統な文化として教えられているわけではない。多くの親は、たとえ自分は職業的犯罪者であっても、自分の子どもを職業的犯罪者にしたいとは思っていないのである。また、非行少年の中には、遵法的文化を奉じる家庭で育ち、アウトロー文化とは無縁だった者も見受けられる。彼らは、なぜ慣れ親しんだ遵法的な文化を捨て、アウトロー文化に移行するのであろうか。

第5節 非行に関する先行研究（その4）—ラベリング理論—

ラベリング理論の代表的な論者であるベッカー、H. S. (Becker, H. S.) よれば、「逸脱は社会によって作り出される (it [=deviance] is created by society)」⁶⁵⁸⁾。彼は『アウトサイダーズ (Outsiders : Studies in the Sociology of Deviance)』で、このことについて以下のとおり述べている⁶⁵⁹⁾。

社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則を設け、これを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼る (label) ことによって逸脱を生み出す (create)。この観点からすれば、逸脱は、人によって行われる行為の性質ではない。むしろ、ルールと制裁とが、「違反者 (offender)」に対して、他者によって適用されたことの帰結である。逸脱者 (the deviant) とは、[逸脱者という] ラベルが首尾よく貼り付けられた人のことであり、逸脱的行為とは、人々がそのようにラベルを貼る行為である。

ここで言う規則を犯した者は、特に「逮捕され、逸脱者として烙印を押されること (being caught and branded as deviant)」によって「個人の公的なアイデンティティの劇的な変化 (a drastic change in the individual's public identity)」を強いられる⁶⁶⁰⁾。ベッカーによれば、逸脱者としての社会的地位は「主位的地位 (master status)」である⁶⁶¹⁾。彼は、逸脱者としての「アイデンティフィケーション (identification)」の他に様々なアイデンティフィケーションを持っているにもかかわらず、「まず逸脱者としてアイデンティファイされる」のである⁶⁶²⁾。しかも、彼は、この地位に応じた望ましくない「諸特性 (traits)」を持っていると見なされる⁶⁶³⁾。それゆえ、彼らは、多くの人に対して開かれている「日常生活のルーティンを続ける普通の手段 (ordinary means of carrying on the routines of everyday life)」を拒否され、「不法なルーティンを開発 (develop illegitimate routine)」せざるを得なくなる⁶⁶⁴⁾。かくして、彼らは、ついには「組織化された逸脱集団への加入」を強いられ、「逸脱的なアイデンティティ (a deviant identity)」を獲得するのである⁶⁶⁵⁾。

しかし、我が国の非行少年は、本当にベッckerの言うとおり、逸脱者としてのラベルを貼られて遵法的社会への所属を拒まれた末に、やむを得ず非行集団に加入しているのであろうか。筆者の知る限りでは、彼らは、むしろ逸脱者としてのラベルを肯定的にとらえ、逸脱者としての役割演技を積極的に行っているように思われる。例えば、筆者は、或る少年院に勤務していた際、以下のとおり語る少年（仮に S 君とする）に出会っている⁶⁶⁶⁾。

僕が不良と呼ばれるようになったのは、中学1年生の3学期ごろでした。きっかけは、やはり、学校でも先生に対して反抗し、何でも自分の好きなようにやっている先輩たちを見て、とてもかっこいいと思い、僕もあの先輩たちと同じように、何でも自由にできるようになってみたいと思ったことでした。

「不良」というラベルは、遵法的社会では、逸脱者であることを示すラベルである。しかし、このラベルは、S君にとっては「かっこよさ」を感じさせる肯定的なラベルだったのである。

なお、ベッカーによれば、マリファナは、これを使用している者を「別格の人間 (a certain kind of person)」として位置づける「威信的価値 (prestige value)」を有する⁶⁶⁷⁾。それゆえ、マリファナ使用者の中には、快楽ではなく、この「威信的価値」を求めてマリファナを使用している「少数例 (few cases)」も見受けられるという⁶⁶⁸⁾。しかし、筆者の知る限りでは、こうした者は最近の非行少年の中で、決して「少数例」ではない。むしろ、彼らは、多くの場合はS君と同様、自分は「別格の人間」であると誇示するために積極的に非行を行い、逸脱者としてのラベリングを積極的に受け入れているのではないだろうか。

しかも、前節で述べたとおり、非行少年は遵法的文化と無縁ではない。それゆえ、彼らは、遵法的社会によって逸脱的とされるラベルを、人生の或る時点で、肯定的に再定義しているはずである。彼らは、なぜこうした再定義を行ってまで、非行を行うのであろうか。

第6節 自由を追求する遊びとしての非行

ここまで論述に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。ここまで言及した各種理論は、「非行少年はなぜ敢えて中和の技術を駆使し、慣れ親しんだ遵法的文化を離脱し、遵法的社会で逸脱的とされるラベリングを再定義してまで非行・犯罪を行うのだろうか」という動機論的な問い合わせに還元されるのである。しかし、既存の緊張理論（動機理論）は、この動機を非行少年と社会との緊張関係に帰しており、遊び型非行の多発を見た1970年代以降の我が国の実情に即していない。では、このころ以降の我が国の非行少年は、いかなる動機によって遊び型非行を行っていたのであろうか。

前章第1節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、遊びは遊ぶ者の自由を「顯示し現前させる」ことを目指す「特殊な形の企て」である。遊ぶ者は、遊びによって自分の本來的な在り方である自由に立ち戻れるゆえ、楽しさを経験するのである。我が国の1970年代以降の遊び型非行も、当時の非行少年にとっては自分の本來的な在り方である自由を取り戻し、これに立ち戻るゆえの楽しさを経験しようとする試みだったのではないだろうか。

実際に、当時の研究者・実務家の中にも、遊び型非行は自由の追求という含意を有すると指摘している者が見受けられる。例えば、家庭裁判所調査官であった郷古秀男は、1979（昭和54）年に発表した論文で遊び型非行について論じ、そもそも遊び自体が「自由とか日常性からの解放を本質的に求めるものである」と指摘している⁶⁶⁹⁾。更に、彼はこの論文で、女子中学生2名による万引きのケースを取り上げ、「彼女らの万引きは…（中略）…生活外の行動であり、気まま、日常性からの解放という要素、つまり『遊び』の要素を

もっていた」と指摘している⁶⁷⁰⁾。また、矢島は1980（昭和55）年に発表した論文で、「その日その日を自由に楽しく過ごす」快志向を有しているにもかかわらず、「制度的、合法的手段では充分充足しないか、または制度的・合法的手段からはみ出されているために、非合法的な手段を持って充足しようとするタイプ」こそ遊び型非行少年であると述べている⁶⁷¹⁾。

ただし、ここで以下の事柄に注意しなくてはならない。まず、非行は、死と背中合わせの危険な行為である。実際に、多くの非行少年は薬物の過剰摂取、暴走中の事故、仲間内でのリンチ、他の非行集団との抗争等によって死の危険に直面している。筆者自身も或る少年院で、覚せい剤取締法違反で少年院に送致された際に自殺を考えるほどの絶望感を覚える一方、薬物乱用で死なずにすんだという安心感を覚えたと語る少年に出会っている⁶⁷²⁾。確かに、前章第1節でガダマーの研究に言及して述べたとおり、遊びの魅力は危険と切り離せない。しかし、非行少年は、なぜもっと安全な仕方で遊ばないのであろうか。

また、非行少年は、一時は死の危険を冒してまで非行という遊びに熱中するにもかかわらず、やがて、この遊びに飽きる。例えば、安香宏は著作の中で、以下のとおり述べている⁶⁷³⁾。

つまり、近ごろの「遊び型非行」などと呼ばれているものは、遊びたいからやっているのではなくて、何をしたいのかもわからなくて、何もすることがないからそんなことをやっているだけのものであって、健康な子どもの柿泥棒のたぐいなのではまったくないと思えるのである。もっと湿っぽく、古くさく、頼りなげで、うつろな行為であろう。

この見解は、非行臨床に携わった経験を持つ者にとって説得的である。矢島も、著作の中でこの見解に言及し、「遊び型非行の非行少年の遊びは貧しいという指摘はおおむね現場に携わる者の一致した意見であり、きわめて実証的な見解である」と述べている⁶⁷⁴⁾。

しかし、安香の見解は、実は「非行少年は楽しさを求めて非行という遊びを行い、危険を冒してでもこの遊びに熱中する」という見解と矛盾しないのである。例えば、平成29年版『犯罪白書』では、1974（昭和49）年～1997（平成9）年生まれの者について、12歳～19歳までの各年齢時における同年齢者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員（非行少年率）を調べたところ、1974（昭和49）年～1979（昭和54）年生まれのものについては、15歳時の1,972.6がピークであった⁶⁷⁵⁾。また、1980（昭和55）年～1985（昭和60）年生まれの者及び1986（昭和61）年～1991（平成3）年生まれの者については、それぞれ16歳時の2,281.2及び2,303.1がピークであった⁶⁷⁶⁾。更に、1992（平成4）年～1997（平成9）年生まれの者については、15歳時の1,657.0がピークであった⁶⁷⁷⁾。すなわち、非行少年少年率は、おおむね15歳～16歳をピークとして遞減していくのである。

また、田村・麦島によれば、暴走族のメンバーの活動期間は意外に短く、多くの場合は「10代後半の1～2年程度」であるとされる⁶⁷⁸⁾。このことは、1975（昭和50）年に刊行された暴走族のメンバーの手記に見える以下の言葉ともよく符合する⁶⁷⁹⁾。

せめて、一年、長くて二年の間の突っ張りなのだ。それを過ぎてしまえば、それぞれ世のなかに埋まっていく。

一言で言えば、非行少年は中学卒業後又は高校中退後の1～2年間、死の危険を冒しても非行という遊びに熱中する。しかし、彼らは、やがてこの遊びに飽き、安否によって指摘されていたとおり、「何をしたいのかもわからなくて、何もすることがないからそんなことをやっているだけ」という状態に陥る。しかも、彼らはその後、就職と結婚を果たして子どもをもうけ、「結婚のことや子供のこと考えたら暴走なんかできんよ」⁶⁸⁰⁾等と宣言して非行を卒業していくのである。確かに、近年では、非行少年は不況のために就職・結婚を果たしづらくなり、非行を卒業する契機を見失っている。しかし、筆者の知る限りでは、彼らも卒業を忌避してはなく、機会さえ得られれば、以前と同様に非行を卒業していくのである。以下の箇所では、非行少年はなぜ人生の或る時期に死の危険を冒してまで非行という遊びに熱中するのか、また、なぜ非行という遊びに飽きてこの遊びを卒業していくのかを、自由と遊びに関するサルトルの思索を手がかりとして考察する。

第7節 遊びと非行—遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として—

第1項 道具性を逃れる遊びとしての非行

本稿第7章第3節で述べたとおり、私は世界の内にあるとき、道具としての役割に応じた一定の振舞いを忠実に遂行し、道具としての有用性を実現するよう要求される。私はこのとき、他者の前で自分の自由を封印して他者の要求に従う「生まじめな精神」すなわち「よい子」の在り方を選択する。このことは、世界の内で他者と円滑な関係を営み、特に、労働に適応していく上で必要である。しかし、自由であることは、本稿第3章第3節第2項で述べたとおり、人間であることと区別し得ない人間の根源的な在り方である。それゆえ、「生まじめな精神」すなわち「良い子」の在り方は無理を内包しており、様々な辛さの源になる。私はこの在り方を乗り越えようとするとき、O君の例に即して述べたとおり、逸脱的な遊びによって自分の自由を顯示し現前させようと試みるのである。

時として死の危険を冒して行われる遊び型非行は、こうした逸脱的な遊びの一種であると考えられる。と言うのも、人間は生きていなければ道具を利用し得ず、また、道具として利用され得ない。それゆえ、生きていることは、あらゆる有用性の根拠である。それゆえ、非行少年にとって、自分の生命を顧みないことは道具としての有用性を拒否し、自分の自由を顯示し現前させる上で最も有効な方法なのである。或る女性は、このことについて以下のとおり語っている⁶⁸¹⁾。

世間は暴走族を、疫病神やバイキンでも見るような目で見る。自分はそんな世間がにくくい。

普通の人間はただ働いて生活しているだけで、生命ということも忘れている。〔暴走〕

族の人達はいつ死ぬかわからない、いつ死んでもいいという覚悟だ。何もかも世間並みを望むしか能のない普通人に、そんなことができるのか。

ここで言う「普通の人間」とは、労働を中心とする社会生活の中で、道具としての役割に応じて求められる一定の振舞いを忠実に遂行している人々である。彼らはこの振舞いに没頭する余り、自分の本的な在り方である自由を忘れている。それゆえ、彼らはこの女性によって「ただ働いて生活しているだけ」、「生命ということも忘れている」と痛烈に批判されているのである。他方、非行少年にとって、死の危険を顧みず遊び型非行を行うことは、あらゆる有用性の根拠を否定して道具としての有用性を根底的に拒否し、もって自分の自由を顯示し現前させる上で最も有効な手段である。それゆえ、彼らは、死の危険を冒しても遊び型非行を行うのである。

第2項 遊びとしての非行の限界

ここで言う遊び型非行は、他者の前で封印していた自分の根源的な在り方である自由を取り戻す試みであるゆえ、根源的な楽しさの源泉になる。それゆえ、非行少年は或る時期、他のすべてをなげうってでも遊び型非行に熱中するのである。確かに、彼らの中には、本章第2節第2項で田村・麦島の研究に言及して述べたとおり、当初は高学歴社会の中で劣位に置かれ、こうした社会への反感を覚えており、この反感のゆえに暴走族等の非行集団に参加した者もいるかも知れない。しかし、彼らは非行集団に参加し、ここで言う自由を取り戻す試みとしての遊びに参加するうち、この遊びのもたらす根源的な楽しさになり、彼らを非行に駆り立てた最初の動機である社会への反感などどうでもよくなっていくのである。例えば、或る暴走族に所属する若者は、手記の中で以下のとおり語っている⁶⁸²⁾。

…（前略）暴走族は社会が生んだとか、ぜいたくな世の中がつくったとか言うけど、そんなチャチなものじゃない。スポーツをやっても花形選手になるのは並大抵のことじゃない。／暴走族も同じや。仕事も続かんような奴はやっていけん。…（中略）…こんな体験はふつうの人間なら一生味わえへんかもしけんことや。／だから暴走族やっている奴は最高の青春を送っていると思う（後略）…。

この若者も、当初は自分を劣位に置く社会への反感を覚え、この反感のゆえに暴走族に参加したのかも知れない。しかし、現在の彼にとって、こうした社会との軋轢はもはや大した問題ではない。現在の彼にとって、暴走は社会への反感を表現する手段ではなく、「ふつうの人間なら一生味わえへん」かも知れない「最高の青春」を提供してくれる最高の遊びなのである。それゆえ、彼は、この遊びをあたかも花形選手の座を目指すスポーツ選手、又は、生業に従事する職業人と同じ真剣さをもって追求しているのである。

ただし、非行少年は以上のことにもかかわらず、自分もやがては他者によって利用される道具になり、労働の世界に定着しなければ生きていけないことを知っている。それゆえ、彼らは非行に没頭している最中でも、内心では遊んでいる自分について負い目の意識を覚えており、「[暴走族の名称] 宛字なんか考えてイチビってみんのも、ガキのうちだけ

やろな」等と自嘲せずにいられなくなる⁶⁸³⁾。彼らは、遊びに没頭していられるのは子ども時代の特権であり、自分もやがては遊びを断念して労働の世界に定着しなければならないと知っているのである。また、前節で述べたとおり、彼らは遊び型非行によって死の危険を冒している限り、本当に命を落とす危険に直面する。確かに、彼らは時として「将来どんな目に遭っても、今さえ楽しければいい」と開き直る。しかし、前節で述べたとおり、彼らも少年院に送致された後では「非行で死なずに済んだ」と安心感を吐露するのである。

確かに、彼らは、かつては自分に対して一定の振舞いを要求してくる他者の前で、非行という遊びによって自分の自由を主張していた。しかし、彼らはここで述べた事態に直面するとき、本当に命を落とす危険も招き得る自分の自由を重荷に感じ、自分の自由を持て余す。しかも、本稿第3章第3節第2項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、自由であることは、人間であることと区別し得ない人間の根源的な在り方である。それゆえ、人間にとって、自分の自由を重荷に感じることは、自分の存在を重荷に感じることに他ならない。非行少年はこのとき、ハイデッガーによって指摘されているとおり、自分に「飽き飽きし（überdrüssig werden）」、「しばしば持続的で起伏のない、色褪せた無気分（die oft anhaltende, ebenmäßige und fahle Ungestimmtheit）」に陥るのである⁶⁸⁴⁾。

それゆえ、非行少年は、今までどおり遊び型非行を行っていても余り楽しめなくなり、安否によって指摘されているとおり、あたかも他に「何もすることがないから」この遊びを仕方なく行っているかのような状態に陥ってしまう。かくして、彼らは、自分もいつまでも遊び型非行を続けているわけにはいかないと悟り、遊び型非行を切り上げて「落ち着く」ことを真剣に考えるようになっていくのである。

第3項 非行を卒業するとき—非行少年にとっての「子ども時代」の終わり—

更に、非行少年は思春期・青春期の若者であり、他者を愛する経験を持つ。彼らはこのとき、相剋に由来するにもかかわらず、単純な相剋とは違う他者との関係を経験する。

サルトルによれば、愛は「或る種の我有化」を含んでいる⁶⁸⁵⁾。しかし、私は他者を愛するとき、他者を自由のない事物同然の存在として所有しようとしているのではない。サルトルも『存在と無』で、相手の自由な選択を欠く「全面的な服従」は「愛を殺す」と述べている⁶⁸⁶⁾。愛は相手の自由な選択によらなければ、愛の名に値しないのである。

それゆえ、私は他者を愛するとき、「自由としての限りにおける自由（liberté comme liberté）」を所有しようと欲し、「特殊な形の我有化（type spécial d'appropriation）」を行うのである⁶⁸⁷⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁶⁸⁸⁾。

…（前略）愛される者の全面的な服従は、愛する人の愛を殺す…（中略）…もし愛される者が自動人形に変じてしまえば、愛する者はひとりぼっちになり、[愛の] 本来の目標は達成されなくなる。それゆえ、愛する者は、事物を所有する（posséder）のと同様の仕方で愛される者を所有しようとは思わない。彼は特殊な形の我有化を要求する。彼は自由としての限りにおける自由を所有しようと欲する。

しかし、サルトルによれば、私は相手の「自由かつ任意の自己拘束という自由の高度な

形式 (forme éminente de la liberté qu'est l'engagement libre et volontaire)」にも満足できない⁶⁸⁹⁾。確かに、私は、他者が他者自身の自由によって、私を愛の対象として選択するよう欲する。しかし、私は、他者がひとたび私を愛の対象として選択した後も、なおも他者自身の自由を保持していることを欲さない。と言うのも、他者はこのとき、他者自身の自由によって、私を愛することも愛さないことも選択し得るからである。それゆえ、私は他者を愛するとき、「自由によって愛されたいと欲しつつ、この自由が自由であるにもかかわらず、もはや自由でないことを要求する (vouloir être aimé par une liberté et réclamer que cette liberté comme liberté ne soit plus libre)」⁶⁹⁰⁾。すなわち、私は、他者の自由によってひとたび愛の対象として選択された後では、他者が自分の自由によって自分の自由を断念すること (démission) 及び私をもはや選択の対象にならない「絶対的な目的 (fin absolue)」にすることを要求する⁶⁹¹⁾。サルトルは『存在と無』で、このことについて以下のとおり述べている⁶⁹²⁾。

彼 [=愛する者] は、一方では、他人の自由が自分で自分を決定して愛になることを欲する… (中略) …と共に、他方では、この自由が自らによって囚われ (être captivé par elle-même)，囚われていることを欲するため (pour vouloir captivité) … (中略) …自らの上に戻ってくる (se retourner sur elle-même) ことを欲する。この囚われは、自由であると共に我々の手中につながれた断念 (démission libre et enchaînée à la fois entre nos mains) であるのでなければならない。

それゆえ、非行少年は、他者によって愛されようとするとき、自分の自由を自分の自由によって断念する。彼らは、愛する者をもはや選択の対象にならない「絶対的な目的」にし、自分の自由を自分のためではなく、愛する者のために行使しようと決意するのである。

彼らはこのとき、自分ひとりの自由を追求して遊びに没頭していられた「子ども時代」の終わりを悟り、自分のためではなく、愛する人のために生きることを受け入れる。かくして、彼らは、かつて熱中していた遊び型非行を切り上げ、愛する人の生活を支えるためにも社会の中で他者によって利用される道具になることを受け入れ、労働の世界に定着していく。少年院に送致された経験を持つ或る少年は、このことについて以下のとおり語っている⁶⁹³⁾。

俺は彼女にほれた。／「まじめになって。」／彼女の言葉に俺はちかった。俺は変わった。親の待つ家に帰り、まじめにやり直した。／今、彼女は俺の子どもを腹に宿している。／子供のためにも二度とあんな誤まちは犯さない。

この少年は、彼女と出会う前は、自分ひとりの自由を追求して遊び型非行に熱中していた。しかし、彼は彼女と出会ったとき、自分の自由によって自分の自由を断念すると共に、彼女をもはや選択の対象にならない「絶対的な目的」にし、自分の自由を彼女のために行使しようと誓った。それゆえ、彼は、自分のためでなく彼女のために生きることを受け入れ、少年院に送致されるまで非行性を深化させていたにもかかわらず、彼女の一言によって遊び型非行を切り上げ、「まじめ」な人間になって労働の世界に定着したのである。

現在の彼は、「子どものためにも二度とあんな誤まちは犯さない」という言葉によってうかがわれるとおり、もはや自分のためではなく、彼女及び彼女との間に生まれてくる子どものために生きることを決意している。彼はフロイト、S. (Freud, S.) の言う「愛することと働くこと (Lieben und Arbeiten)」⁶⁹⁴⁾を達成して一人前の大人になり、非行を卒業したのである。

なお、竹内は著作の中で、10代のころに「ツッパリぬいた子ども」ほど、大人になるにつれて「底辺の職業を独自の観点から価値づけている底辺労働者の意識」に近づき、「のちに立派な底辺重労働者になるものが多いのは周知のことである」と述べている⁶⁹⁵⁾。筆者の知る限りでも、男子の非行少年は、18歳～20歳ころに非行集団の仲間の紹介で就職先を見つけ、非行集団で出会った恋人と結婚し、非行を卒業して遵法的社會に定着していくのである⁶⁹⁶⁾。彼らにとって、非行集団は就職と結婚という青年期的な課題を果たし、一人前の大人になることを助ける「若集宿」的な意味を持っている。竹内も著作の中で、暴走族は「底辺の仕事についている青年の『組合』」とも言うべき性格を持っていることを指摘している⁶⁹⁷⁾。

第8節 思春期・青春期における逸脱的な遊びの必要性

ところで、非行少年は、やがて遊び型非行を切り上げて労働の世界に定着するのであれば、最初から遊び型非行を行わず、勉学・勤労に励んでいればよかったと思われるかもしれない。しかし、筆者の知る限りでは、決してそうではないのである。

不登校児童・生徒の中には、中学を卒業した後で定時制・通信制の高校に通い、又は、高等学校卒業程度認定試験を経て大学受験資格を取得し、大学に進学する者が見受けられる。彼らの中には、いわゆる一流大学に進学する者も見受けられる。しかし、彼らの中には、大学を卒業した後、仕事に定着できない者が少なからず見受けられるのである。

筆者は、彼らと話したとき、「自分は思春期・青春期に不登校を経験して、十分に遊べなかった」という彼らの言葉をしばしば耳にしてきた。彼らは、この心残りのゆえに、大学を卒業した後も遊びを断念できず、仕事に定着できなくなっているのである。このことは、筆者の知る不登校児童・生徒に限ったことではない。例えば、氏家靖浩は、1998（平成10）年に発表した論文で、中学時代に「精神病」によって入退院を繰り返していた30代男性の事例を紹介している。この男性は、後に大学を卒業したにもかかわらず、就職できずに10年近くを過ごしている。彼は、氏家に対して以下のとおり語ったという⁶⁹⁸⁾。

私は大学まで卒業したとはいいうものの、中学・高校・大学と、満足に遊んだという感覚がありません。今、ようやく遊びを取り戻しているのです。…（中略）…遊びが足りないうちは、仕事はできないような気がします。

他方、本章第6節以下で述べたとおり、非行少年は中学を卒業又は高校を中退して1～2年の間、非行という遊びに熱中した後、就職と結婚を果たして非行を卒業していく。彼らはこのとき、往々にして、自分は思春期・青春期に非行という遊びを心残りなく遊び抜いたと語るのである。例えば、1970年代に或る暴走族で活動していた若者は、1975（昭和50）年に発表した手記で、このことを以下のとおり語っている⁶⁹⁾。

人生で、たった一度の青春時代。俺は、その大切な青春を、暴走にかけた。今振り返ってみても、何一つ悔いはない。…（中略）…暴走族、それはほとんどの若者が一度はあこがれ、そして時期が来れば自然とやめてゆく、はしかのようなものだ。…（中略）…俺はブラック・エンペラーに入り悔いのない青春を送れた事を誇りに思っている。

以上のことによってうかがわれるとおり、若者は大人になる前に、たとえ非行という逸脱的な仕方によってでも、一度は自分の自由に飽きるまで遊びを遊び抜かなければ、遊びを断念して労働の世界に定着できなくなりかねない。それゆえ、若者にとって、非行という遊びは、大人になる前に一度はくぐらなくてはならない通過儀礼なのである。筆者の知る限りでは、多くの不登校児童・生徒も、以上のことをよく知っている。それゆえ、彼らは時として、軽微な非行のあるヤンチャな生徒とのかかわりの中で逸脱的な遊びを遂行し、自分の自由を回復していくのである。次章ではこのことを、仮にX高校とする私立高校の事例に即して考察する⁷⁰⁰⁾。

第10章 事例研究—X高校の不登校経験者の遊び—

第1節 X高校の「よい子」とヤンチャな生徒

X高校は、某県の県庁所在地に立地し、定時制課程（昼間）・通信制課程を持つ私立高校である。筆者は、2009（平成21）年から数年間、週1～2回同校を訪問し、年に数回は大学生を引率して同校を見学してきた。当時の同校は、中学時代に不登校経験を持つ生徒もヤンチャだった生徒も受け入れており、1年次の始めは「複式学級」と評される様相を呈していた。

例えば、同校では、授業中の座席を生徒の自由に委ねている授業もあった。不登校経験を持つ生徒は、教師の話をよく聞こうと教壇の周りに集まり、教師の話に耳を傾けてノートをとっていた。他方、ヤンチャな生徒は、教壇を離れて座り、菓子・飲み物を口にしつつ談笑する・スマートフォンを操作する・ゲームで遊ぶ・机の上に鏡を置いて化粧を直す等よそごとに熱中していた。彼らは、プリントを配られても意に介さず、中にはプリントを受け取るや否や、すぐ裏返して落書きを始める者も見受けられた。また、同校は、制服の着用についても生徒の自由を尊重している。しかし、不登校経験を持つ生徒は私服を着用していても、高校生らしいファッショングで登校してきた。他方、ヤンチャな生徒は、制服を大胆に着崩し、肌を日焼けさせ、耳・唇・舌等あらゆる部位にピアスをつけ、頭髪を金・赤・青・緑等思い思いの色に脱染色し、つけ爪・つけまつげ等あらん限りの装飾を行って登校していた。

筆者と共にX高校を訪れた大学生は、同校のヤンチャな生徒を見て「遊んでいる」・「ふざけている」と批判し、彼らを許容している同校を「ここは本当に高校かと思った」等と批判しがちであった。また、同校の不登校経験を持つ生徒も、入学当初は、同校のヤンチャな生徒に対して批判的であった。例えば、同校の不登校経験を持つ生徒の中には、同校に進学した当初、授業中も机に突っ伏し、同じ教室で騒いでいる同校のヤンチャな生徒を見ないようにしている者も見受けられた。また、同校の不登校経験を持つ生徒の中には、同校に進学した当初、同じ教室で騒いでいる同校のヤンチャな生徒に向かって「うるさい！静かにしろ！」と声を荒らげる者も見受けられた。

しかし、X高校の教師は、同校の不登校経験を持つ生徒を「よい子」と認めつつも、「まだ硬い」・「まだほぐれていない」と評していた。他方、同校の不登校経験を持つ生徒も、同校での学園生活になじんでいくにつれて、次第に同校のヤンチャな生徒を受け入れていき、時には多少授業を無視しても、彼らと遊べるようになっていった。X高校の教師はこうしたとき、前者の生徒も「だいぶ柔らかくなってきた」と評していた。以上のこととは、

以下に挙げるエピソードによってうかがわれる。

この日は中間試験を控えており、授業者のT先生は、生徒に対して試験要領を記載したプリントを配っていた。同校の不登校経験を持つ生徒は、教卓の周りの席に座ってこのプリントを受け取り、神妙な表情で読んでいた。他方、ヤンチャな女子生徒の一人であるUさんは、教室の一番後ろの席に座り、近所のコンビニで買って来た串刺しの唐揚げをかじりつつ、仲の良い女子生徒と共に机の上に置いた鏡を見て、付けまつげをのり付けしていた。彼女は、このプリントを受け取るや否や「えー、超やだー、何でテストなんてやるのー？」と大声を上げた。T先生はこうしたUさんに対して苦笑しつつ「いや、ここは学校だから」と諭したが、Uさんはこの言葉を聞き流して先の作業を続けていた。

その後、T先生は、Uさんを強く注意せず授業を始めた。しかし、T先生が或る箇所で「ここは試験に出るよ」と念押ししたところ、Uさんもさすがに記録しようと思ったらしく「先生、書くものがない！鉛筆貸して！」と声を上げた。そこで、T先生はUさんに歩み寄って鉛筆を貸したところ、彼女が先ほどの唐揚げをまだ机の上に置いていたので「それは授業の邪魔だから、捨ててとは言わないけど急いで食べてよ、ほらほら」と急かすと、Uさんは「私いま何もしゃべってないよ。先生がいちばんうるさくて授業の邪魔だよ」と言い返した。このころになると、それまで神妙な表情で授業を受けていた不登校経験を持つ生徒も、クスクスと忍び笑いを漏らすようになってきた。

その後、T先生はこの授業を振り返り、Uさんの授業態度に苦笑しつつ、「あの子たち [=不登校経験を持つ生徒] もだいぶ柔らかくなってきて一安心です」と語っていた。

確かに、ここで挙げたUさんの在り方を全面的に肯定することは難しいかも知れない。しかし、X高校の不登校経験を持つ生徒にとって、Uさんのようなヤンチャな生徒を受け入れることこそ、「よい子」の在り方を乗り越える上でぜひとも必要なのである。以下の箇所ではこのことを、自由と遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として考察する。

第2節 X高校の不登校経験を持つ生徒の在り方—自由を封印する「よい子」—

X高校を見学していた大学生は、出身地の進学校を卒業して大学進学を果たした学生であり、他者によって要求される一定の振舞いを忠実に遂行してきた「よい子」であった。もちろん、彼らも、この振舞いを忠実に遂行するか否かは自らの自由な選択によることを知っていたかも知れない。しかし、本稿第7章第3節で述べたとおり、彼らはこの振舞いを拒否すれば、他者によって道具としての立場を逸脱したと見なされ、厳しく非難される結果を招きかねない。それゆえ、彼らは、他者の前では敢えて自分の自由を封印し、「よい子」の在り方を生きてきた。こうした彼らにとって、X高校のヤンチャな生徒は、敢えて封印してきた自らの自由を暴き立てる不都合な存在である。それゆえ、彼らは、同校の

ヤンチャな生徒及び彼らを許容している同校を強く批判していたのである。

以上のことは、X高校の不登校経験を持つ生徒にとっては、いっそう切実に妥当すると考えられる。彼らは、かつて学校に通えなかったとき、ここで言う一定の振舞いを遂行できない者として厳しく非難されてきた。例えば、彼らの中には、或る調査で「生きやすさを覚えるのはどういうときか」と問われたとき、「学校に通えているとき」と答えた者がいた。この生徒は、かつて学校に通えなかったとき、「生きづらさ」を覚えるほど厳しく非難されてきたのである。それゆえ、彼らは、大学生よりも深く「よい子」の在り方に埋没し、他者の非難を避けようとしてきたのである。また、彼らは、授業中も机に突っ伏して同校のヤンチャな生徒を無視し、又は、こうした生徒に対して声を荒らげる等、大学生よりも強い仕方で彼らを否定せずにいられなかつたのである。

第3節 X高校のヤンチャな生徒の在り方—自由を主張する遊び—

しかし、自由であることは、本稿第3章第3節第2項で述べたとおり、人間であることと区別できない人間の根源的な在り方である。他方、「よい子」の在り方は、本稿第7章第4節で述べたとおり、自由を否定する在り方であり、無理を内包している。それゆえ、不登校児童・生徒は、「よい子」の在り方を演じているとき、あたかも自分で自分の人間性を否定するかのような辛さを覚える。また、第3章第2節でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、人間は或る可能性を見出しているとき、状況的に許されている論理的可能の総体を見出した上でこの可能性を選択し、その他の可能性を背景に退けている。それゆえ、不登校児童・生徒は、ここまでに言う一定の振舞いを遂行して「よい子」の在り方を生きている最中も、この振舞いを踏み外して「よい子」の在り方を逸脱する可能性を常に見出している。それゆえ、彼らは、たとえ周囲の目には完璧な「よい子」に映ったとしても、「自分は完璧な『よい子』である」という実感を持てず、ますます強迫的に「よい子」の在り方を追求せずにいられなくなって疲れ果てかねないのである。

それゆえ、彼らの中には「よい子」の在り方の無理を悟り、この在り方を拒否する者もいる。また、彼らの中には、自分を正当化するため、「自分は本来『よい子』の在り方を生きるか否かを自由に選択し得る」と主張する者もいる。X高校のヤンチャな生徒は、同校を見学していた大学生によって「遊んでいる」「ふざけている」と批判されていたとき、まさにサルトルの言う遊びによって自分の自由を主張していたのではないだろうか。実際に、彼らの遊びは、様々な箇所で、自由の主張という含意をうかがわせたのである。

X高校は自前のグラウンドをもたず、体育の授業は体育館で行われている。同校では体育の授業中に決まった競技を行わず、生徒はバドミントン・卓球・バスケットボール等を自由に行っている。筆者はある年の春以降、或る曜日の体育の授業で同校のヤンチャな生徒と遊ぶようになった。彼らは筆者と遊ぶとき、筆者に対して何をして遊ぶかを一方的に

指示し、その準備をするよう命じる。例えば、彼らはバドミントンをしたいときは筆者に対してラケットとシャトルを持ってくるように命じる。また、地元で「ぶちあて」と呼ばれている鬼ごっことドッジボールを融合したような遊びを行いたいときは、筆者に対して倉庫からボールを持ってきて、他の活動をしている生徒に声をかけてメンバーをそろえるよう命じる。更に、彼らは筆者と遊んでいるとき、時として今まで行っていた遊びを急にやめて別の遊びに切り替え、又はルールを急に変更する。例えば、彼らは今までバトミントンを行っていたにもかかわらず、これを急にやめてドッジボールに切り替え、又はドッジボールを行っているときに急に筆者に対して「よけるの禁止！」と言い出すのである。

また、彼の中にはダンスのうまい者が何人かいいる。例えば、ある女子生徒はスマートフォンに接続できる小型アンプを持ち歩き、常に音楽をかけられるようにしている。彼らは筆者と遊んでいるとき、流行の音楽をかけてダンスを踊ると共に、筆者にこのダンスを踊らせようと熱心に教えてくれるのである。とは言え、彼らのダンスは立ったままの状態から膝を曲げて次第に腰を落とし、そのまま背中を床に付ける等体の柔らかい者でなければ難しいダンスで、筆者には無理である。しかし、彼らは筆者に対してこのダンスを踊るよう強く要求し、うまくいかない様子を面白がって笑うのであった。更に、彼らはしばらく筆者と遊んでいるうちに、筆者に対してバドミントンのラケットで顔を保護させ、バレーをやや強めにぶつけてくるという乱暴な遊びも行うようになった。もちろん、彼らはこうしたとき、筆者に怪我をさせないよう力を加減していたと思われる。しかし、筆者にしてみれば、いかにバドミントンのラケットで保護されているとはいえ自分の顔面に向かってボールを投げられれば、女子の投げるボールでもいささか恐怖心を禁じ得なくなる。しかし、彼らにとっては、筆者にこうした恐怖心を覚えさせることこそ面白かったのか、こうした遊びはしばらく続けられた。

サルトルによれば、人間は遊ぶとき「自分の行為の価値と規則」を自由に立てる。特に、人間はスポーツを行って遊ぶとき、「世界の環境を行動の維持要素へと自由に変化させる」⁷⁰¹⁾。人間はこのことによって、遊びの「最初の起源」かつ「原理」である自分の自由を顯示し現前させる。X高校のヤンチャな生徒は、筆者と遊んでいたとき、何をして遊ぶか又はどんなルールに基づいて遊ぶかを一方的に決定又は変更して筆者を従わせていた。また、彼らは筆者に対して一方的に遊びの準備をするよう命じ、ダンスを踊らせてうまくいかない姿を面白がっていた。彼らはこのとき「諸行為の価値と規則」を自由に立て、筆者を「行動の維持要素へと自由に変化」させていたのである。

特に、彼らは筆者に対して顔をラケットで保護させた上でバレーをぶつけるという乱暴な遊びを行っていたとき、以上のことを行ってはいたと考えられる。例えば、筆者はこの遊びを彼らと共にしていたときいささか恐怖心を覚えていた。第3章第3節第2項でサルトルの言葉を引用して述べたとおり、恐怖とは「諸々の超越的なもののただ中の破壊され得る超越的なもの」としての自分（についての）非反省的な意識である。私は恐怖を覚えているとき、他ならぬ自らに対して因果系列によって拘束され、自由をもたない事物同然の存在として立ち現れているのである。また、サルトルによれば、他者とのかかわりの中で経験される恐怖は、「他者の自由の前で危機に瀕しているという感情」であり、他者の自由の前で、あたかも自由を持たない事物と同様になす術もなく脅かされて

いるという意識である⁷⁰²⁾。それゆえ、X高校のヤンチャな生徒は、上記の遊びを行っていたとき、筆者を自由を持たない事物同然の存在に転落させ、筆者をこうした存在に転落させ得る自分の自由を主張していたと考えられるのである。

第4節 X高校の不登校経験を持つ生徒の変容—「よい子」からの解放—

ここまで考察に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。X高校のヤンチャな生徒は、遊びを通じて自らの自由を主張し、「生まじめな精神」又は「よい子」の在り方を拒否している。彼らは、同校の不登校経験を持つ生徒にとっては、敢えて封印してきた自分の自由を暴き立てる不都合な存在である。それゆえ、同校の不登校経験を持つ生徒は、同校に進学した当初、同校のヤンチャな生徒を強く否定していたのである。

しかし、彼らは、同校のヤンチャな生徒となじんでいくうちに、同校では「よい子」の在り方を拒否しても非難されないことを知る。それゆえ、彼らは、同校で「よい子」の在り方を無理に生きなくてもよくなり、同校のヤンチャな生徒の存在を強く否定しなくてもよくなっていく。例えば、Uさんは、T先生によって注意されたとき、教室での出来事を意味づける教師の権限を奪い、この出来事を自由に意味づけていた。彼女はこのことによって、自分の自由を自分及び周囲の人々に対して主張したのである。同校の不登校経験を持つ生徒は、もし以前と同様に「よい子」の在り方を生きていたのであれば、彼女の態度を強く否定せずにいられなかつたはずである。しかし、彼らは、Uさんによって教師の権限を奪われたT先生を笑い、Uさんの自由を追認した。X高校の不登校経験を持つ生徒は、こうした場面で、無理に「よい子」の在り方を追求しなくともよくなっていたのである。しかも、このことは、同校の不登校経験を持つ生徒にとって、ここまでに論じた罪責感から自分を解放する上で有意義だったと考えられる。実際に、同校に通う不登校経験者の中には、以下に述べるとおり、同校での生活になじんでいくうちに「よい子」の在り方を脱し、いささか逸脱的な仕方によってでも、自由に自己主張できるようになる者も見受けられるのである。

V君は中学時代に不登校状態にあり、「さみだれ登校」で登校したときも教師や級友の前で自己主張できず、教師に指示された課題を保健室・相談室で黙々と遂行していたという。しかし、彼はX高校に進学した後はめったに欠席せず、夏休み・冬休みの補習にも常に出席していた。しかし、彼はこのことにもかかわらず、数学だけはなかなか勉強しようとしたなかった。例えば、V君は或る年の夏休みに補習に参加したとき、他の教科の学習には積極的に取り組むにもかかわらず、数学の学習にはなかなか取り組もうとしなかった。彼はこうしたとき、担当のW先生によって数学を勉強するよう促されても「無理、無理」と笑って答え「受験にも就職にも数学は絶対にいるから」と諭されても「今までの人生で数学はいらなかつたし、今後も絶対にいらない」、「受験でも数学がいるところは受けな

い」と反論して応じなかつた。更に、彼は W 先生によって「そう言つても、苦手なことを全部避けていては生きていけないよ」と諭されると「じゃあ、数学がどうしても必要になつたときは必死でやるから今はやらない」と答えるのであつた。筆者の見た限りでは、このときの V 君は表情も明らかに緩んでいて楽しそうであり、W 先生をからかって楽しんでいるような余裕さえ感じさせた。

X 高校の不登校経験を持つ生徒は、本章第 2 節で述べたとおり、他者による非難を恐れる余り、他者の前で自分の自由を封印してでも、他者によって要求される振舞いを忠実に遂行する「よい子」の在り方を生きていたと考えられた。しかし、ここでの V 君は、W 先生の前で「よい子」の在り方を生きているとは思えない。むしろ、彼は、W 先生との間で掛け合い漫才をやっているような余裕さえ感じさせる。このときの彼は、W 先生の前で数学を勉強するか否かを選択し得る自分の自由を主張し、この自由によって W 先生を翻弄して遊んでいたのである。V 君は先に述べたとおり、X 高校での生活になじんできうちに、同校では「よい子」の在り方を生きなくても非難されないと理解して罪責感から解放され、自分の自由を思いのまま行使し実感できるようになったのではないだろうか。

第 5 節 今日の定時制高校の持つ教育的意義

確かに、X 高校の実践については「高校らしくない」という意見も聞かれる。特に、最近の我が国では、スクールカウンセリングに対する反動として、1980 年代の管理主義的生徒指導のリバイバルである「ゼロ・トレランス (zero tolerance)」方式の生徒指導が普及している。梅沢秀監によれば、ゼロ・トレランスは、もともと「産業界から起つた理念」であり、「品質管理を行う際に、不良品を許容しないという考え方」を指す⁷⁰³⁾。教育の分野では「寛容さをなくして生徒規律指導を厳格に行おうとする」生徒指導の方法論を指し、具体的には「規則を強化し、規則違反者には厳罰主義で対応」すること、「問題のある生徒には言葉の指導だけではなく、必ず罰を与え責任を取らせる」ことを特徴とし⁷⁰⁴⁾、我が国では「毅然とした生徒指導」の名で普及した⁷⁰⁵⁾。

この立場に立てば、X 高校の実践は、とうてい受け入れ難いかも知れない。しかし、最近の X 高校は、中学時代に学校に適応的でなかつた生徒を数多く引き受けているにもかかわらず、中途退学者をほとんど出していない。また、同校を卒業した生徒は、多くの場合は専門学校・短期大学に進学しており、最近では 4 年制大学への進学者も増えている。それゆえ、地元の公立中学校では、最近は X 高校を第一志望として選択する生徒も増えているのである⁷⁰⁶⁾。以上のこととは、ゼロ・トレランス方式の生徒指導に対する実践的な反証であり、新しい生徒指導のモデルを提示していると言えるのではないだろうか。

ただし、「よい子」の在り方は、やはり現実の社会生活、特に労働生活に適応していく

上で必要である。それゆえ、X高校のヤンチャな生徒は、今後は不登校経験を持つ生徒とは逆に、積極的に「よい子」の在り方を身につけていかなくてはならない。彼らは、この在り方を身につけようとするとき、同校の不登校経験のある生徒をお手本にできると考えられる。実際に、同校では、不登校経験のある真面目な女子生徒とヤンチャな女子生徒とが仲良く付き合い、いつも一緒に行動している姿を時おり見かける。このことは、前者の生徒にとっては「よい子」の在り方から自分を解放するため、後者の生徒にとっては「よい子」の在り方を身につけるために必要だったと考えられる。こうしたことは、中学時代の不登校、非行・怠学、他校中退等不利な事情を持つ生徒を敢えて排除せず、多様な生徒の「受け皿」として機能しているX高校のような高校で初めて可能になっていると考えられる。こうした相互作用を期待できることこそ、今日の定時制高校の持つ大きな教育的意義ではないだろうか⁷⁰⁷⁾。

終わりに

この箇所では、本稿の締めくくりとして、ここまで論述を大まかに概観しておく。

I 不登校に関する先行研究

本稿第1章では、不登校に関する先行研究を概観し、不登校は①不登校生徒・児童の内面的な問題に由来する「神経症型不登校」と、②彼らを取り巻く環境に由来する「学校脱落型不登校」とに区別されることを明らかにした。本稿の研究は前者に関する研究である。

また、この章では、不登校に関する先行研究の枠組として、①不登校の原因を子どもたちの持つ個人的・内面的な病理又は生育史的な問題に求める「個人病理主義」と②不登校の原因を社会又は学校の状況に求める「社会病理主義」とを挙げた。個人病理主義に基づく研究は、人間は事物と同様の仕方で因果律に従う存在であることを前提として、不登校を引き起こす原因を探求してきた。しかし、この前提是、決して自明の前提ではない。実際に、この研究は、今日に至るまで、不登校を引き起こす原因を見出せていないのである。

他方、社会病理主義に基づく研究と運動は、学校又は社会の問題を強調する余りステレオタイプの学校批判に陥り、自分たちの主張と齟齬を來す不登校児童・生徒の言葉を無視してきた。貴戸理恵はこのことを批判し、不登校という事象は不登校経験者によっていかに生きられてきたかをありのままにとらえようとする当事者主義を提唱した。ただし、貴戸は、このことを不登校経験者に対するインタビューによって行おうと試みている。このとき、不登校経験者は自分によって生きられた不登校という事象の意味を、自らを対象とする認識作用、すなわち、反省作用によってとらえようとしているはずである。しかし、人間は、自らの生を反省作用によって十分にとらえきれるとは限らないのである。

本稿第2章では、こうした限界を乗り越える試みとして、ハイデッガーの思索に基づく生越達の現象学的研究を取り上げた。生越によれば、人間は常に何らかの気分へと気分づけられており、認識作用を遂行する際も気分の影響を免れない。特に、不登校児童・生徒は、ハイデッガーの言う不安に近い「重苦しい気分」によって影響されている。それゆえ、我々は、彼らの生を理解しようとするとき、彼らの反省作用によって得られた内省報告を全面的に当てるわけにはいかない。我々は、彼らの内省報告を手がかりとしつつ、彼らを或る気分へと気分づけている彼らの世界ー内ー存在の作用に遡らなくてはならない。この章では、生越の思索を導きの糸として、①不登校児童・生徒はハイデッガーの言う不安を経験することによって、学校を中心とする世界を、今までの慣れ親しみを欠いた不気味で居心地の悪い場として経験すること②それゆえ、彼らは、この慣れ

親しみを残す場としての家庭に退却せざるを得なくなっていることを明らかにした。

ただし、生越は、「不登校児童・生徒は今まで慣れ親しんできた学校を中心とする世界を、なぜ或る日、急にこうした慣れ親しみを欠く不気味でよそよそしい場として経験するのか」という問題を論じていない。本稿第3章以降では、このことを『存在と無』に見るサルトルの思索を導きの糸としつつ、自我体験に関する先行研究を参照して考察した。

II 不登校の契機—自我体験と不安—

本稿第3章では、サルトルの思索を導きの糸として、人間の意識すなわち対自存在と無との関係について考察した。サルトルによれば、無は否定作用に先立って、否定作用を根拠づける実在の構造である。他方、即自存在は無と関係を持たないゆえ、否定作用とも関係を持たない完全な肯定性である。それゆえ、即自存在は、実在的な原因によって実在的な結果を引き起こす肯定的な存在の系列である因果的系列によって完全に拘束されている。他方、対自存在は無をもたらす作用すなわち無化作用をその根源的作用としており、無と関係を持っているゆえ、無によって根拠づけられる否定作用を遂行し得る。それゆえ、対自存在は、完全に肯定的な存在の系列である因果的系列から自らを外す可能性としての自由を有しているのである。このことは、ここで言う個人病理主義的な研究が今日に至るまで、不登校を引き起こす原因を見出せなかつたことの原因であると考えられる。

また、対自存在は自らの否定作用によって、自らが即自存在の総体すなわち世界であることを否定し、世界に対して現前的になる。更に、対自存在は自らの否定作用によって過去の自分を既にそれであらぬ自分として、また、未来の自分を未だそれであらぬ自分として否定し、過去の自分を逃れ、未来の自分に向けて超えていく。対自存在は、こうした仕方で自らを時間化していく。サルトルによれば、こうした存在としての自らをとらえる反省作用こそ「純粋な反省作用」である。しかし、この反省作用は、決して始めに与えられず、一種のカタルシスによって獲得されなければならない。他方、我々が日常的に遂行している反省作用は、自らを心的事実の継起として構成する不純な反省作用である。このことは、不登校経験者によって生きられた不登校という事象の意味を、彼らに対するインタビューによってとらえようとした貴戸の試みの限界を指し示していると言える。

ただし、サルトルによれば、対自存在すなわち人間の意識は、自分（についての）非定立的意識である。それゆえ、私は、自分の無化作用によって自分を時間化しているのであれば、このことを少なくとも非定立的には常に意識しているはずである。青年心理学で言う自我体験は、まさに、このことを定立的に意識する経験に他ならないと考えられる。

本稿第4章では、『存在と無』を理論的背景とする経験科学的研究として、レイン、R. D.『引き裂かれた自己』及び遠藤野ゆり『虐待された子どもたちの自立』について言及した。レインは『引き裂かれた自己』で、サルトルの思索を導きの糸として、彼の言う「原発的な存在論的不安定」について考察している。また、遠藤は『虐待された子どもたちの自立』

で、被虐待経験を有し、自立援助ホームで生活する子どもたちの生を思春期の独特的な意識の在り方に着目して考察している。ただし、レインは「存在論的な不安定」を原発的な事態と見なしており、一部の人々はいかにしてこの在り方に陥るのかを考察していない。また、遠藤は、彼女の言う思春期の「独特的な意識の在り方」が、思春期以前の在り方からいかにして生じるのかを論じていない。本稿では、思春期を迎えた子どもたち特有の不安定な在り方が、思春期以前の在り方からいかにして成立し、不登校の契機になるかを考察している。本稿の研究はこの点で、『存在と無』を理論的背景にする今までの研究にない独自性を有していると考えられる。

本稿第5章では、『存在と無』の思索を導きの糸とし、自我体験に関する各種の先行研究を参照しつつ自我体験の本質を考察した。サルトルによれば、私は未来の自分を自分によって実現されるべき可能性として見出し、この可能性に向けて現在の自分を超えていく。また、私は現在の自分を超えていくとき、世界の内で出会われる事物を、自分の可能性を実現するために利用される道具として見出す。こうした道具は、私を帰趣中心として、他の道具を無限に指示する道具複合を形成している。こうした無限の道具複合こそ、私にとっての世界である。また、私の意識は、対自存在であるにもかかわらず、即自存在である身体と同一の存在を形成している。それゆえ、私は世界の内にあるとき、自分の身体を他の事物と同様に道具として世界の内に挿入し、世界と一体化しているのである。

しかし、思春期を迎えた子どもたちは、自らの意識の無化作用によって①「意識としての自分」と「身体としての自分」との分離、②このことに伴う反省的意識=時間的意識の成立及び③自らの存在の偶然性についての自覚を経験する。また、彼らは、この経験を基礎として④他者によって対象としてとらえられる対他的身体の成立、⑤理念的・一般的な他者の出現、⑥理念的・一般的な他者によって他有化された世界の出現及び⑦性的身体の出現を経験する。それゆえ、思春期を迎えた子どもたちは、理念的・一般的な他者によって帰趣中心としての地位を奪い取られ、他者を帰趣中心とする世界の内で他者の可能性を実現するために利用される道具に失墜すること、すなわち、他者によって他有化されることを経験する。彼らはこのとき、今まで慣れ親しんでいた世界を他者によって他有化されたよそよそしい世界として経験し、ハイデッガーの言う不安を経験するのである。

本稿の第6章では、こうした不安を契機として引き起こされる不登校児童・生徒の経験を明らかにすると共に、教育者は彼らに対していかなる仕方で対応すべきかを考察した。不登校児童・生徒は、学校を中心とする世界でハイデッガーの言う不安を経験し、自分の存在を深刻に脅かされる。それゆえ、彼らは、学校を中心とする世界から退却し、今までの慣れ親しみを残す場としての家庭に逃避する。しかし、彼らは、他方ではこのまま学校を休み続ければ、社会的な不利益を被るのではないかという懸念を覚える。それゆえ、彼らは、学校を中心とする世界によって自分の存在を深刻に脅かされる辛さを耐えて学校に通うか、社会的な不利益を覚悟してでも学校を休むかを選択しなければならなくなる。

彼らはこのとき、社会的な不利益を回避するために学校に通おうと決意するかも知れない。しかし、彼らは自由であるゆえ、「自分は、たとえ社会的な不利益を回避するために学校に通おうと決意しても、この決意に従って学校に通えるとは限らない」ということを意識し、サルトルの言う不安を覚えざるを得なくなる。彼らはこのとき、不安のただ中で自分の可能性を選択しなくてはならないにもかかわらず、どの可能性を選択しても肯定的

な未来を開かれないという進退窮まった状況に陥り、自分の自由を持て余すのである。

ただし、不登校児童・生徒も一人の人間である以上、時には或る程度の不安に耐えてでも、自分の自由によって何かを選択しなければならない。それゆえ、教育者は不登校児童・生徒と接するとき、彼らは或る状況の内に追い込まれてサルトルの言う不安を覚えたとき、どこまで持ちこたえられるかを見極めなくてはならない。例えば、教育者は、彼らはこの不安を何とか持ちこたえられると判断したときは、彼らを敢えて状況の内に追い込んでもいいかも知れない。他方、教育者は、彼らはこの不安を持ちこたえられないと判断したときは、彼らをこの状況の内に追い込まないようにしなければならないのである。

不登校児童・生徒に対するこうした態度の区別は、ハイデッガーの言う尽力的顧慮と垂範的顧慮との区別に対応していると考えられる。優れた教育者は、不登校児童・生徒とのかかわりの中で、これら二つの顧慮を的確に使い分けているのである。この章では、以上のことを、1990年代に筆者が見学した適応指導教室での実践を事例として考察した。

III 不登校児童・生徒の立ち直り —「生まじめな精神」と遊び—

不登校児童・生徒は、理念的・一般的な他者によって他有化され、よそよそしくなった世界を、いかにして、慣れ親しまれた自分の世界として取り戻すのであろうか。本稿第7章では、このことを、『存在と無』におけるサルトルの思索を導きの糸として考察した。

サルトルによれば、私は世界の内にあるとき、自分によって実現されるべき未来の可能性に向けて、現在の自分を超えていく。また、私は現在の自分を超えていくとき、世界の内で出会われる事物を、自分の可能性を実現するために使用されるべき道具として見出している。しかし、私は世界の内にあるとき、自分と同じ対自存在である他者とも出会っている。私と他者との関係は、お互いに帰趣中心としての地位を奪い合い、お互いを自分にとっての道具に失墜させようと試み合う相剋の関係である。

ただし、私は世界の内にあるとき、私を道具に失墜させる他者の主体性を無視し、他者をあたかも私を帰趣中心とする世界の内で、私によって意のままに利用される道具に過ぎないかのように見なしている。また、他者は私と同じ存在である。それゆえ、私は他者によって、彼を帰趣中心とする世界の内で、彼によって彼の意のままに利用される道具に過ぎないかのように見なされる。私はこのことを受け入れない限り、他者と円滑な関係を営めず、特に、労働に適応できなくなる。それゆえ、私は世界の内にあるとき、他者を帰趣中心とする世界の内で、他者によって意のままに利用される道具として取り扱われることを受け入れなければならなくなるのである。

しかも、人間は常に既にできあがった世界の内に投げ込まれており、この世界は任意の誰か、すなわち、「ひと」又はその集合体である「みんな」の可能性で満たされている。私は、他者を「みんな」の可能性を実現するための道具に失墜させていると共に、他者によって「みんな」の可能性を実現するために利用される道具に失墜させられている。私に

とては、このことも「みんな」の可能性である。一言で言えば、私は世界の中にあるとき、他者との間でお互いを他有化し合い、お互いを「みんな」の可能性を実現するための道具に失墜させ合っているのであり、このことこそ、私と他者との間に成り立つ「眞の相互性」に他ならない。私は以上のことを受け入れるとき、自らを他の人々と同様に「みんな」の可能性を追求する「みんな」の中の任意の一人としてとらえるようになるのである。

不登校児童・生徒はこのとき、自らを「みんな」と共に「みんな」の可能性を実現しようとしている「みんな」の一人として見出すようになる。このとき、「みんな」の可能性を実現するために利用される無限の道具複合としての世界すなわち「みんな」の世界は、彼らも「みんな」の一員である限りにおいて、彼らの世界になる。すなわち、彼らは「みんな」の中に自分を失うことによって、世界を再び慣れ親しみのある自分の世界として取り戻すのである。

ただし、私は他者によって利用される道具になることを受け入れるとき、道具としての役割に応じた一定の振舞いを忠実に遂行し、道具としての有用性を実現するよう要求される。私は、この振舞いを忠実に遂行せず、道具としての有用性を実現しなければ、他者によって厳しく非難される。しかも、ここで言う他者は、時として、ハイデッガーの言う世間に当たる理念的・一般的な他者である。それゆえ、私はここで言う一定の振舞いを忠実に遂行し得ないとき、あたかも世間によって非難されているかのような罪責感を覚える。それゆえ、私は他者の前で、自分の自由の意識を自分の奥底に埋葬し、全ての価値は私の自由な選択によって存立しているという事実を忘れ、あたかも全ての価値は私の自由な選択に先立って存在し、私に対して強制力を及ぼすかのように見なす態度を選択するのである。サルトルは『存在と無』で、この態度を「生まじめな精神」と呼んでいる。この態度は、一言で言えば、周囲の要求に対して従順に振る舞う「よい子」の在り方に他ならない。

確かに、この在り方は、社会の中で適応的に生きていく上で必要である。ただし、サルトルによれば、自由であることは、人間であること自体と区別し得ない人間の根源的な在り方である。それゆえ、不登校児童・生徒は「よい子」の在り方を生きるとき、あたかも自分で自分の人間性を否定しているかのような辛さを覚えかねない。また、彼らは、たとえ第三者の目には「よい子」の在り方を完璧に実現しているように見えても、「自分は完璧な『よい子』である」という実感をもてず、「よい子」の在り方をますます強迫的に追求せずにいられなくなってしまいかねない。ただし、不登校児童・生徒は、自分でも自分のこうした在り方を問題視して克服しようとしており、時として、信頼できる他者の前で「よい子」の在り方とは正反対の逸脱的な遊びを行うのである。

サルトルによれば、以上のこととは、十分な理由を有している。と言うのも、遊びは、「個人の存在そのものである絶対的な自由」を「顯示し現前させる」ことを目指す「特殊な型の企て」に他ならないからである。本稿第8章では、以上のことと、遊びに関する先行研究及び筆者が1990年代に見学した適応指導教室の実践を事例として明らかにした。

ところで、不登校と並ぶ生徒指導上の問題である非行は、自分の自由を顯示し現前させることを目的としており、典型的な遊びとしての性格を持っている。それゆえ、不登校児童・生徒は、時として軽微な非行のあるヤンチャな生徒とのかかわりの中で逸脱的な遊びを遂行し、自分の自由を回復していく。本稿第9章～第10章では、このことを、2000年代に法務省で法務教官・保護観察官等として非行少年・犯罪者の処遇に携わった筆者自身

の経験及び 2009（平成 21）年以降数年にわたって見学した定時制高校の実践を事例にして考察した。本稿ではこの考察を通じて、中学時代の不登校、非行・怠学、他校中退等不利な事情を持つ生徒を敢えて排除せず、多様な生徒の「受け皿」として機能し、教育上有益な相互作用を引き起こしている今日の定時制高校の持つ教育的意義を指摘した。

IV 結語 — 思春期における逸脱の積極的な意味 —

ここまで論述に基づけば、以下のとおり言えると考えられる。不登校児童・生徒は、自我体験を発端とする一連の経験の中で、様々な他者の助けを必要とする状況に立ち至っている。例えば、彼らは、本稿第 6 章で述べたとおり、尽力的顧慮と垂範的顧慮を適切に使い分けられる教師の助けを必要としている。また、彼らは、本稿第 8 章で述べたとおり、逸脱的な遊びを適切に受け入れてくれる教師の助けを必要としている。しかし、彼らは、最終的にはサルトルの言う遊びを通じて自分の自由を取り戻すため、軽微な非行のあるヤンチャな生徒たちとの交流を必要とするのである。

このことは、不登校・非行等生徒指導上の問題行動の絶無を目指す規律重視型の生徒指導の限界を示している。確かに、非行は法に反する行為であり、また、自らを害する自損性と他者を害する侵害性を有する行為である⁷⁰⁸⁾ゆえ、放置されていいわけでは決してない。しかし、非行はサルトルの言う遊びとしての性格を有しており、自由という人間の根源的な在り方に立ち戻る上で時として必要である。このことは、或る意味では、悪の体験が人間の根源的な在り方に立ち戻る上で時として必要であることを意味している。実際に、矢野は 2009（平成 21）年に発表した論文で、以下のとおり述べている⁷⁰⁹⁾。

人が大人になるためには、肉体的な成長や有用な知識や技術の獲得・習得だけではなく、日常の生活とは不連続な死に触れ生命の次元を体験することが不可欠なのである。そのような日常生活を侵犯する体験が「悪の体験」なのだが、それは語ること自体に困難さが伴うような体験なのである。

しかも、非行少年は、本稿第 9 章第 6 節以下で述べたとおり、中学卒業後 1～2 年の間、非行という遊びに熱中した後、自発的に非行を卒業していくのである。それゆえ、我々は、思春期の子どもたちにとって、或る程度の問題行動は彼らの健全な発達を保障する上でむしろ必要であるという認識に立ち、余裕を持った対応を心がけなくてはならないのである。このことは、20 代に不登校児童・生徒とかかわり、30 代に非行少年・犯罪者を遭遇する経験を通じて抱くようになった筆者の願いに他ならない。

注

はじめに

- 1) 本稿では、我が国で不登校と呼ばれている事象を、先行研究に倣って「諸種疾患のための就学不能、親の無理解や経済的困窮による不就学、物理的困難や意図的拒否の場合を除き、登校ができない正当な理由が存在しないにもかかわらず登校をしない、もしくは登校ができない状態」と定義する（中島義明・安藤清志・子安増生他編、『心理学事典』、有斐閣、1999、「不登校」の項参照）。なお、我が国で比較的早い時期に発表された論文・著書は、この事象を指す述語として、「不登校」よりも先に普及していた「登校拒否」を用いている。
- 2) 本稿では、Sartre, J. P., *L'être et le néant – essai d'ontologie phénoménologique* – Édition Gallimard, Paris, 1996（以下 EN と略記）を底本とした。訳語については、松浪信三郎による邦訳（サルトル、J. P.（松浪信三郎訳）、『存在と無—現象学的存在論の試み一』第1巻～第3巻、筑摩書房、第1巻 2007、第2巻 2007、第3巻 2008（以下「EN 邦訳 第1巻～第3巻」と略記））を参考しつつ、原典に拠って選んだ。ただし、EN の随所に頻出する語については、簡潔のために引用指示を略し、フランス語原語を付した。なお、本稿の本文では、日本語の文献については初出時に正確なタイトルを記し、必要に応じて略称を併記した。邦訳のある外国語の文献については、初出時に原典及び邦訳のタイトルを勘案しつつ分かりやすさを重視し、筆者自身の判断で選定した簡潔な日本語の略称を記すと共に、原語の正確なタイトルを併記した。また、外国語の文献から文言を引用する際は、邦訳がある場合は邦訳を参照しつつも、原典に拠って訳語を選んだ。それゆえ、本稿の訳語は必ずしも邦訳に忠実ではない。
- 3) 本稿第1章第1節第1項参照。
- 4) 本稿第1章第1節第2項参照。
- 5) 同上参照。
- 6) 本稿第1章第1節第3項参照。
- 7) 本稿第1章第1節第2項参照。
- 8) 本稿第1章第1節第4項参照。
- 9) 同上参照。
- 10) 本稿第1章第4節第2項参照。
- 11) 同上参照。
- 12) 本稿第1章第2節第1項参照。
- 13) 同上参照。
- 14) 同上参照。
- 15) 本稿第1章第2節第6項参照。
- 16) 同上参照。

- 17) 本稿第1章第4節第3項参照。なお、本稿では、〔 〕内の文言は引用者による補足とする。
- 18) 本稿では、反省作用という語を、自分を対象とする認識作用という意味で用いている。
- 19) 本稿では、Heidegger, M., *Sein und Zeit*, Max Niemeyer Verlag, Tübingen, 1986（以下SZと略記）を底本とした。訳語については、原佑責任編集の邦訳（ハイデッガー、M.（原佑責任編集）,『世界の名著 74 ハイデガー』,中央公論社, 1991, 以下「SZ 邦訳」と略記）を参照しつつ、原典に拠って選んだ。なお、SZ の随所に頻出する語については簡潔のため引用指示を略し、ドイツ語原語を付した。
- 20) 本稿第2章参照。
- 21) 本稿第2章第1節参照。
- 22) 本稿第2章第1節～第2節参照。
- 23) 本稿第2章第1節参照。
- 24) 本稿第2章第5節及び第3章第1節第1項参照。
- 25) 本稿第3章第1節第2項参照。
- 26) 同上参照。
- 27) 同上参照。
- 28) 本稿第3章第3節第1項参照。
- 29) 本稿第3章第1節第2項及び第3章第3節第1項参照。
- 30) 本稿第3章第3節第1項参照。
- 31) 本稿第3章第3節第2項参照。
- 32) 本稿第3章第4節第2項参照。なお、『存在と時間』で言う「世界（Welt）」と『存在と無』で言う「世界（monde）」とは全く同じ概念ではない。ハイデッガーは『存在と時間』で、世界という語を引用符号なしで用いる際は、「本質上現存在ではない世界内部的に出会われる存在者」ではなく、「何らかの現事実的存在者が『その中』で現事実的生活者として『生活している』当のもの」を指すと述べている（Vgl. SZ, S. 64～65）。他方、サルトルは『存在と無』で、世界は「無限の道具複合（l'infini des complexes ustensiles）」を指し示し、「対象的に分節化されたものとして（comme objectivement articulé）」現れると述べている（Cf. EN, p.362）。このことによれば、サルトルの言う世界は、対象として分節化されつつ無限に広がる道具複合であり、道具一事物である即自存在、すなわち、ハイデッガーの言う「本質上現存在ではない世界内部的に出会われる存在者」の総体を意味していたと考えられる。本稿で「世界」という語を用いる際は、ハイデッガーノの思索について論じる箇所を除き、サルトルの言う意味で用いる。また、ハイデッガーは『存在と時間』で、「存在（Sein）」と「存在者（das Seiende）」とを区別して用いている。しかし、サルトルは『存在と無』で、「存在（être）」をハイデッガーの言う「存在」の意味でも「存在者」の意味でも用いている。
- 33) 本稿第3章第2節及び第3章第4節第2項参照。なお、『存在と無』では、「超越する（transcender）」という語及びその派生語は、①自分のあるところのものを超えていく対自存在すなわち意識の作用を指す語としても、②意識の外にある即自存在の在り方を指す語としても用いられる（EN 邦訳第3巻, p.557 参照）。前者の意味で用いられる場合は、「超出来る（dépasser）」及びその派生語と同義である。

- 34) 本稿第3章第4節第2項参照。
- 35) 本稿第3章第2節参照。
- 36) 同上参照。
- 37) 同上参照。
- 38) 同上参照。
- 39) 本稿第5章第2節第1項参照。
- 40) 本稿第5章第2節第3項参照。
- 41) 本稿第5章第3節参照。
- 42) 本稿第5章第4節及び第5節参照。
- 43) 本稿第5章第4節参照。
- 44) 本稿第5章第4節第3項参照。
- 45) 本稿第3章第3節第2項及び第6章第1節第1項参照。
- 46) 本稿第6章第1節第1項参照。
- 47) 本稿第3章第2節参照。
- 48) 同上参照。
- 49) 本稿第5章第4節第1項参照。
- 50) 本稿第7章第2節参照。
- 51) 同上参照。
- 52) 同上参照。
- 53) 同上参照。
- 54) 同上参照。
- 55) 本稿第7章第3節参照。
- 56) 同上参照。
- 57) 同上参照。
- 58) 本稿第8章第1節参照。
- 59) 本稿第9章第6節～第8節参照。

第1章

- 60) グラフ①～グラフ④は、学校基本調査の年次統計（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001021812&second2=1> (平成29) 年12月22日公開(更新), 2018(平成30)年1月16日最終確認)）の「総括表2 在学者数」・「総括表(学校種ごと)14 理由別長期欠席児童生徒数」(以下「総括表(学校種ごと)14」と略記)及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について(確定値反映)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/_icsFiles/afieldfile/2017/02/28/1382696_001_1.pdf 及び http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/_icsFiles/afieldfile/2017/02/28/1382696_002_1.pdf (2017(平成29)年2月28日付け, 2018(平成30)年1月16日最終確認)) pp.62～63に基づいて作成した。なお、「長期欠席児童生徒」とは、平成2年度間までは年度間に通算50日以上欠席、平成3年度間以降は年度間に通算30

日以上欠席した児童・生徒を指す（総括表（学校種ごと）14 の注参照）。ただし、旧文部省・文部科学省は学校基本調査における不登校の調査対象として、1966（昭和 41）年度間～1990（平成 2）年度間は「学校ぎらい」で年度間に通算 50 日以上欠席した児童・生徒、1991（平成 3）年度間～1997（平成 9）年度間は「学校ぎらい」で年度間に通算 30 日又は 50 日以上欠席した児童・生徒、平成 10（1998）年度間以降は「学校ぎらい」を「不登校」と改め、「不登校」で通算 30 日以上欠席した児童・生徒を選んでいる。ただし、1998（平成 10）年度間については、「不登校」で年度間に通算 50 日以上欠席した児童・生徒の調査も行っている（文部科学省国立教育政策研究所、『生徒指導資料第 1 集（改訂版）生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—』、https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1syu-kaitei/1syu-kaitei_090330/1syu-kaitei.zembun.pdf（2009（平成 21）年 3 月付け（日の記載なし）、2018（平成 30）年 1 月 16 日最終確認）、p.28 参照）。なお、小学校及び中学校の不登校児童・生徒数は、平成 26（2014）年度間に係る調査の結果までは学校基本調査報告書に掲載されていた。しかし、平成 27（2015）年度間に係る調査の結果以降は「『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に統合」され、学校基本調査報告書では「特別支援学校を除き調査項目を廃止」した（文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室、「平成 28 年度学校基本調査について」http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035_1.pdf（2016（平成 28）年 12 月 22 日付け、2018（平成 30）年 1 月 16 日最終確認）参照）。

- 61) 注 60) 参照。
- 62) 平井信義、『登校拒否児』、新曜社、1978、p.1 参照。
- 63) 渡辺位、「病める社会に悩む子どもたち」（渡辺位編著、『登校拒否—学校に行かないで生きる—』、太郎次郎社（以下「渡辺位、前掲書 a」と略記））、1983、p.10 参照。
- 64) 佐藤修策、『登校拒否児』、国土社、1968、「はじめに」参照。
- 65) 滝川一廣、「『なぜ？』を考える（成因論）」（門眞一郎・高岡健・滝川一廣、『不登校を解く』、ミネルヴァ書房）、1998、p.28 参照。
- 66) 佐藤修策、「神経症的登校拒否行動の研究」（『岡山県中央児童相談所紀要』第 4 集）、1959。
- 67) 鶯見たえ子・玉井収介・小林育子、「学校恐怖症の研究」（『精神衛生研究』第 8 卷）、1960。
- 68) 保坂亨、「展望：不登校をめぐる歴史・現状・課題」（『教育心理学年報』第 41 集）、2002、p.158 参照。
- 69) 高木隆郎、「登校拒否の心理と病理」（『季刊精神療法』第 3 卷 3 号、金剛出版）、1977、pp3～4 参照。
- 70) 平成 27 年 8 月 26 日付け文部科学省「『教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査』結果」では、「教育支援センター（適応指導教室）」は「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局（以下「教育委員会等」という。）が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの」を言い、「教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない」とされる（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/09/07/1361477_03.pdf（2015（平成

- 27) 年 8 月 26 日公表, 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認) 参照)。1998 (平成 10) 年に刊行された適応指導教室に関する単行本でも、「学校以外に設置している施設、又は、学校の余裕教室等を利用して校外に設置しているもので、児童生徒の在籍校と連絡をとりつつ、個別カウンセリング、集団での活動、教科指導等を行うもの」を指し、「教育相談室のような単に相談を行うだけの施設は含まない」とされる (相馬誠一・花井正樹・倉淵泰佑編著, 『適応指導教室—よみがえる「登校拒否」の子どもたち』, 学事出版, 1998, p.16 参照)。
- 71) 濱野玲奈, 「地域差から見た不登校—公式統計を手掛かりに—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 41 卷), 2001, p.226 参照。
- 72) Cf. Broadwin, I. T., *A Contribution to the Study of Truancy*(*American Journal of Orthopsychiatry*, Vol.2(3)), 1932, p.254.
- 73) Cf. ibid.
- 74) Cf. Johnson, A. M. et al., *School Phobia* (*American Journal of Orthopsychiatry*, Vol.11(4)), 1941, p.702.
- 75) Cf. ibid.
- 76) Ibid., p.708.
- 77) Cf. Klein, E., "The Reluctance to Go to School" (The Psychoanalytic Study of the Child, vol.1), 1945, pp.278-279.
- 78) Cf. Talbot, M., "School Phobia ; Workshop, 1955. I. Panic in School Phobia" (*American Journal of Orthopsychiatry* Vol.27), 1955, p.289.
- 79) 鶩見他, 前掲論文, p.55 参照。
- 80) 横田正雄, 「登校拒否論の批判的検討<その 6>—イギリスでの登校拒否の多発という現象を踏まえて—」(『臨床心理学研究』第 31 卷 3 号), 1994, p.32 参照。
- 81) 鎌幹八郎, 「学校恐怖症の研究 (I) —症状形成にかんする分析的考察—」(『児童精神医学とその近接領域』第 4 卷第 4 号), 1963, p.41。
- 82) Cf. Takagi, R., "Mental Mechanisms of School Phobia and its Prevention"(*Acta Paedopsychiatrica*, vol.30), 1963, p.137.
- 83) Cf. Leventhal, T. & Sills, M., "Self-Image in School Phobia"(*American Journal of Orthopsychiatry*, vol.34), 1964, p.686.
- 84) 稲村博, 『登校拒否の克服—続・思春期挫折症候群—』, 新曜社, 1988, pp.59 ~ 65 参照。
- 85) 生越達, 「能動的受動としての『受動』についての一考察—登校拒否児研究を背景とし, ハイデガー, ブーバーの思索を導きとして—」(東京大学教育学部教育方法学研究室『学ぶと教えるの現象学研究***』), 1991, p.46 及び p.49 参照。
- 86) 横湯園子, 『登校拒否—専門機関での援助と指導の記録—』(改訂新版), あゆみ出版, 1991, p.134 参照。
- 87) Vgl. Blankenburg, W., "Der Verlust der Natürlichen Selbstverständlichkeit : Ein Beitrag zur Psychopathologie symptomatischer Schizophrenien", Parodos Verlag, Berlin, 2012 (邦訳: ブランケンブルク, W. (木村敏・岡本進・島広嗣訳), 『自明性の喪失—分裂病の現象学—』, みすず書房, 1978), S.15-16.

- 88)Vgl. Ebd. S.16.
- 89) Vgl. Ebd.
- 90) 渡辺位, 「登校拒否の病理（発現のメカニズム）とその対応」（渡辺位, 『子どもたちは訴える—病める社会で病む子どもー』, 効果書房（以下「渡辺位, 前掲書 b」と略記）), 1983, pp.22 ~ 23 参照。
- 91) Johnson et al., op.cit., p.702.
- 92) 岡田隆介, 「不登校の類型分類」（杉山信作編著, 『登校拒否と家庭内暴力』, 新興医学出版社), 1990, pp.57 ~ 61 参照。
- 93) 河合洋, 『学校に背を向ける子どもたち一なにが登校拒否を生みだすのかー』, 日本放送出版協会, 1986, p.76 参照。
- 94) 小泉英二, 「登校拒否とは何か」（小泉英二編著, 『登校拒否—その心理と治療—』, 学事出版), 1973, p.16 参照。
- 95) 保坂亨, 「不登校の実態調査：類型分類の観点から」（『千葉大学教育学部研究紀要 I (教育科学編)』第 47 卷), 1999, p.8 参照。
- 96) 花谷深雪・高橋智, 「戦後日本における『登校拒否・不登校』問題のディスコース—登校拒否・不登校の要因および対応策をめぐる言説史—」（『東京学芸大学紀要（第 1 部門・教育科学）』第 55 卷), 2004, pp.244 ~ 246 参照。
- 97) 佐藤修策, 前掲書, 「はじめに」参照。
- 98) 小泉, 前掲論文, p.15 参照。
- 99) 玉井収介, 『登校拒否』, 教育出版, 1979, pp.2 ~ 3 参照。
- 100) 若林慎一郎, 『登校拒否症』, 医歯薬出版株式会社, 1980, p.5 参照。
- 101) 梅垣弘, 『登校拒否の子どもたち』, 学事出版, 1984, p.25 参照。
- 102) 文部省, 生徒指導資料第 18 集・生徒指導研究資料第 12 集『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—（中学校・高等学校編）』, 大蔵省印刷局, 1984, p.9 参照。
- 103) 篠原史・石井千代美・鈴木香他, 「なぜ学校に行かなくてはいけないの？」（渡辺位, 前掲書 a), 1983, p.35。
- 104) 東京シユーレの子どもたち編著, 『学校に行かない僕から学校に行かない君へ—登校拒否・私たちの選択—』, 教育史料出版会, 1991, p.100 参照。
- 105) 石川憲彦・内田良子・山下英三郎編, 『子どもたちが語る登校拒否—402 人のメッセージ—』, 世織書房, 1993, p.446 参照。
- 106) 平井, 前掲書, p.22 参照。
- 107) 梅垣, 前掲書, p.61 参照。
- 108) 石川・内田・山下編, 前掲書。
- 109) 森田伸子, 「<子ども=孤独なコギト>—『子どもたちが語る登校拒否』を読む—」（森田尚人・藤田英典・黒崎勲他編, 『教育学年報 2 学校=規範と文化』, 世織書房), 1993, p.441 参照。
- 110) 平井, 前掲書, pp.138 ~ 139 参照。
- 111) 西條隆繁, 『登校拒否—誤解と偏見からの脱出—』, 高文研, 1987, pp.107 以下参照。
- 112) 花谷・高橋, 前掲論文, p.246 参照。

- 113) 前節第4項参照。
- 114) 例えば黒田健次, 「登校拒否児の治療訓練キャンプ」(『児童精神医学とその近接領域』第14巻4号, 1973), 真仁田昭・堀内聰, 「情緒障害児のキャンプ療法に関する研究」(『教育相談研究』第13巻, 1973) 等。
- 115) 鎧幹八郎, 「登校拒否と不登校—神経症的発現から境界例および登校無関心型へ—」(『児童青年精神医学とその近接領域』第30巻第3号), 1989, p.61 参照。
- 116) 吉原雅子, 「柔らかい決定論はどのようにして正当化できるか」(九州大学大学院人文科学研究院『哲學年報』第69巻), 2010, pp.1~5 参照。
- 117) 伊佐敷隆弘, 「因果と決定論」(『宮崎大学教育文化学部紀要(人文科学)』第21号), 2009, p.6 参照。
- 118) 同上参照。
- 119) 同上参照。
- 120) 同上参照。
- 121) 藤本淳三, 「登校拒否は疾病か」(『臨床精神医学』第3巻第6号), 1974, p.40 参照。
- 122) 渡辺位, 前掲書b, p.30。
- 123) 石川・内田・山下編, 前掲書, p.516。
- 124) 長岡利貞, 『欠席の研究』, ほんの森出版, 1995, p.34 参照。
- 125) 同上, p.35 参照。
- 126) 同上, pp.36~37 参照。
- 127) 河合, 前掲書, pp.85~89 参照。
- 128) 石川・内田・山下編, 前掲書, pp.426~427。
- 129) 田村一美, 「18歳の手記—あの喜びをもう一度味わいたい!」(『こみゅんと』第44号, あゆみ出版), 1999, p.27。
- 130) 石川・内田・山下編, 前掲書, pp.608~610。
- 131) 梅垣, 前掲書, p.26 参照。
- 132) 同上, pp.24~25 参照。
- 133) 同上, p.26 参照。
- 134) 奥地圭子, 『登校拒否は病気じゃない—私の体験的登校拒否論—』, 教育史料出版会, 1989, p.123。
- 135) この事件に係る判決・決定は名古屋地判平4.7.27(著者不明, 「判例特報1:戸塚ヨットスクール事件第1審判決」(判時1449号3頁)), 名古屋高判平9.3.12(著者不明, 「判例特報:戸塚ヨットスクール事件控訴審判決」(判時1603号3頁)), 最二小決平14.2.25(http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/057/058057_hanrei.pdf, 2018(平成30)年1月16日最終確認)である。
- 136) 奥地, 前掲書, p.66 参照。
- 137) 著者不明, 「30代まで尾を引く登校拒否症/早期完治しないと無気力症に」, 1988(昭和63)年9月16日付朝日新聞東京夕刊記事。
- 138) 朝倉影樹, 『登校拒否のエスノグラフィー』, 彩流社, 1995, pp.69~73 参照。
- 139) 同上参照。
- 140) 稲村博, 『不登校の研究』, 新曜社, 1994。

- 141) 高岡健, 「『どうする?』を考える(治療論)」(門・高岡・滝川, 前掲書), pp.79 ~ 89 参照。
- 142) 竹内常一, 『子どもの自分くずしと自分づくり』, 東京大学出版会, 1987。
- 143) 同上, p.192 参照。
- 144) 同上, p.155 参照。
- 145) 同上, pp.155 ~ 156 参照。
- 146) 同上, pp.37 ~ 38 参照。
- 147) 同上, p.156 参照。
- 148) 同上, p.157 参照。
- 149) 同上, p.159 参照。
- 150) 同上参照。
- 151) 同上, p.163 参照。
- 152) 同上, pp.159 ~ 161 参照。
- 153) 同上, pp.161 ~ 162 参照。
- 154) 鶩見他, 前掲論文, p.52。
- 155) 平井, 前掲書, pp.93 ~ 94 参照。
- 156) 春日耕夫, 『「よい子」という病—登校拒否とその周辺—』, 岩波書店, 1997, p.7 参照。
- 157) 小出浩之, 「分裂病から見た思春期」(中井久夫・山中康裕編, 『思春期の精神病理と治療』, 岩崎学術出版社), 1978, p.72 参照。
- 158) 村瀬孝雄, 「思春期の諸相」(河合隼雄編, 『岩波講座・精神の科学第 6 卷・ライフサイクル』, 岩波書店), 1983, p.169 参照。
- 159) 文部省, 前掲書, 1984, p.22 以下参照。
- 160) 文部省初等中等教育局, 「登校拒否(不登校)問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—(学校不適応対策調査研究協力者会議報告)」, 1992。なお, 発行所については, 北海道教育大学付属図書館旭川分館に所蔵されている同書を取り寄せたが, 記載されていなかった。
- 161) 同上, p.1 参照。
- 162) 同上, p.14 及び p.26 参照。
- 163) グラフ⑤は, 平成 29 年度版『犯罪白書』資料編・資料 3-1「少年・成人の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 檢挙人員・人口比・少年比」によって作成した。なお, 危険運転致死傷及び自動車過失運転致死傷はもともと刑法犯であり, これらによる少年の検挙人員は少年刑法犯検挙人員に含まれていた。しかし, これらは 2013(平成 25)年に成立した自動車運転死傷行為処罰法によって特別法犯になり, これらによる検挙人員は少年刑法犯検挙人員に含まれなくなった。本稿では, なるべく長期の比較を可能にするため, 同法成立以前の「少年の刑法犯検挙人員及び人口比」及び同法成立後の「少年の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等検挙人員及び人口比」を「少年の刑法犯等検挙人員及び人口比」と呼び, 非常に量的動向を示す指標として用いる。なお, 『犯罪白書』で言う人口比は「特定のグループに属する者の人口 10 万人当たりの人員」であり, 同書で言う少年は 14 歳以上 16 歳未満の年少少年, 16 歳以上 18 歳未満の中間少年, 18 歳以上 20 歳未満の年長少年の総称である(法務省法務総合研究所編,

『犯罪白書』(平成 29 年版), 昭和情報プロセス株式会社, 2017, 凡例 p.iv 参照)。それゆえ, ここで言う「少年の刑法犯等検挙人員」の「人口比」とは, 14 歳以上 19 歳未満の少年の人口 10 万人に対する少年刑法犯等検挙人員の比を指す。また, グラフ⑥は, 昭和 51 年版『警察白書』表 4-2「校内暴力事件の発生件数と補導人員数(昭和 50 年)」, 昭和 52 年版『警察白書』表 4-4「校内暴力の発生件数(昭和 51 年)」, 昭和 53 年版『警察白書』表 5-4「校内暴力の発生件数と補導人員数(昭和 51, 52 年)」, 昭和 54 年版『警察白書』表 2-6「校内暴力事件の状況(昭和 52, 53 年)」, 昭和 55 年版『警察白書』表 5-8「校内暴力事件の状況(昭和 53, 54 年)」, 昭和 56 年版『警察白書』表 5-7「校内暴力事件の状況(昭和 54, 55 年)」, 昭和 57 年版『警察白書』表 2-10「校内暴力事件の状況(昭和 55, 56 年)」, 昭和 58 年版『警察白書』表 4-9「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 56, 57 年)」, 昭和 59 年版『警察白書』表 3-10「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 57, 58 年)」, 昭和 60 年版『警察白書』表 4-7「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 58, 59 年)」, 昭和 61 年版『警察白書』表 4-14「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 59, 60 年)」によって作成した。これらの表は, タイトルにかかわらず, すべて校内暴力による補導人員(中学生・高校生別)の記載を含んでいる。また, グラフ⑦は, 昭和 51 年版『警察白書』表 4-3「中, 高校生による教師暴行事件と補導状況(昭和 48 年～昭和 50 年)」, 昭和 52 年版『警察白書』表 4-5「中, 高校生による教師に対する暴力事件の補導状況(昭和 48 ～ 51 年)」, 昭和 53 年版『警察白書』表 5-5「中, 高校生による教師に対する暴力事件の補導状況(昭和 48 ～ 52 年)」, 昭和 54 年版『警察白書』表 2-7「教師に対する暴力事件の状況(昭和 49 ～ 53 年)」, 昭和 55 年版『警察白書』表 5-9「教師に対する暴力事件の状況(昭和 50 ～ 54 年)」, 昭和 56 年版『警察白書』表 5-8「教師に対する暴力事件の推移(昭和 51 ～ 55 年)」, 昭和 57 年版『警察白書』表 2-11「教師に対する暴力事件の推移(昭和 52 ～ 56 年)」, 昭和 58 年版『警察白書』表 4-9「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 56, 57 年)」, 昭和 59 年版『警察白書』表 3-10「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 57, 58 年)」, 昭和 60 年版『警察白書』表 4-7「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 58, 59 年)」, 昭和 61 年版『警察白書』表 4-14「警察が処理した校内暴力事件の状況(昭和 59, 60 年)」によって作成した。これらの表は, タイトルにかかわらず, すべて対教師暴力事件による補導人員(中学生・高校生別)の記載を含んでいる。なお, ここで挙げた『警察白書』は, すべて警察庁のホームページ(<http://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/>, 2018(平成 30)年 1 月 16 日最終確認)で閲覧できる。

- 164) 文部省, 生徒指導資料第 17 集『生徒の健全育成をめぐる諸問題—校内暴力問題を中心にして—』, 大蔵省印刷局, 1982, p.54。
- 165) 森田洋司・清永賢二, 『いじめ—教室の病—』(新訂版), 金子書房, 1994, p.135。
- 166) 原田琢也, 「八〇年代校内暴力の『終息過程』」(柿沼昌芳・永野恒雄, 『校内暴力一戦後教育の検証 2 —』, 批評社), 1997, p.205 参照。
- 167) 岩間秀幸, 「『学校化社会』と子ども(一九八〇年代)」(高橋勝・下山田裕彦編著, 『子どもの<暮らし>の社会史』, 川島書店), 1995, p.145。
- 168) この事件に係る判決は水戸地土浦支部判昭 61.3.8(確定)(著者不明, 「速報: 高校教員が生徒に対し体罰を加え死亡させた事案につき懲役三年の実刑が言い渡された事例」

(判タ 589 号 142 頁)) である。塚本有美『あがないの時間割—ふたつの体罰死亡事件一』(オンデマンド版) (勁草書房, 2013) は、この事件及び次に言及する岐阜県立中津商業高等学校事件に関する著作であり、本稿の記述に際しても参照した。

- 169) この事件に係る判決は岐阜地判平 5.9.6 (確定) (著者不明, 「県立高校二年生の女子が陸上競技部の顧問教諭から体罰や説諭を受け、自殺した場合において、右体罰等と自殺との間に相当因果関係はないとして県に精神的損害に対する三〇〇万円の支払いが命じられた事例」, 判時 1487 号 83 頁) である。塚本の前掲書は、注 168) で言及したとおり、この事件及び岐阜県立岐陽高等学校事件に関する著作であり、本稿の記述に際しても参照した。
- 170) この事件に係る判決は福岡地判平 8.3.19 (確定) (著者不明, 「市立中学校生徒の非行につき、担任教師らが体罰として、砂浜に首まで生き埋めにしたことにつき違法性を認め、市に国家賠償責任が認められた事例」, 判時 1605 号 97 頁) である。
- 171) この事件に係る判決は神戸地判平 5.2.10 (確定) (著者不明, 「判例特報 2 : いわゆる校門指導のため、レール式鉄製門扉を閉鎖する行為により、登校してきた女子生徒が… (中略) …死亡した事件につき… (中略) …被告人の過失責任を肯定し、業務上過失致死罪の成立が認められた事例—女子高生校門圧死事件判決—」, 判時 1460 号 46 頁) である。この事件については、①保坂展人&トーキング・キッズ編, 『先生、その門を閉めないで—告発●兵庫県立神戸高塚高校「圧死事件」—』, 労働教育センター, 1990 ②外山恒一・はやしたけし, 『校門を閉めたのは教師か—神戸高塚高校校門圧殺事件—』, 駒草出版, 1990 ③細井敏彦, 『校門の時計だけが知っている — 私の「校門圧死事件」—』, 草思社, 1993 等が出版されており、本稿の記述に際しても参照した。
- 172) この事件に係る判決は福岡地判平 7.12.25 (著者不明, 「生徒に体罰を加えて死亡させた教師に対し実刑を言渡した事例」, 判タ 906 号 274 頁), 福岡高判平 8.6.25 (確定) (著者不明, 「女子高校の教諭が、生徒に体罰として暴行を加え死亡させた事件につき、懲役二年の実刑を言い渡した原判決が控訴審で維持された事例」, 判時 1580 号 150 頁及び著者不明, 「生徒に体罰を加えて死亡させた教師に対し懲役二年の実刑を言い渡した第一審判決の量刑が、控訴審においてもやむを得ないものとして維持された事例」, 判タ 921 号 297 頁) である。この事件については、藤井誠二, 『暴力の学校 倒錯の街—福岡・近畿大附属女子高校殺人事件—』(朝日新聞社, 2002) が刊行されており、本稿の記述に際しても参照した。
- 173) 1993 (平成 5) 年 1 月 13 日、山形県新庄市立明倫中学校の体育館内用具置場で、当時 1 年生の少年がロール状に立ててあった体操用マットの空洞部分で頭を下にして死亡しているのを発見された事件である。この事件では、家庭裁判所の審判で加害生徒 7 名のうち 3 名が非行なしの理由で不処分、2 名が初等少年院送致、1 名が教護院送致、1 名が児童福祉司の指導という保護処分を受けた。保護処分を受けた生徒のうち 3 名が事件への関与を否定して抗告したが、抗告裁判所は加害生徒 7 名全員の関与を認める旨の判断を下して抗告を棄却し、最高裁はこの棄却決定に対する再抗告を斥けた。その後、死亡した生徒の遺族が加害生徒 7 名を相手取って損害賠償請求を提訴し、山形地裁の第 1 審 (山形地判平 14.3.19) では棄却されたが、仙台高裁での控訴審 (仙台高判平 16.5.28) では認められた (著者不明, 「特報 : 山形マット死事件損害賠償請求訴訟第一審判決」,

判タ 1108 号 109 頁及び著者不明、「判例特報：市立中学校の体育館用具庫でマットの中で生徒が死亡した事件につき、元生徒七名の行為によるものとして求めた損害賠償請求を棄却した第一審判決を取消し、元生徒七名の損害賠償責任が認められた控訴審判決—山形マット死民事訴訟控訴審判決一」、判時 1864 号 3 頁)。この事件については、朝日新聞山形支局『マット死事件—見えない"いじめ"の構図一』(太郎次郎社、1994) が刊行されており、本稿の記述に際しても参照した。

- 174) 1994(平成 6)年に愛知県西尾市立東部中学校 2 年生であった大河内清輝君がいじめグループによるリンチを受けると共に 100 万円以上の現金を脅し取られ、同年 11 月 27 日に自殺した事件である。この事件については、清輝君の父親である大河内祥晴氏の発言「『分かってほしい』の遺志を伝えていきたい」が、信州の教育と自治研究所・あいち県民教育研究所・にいがた県民教育研究所・民主教育研究所編『いじめ自殺—子を亡くした親たちのメッセージ—』(かもがわ出版、1998、pp.29～38) に記録されている。
- 175) この通知は http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19950313001/t19950313001.html として文部科学省ホームページに掲載されている(2018(平成 30)年 1 月 16 日最終確認)。
- 176) 太田克子、「スクールカウンセラーのあり方をめぐる歴史的体験」(『三重大学教育実践総合センター紀要』第 24 号)、2004、p.1 参照。なお、斎藤環は 2002(平成 14)年に刊行した著作で、「登校拒否は病気じゃない」というスローガンは「従来の疾患寄りの不登校理解を軌道修正する上で、きわめて重要な役割を果たしてきたと思います」と一定の評価をしつつ、「今度はこちらのスローガン的理解が進みすぎ、不登校についての治療的議論をすることすらためらわれるような雰囲気が生まれてきました」と述べている(斎藤環、『「ひきこもり」救出マニュアル』、PHP 研究所、2002、pp.87～88 参照)。このスローガンは、本稿第 1 章第 2 節第 6 項で述べたとおり、1989(平成元)年に刊行された『登校拒否は病気じゃない』(奥地、前掲書)をきっかけに人口に膾炙している。それゆえ、斎藤の言う雰囲気が生きていたのは、おおむね 1990 年代と考えていいであろう。
- 177) 注 60) 参照。
- 178) 法務省人権擁護局監修・人権実務研究会編、『不登校児の実態について—不登校児人権実態調査報告結果—』、大蔵省印刷局、1989、p.2 参照。
- 179) 内山喜久雄・筒井末春・上里一郎監修、坂野雄二編、『メンタルヘルス・シリーズ 登校拒否・不登校』、同朋舎出版、1990、p.4 参照。
- 180) 貴戸理恵、『不登校は終わらない—「選択」の物語から<当事者>の語りへ—』、新曜社、2004、pp.12 以下参照。なお、貴戸はこの著作で、「物語」に「ナラティヴ」とルビを振っている(貴戸、同書、p.12 参照)。
- 181) 同上、pp.12～13 参照。
- 182) 同上、pp.16～17。
- 183) 同上、p.14。
- 184) 同上、p.99 参照。
- 185) 斎藤環、『社会的引きこもり—終わらない思春期—』、PHP 研究所、1998。
- 186) 同上、p.36。
- 187) 大阪府の不登校対策を考える市民連絡会、『とどけ！当事者の声—大阪府・不登校半

- 減政策をめぐって—』、大阪府の不登校対策を考える市民連絡会、2005、p.4 参照。
- 188) 森田洋司編著、『不登校—その後・不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』、教育開発研究所、2003、pp.51～60 参照。
- 189) 現代教育研究会（研究代表：森田洋司）、「不登校に関する実態調査—平成5年度不登校生徒追跡調査報告書—」、2001（森田、前掲書に添付の CD-ROM に収録）。
- 190) 同上、pp.58～59 参照。
- 191) 森田、前掲書、pp.25～26 参照。
- 192) 不登校生徒に関する追跡調査研究会、「『不登校に関する実態調査』～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」。この報告書は大部のため、「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～（概要版）」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1349956.htm（2014（平成26）年7月9日公表、2018（平成30）年1月16日最終確認））に五つの PDF に分割して掲載されている。すべての URL を記すのは煩雑に過ぎるので、上記のページを記すに留めた。
- 193) 同上、p.144 参照。
- 194) 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf_index.html（2010（平成22）年7月公表（日の記載なし）、2018（平成30）年1月16日最終確認）），p.33 参照。
- 195) 友田不二男、『臨床心理学』、創元社、1951
- 196) 氏原寛、『実践から知る学校カウンセリング—教師カウンセラーのために—』培風館、2000、まえがき。
- 197) 子どもの健康を考える会（代表：鈴木泰子）編、『今なぜ学校カウンセリングか（新装版）』、現代書館、1995、p.6 参照。
- 198) 小沢牧子、『「心の専門家」はいらない』、洋泉社、2002、p.108 参照。
- 199) 財務省主計局予算執行調査（平成16年度）調査結果・予算執行調査資料（総括調査票）（http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2004/sy160622/1606d.htm）中の「19. スクールカウンセラー活用事業（教員研修事業費等補助金）」（http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2004/sy160622/1606d_19.pdf（2004（平成16）年6月22日公表、2018（平成30）年1月16日最終確認））参照。
- 200) 財務省予算執行調査（平成22年度）調査結果・予算執行調査資料（総括調査票）（http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2010/sy2302/2302b.htm）中の「(4) スクールカウンセラー等活用事業等」（http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2010/sy2302/2302b_04.pdf（2011（平成23）年2月公表（日の記載なし）、2018（平成30）年1月16日最終確認））。
- 201) 鈴木英一郎・西村もゆ子・大杉真紀・高城絵里子、「短期療法（ブリーフセラピー）の効用と課題について」（『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・心理発達科学』第49巻）、2002、p.113 参照。
- 202) 同上、pp.113～116 参照。
- 203) 同上、p.115 参照。
- 204) 同上参照。

- 205) 同上参照。
- 206) 同上, p.116 参照。
- 207) 同上参照。
- 208) 例えば①森俊夫,『先生のためのやさしいブリーフセラピー—読めば面接が楽しくなる—』,ほんの森出版,2000 ②黒沢幸子・森俊夫,「家庭内暴力を伴った不登校女児への『問題の外在化』アプローチの適用—『問題の外在化』による自我統合プロセス,およびスクールカウンセリングにおける『問題の外在化』の効用に関する考察—」(『臨床心理学』第1巻第2号,金剛出版),2001 ③黒沢幸子,『指導援助に役立つスクールカウンセリング・ワークブック』,金子書房,2002 等を参照されたい。
- 209) 黒沢・森,前掲論文,pp.217以下参照。なお,このケースは,黒沢・森がかかわっている私設相談・研修期間KIDS(Kichijoji Institute of Development Services)カウンセリング・システムに来談したケースである(黒沢・森,前掲論文,p.219参照)。黒沢は「本人および家族に対する主治療者」であり,森は「その副治療者,および主に教員コンサルテーションを担当」していたという(黒沢・森,前掲論文,p.219参照)。
- 210) 同上, p.223 参照。
- 211) 同上, p.222 参照。
- 212) 山本紀子,「不登校:中学生の原因,生活苦も 保護世帯の1割—東京・板橋区調べー」,2009(平成21)年1月30日付け毎日新聞東京朝刊。
- 213) 平井,前掲書,pp.15~16 参照。
- 214) 佐藤修策,前掲書,「はじめに」参照。
- 215) 菱山陽子・古川八郎,「学校ぎらいの統計研究(2)—全国における出現率の推移と社会的要因の考察—」(『児童精神医学とその近接領域』第23巻4号),1982, pp.23~28 参照。
- 216) 北村栄一・北村陽英・西口俊樹他,「一公立中学校における過去15年間の不登校の実態」(『児童青年精神医学とその近接領域』第24巻第5号),1983, pp.15~16 参照。
- 217) 同上, p.15 参照。
- 218) 同上参照。
- 219) 同上参照。
- 220) 同上参照。
- 221) 同上参照。
- 222) 同上, p.16 参照。
- 223) 同上参照。
- 224) 同上, p.20 参照。
- 225) 北村陽英,「ある中学校の場合—不登校生徒の実態と症例—」(『発達』第17号,ミネルヴァ書房),1984, pp.54~55。
- 226) 竹内,前掲書,p.106 参照。
- 227) 保坂亨,『学校を欠席する子どもたち—長期欠席・不登校から学校教育を考えるー』,東京大学出版会,2000, pp.46~48 参照。
- 228) 保坂亨,「長期欠席(不登校)の中の『危険な欠席』と『行方不明』」(平成22年~24年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書,「『学校に行かない』子ども

の教育権保障を巡る教育臨床社会学的研究」、研究代表者：酒井朗）、2013、p.42 参照。

229) 同上参照。

230) 同上、p.43 参照。

231) 同上参照。

232) 貴戸、前掲書、p.12。

233) 同上、p.16 参照。

234) 同上、p.100 参照。

第 2 章

235) 生越達、「先行研究に基づく登校拒否児の現象学的研究の試み」、東京大学教育学部教育方法学研究室『学ぶと教えるの現象学研究**』、1989。

236) ハイデッガーは『存在と時間』で、存在の意味を問う思索の準備として、人間の存在について考察している。ハイデッガーによれば、全ての「問い合わせ（Fragen）」には、「問い合わせられているもの」（das Befragte）、「問われているもの」（das Gefragte）、「問い合わせられるもの」（das Erfragte）が属している（Vgl. SZ, S.5）。存在の意味を問う問い合わせにおいては、「問われているもの」は「存在（Sein）」であり、「問い合わせられるもの」は「現存在（Dasein）」すなわち人間であり、「問い合わせられるもの」は存在の意味である（Vgl. SZ, S.5f.）。それゆえ、我々はこの問い合わせを遂行する際、「問い合わせられているもの」である人間に対して「接近する通路の正しい様式を獲得し、予め確保」しなくてはならない。このことこそ、『存在と無』におけるハイデッガーの思索の目指すところなのである（Vgl. SZ, S.6）。

237) Vgl. SZ, S.52f.

238) Vgl. SZ, S.53-54.

239) Vgl. SZ, S.54.

240) Vgl. Ebd. なお、本稿で用いた Heidegger, M., *Sein und Zeit*, Max Niemeyer Verlag, Tübingen, 1986（注 19 参照）では、ここで引用した箇所は ich wohne, halte mich auf bei ... der Welt, als dem so und so Vertrauten.となっている。しかし、他の版では、本文に掲げたとおり ich wohne, halte mich auf bei ..., der Welt, als dem so und so Vertrauten.となっているものもあり、SZ 邦訳はこれによって訳している（SZ 邦訳、p.137 参照）。本稿もこれに従う。

241) Vgl. SZ, S.66-67.

242) Vgl. SZ, S.67.

243) Vgl. SZ, S.68.

244) Vgl. SZ, S.121f.

245) Vgl. SZ, S.134.

246) Vgl. Ebd.

247) Vgl. Ebd.

248) Vgl. Ebd.

249) Vgl. SZ, 137.

- 250) Vgl. SZ, S.134.
- 251) 生越, 前掲論文, 1989, p.135 参照。
- 252) 同上, pp.133 参照。
- 253) 同上, p.135 参照。
- 254) Vgl. SZ, S.136.
- 255) Vgl. SZ, S.140.
- 256) Vgl. SZ, S.186.
- 257) Vgl. Ebd.
- 258) Vgl. SZ, S.187.
- 259) Vgl. SZ, S.186-189.
- 260) 生越, 前掲論文, 1989, p.137 参照。
- 261) 石川・内田・山下編, 前掲書, pp.708 ~ 709。
- 262) 同上, pp.708 ~ 728 参照。
- 263) 英語の *real*・ドイツ語の *reel* は「物」を意味するラテン語 *res* に由来し, 事物としてあることを含意する。他方, 英語の *actual* は *act* に由来し, 作用 (*act*) を有していることを意味する。ドイツ語の *wirklich* も *werken* に由来し, 同じ意味を持っている。ここで言う他者は, 事物としての身体を持っていないゆえ *real*・*reel* ではないにもかかわらず, 私に対して強い影響力を及ぼすゆえ *actual*・*wirklich* なのである。
- 264) Vgl. SZ, S.126.
- 265) Vgl. Ebd.
- 266) ハイデッガーは『存在と時間』で, 人間にとつての「平均的日常性 (die durchschnittliche Alltäglichkeit)」を「差し当たってたいてい (zunächst und zumeist)」という言葉で表現している (Vgl. SZ, S.16)。
- 267) SZ, S.126.
- 268) SZ, S.127.
- 269) Vgl. SZ, S.126. ただし, 田中智志は2013(平成25)年に発表した論文で, ハイデッガーは『存在と時間』で「共存在様態」を「[他者との] 愛に生きること」ととらえていた可能性を指摘している(田中智志, 「共鳴共振する存在—ハイデッガー／ティリッヒのカイロス—」(東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室『研究紀要』第39号, 2013, p.6 参照))。ハイデッガーの共同存在論をこうした仕方で理解する可能性については, 筆者の今後の研究課題としたい
- 270) Vgl. Ebd.
- 271) 生越, 前掲論文, 1989, p.130。
- 272) 同上, p.131 参照。
- 273) 同上, p.129 参照。
- 274) Cf. Sempé-Goscinny, *Le petit Nicolas*, Éditions Denoël, Paris, 1960, p.133.
- 275) Vgl. SZ, S.251.
- 276) SZ, S.127.
- 277) Vgl. SZ, S.188-189.
- 278) Vgl. SZ, S.250.

279)Vgl. SZ, S189

280) Cf. EN, p.33. なお、サルトルは『存在と無』で、時おり「対自存在（être-pour-soi）」・「即自存在（être-en-soi）」を略して「対自（pour-soi）」・「即自（en-soi）」と言っている。また、サルトルは同書で、時おり「存在（être）」を即自存在の意味で用いている。更に、サルトルは「存在（être）」という語をハイデッガーの言う「存在（Sein）」の意味でも「存在者（das Seiende）」の意味でも用いている。

第3章

281) Cf. EN, p.17 et pp.26-27.

282) Cf. EN, p.18.

283) ここ以下の箇所の論述は EN, pp.18-20 によった。

284) Cf. EN, p.20.

285) Cf. EN, p.111.

286) Cf. EN, p.20. なお、邦訳では、動詞の *être* と *exister*、又は名詞の *être* と *existence* とを厳密に訳し分けている。しかし、本稿では、動詞としての *être* は「存在する」又は「ある」、名詞としての *être* は「存在」、*exister* は「現実存在する」、*existence* は「現実存在」と訳して区別しておく。

287) Cf. ibid.

288) Cf. EN, pp.40-45.

289) Cf. EN, p.57.

290) Cf. EN, p.33.

291) Cf. ibid.

292) Cf. EN, p.122. なお、『存在と無』の邦訳者である松浪によれば、*réalité-humaine* は『存在と無』で、「人間というもの」程度の意味で用いられる語である（EN 邦訳第1巻, p.588 参照）。本稿では文脈に応じて「人間」又は「人間存在」と訳した。

293) EN, p.33.

294) サルトルは『存在と無』で、このことを「信念（croyance）」の例に即して、以下のとおり述べている。或る事柄についての信念である意識は、この事柄についての定立的意識であると共に、信念である自分（についての）非定立的意識である。この両者はあくまでも「单一かつ同一の存在（un seul et même être）」であり、その特徴は「絶対的な内在性（immanence absolue）」なのである（Cf. EN, pp.110-112）。

295) Cf. EN, pp.31-32.

296) Cf. EN, p.113.

297) Cf. ibid.

298) Ibid.

299) Cf. EN, p.31.

300) EN, p.32.

301) Cf. EN, p.33.

302) Cf. ibid.

- 303) Cf. ibid.
- 304) Cf. EN, p.117.
- 305) Cf. EN, p.118.
- 306) Cf. ibid.
- 307) Cf. ibid.
- 308) Cf. EN, p.121.
- 309) Cf. EN, pp.125-126.
- 310) Cf. EN, p.125.
- 311) Cf. EN, p.132-133.なお、サルトルは『存在と無』で、「可能」・「可能性」の両方を用いているが、特に違う意味を込めているとは思われない。『存在と無』の邦訳者である松浪も、EN邦訳第3巻の「『存在と無』用語解説」で「可能、可能性」という項目を立てており、この両者を同義として取り扱っている(EN邦訳第3巻, p.529参照)。本稿の地の文では、簡潔のために「可能性」に統一する。
- 312) Cf. EN, pp.65-66.
- 313) Cf. EN, p.66.
- 314) Cf. EN, p.71 et p.362.
- 315) Cf. EN, p.362.
- 316) Cf. EN, p.59
- 317) Cf. Sartre, J.P., *La Nausée*, Édition Gallimard, Paris, 1972, p.181(邦訳:サルトル, J.P.(白井浩司訳),『嘔吐』(改訂新装版),人文書院, 1994). 本稿の以下の箇所では、同書をLNと略記する。
- 318) Cf. ibid, p.182.
- 319) Cf. EN, p.14.
- 320) Cf. EN, pp.38f.
- 321) Cf. EN, p.38.
- 322) Cf. EN, pp.38-39.
- 323) Cf. EN, p.39.
- 324) Cf. ibid.
- 325) Cf. ibid.
- 326) Cf. ibid.
- 327) Cf. ibid.
- 328) Cf. ibid.
- 329) Cf. EN, p.57.
- 330) Cf. ibid.
- 331) Cf. ibid.
- 332) Cf. EN, p.58.
- 333) Cf. ibid.
- 334) Cf. ibid.
- 335) Cf. ibid.
- 336) Cf. ibid.

- 337) Cf. ibid.
- 338) Cf. ibid.
- 339) Cf. EN, p.59.
- 340) Cf. EN, p.60.
- 341) 以下の論述は EN, pp.65ff.による。
- 342) Cf. EN, p.136.
- 343) Cf. ibid.
- 344) Cf. EN, p.65.
- 345) Cf. ibid.
- 346) Cf. EN, p.65-66.
- 347) Cf. EN, p.66.
- 348) Cf. ibid.
- 349) Cf. ibid.
- 350) Cf. EN, pp.66-67.
- 351) Cf. EN, p.67.
- 352) Cf. EN, p.68.
- 353) Cf. EN, p.149.
- 354) Cf. ibid.
- 355) Cf. ibid.
- 356) Ibid.
- 357) *était* は *être* の直説法未完了過去形（半過去形）(imparfait de l'indicatif) であり、過去における行為・状態の継続を意味する。例えば、直説法未完了過去を用いて *Hier il pleuvait.* (昨日は雨が降っていた) と言えば、雨が降っていたことが継続していることとして表現されており、*hier* (昨日) で示される限界は考慮されていない。他方、直説法複合過去形を用いて *Hier il a plu.* と言えば、雨が降っていたことが既に完了したこととして表現されている (朝倉季雄, 『フランス文法事典』, 白水社, 1955, imparfait de l'indicatif の項参照)。それゆえ, *Paul était fatigué* という文章は、ポールが疲れていたことが既に完了しているのではなく、現在に引き継がれているという含意を持っている。
- 358) Cf. EN, p.151.
- 359) Cf. ibid.
- 360) Cf. ibid.
- 361) EN, p.159.
- 362) Cf. EN, p.582.
- 363) Cf. ibid.
- 364) Cf. EN, p.160.
- 365) Cf. EN, p.163. なお、サルトルは、人間の可能性は「存在についての選択 (option sur l'être)」であると述べている (Cf. EN, p.136)。
- 366) Cf. EN, p.161.
- 367) Cf. EN, p.156.
- 368) Cf. EN, p.157.

- 369) Ibid.
- 370) EN, p.158.
- 371) Cf. ibid.
- 372) EN, p.185.
- 373) Cf. EN, p.171.
- 374) Cf. EN, p.172.
- 375) EN, p.187.
- 376) 『存在と無』の邦訳者である松浪によれば、*être* を他動詞として用いる例は、サルトルにはよく見られる（EN 邦訳第1巻、pp.595～596 参照）。また、*exister*については、サルトル自身が『存在と無』の或る箇所で、「むしろ、*exister* という動詞を他動詞のように用いて、意識はその身体を現実存在する（elle [=la conscience] existe son corps）と言わなくてはならない」と述べている（Cf. EN, p.369）。
- 377) EN, p.190.
- 378) EN, p.191.
- 379) Cf. EN, p.193.
- 380) Cf. EN, p.190f.
- 381) EN, p.193.
- 382) Cf. EN, p.190.

第4章

- 383) Laing, R. D., "The Divided Self : An Existential Study in Sanity and Madness", Penguin Books, 1965 (邦訳：レイン, R.D. (坂本健二・志貴春彦・笠原嘉訳), 『ひき裂かれた自己一分裂病と分裂病質の実存的研究』, みすず書房, 1971)。
- 384) 遠藤野ゆり, 『虐待された子どもたちの自立—現象学からみた思春期の意識—』, 東京大学出版会, 2009。
- 385) Cf. Laing, op.cit., p.39.
- 386) Cf. ibid., pp.73-74.
- 387) Ibid., pp.41-42.
- 388) Cf. ibid., p.42.
- 389) Cf. ibid.
- 390) Cf. ibid.
- 391) Cf. ibid.
- 392) Cf. ibid.
- 393) Cf. ibid.
- 394) Cf. ibid., pp.46ff.
- 395) Cf. ibid., p.46.
- 396) Cf. ibid., p.47.
- 397) Cf. ibid.
- 398) Cf. ibid., p.51.

- 399) Cf. ibid.
- 400) Cf. ibid., p.52.
- 401) EN, p.470.
- 402) 「世界のただ中における存在（être-au-milieu-du-monde）」は、世界一内一存在ではない即自存在の在り方を指すサルトルの述語である（EN 邦訳第3巻, pp.547～548 参照）。
- 403) Cf. Laing, op.cit., p.76.
- 404) Cf. ibid., p.47.
- 405) Cf. ibid., p.52.
- 406) EN, p.404.
- 407) Cf. Laing, op.cit., p.52.
- 408) Cf. ibid.
- 409) Cf. ibid., p.53.
- 410) Cf. ibid., p.65.
- 411) Cf. ibid., p.73.
- 412) Cf. ibid., pp.73-74.
- 413) Cf. ibid., p.75.
- 414) Cf. ibid., p.69.
- 415) Cf. ibid., p.74.
- 416) Cf. ibid., pp.74-75.
- 417) Cf. ibid.
- 418) Cf. ibid., p.75.
- 419) Cf. ibid.
- 420) Cf. ibid.
- 421) Cf. ibid.
- 422) Cf. ibid.
- 423) Cf. ibid., p.76.
- 424) Cf. ibid.
- 425) Cf. ibid.
- 426) 遠藤, 前掲書, p.19 参照。
- 427) 同上参照。
- 428) Cf. EN, p.71.
- 429) 遠藤, 前掲書, pp.66～67 参照。
- 430) 同上, p.67 参照。
- 431) 本稿では、遠藤の著作に登場する人物は、同著で用いられているとおりの名前で呼んでいる。
- 432) 遠藤, 前掲書, p.70 参照。
- 433) 同上参照。
- 434) EN, pp.69-70.
- 435) Cf. EN, p.70.
- 436) Cf. EN, p.75.

- 437) Cf. ibid.
- 438) 遠藤, 前掲書, p.76 参照。
- 439) 同上参照。
- 440) 同上, pp.76 ~ 77 参照。
- 441) EN, pp.78-79.
- 442) Cf. EN, p.79.
- 443) 遠藤, 前掲書, p.71 参照。

第 5 章

- 444) Delius, R. v., *Schöpfertum*, 2. Aufl., Otto Reichl Verlag, Darmstadt, 1922, S.24f. なお, この文章は, Bühler, Ch., *Das Seeleleben des Jugendlichen*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Mein, 1975 (邦訳: ビューラー, Ch. (原田茂訳), 『青年の精神生活』, 協同出版株式会社, 1969), S.85f でも引用されている。
- 445) Vgl. Bühler, a.a.O., S.86.
- 446) Vgl. Ebd.
- 447) 渡辺恒夫, 「プロローグースフィンクスの謎から一」(渡辺恒夫・高石恭子編, 『<私>という謎—自我体験の心理学一』, 新曜社), 2004, p.7 参照。
- 448) 西村洲衛男, 「思春期の心理」(中井・山中, 前掲書), p.283 参照。
- 449) 同上, p.278 参照。
- 450) 梶田叡一, 『自己意識の心理学』(第 2 版), 東京大学出版会, 1988, p.11 参照。
- 451) 同上参照。
- 452) 同上, pp.9 ~ 10。
- 453) 高石恭子, 「初期及び中期青年期の女子における自我体験の様相」(『京都大学学生懇話室紀要』第 19 卷), 1990, pp.33 以下参照。
- 454) 渡辺恒夫・小松栄一, 「自我体験: 自己意識発達研究の新たなる地平」(『発達心理学研究』第 10 卷第 1 号), 1999, pp.13 以下参照。ただし, 彼らは, 「独我論的懷疑」について「因子分析の結果では 2 項目のみが属し, 寄与率も小さく, 安定した因子とは見なし難いが, 内容的に際立った特徴が認められるため 1 つの下位側面として独立させた」と述べている(同上, p.19 参照)。
- 455) 同上, p.20 参照。
- 456) 天谷祐子, 「『私』への『なぜ』という問い合わせ: 面接法による自我体験の報告から」(『発達心理学研究』第 13 卷第 3 号), 2002, pp.225 ~ 226 参照。
- 457) 天谷祐子, 「質問紙調査による『私』への『なぜ』という問い合わせ—自我体験—の検討」(『発達心理学研究』第 15 卷第 3 号), 2004, p.358 以下参照。
- 458) EN, p.363. なお, サルトルは『存在と無』で, ustensile・instrument・outil 等, 道具・用具と訳せる語を幾つか使っているが, 特に違う意味を込めて使い分けているわけではないと思われる。
- 459) Cf. EN, p.370.
- 460) Cf. EN. pp.347-348.

- 461) Cf. EN, p.347.
- 462) EN, pp.347-348.
- 463) Cf. EN, p.348.
- 464) Cf. EN, p.367.
- 465) ibid.
- 466) EN, p.369. サルトルはここで、 *du*（目的補語を導く前置詞 *de* と冠詞 *le* の融合形）を括弧に入れず、 イタリックで表記している。サルトルはこのことによって、 ここで言う「意識についての意識」は、 意識を対象として定立する定立的意識であることを強調していると考えられる。
- 467) Cf. ibid.
- 468) Cf. ibid.
- 469) Cf. ibid.
- 470) Cf. EN, p.71.
- 471) EN, pp.369-370.
- 472) EN, p.348.
- 473) Vgl. Spranger, E., *Psychologie des Jugendalters*, Verlag Quelle & Meyer, Leibzig, 1925 (邦訳：シュプランガー, E. (原田茂訳), 『青年の心理』, 共同出版株式会社, 1973), S.33.
- 474) 矢野智司, 「子ども一システムを侵犯する外部としての子どもー」(田中智志・今井泰雄編, 『キーワード 現代の教育学』, 東京大学出版会), 2009, pp.115 ~ 117 参照。
- 475) 同上, p.115 ~ 116。
- 476) 笠原嘉, 『青年期』, 中央公論社, 1977, p.60。
- 477) 高石恭子, 「子どもが<私>と出会うとき」(渡辺恒夫・高石, 前掲書), p.65。
- 478) Cf. EN, p.349.
- 479) Cf. EN, p.365.
- 480) 天谷, 前掲論文, 2002, p.227。
- 481) 渡辺恒夫・小松, 前掲論文, p.17。
- 482) 同上, pp.17 ~ 18。
- 483) 同上, p.17。
- 484) EN, p.576.
- 485) Cf. ibid.
- 486) Cf. EN, p.577.
- 487) Cf. ibid.
- 488) SZ, S.250.
- 489) Vgl. Ebd.
- 490) EN, p.580.
- 491) EN, p.581.
- 492) 鈴木信太郎・中平解・渡辺一夫他, 『スタンダード佛和辞典』(増補改訂版) 大修館書店, 1957, hasard の項参照。
- 493) Cf. EN, p.591.
- 494) Cf. EN, p.590.

- 495) Cf. EN, p.592.
- 496) Cf. ibid.
- 497) Cf. ibid.
- 498) 渡辺二郎, 『ハイデッガーの実存思想』(新装版), 効果書房, 1985, p.543 参照。
- 499) 横湯園子, 『登校拒否—新たなる旅立ち—』, 新日本出版社, 1985, pp.11 以下参照。
- 500) Cf. EN, p.269.
- 501) Cf. EN, p.314. なお, サルトルはこの箇所で, ここで言う失墜は「他有化 (aliénation)」であると述べている (Cf. EN, p.314)。『存在と無』の邦訳者である松浪によれば, 他有化とは「他者の所有に属している状態」であり, 「他者のものになること」である (EN 邦訳第3巻, p.556 参照)。特に, 私の身体が他者にとっての道具の一つになることを指す (EN 邦訳第3巻, p.556 参照)。
- 502) EN, p.379.
- 503) EN, p.404.
- 504) Cf. EN, p.300.
- 505) 笠原, 前掲書, pp.42 ~ 43。
- 506) 同上, pp.37 ~ 43 参照。
- 507) Cf. EN, p.297.
- 508) Cf. EN, p.298.
- 509) EN, p.297.
- 510) EN, 306-307.
- 511) 石川・内田・山下編, 前掲書, p.290。
- 512) 同上, p.747。
- 513) Cf. EN, 311.
- 514) Cf. ibid.
- 515) 他有化については注 501) 参照。
- 516) Cf. EN, p.425.
- 517) 波田あい子, 「私であること／母親であること, そして家族—現代女性のジレンマの構造—」(斎藤学・波田あい子, 『女らしさの病—臨床精神医学と女性論—』, 誠信書房), 1986, pp.36 ~ 37 参照。
- 518) 同上, p.37 参照。
- 519) 同上, p.39 参照。
- 520) 同上, p.7 参照。
- 521) 笠原, 前掲書, p.48。
- 522) 滝川一廣, 「思春期における食事の障害」(中井・山中, 前掲書), p.227 参照。
- 523) 例えば野上芳美・矢花茉美子, 「気晴らし食い (Binge Eating) について」(下坂幸三編『過食の病理と治療』, 金剛出版), 1991, p.13 参照。
- 524) 同上, p.26 参照。
- 525) 同上参照。
- 526) 同上参照。
- 527) 竹内, 前掲書, p.16 参照。

- 528) 今村洋子, 「これが潮時という感覚」(『月刊少年育成』第44巻8号, 大阪少年補導協会), 1999, p.23 参照。
- 529) 以下に挙げる事例は, 加藤誠之, 「大学生の自我体験に関する事例研究—意識の無化作用に関するサルトルの思索を手がかりとして—」, 『高知大学学術研究報告』第58巻, 2009で公表されている事例である。
- 530) 高石, 前掲論文, 1990, p.41。
- 531) 青木勝・大磯英雄・村上靖彦・石川昭雄・高橋俊彦, 「異形恐怖 Dysmorphophobieについて—青年期に好発する異常な確信的体験（第4報）—」(『精神医学』第17巻第12号, 医学書院), 1975, p.34 参照。
- 532) Cf. EN, p.392.
- 533) 木村敏, 『自覚の精神病理』, 紀伊國屋書店, 1978, pp.73 ~ 74。
- 534) Cf. LN, pp.181-182.

第6章

- 535) 本稿第4章第3節第2項参照。
- 536) Cf. EN, p.70.
- 537) Cf. ibid.
- 538) 本稿第3章第3節第2項参照。
- 539) 石川・内田・山下編, 前掲書, p.460。
- 540) 増井美保子, 「不登校の臨床像—症状とその経過—」(杉山編著, 前掲書), pp.50 ~ 51 参照。
- 541) 奥地圭子, 「学校とはなにか, 子育てとはなにかを問われて」(渡辺位, 前掲書a) (以下「前掲手記」と表記), 1983, p.90 参照。
- 542) 増井, 前掲論文, p.55 参照。
- 543) サルトルによれば, 肉体は, 道具として利用される身体の背後にあってこれを支える「惰性的な横糸 (trame d'inertie)」であり, 「純粹な《そこにある》(le pur 《être-là》)」である (Cf. EN, p.430)。すなわち, 肉体とは, 私によって道具として利用されるよりも前に既に存在している事物としての身体である。それゆえ, 肉体は, 「身体からその行動をはぎ取り, 身体を取り巻いている可能性から身体を分かつことによって (en déshabillant le corps de son action, en le scindant des possibilités qui l'entourent)」露わにされるのである (Cf. EN, p.430)。
- 544) Vgl. SZ, S.73.
- 545) 平井, 前掲書, p.134 参照。
- 546) 同上。
- 547) 奥地, 前掲手記, p.90 参照。
- 548) 長岡, 前掲書, pp.91 ~ 92 参照。
- 549) Vgl. SZ, S.122.
- 550) Vgl. Ebd.
- 551) Vgl. Ebd.

552)Vgl. Ebd.

553)Vgl. Ebd.

554)Boss, M., *Psychoanalyse und Daseinsanalytik*, Kindler Verlag, München, 1980 (邦訳：ボス, M. (笠原嘉・三好郁男訳), 『精神分析と現存在分析』, みすず書房, 1962) , S.49.

555)以下に挙げる事例は, 加藤誠之, 「不登校児の自由と教師の関わり—垂範的顧慮と尽力的顧慮に関するボスの思索を導きの糸として—」, 『人間関係学研究』第5巻第1号, 1998で公表されている事例である。

556)石川・内田・山下編, 前掲書, p.786。

第7章

557)『存在と無』の邦訳者である松浪によれば, 「我有化 (appropriation)」とは, 「世界および世界の諸対象を『我がものにすること』」であり, 「対他存在においては, 他者を我がものにすること」である。一言で言えば, サルトルの言う他有化の反対語である (EN 邦訳第3巻, p.530 参照)。

558)石川・内田・山下編, 前掲書, p.499。

559)Cf. EN, p.456.

560)Cf. ibid.

561)EN, p.458.

562)Cf. EN, pp.457-458. なお, サルトルによれば, ここで言う第三者は, 個別的・具体的な他者でなくてもいい。「複数の任意の個人 (pluralité quelconque d'individus) が, その他の人間の全て又は一部とのかかわりにおいて, 自分たちを『我々』として体験するためには, 《人類 (humanité)》という全体分解的な全体 (totalité-détotalisée) が現実存在していれば足りる」のであり, ここで言う自分たち以外の人間が「《生身の人間として (en chair et en os)》現前している」か, 又は, 「現実的であるが不在の存在 (réel mais absent)」であるかは問われないのである (Cf. EN, p.460)。

563)Cf. EN, p.453f.

564)Cf. EN, p.463.

565)Cf. EN, p.464。

566)Cf. ibid.

567)Ibid.

568)Cf. EN, pp.464-465.

569)EN, p.285.

570)Cf. EN, p.465.

571)Cf. ibid.

572)斎藤環, 前掲書, 1998, p.116.

573)Cf. EN, p.292.

574)Cf. EN, pp.420f.

575)EN, pp.420-421.

576)フランス語のfonctionには、「職務」という意味もある。

- 577) Cf. EN, p.464.
- 578) 竹内, 前掲書, p.79。
- 579) 横湯, 前掲書, 1991, pp.231 ~ 232。
- 580) Vgl. SZ, S. 78.
- 581) Cf. EN, p.94.
- 582) Cf. ibid.
- 583) Cf. EN, p.626.
- 584) サルトルによれば, 「私の自由は価値の唯一の根拠」である (Cf. EN, p.73)。このことについては, 次章第2節第2項で詳しく述べる。
- 585) Cf. EN, p.74.
- 586) 横湯, 前掲書, 1991, p.132 参照。
- 587) 石川・内田・山下, 前掲書, p.441。
- 588) 横湯, 前掲書, 1985, p.136。

第8章

- 589) Vgl. Huizinga, J., *Homo Ludens : vom Ursprung der Kultur im Spiel*, Rowohlt Taschenbuch Verlag, Reinbek bei Hamburg, 2011 (邦訳: ホイジンガ, J. (高橋英夫訳), 『ホモ・ルーデンス—人類文化と遊戯—』, 中央公論社, 1976), S.16.
- 590) Cf. Caillois, R., *Les jeux et les hommes : Le masque et vertige*, Édition Gallimard, Paris, 2009 (邦訳: カイヨワ, R. (多田道太郎・塚崎幹夫訳), 『遊びと人間』, 講談社, 1990), p.36.
- 591) Cf. ibid., p.39.
- 592) 確かに, 遊びの中にはごっこ遊び等, 一見すると規則を持たないように思われる遊びもある。しかし, カイヨワによれば, こうした遊びにおいては「虚構 (fiction) すなわち『あたかも』という感覚 (sentiment du *comme si*) が規則に取って代わり, 規則と正確に同じ機能を果たしている」(cf. Caillois, op.cit., p.40)。ごっこ遊びでは, 「虚構を虚構と知っているにもかかわらず, この虚構をあたかも現実であるかのように見なす」という約束こそ規則なのである。
- 593) Cf. Caillois, op.cit., p.38. なお, ホイジンガも著作の中で, 「遊びの規則は絶対的な拘束力を持ち (unbedingt bindend sein), いかなる疑いも許容しない (keinen Zweifel dulden)」と述べている (Vgl. Huizinga, a.a.O., S.20)。
- 594) Cf. ibid., p.39.
- 595) Cf. ibid.
- 596) Vgl. Gadamer, H. G., *Wahrheit und Methode : Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1990, S.111-112 (邦訳: ①ガダマー, H. G. (轡田収・麻生建・三島憲一他訳), 『真理と方法 I』, 法政大学出版局, 1986 ②ガダマー, H. G. (轡田収・卷田悦郎訳), 『真理と方法 II』, 法政大学出版局, 2008 ③ガダマー, H. G. (轡田収・三浦國泰・卷田悦郎訳), 『真理と方法 III』, 法政大学出版局, 2012) .
- 597) Vgl. ebd. S.112.
- 598) Cf. EN, p.626.

599) Cf. EN, p.627.

600) ホイジンガによれば、オランダ語で遊びの楽しさを意味する *aardigheid* は、*aard* に由来する。この語は、ドイツ語で言えば *Art*（本性、性質、持ち前）、*Wesen*（本質）に当たる。このことは、遊びの楽しさは人間にとって本性的なものであり、「いかなる分析にも理論的解釈にも抵抗」する「それ以上遡り得ない」事態であることを示すとされる（Vgl. Huizinga, a.a.O., S.11）。しかし、本文で述べたとおり、遊びの楽しさは、人間の本来的な在り方である自由に立ち戻ることに由来する。それゆえ、遊びの楽しさは、オランダ語で *aardigheid*（人間の本性に即していること）と呼ばれるのではないだろうか。

601) 以下に挙げる事例は、加藤誠之、「登校拒否児の辛さと教師の関わり—『負い目』の問題を手がかりとして—」、『人間性心理学研究』第 14 卷第 2 号、1996 で公表されている事例である。

602) 奥地、前掲書、p.124。

603) EN, p.73.

604) Cf. ibid.

605) Ibid.

606) 横湯、前掲書、1985, pp.147 以下参照。

607) P さんは後に、自分の行為について「学校という枠ぐみの中の私と、その外の私という区別をなくしたのではないかと思います」、「『学校にいる』というのは、変に自分を萎縮させることではないんだ、みたいな感じでした」と語っている（横湯、前掲書、1985, p.175 参照）。彼女は、常識的には悪とされる行為を横湯によって受容され、自分は学校の中で自分の自由を思いのままに行使しても、他者によって非難されないと思えるようになったのである。それゆえ、彼女はこの経験以降、学校の中で罪責感を覚えて「萎縮」することなく、自分の自由を思いのままに行使し実感し得るようになったのである。なお、横湯は P さんの行為について、「学校においてビールを飲むことに対して、私は断固として反対で許すことはできない」と述べつつ、「しかし、同時に治療的教育に意味を持つと判断する場合は結果として黙視し…（中略）…そのことが、本人の内面にいかなる影響を与え、意味を持ったかを、待つことによってかかわっていくという意味での、私の立場を説明しておきたいと思う」と述べている（横湯、前掲書、1985, p.176 参照）。

608) Vgl. Gadamer, a.a.O., S.107.

609) 本稿では、自分に対して一定の振舞いを要求する他者に対して反抗的で、学校・社会の規範に抵触しがちな生徒を、教員の間でよく用いられている言葉を借りて、ヤンチャな生徒と呼ぶ。なお、柿内真紀・大谷直史・太田美幸は、2010（平成 22）年に発表した論文で「…（前略）『やんちゃ』という言葉は、定時制高校での聞き取り調査のなかでしばしば教員から聞かれた言葉で、昔のヤンキーやワルほどではないが逸脱傾向を持っている生徒を指す言葉である」と述べている（柿内真紀・大谷直史・太田美幸、「現代における定時制高校の役割」（『鳥取大学生涯教育総合センター研究紀要』第 6 号）、2010, p.18 参照）。

第 9 章

- 610) ハーシ, T. (Hirschi, T.) は, 1969 年に刊行した著作で「非行及び逸脱行動に関する基本的な視角」として①緊張理論又は動機理論, ②コントロール理論又は絆理論, ③文化的逸脱理論を挙げている (Cf. Hirschi, T., *Causes of Delinquency*, Transaction Publishers, New Brunswick (U. S. A.) and London (U. K.), 2009 (邦訳: ハーシ, T. (森田洋司・清水新二監訳), 『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて—』, 文化書房博文社, 1995) , pp.3-15)。我が国では, これにラベリング理論を組み込んで修正した分類が用いられている (森田洋司, 「解説・ハーシの社会的絆の理論—あとがきにかえて—」(ハーシ, T., 前掲書), p.370 参照)。
- 611) 森田, 前掲論文, p.370 参照。
- 612) Merton, R. K., *Social Theory and Social Structure* (revised and enlarged edition), The Free Press, 1967 (邦訳: マートン, R. K. (森東吾・森好夫・金沢実他訳), 『社会理論と社会構造』, みすず書房, 1961) , p.139.
- 613) Cf. ibid. pp.139ff.
- 614) Cf. Cloward, R. & Ohlin, L.E., *Delinquency and Opportunity*, Routledge, Oxon (imprint of the Taylor & Francis Group, New York) , 2011, pp.106-107.
- 615) 森田, 前掲論文, p.370 参照。
- 616) 田村雅幸・麦島文夫, 「暴走族の実態分析(1)—加入少年の特性について—」(『科学警察研究所報告・防犯少年編』第 16 卷第 2 号), 1975, pp.39 以下参照。
- 617) 同上, p.40 参照。
- 618) 同上参照。
- 619) 同上参照。
- 620) 同上, pp.50 ~ 51 参照。
- 621) 同上参照。
- 622) 同上参照。
- 623) 大阪府暴走族問題研究会, 「暴走族問題に関する調査研究—暴走族と中学生との比較—報告書」(大阪府企画部青少年対策課複製, 大阪府立図書館所蔵), 1982, pp.1 以下参照。
- 624) 同上, p.19 参照。
- 625) 矢島正見, 『少年非行文化論』, 学文社, 1996, pp.73 ~ 78 参照。具体的には, 『青少年白書』(昭和 46 年版) で, 「軽微な一過性のいわゆる『遊び型非行』」という記述が見られる (総理府青少年対策本部編, 『青少年白書—青少年問題の現状と対策—』(昭和 46 年版), 大蔵省印刷局, 1971, p.118 参照)。また, 1976 (昭和 51) 年『犯罪白書』では, 法務省法務総合研究所と同省刑事局とが共同で実施した「犯罪少年の実態に関する調査」(法務省特別調査)についての記載があり, ここで「いわゆる遊び型少年犯罪には, その他の型のものとは異なった特性を認めることができる」という記述が見られる (http://hakusyo1.moj.go.jp/17/nfm/n_17_2_3_1_2_0.html (2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認) 参照)。また, 1977 (昭和 52) 年版『警察白書』では, 「内容的にも児童, 生徒や女子の非行が目立ち, ごく普通の家庭の少年によるいわゆる遊び型非行が多発し」という記述が見られる (警察庁編, 『警察白書』(昭和 52 年版) (<http://www.npa.go.jp/hakusyo/s52/s520400.html>, 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認) 参照)。

- 626) 同上, p.80 参照。
- 627) 同上, pp.99 ~ 100 参照。
- 628) 同上, pp.102 ~ 103 参照。
- 629) 同上, p.103。
- 630) 同上参照。
- 631) 同上, p.107 参照。
- 632) 佐藤郁哉,『暴走族のエスノグラフィー——モードの叛乱と文化の呪縛—』,新曜社,1984, p.57。
- 633) 大村英昭,『非行の社会学』(新版),世界思想社,1989, p.55。
- 634) グループ<フルスロットル>編,『ボア・アップ! 暴走族: 暴走列島'80part2』(第2版),第三書館,1980, p.333。
- 635) 佐藤郁哉, 前掲書, p.44 参照。〔 〕内の文言は佐藤郁哉自身による補足である。
- 636) 佐々木光郎,『増補「いい子」の非行一家裁の非行臨床から—』,春秋社,2003, pp.115 ~ 116。
- 637) 森田, 前掲論文, p.370 参照。
- 638) Cf. Hirschi, op.cit., pp.16ff.
- 639) Cf. ibid., p.18.
- 640) Cf. ibid., p.20.
- 641) Cf. ibid.
- 642) Cf. ibid., p.22.
- 643) グループ<フルスロットル>, 前掲書, p.344。
- 644) Cf. Hirschi, op.cit., p.23.
- 645) Cf. ibid.
- 646) Cf. ibid., p.24.
- 647) Cf. Sykes, G. M. & Matza, D., *Techniques of Neutralization : A Theory of Delinquency* (*American Sociological Review* vol.22, No.6), 1957, pp.664-670.
- 648) Cf. ibid, pp.667-670.
- 649) ここで挙げた少年の言葉は, 筆者の以前の論文に掲載され, 既に公表されている(加藤誠之,「非行少年にとっての『仲間の評価』の意味の解明—『世間』に関するハイデッガーの思索に基づいて—」(『人間関係学研究』第9巻第1号), 2002, p.62 参照)。
- 650) Cf. Cohen, A. K. & Short, J. F., Jr., *Reseach in Delinquent Subcultures, Journal of Social Issues*, 1958, p.30.
- 651) 森田, 前掲論文, p.371 参照。
- 652) Cf. Sutherland, E. H, *Principle of Criminology* (4th edition), J. B. Lippincott Company, Philadelphia, 1947 (邦訳: サザランド, E. H. (東京大学刑法研究室訳),『刑事学原論』,朝倉書店, 1950), p.6.
- 653) Cf. ibid.
- 654) Cf. ibid.
- 655) ここで挙げた少年の言葉は, 筆者の以前の論文に掲載され, 既に公表されている(加藤, 前掲論文, 2002, p.62 参照)。

- 656) Cf. Matza, D., *Delinquency and Drift*, Transaction Publishers, New Brunswick (U. S. A.) and London (U. K.), 1999 (邦訳：マツツア, D. (非行理論研究会(上芝功博・榎本正也・辻本義男他)訳), 『漂流する少年—現代の少年非行論—』, 成文堂, 1986), p.28.
- 657) Ibid.
- 658) Cf. Becker, H. S., *Outsiders : Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press, New York, 1997(邦訳：ベッカー, H. S. (村上直之訳), 『アウトサイダーズ』(新装版), 新泉社, 1993), p.8.
- 659) Cf. ibid., p.9.
- 660) Cf. ibid., pp.31-32.
- 661) Cf. ibid., pp.33.
- 662) Cf. ibid.
- 663) Cf. ibid., pp.32-33.
- 664) Cf. ibid., p.35.
- 665) Cf. ibid., p.37-38.
- 666) ここで挙げた少年の言葉は、筆者の以前の論文に掲載され、既に公表されている（加藤、前掲論文、2002, p.66 参照）。
- 667) Cf. Becker, op.cit., p.44.
- 668) Cf. ibid.
- 669) 郷古秀男、「遊び型非行」(家庭裁判所現代非行問題研究会編著, 『日本の少年非行』, 大成出版社), 1979, p.178 参照。
- 670) 同上, p.179 参照。
- 671) 矢島正見, 「『遊び型』非行の概念的考察」(『犯罪社会学研究』第 5 号, 1980), pp.223 ~ 226 参照。
- 672) 加藤誠之, 「非行を卒業するとき—少年にとって『大人になること』の意味—」(東京大学大学院教育学研究科教育開発学コース『学ぶと教えるの現象学研究 十』), 2004, p.50。
- 673) 安香宏, 『非行少年の人間像』, 有斐閣, 1980, pp.141 ~ 142。
- 674) 矢島, 前掲書, p.84 参照。
- 675) 法務省法務総合研究所編, 前掲書, 2017, p.94 参照。
- 676) 同上参照。
- 677) 同上参照。
- 678) 田村・麦島, 前掲論文, p.49 参照。
- 679) 瓜田吉寿, 『俺たちには土曜しかない』, 二見書房, 1975, p.196 参照。
- 680) グループ<フルスロットル>, 前掲書, p.338。
- 681) 同上, p.351。
- 682) 同上, p.287。なお、原文は「暴走族は… (中略) …ぜいたくな世の中をつくった (後略) …」であるが、「ぜいたくな世の中がつくった」でなければ意味が通らないと考えて修正した。
- 683) 佐藤郁哉, 前掲書, p.124 参照。
- 684) Vgl. SZ, S.134.

- 685) Cf. EN, p.407.
- 686) Cf. ibid.
- 687) Cf. ibid.
- 688) Ibid.
- 689) Cf. ibid.
- 690) Cf. ibid.
- 691) Cf. EN, pp.407-410. なお、サルトルは、愛する人は相手に対して「絶対的な目的」である自分を超えることを自ら禁止すること（interdiction）を求めており、「この禁止は〔相手によって〕自由に同意され得るのでなければならない」と述べている（Cf. EN, p.408）。
- 692) EN, p.407.
- 693) グループ＜フルスロットル＞, 前掲書, pp.313 ~ 314。
- 694) エリクソン, E. H. (Erikson, E. H.) によれば、この言葉は「正常な人間がうまくできなくてはならないことは何だと思うか」という問い合わせに対するフロイトの答えである（Cf. Erikson, E. H., *Identity : Youth and Crisis*, Faber and Faber, London, 1968 (邦訳: エリクソン, E. H. (岩瀬庸理翻訳), 『アイデンティティ』, 金沢文庫, 1973) p.136)。
- 695) 竹内, 前掲書, p.162 参照。
- 696) なお、女子少年は、男子少年よりも更に早い時期に非行を卒業していく。例えば、佐藤郁哉は1984(昭和59)年に刊行した著作の中で、「もう、うちら十七やし、オパンやしな。もう、オチツカなあかんわ」という「レディスのリーダー」の言葉を記載している(佐藤郁哉, 前掲書, p.263 参照)。
- 697) 竹内, 前掲書, pp.144 ~ 146 参照。
- 698) 氏家靖浩, 「僕たちの遊びをわかってほしい—不登校の子どもと遊び—」(麻生武・綿卷徹編, 『遊びという謎』, ミネルヴァ書房), 1998, p.143 参照。
- 699) 佐野双一, 「手記・暴走青春記」(グループ＜フルスロットル＞, 前掲書), 1980, p.38。
- 700) 次章で挙げる事例は、加藤誠之, 「不登校経験者にとっての他者と自由—『存在と無』におけるサルトルの『遊び』論を導きの糸として—」, 『教育哲学研究』第109号, 2014で公表した事例である。

第10章

- 701) Cf. EN, p.627.
- 702) Cf. EN, p.307.
- 703) 梅沢秀監, 『これだけは知っておきたい生徒指導の判例と少年法』, 学事出版, 2010, p.115 参照。
- 704) 同上, pp.115 ~ 116 参照。
- 705) 最近では「毅然とした生徒指導」の解説書として, 2007(平成19)年に山本修司編著『実践に基づく毅然とした生徒指導—荒れた学校を再生するマニュアルー』(教育開発研究所), 2012(平成24)年には山本修司編著『実践に基づく毅然とした指導2—荒れた学校を変革するリーダーシップ—』(教育開発研究所)が刊行されている。

- 706) この箇所の記述では、X高校側の意向もあり、具体的な数字は伏せさせていただいた。
- 707) 北海道の私立全日制高校である北星学園余市高校も、経歴も年齢もバラバラの生徒を受け入れ、多様性を活かした「ごちやまぜ教育」を標榜している（伊藤健治・横関理恵・高嶋真之他、「多様な若者の学びを保障する高校教育：北星学園余市高等学校調査の中間報告」、北海道大学大学院教育学研究科教育行政学研究グループ『公教育システム研究』第13巻、2014、p.64参照）。
- 708) 澤登俊雄、『少年法入門』（第6版）、有斐閣、2015、p.1参照。
- 709) 矢野智司、「悪—悪の体験と自己変容—」（田中・今井、前掲書）、2009、pp.163-164。

初出一覧

本稿に関連する論文の初出は以下のとおりである。ただし、いずれも本論文への収録に際し、大幅な加筆修正及び再構成を施している。

*第1章

加藤誠之, 「不登校の有する社会的性格に関する考察—長岡利貞の『欠席論』を手掛かりとして—」(『人間関係学研究』第15巻第1号), 2008

加藤誠之, 「遊びとしての戦後非行—官庁統計のデータに基づいて—」(『人間関係学研究』第11巻第1号), 2004

*第2章

書き下ろし

*第3章

加藤誠之, 「登校拒否児の辛さの解明—一人間として生きることの意味をめぐって—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻), 1995 (『教育学論説資料』第15号第3分冊, 論説資料保存会, 1999に転載)

*第4章

書き下ろし

*第5章

加藤誠之, 「思春期問題としての不登校—『自我体験』に関する現象学的考察を手掛かりとして—」(『人間関係学研究』第14巻第1号), 2007

加藤誠之, 「大学生の自我体験に関する事例研究—意識の無化作用に関するサルトルの思索を手がかりとして—」(『高知大学学術研究報告』第58巻), 2009

*第6章

加藤誠之, 「不登校児の自由と教師の関わり—垂範的顧慮と尽力的顧慮に関するボスの思索を導きの糸として—」(『人間関係学研究』第5巻第1号), 1998

*第7章

加藤誠之, 「登校拒否児の辛さと教師の関わり—『負い目』の問題を手がかりとして—」(『人間性心理学研究』第14巻第2号), 1996

加藤誠之, 「不登校児に見る『悪い子の演技』の意味の解明—『世間』に関するハイデ

ッガーの思索を導きの糸として—』(『人間関係学研究』第6巻第1号), 1999

*第8章

加藤, 前掲論文, 1996

*第9章

加藤誠之, 「非行を卒業するとき—少年にとって『大人になること』の意味—」(東京大学大学院教育学研究科学校教育開発学コース『学ぶと教えるの現象学研究 十』), 2004

加藤誠之, 「非行の有する遊びとしての性格—自由と遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として—」(『生活指導研究』第31号), 2014

加藤誠之, 「非行の臨床哲学—サルトルから考える—」(『理想』第694号, 理想社), 2015

加藤誠之, 「『遊び型』非行に内在する統制的機能—自由と遊びに関するサルトル, J. P. の思索を手掛かりとして—」(『理論心理学研究』第18巻第1号), 2017

*第10章

加藤誠之, 「不登校経験者にとっての他者と自由—『存在と無』におけるサルトルの『遊び』論を導きの糸として—」(『教育哲学研究』第109号, pp.55~73), 2014

文献一覧

本稿で言及した文献は以下のとおりである。ただし、①官公庁の通知、②語学的なことを確認するために参照した辞典・事典は省略した。

- 安香宏,『非行少年の人間像』,有斐閣,1980
- 天谷祐子,「『私』への『なぜ』という問い合わせについて:面接法による自我体験の報告から」(『発達心理学研究』第13巻第3号),2002
- 天谷祐子,「質問紙調査による『私』への『なぜ』という問い合わせ—自我体験—の検討」(『発達心理学研究』第15巻第3号),2004
- 青木勝・大磯英雄・村上靖彦・石川昭雄・高橋俊彦,「異形恐怖 Dysmorphophobie について—青年期に好発する異常な確信的体験(第4報)ー」(『精神医学』第17巻第12号,医学書院),1975
- 朝日新聞山形支局,『マット死事件—見えない"いじめ"の構図ー』,太郎次郎社,1994
- 朝倉影樹,『登校拒否のエスノグラフィー』,彩流社,1995
- Becker, H. S., *Outsiders : Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press, New York, 1997 (邦訳:ベッカー, H. S. (村上直之訳),『アウトサイダーズ』(新装版),新泉社,1993)
- Blankenburg, W., "Der Verlust der Natürlichen Selbstverständlichkeit : Ein Beitrag zur Psychopathologie symptomarer Schizophrenien", Parodos Verlag, Berlin, 2012 (邦訳:ブランケンブルク, W. (木村敏・岡本進・島広嗣訳),『自明性の喪失一分裂病の現象学ー』,みすず書房,1978)
- Boss, M., *Psychoanalyse und Daseinsanalytik*, Kindler Verlag, München, 1980 (邦訳:ボス, M. (笠原嘉・三好郁男訳),『精神分析と現存在分析』,みすず書房,1962)
- Broadwin, I. T., *A Contribution to the Study of Truancy (American Journal of Orthopsychiatry)* , Vol.2(3), 1932
- Bühler, Ch., *Das Seeleleben des Jugendlichen*, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main, 1975 (邦訳:ビューラー, Ch. (原田茂訳),『青年の精神生活』,協同出版株式会社,1969)
- Caillois, R., *Les jeux et les hommes : Le masque et vertige*, Édition Gallimard, Paris, 2009 (邦訳:カイヨワ, R. (多田道太郎・塚崎幹夫訳),『遊びと人間』,講談社,1990)
- 著者不明,「速報:高校教員が生徒に対し体罰を加え死亡させた事案につき懲役三年の実刑が言い渡された事例」,判夕589号,1986
- 著者不明,「30代まで尾引く登校拒否症 早期完治しないと無気力症に」(1988(昭和63)年9月16日付け『朝日新聞』東京夕刊),1998
- 著者不明,「判例特報1:戸塚ヨットスクール事件第1審判決」,判時1449号,1993
- 著者不明,「判例特報2:いわゆる校門指導のため,レール式鉄製門扉を閉鎖する行為により,登校してきた女子生徒が…(中略)…死亡した事件につき…(中略)…被告人の過失責任を肯定し,業務上過失致死罪の成立が認められた事例—女子高生校門圧死事件

判決一」, 判時 1460 号, 1993

著者不明, 「県立高校二年生の女子が陸上競技部の顧問教諭から体罰や説諭を受け, 自殺した場合において, 右体罰等と自殺との間に相当因果関係はないとして県に精神的損害に対する三〇〇万円の支払いが命じられた事例」, 判時 1487 号, 1994

著者不明, 「生徒に体罰を加えて死亡させた教師に対し実刑を言い渡した事例」, 判タ 906 号, 1996

著者不明, 「女子高校の教諭が, 生徒に体罰として暴行を加え死亡させた事件につき, 懲役二年の実刑を言い渡した原判決が控訴審で維持された事例」, 判時 1580 号, 1996

著者不明, 「生徒に体罰を加えて死亡させた教師に対し懲役二年の実刑を言い渡した第一審判決の量刑が, 控訴審においてもやむを得ないものとして維持された事例」, 判タ 921 号, 1996

著者不明, 「判例特報 : 戸塚ヨットスクール事件控訴審判決」, 判時 1603 号, 1997

著者不明, 「市立中学校生徒の非行につき, 担任教師らが体罰として, 砂浜に首まで生き埋めにしたことにつき違法性を認め, 市に国家賠償責任が認められた事例」, 判時 1605 号, 1997

著者不明, 「特報 : 山形マット死事件損害賠償請求訴訟第一審判決」, 判タ 1108 号, 2003

著者不明, 「判例特報 : 市立中学校の体育館用具庫でマットの中で生徒が死亡した事件につき, 元生徒七名の行為によるものとして求めた損害賠償請求を棄却した第一審判決を取り消し, 元生徒七名の損害賠償責任が認められた控訴審判決—山形マット死民事訴訟控訴審判決一」, 判時 1864 号, 2004

Cloward, R. & Ohlin, L. E., *Delinquency and Opportunity*, Routledge, Oxon (imprint of the Taylor & Francis Group, New York), 2011

Cohen, A. K. & Short, J. F., Jr., *Research in Delinquent Subcultures*, Journal of Social Issues, 1958

Delius, R. v., *Schöpfertum*, 2. Aufl., Otto Reichl Verlag, Darmstadt, 1922

遠藤野ゆり, 『虐待された子どもたちの自立—現象学からみた思春期の意識—』, 東京大学出版会, 2009

Erikson, E. H., *Identity : Youth and Crisis*, Faber and Faber, London, 1968 (邦訳 : エリクソン, E. H. (岩瀬庸理翻訳), 『アイデンティティ』, 金沢文庫, 1973)

藤井誠二, 『暴力の学校 倒錯の街—福岡・近畿大附属女子高校殺人事件—』, 朝日新聞社, 2002

藤本淳三, 「登校拒否は疾病か」(『臨床精神医学』第 3 卷第 6 号), 1974

不登校生徒に関する追跡調査研究会, 「『不登校に関する実態調査』～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」(この報告書は大部のため, 「不登校に関する実態調査～平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～(概要版)」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1349956.htm (2014 (平成 26) 年 7 月 9 日公表, 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認)) に五つの PDF に分割して掲載されている。すべての URL を記すのは煩雑に過ぎるので, 上記のページを記すに留めた)

Gadamer, H. G., *Wahrheit und Methode : Grundzüge einer philosophischen Hermeneutik*, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1990 (邦訳 : ①ガダマー, H. G. (轡田収・麻生建・三島憲一他訳), 『真理と方法 I』, 法政大学出版局, 1986 ②ガダマー, H. G. (轡田収・卷田悦郎訳), 『真

- 理と方法Ⅱ』, 法政大学出版局, 2008 ③ガダマー, H. G. (轡田収・三浦國泰・巻田悦郎訳), 『真理と方法Ⅲ』, 法政大学出版局, 2012)
- 現代教育研究会 (研究代表:森田洋司), 「不登校に関する実態調査—平成5年度不登校生徒追跡調査報告書一」, 2001 (森田洋司編著, 『不登校—その後・不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』, 教育開発研究所, 2003 に添付の CD-ROM に収録)
- 郷古秀男, 「遊び型非行」(家庭裁判所現代非行問題研究会編著, 『日本の少年非行』, 大成出版社), 1979
- グループ<フルスロットル>編, 『ボア・アップ! 暴走族: 暴走列島'80part2』(第2版), 第三書館, 1980
- 波田あい子, 「私であること／母親であること, そして家族—現代女性のジレンマの構造一」(斎藤学・波田あい子, 『女らしさの病—臨床精神医学と女性論一』, 誠信書房), 1986
- 濱野玲奈, 「地域差から見た不登校—公式統計を手掛かりに—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第41巻), 2001
- 花谷深雪・高橋智, 「戦後日本における『登校拒否・不登校』問題のディスコース—登校拒否・不登校の要因および対応策をめぐる言説史一」(『東京学芸大学紀要(第1部門・教育科学)』第55巻), 2004
- 原田琢也, 「八〇年代校内暴力の『終息過程』」(柿沼昌芳・永野恒雄, 『校内暴力—戦後教育の検証2—』, 批評社), 1997
- Heidegger, M., *Sein und Zeit*, Max Niemeyer Verlag, Tübingen, 1986 (邦訳:ハイデッガー, M. (原佑責任編集), 『世界の名著74ハイデッガー』, 中央公論社, 1991)
- 平井信義, 『登校拒否児』, 新曜社, 1978
- Hirschi, T., *Causes of Delinquency*, Transaction Publishers, New Brunswick(U. S. A.) and London(U. K.), 2009, pp.3-15 (邦訳:ハーシー, T. (森田洋司・清水新二監訳), 『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて—』, 文化書房博文社, 1995)
- 菱山陽子・古川八郎, 「学校ぎらいの統計研究(2)—全国における出現率の推移と社会的要因の考察—」(『児童精神医学とその近接領域』第23巻4号), 1982
- 保坂展人&トーキング・キッズ編, 『先生, その門を閉めないで—告発●兵庫県立神戸高塚高校「圧死事件」—』, 労働教育センター, 1990
- 保坂亨, 「不登校の実態調査:類型分類の観点から」(『千葉大学教育学部研究紀要I(教育科学編)』第47巻), 1999
- 保坂亨, 「学校を欠席する子どもたち—長期欠席・不登校から学校教育を考える—」, 東京大学出版会, 2000
- 保坂亨, 「展望:不登校をめぐる歴史・現状・課題」(『教育心理学年報』第41集), 2002
- 保坂亨, 「長期欠席(不登校)の中の『危険な欠席』と『行方不明』」(平成22年~24年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書, 「『学校に行かない』子どもの教育権保障を巡る教育臨床社会学的研究」, 研究代表者:酒井朗), 2013
- 細井敏彦, 『校門の時計だけが知っている—私の「校門圧死事件」—』, 草思社, 1993
- 法務省法務総合研究所編, 『犯罪白書』(昭和51年版), (<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/17/nfm/mokuj.html> (2018(平成30)年1月16日最終確認))。
- 法務省法務総合研究所編, 『犯罪白書』(平成29年版), 昭和情報プロセス株式会社, 2017

- 法務省人権擁護局監修・人権実務研究会編,『不登校児の実態について—不登校児人権実態調査報告結果—』,大蔵省印刷局, 1989
- Huizinga, J., *Homo Ludens : vom Ursprung der Kultur im Spiel*, Rowohlt Taschenbuch Verlag, Reinbek bei Hamburg, 2011 (邦訳: ホイジンガ, J. (高橋英夫訳), 『ホモ・ルーデンス—人類文化と遊戯—』, 中央公論社, 1976)
- 今村洋子,「これが潮時という感覚」(『月刊少年育成』第44巻8号, 大阪少年補導協会), 1999
- 稻村博,『登校拒否の克服—続・思春期挫折症候群—』, 新曜社, 1988
- 稻村博,『不登校の研究』, 新曜社, 1994
- 伊佐敷隆弘,「因果と決定論」(『宮崎大学教育文化学部紀要(人文科学)』第21号), 2009
- 石川憲彦・内田良子・山下英三郎編,『子どもたちが語る登校拒否—402人のメッセージ—』, 世織書房, 1993
- 伊藤健治・横関理恵・高嶋真之他,「多様な若者の学びを保障する高校教育: 北星学園余市高等学校調査の中間報告」(北海道大学大学院教育学研究科教育行政学研究グループ『公教育システム研究』第13巻), 2014
- 岩間秀幸,『『学校化社会』と子ども(一九八〇年代)』(高橋勝・下山田裕彦編著, 『子どもの<暮らし>の社会史』, 川島書店), 1995
- Johnson, A. M. et al., *School Phobia (American Journal of Orthopsychiatry, Vol.11(4))*, 1941
- 梶田叡一,『自己意識の心理学』(第2版), 東京大学出版会, 1988
- 柿内真紀・大谷直史・太田美幸,「現代における定時制高校の役割」(『鳥取大学生涯教育総合センター研究紀要』第6号), 2010
- 笠原嘉,『青年期』, 中央公論社, 1977
- 春日耕夫,『「よい子」という病—登校拒否とその周辺—』, 岩波書店, 1997
- 加藤誠之,「登校拒否児の辛さの解明—人間として生きることの意味をめぐって—」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻), 1995 (『教育学論説資料』第15号第3分冊, 論説資料保存会, 1999に転載)
- 加藤誠之,「登校拒否児の辛さと教師の関わり—『負い目』の問題を手がかりとして—」(『人間性心理学研究』第14巻第2号), 1996
- 加藤誠之,「不登校児の自由と教師の関わり—垂範的顧慮と尽力的顧慮に関するボスの思索を導きの糸として—」(『人間関係学研究』第5巻第1号), 1998
- 加藤誠之,「不登校児に見る『悪い子の演技』の意味の解明—『世間』に関するハイデッガーの思索を導きの糸として—」(『人間関係学研究』第6巻第1号), 1999
- 加藤誠之,「非行少年にとっての『仲間の評価』の意味の解明—『世間』に関するハイデッガーの思索に基づいて—」(『人間関係学研究』第9巻第1号), 2002
- 加藤誠之,「遊びとしての戦後非行—官庁統計のデータに基づいて—」(『人間関係学研究』第11巻第1号), 2004
- 加藤誠之,「非行を卒業するとき—少年にとって『大人になること』の意味—」(東京大学大学院教育学研究科教育開発学コース『学ぶと教えるの現象学研究 十』), 2004
- 加藤誠之,「思春期問題としての不登校—『自我体験』に関する現象学的考察を手掛かりとして—」(『人間関係学研究』第14巻), 2007
- 加藤誠之,「不登校の有する社会的性格に関する考察—長岡利貞の『欠席論』を手掛かり

- として—』(『人間関係学研究』第15巻第1号), 2008
加藤誠之, 「大学生の自我体験に関する事例研究—意識の無化作用に関するサルトルの思索を手がかりとして—」(『高知大学学術研究報告』第58巻), 2009
加藤誠之, 「不登校経験者にとっての他者と自由—『存在と無』におけるサルトルの『遊び』論を導きの糸として—」(『教育哲学研究』第109号), 2014
加藤誠之, 「非行の有する遊びとしての性格—自由と遊びに関するサルトルの思索を導きの糸として—」(『生活指導研究』第31号), 2014
加藤誠之, 「『遊び型』非行に内在する統制的機能—自由と遊びに関するサルトル, J. P. の思索を手掛かりとして—」(『理論心理学研究』第18巻第1号), 2017
加藤誠之, 「非行の臨床哲学—サルトルから考える—」(『理想』第694号, 理想社), 2015
河合洋, 『学校に背を向ける子どもたち—なにが登校拒否を生みだすのか—』, 日本放送出版協会, 1986
警察庁編, 『警察白書』(昭和51年版～昭和61年版) (<http://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/>, 2018 (平成30) 年1月16日最終確認)
貴戸理恵, 『不登校は終わらない—「選択」の物語から<当事者>の語りへ—』, 新曜社, 2004
木村敏, 『自覚の精神病理』, 紀伊國屋書店, 1978
北村陽英, 「ある中学校の場合—不登校生徒の実態と症例—」(『発達』第17号, ミネルヴァ書房), 1984
北村栄一・北村陽英・西口俊樹他, 「一公立中学校における過去15年間の不登校の実態」
『児童青年精神医学とその近接領域』第24巻第5号), 1983
Klein, E., "The Reluctance to Go to School" (The Psychoanalytic Study of the Child, vol.1), 1945
子どもの健康を考える会(代表: 鈴木泰子)編, 『今なぜ学校カウンセリングか(新装版)』,
現代書館, 1995
小出浩之, 「分裂病から見た思春期」(中井久夫・山中康裕編, 『思春期の精神病理と治療』,
岩崎学術出版社), 1978
小泉英二, 「登校拒否とは何か」(小泉英二編著, 『登校拒否—その心理と治療—』, 学事
出版), 1973
黒田健次, 「登校拒否児の治療訓練キャンプ」(『児童精神医学とその近接領域』第14巻4
号), 1973
黒沢幸子, 『指導援助に役立つスクールカウンセリング・ワークブック』, 金子書房, 2002
黒沢幸子・森俊夫, 「家庭内暴力を伴った不登校女児への『問題の外在化』アプローチの
適用—『問題の外在化』による自我統合プロセス, およびスクールカウンセリングにお
ける『問題の外在化』の効用に関する考察—」(『臨床心理学』第1巻第2号, 金剛出
版), 2001
Laing, R. D., "The Divided Self : An Existential Study in Sanity and Madness", Penguin Books,
1965 (邦訳: レイン, R. D. (坂本健二・志貴春彦・笠原嘉訳), 『ひき裂かれた自己—
分裂病と分裂病質の実存的研究』, みすず書房, 1971)
Leventhal, T. & Sills, M., "Self-Image in School Phobia" (American Journal of Orthopsychiatry,
vol.34), 1964
真仁田昭・堀内聰, 「情緒障害児のキャンプ療法に関する研究」(『教育相談研究』第13巻),

1973

- 増井美保子, 「不登校の臨床像—症状とその経過—」(杉山信作編著, 『登校拒否と家庭内暴力』, 新興医学出版社), 1990
- Matza, D., *Delinquency and Drift*, Transaction Publishers, New Brunswick (U. S. A.) and London (U. K.), 1999 (邦訳: マツツア, D. (非行理論研究会 (上芝功博・榎本正也・辻本義男他) 訳), 『漂流する少年—現代の少年非行論—』, 成文堂, 1986)
- Merton, R. K., *Social Theory and Social Structure* (revised and enlarged edition), The Free Press, 1967 (邦訳: マートン, R. K. (森東吾・森好夫・金沢実他訳), 『社会理論と社会構造』, みすず書房, 1961)
- 文部科学省, 学校基本調査の年次統計 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?bid=000001015843&cy-code=0%EF%BC%88> (2017 (平成 29) 年 12 月 22 公開 (更新), 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認))
- 文部科学省, 「『教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査』結果」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/09/07/1361477_03.pdf (2015 (平成 27) 年 8 月 26 日公表, 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認))
- 文部科学省国立教育政策研究所, 『生徒指導資料第 1 集（改訂版）生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—』(<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1syu-kaitei/1syu-kaitei090330/1syu-kaitei.zembun.pdf>, 2009 (平成 21) 年 3 月付け (日の記載なし), 2018 (平成 30) 年 1 月 6 日最終確認)
- 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室, 「平成 28 年度学校基本調査について」, (http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/, 2016 (平成 28) 年 12 月 22 日付け, 2018 (平成 30) 年 1 月 6 日最終確認)
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成 27 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について（確定値反映）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/_icsFiles/afieldfile/2017/02/28/1382696_001_1.pdf 及び http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/_icsFiles/afieldfile/2017/02/28/1382696_002_1.pdf (2017 (平成 29) 年 2 月 28 日付け, 2018 (平成 30) 年 1 月 16 日最終確認))
- 文部省, 生徒指導資料第 17 集『生徒の健全育成をめぐる諸問題—校内暴力問題を中心にして—』, 大蔵省印刷局, 1982
- 文部省, 生徒指導資料第 18 集・生徒指導研究資料第 12 集『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—（中学校・高等学校編）』, 大蔵省印刷局, 1984
- 文部省初等中等教育局, 「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—（学校不適応対策調査研究協力者会議報告）」, 発行所不明 (北海道教育大学付属図書館旭川分館所蔵), 1992
- 森田伸子, 「<子ども＝孤独なコギト>—『子どもたちが語る登校拒否』を読む—」(森田尚人・藤田英典・黒崎勲他編, 『教育学年報 2 学校＝規範と文化』, 世織書房), 1993
- 森田洋司, 「解説・ハーシの社会的絆の理論—あとがきにかえて—」(ハーシ, T. (森田洋司・清水新二監訳), 『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて—』, 文化書房博文社), 1995,
- 森田洋司編著, 『不登校—その後・不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』, 教育開発研

究所, 2003

森田洋司・清永賢二, 『いじめ—教室の病一』(新訂版), 金子書房, 1994

森俊夫, 『先生のためのやさしいブリーフセラピー—読めば面接が楽しくなる一』, ほんの森出版, 2000

村瀬孝雄, 「思春期の諸相」(河合隼雄編, 『岩波講座・精神の科学第6巻・ライフサイクル』, 岩波書店), 1983

長岡利貞, 『欠席の研究』, ほんの森出版, 1995

内閣府政策統括官(共生社会政策担当), 「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf_index.html (2010年7月公表(日の記載なし), 2018(平成30)年1月16日最終確認))

中島義明・安藤清志・子安增生他編, 『心理学事典』, 有斐閣, 1999

西村洲衛男, 「思春期の心理」(中井久夫・山中康裕編『思春期の精神病理と治療』, 岩崎学術出版社), 1978

野上芳美・矢花英美子, 「気晴らし食い(Binge Eating)について」(下坂幸三編『過食の病理と治療』, 金剛出版), 1991

生越達, 「先行研究に基づく登校拒否児の現象学的研究の試み」, 東京大学教育学部教育方法学研究室『学ぶと教えるの現象学研究**』, 1989

生越達, 「能動的受動としての『受動』についての一考察—登校拒否児研究を背景とし, ハイデガー, ブーバーの思索を導きとして—」(東京大学教育学部教育方法学研究室『学ぶと教えるの現象学研究***』), 1991

岡田隆介, 「不登校の類型分類」(杉山信作編著, 『登校拒否と家庭内暴力』, 新興医学出版社), 1990

大河内祥晴, 「『分かってほしい』の遺志を伝えていきたい」(信州の教育と自治研究所・あいち県民教育研究所・にいがた県民教育研究所・民主教育研究所編, 『いじめ自殺—子を亡くした親たちのメッセージー』, かもがわ出版), 1998

大村英昭, 『非行の社会学』(新版), 世界思想社, 1989

奥地圭子, 「学校とはなにか, 子育てとはなにかを問われて」(渡辺位編著, 『登校拒否—学校に行かないで生きるー』, 太郎次郎社), 1983

奥地圭子, 『登校拒否は病気じゃない—私の体験的登校拒否論—』, 教育史料出版会, 1989

大阪府暴走族問題研究会, 「暴走族問題に関する調査研究—暴走族と中学生との比較—報告書」(大阪府企画部青少年対策課複製, 大阪府立図書館所蔵), 1982

大阪府の不登校対策を考える市民連絡会, 『とどけ!当事者の声—大阪府・不登校半減政策をめぐってー』, 大阪府の不登校対策を考える市民連絡会, 2005

太田克子, 「スクールカウンセラーのあり方をめぐる歴史的体験」(『三重大学教育実践総合センター紀要』第24号), 2004

小沢牧子, 『「心の専門家」はいらない』, 洋泉社, 2002

西條隆繁, 『登校拒否—誤解と偏見からの脱出ー』, 高文研, 1987

最高裁判所第二小法廷決定 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/057/058057_hanrei.pdf (2018(平成30)年1月16日最終確認))

斎藤環, 『社会的引きこもり—終わらない思春期ー』, PHP研究所, 1998

- 斎藤環, 『「ひきこもり」救出マニュアル』, PHP 研究所, 2002
- 佐野双一, 「手記・暴走青春記」(グループ<フルスロットル>編, 『ボア・アップ! 暴走族 : 暴走列島'80part2』(第2版), 第三書館), 1980
- Sartre, J. P., *La Nausée*, Édition Gallimard, Paris, 1972 (邦訳: サルトル, J. P. (白井浩司訳), 『嘔吐』(改訂新装版), 人文書院, 1994)
- Sartre, J. P., *L'être et le néant — essai d'ontologie phénoménologique* — Édition Gallimard, Paris, 1996 (邦訳: サルトル, J. P. (松浪信三郎訳), 『存在と無—現象学的存在論の試み—』第1巻~第3巻, 筑摩書房, 第1巻 2007, 第2巻 2007, 第3巻 2008)
- 佐々木光郎, 『増補「いい子」の非行一家裁の非行臨床から—』, 春秋社, 2003,
- 佐藤郁哉, 『暴走族のエスノグラフィー—モードの叛乱と文化の呪縛—』, 新曜社, 1984
- 佐藤修策, 「神経症的登校拒否行動の研究」(『岡山県中央児童相談所紀要』第4集), 1959
- 佐藤修策, 『登校拒否児』, 国土社, 1968
- 澤登俊雄, 『少年法入門』(第6版), 有斐閣, 2015
- 篠原史・石井千代美・鈴木香他, 「なぜ学校に行かなくてはいけないの?」(渡辺位編著, 『登校拒否—学校に行かないで生きる—』, 太郎次郎社), 1983
- 相馬誠一・花井正樹・倉淵泰佑編著, 『適応指導教室—よみがえる「登校拒否」の子どもたち—』, 学事出版, 1998
- 総理府青少年対策本部編, 『青少年白書—青少年問題の現状と対策—』(昭和46年版), 大蔵省印刷局, 1971
- Sempé-Goscinny, *Le petit Nicolas*, Éditions Denöel, Paris, 1960
- Spranger, E., *Psychologie des Jugendalters*, Verlag Quelle & Meyer, Leipzig, 1925 (邦訳: シュランガー, E. (原田茂訳), 『青年の心理』, 共同出版株式会社, 1973)
- Sutherland, E. H., *Principle of Criminology* (4th edition), J. B. Lippincott Company, Philadelphia, 1947 (邦訳: サザランド, E. H. (東京大学刑法研究室訳), 『刑事学原論』, 朝倉書店, 1950)
- 鈴木英一郎・西村もゆ子・大杉真紀・高城絵里子, 「短期療法(ブリーフセラピー)の効用と課題について」(『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要・心理発達科学』第49巻), 2002
- Sykes, G. M. & Matza, D., *Techniques of Neutralization : A Theory of Delinquency* (*American Sociological Review* vol.22, No.6), 1957
- Takagi, R, "Mental Mechanisms of School Phobia and its Prevention" (*Acta Paedopsychiatrica*, vol.30), 1963
- 高木隆郎, 「登校拒否の心理と病理」(『季刊精神療法』第3巻3号, 金剛出版), 1977
- 高石恭子, 「初期及び中期青年期の女子における自我体験の様相」(『京都大学学生懇話室紀要』第19巻), 1990
- 高石恭子, 「子どもが<私>と出会うとき」(渡辺恒夫・高石恭子編, 『<私>という謎—自我体験の心理学—』, 新曜社), 2004
- 高岡健, 「『どうする?』を考える(治療論)」(門眞一郎・高岡健・滝川一廣, 『不登校を解く』, ミネルヴァ書房), 1998
- 竹内常一, 『子どもの自分くずしと自分づくり』, 東京大学出版会, 1987
- 滝川一廣, 「思春期における食事の障害」(中井久夫・山中康裕編, 『思春期の精神病理と

- 治療』, 岩崎学術出版社), 1978
- 滝川一廣, 「『なぜ?』を考える(成因論)」(門眞一郎・高岡健・滝川一廣, 『不登校を解く』, ミネルヴァ書房), 1998
- Talbot, M., "School Phobia ; Workshop, 1955. I. Panic in School Phobia" (American Journal of Orthopsychiatry Vol.27) , 1955
- 玉井収介, 『登校拒否』, 教育出版, 1979
- 田村一美, 「18歳の手記—あの喜びをもう一度味わいたい!」(『こみゅんと』第44号, あゆみ出版), 1999
- 田村雅幸・麦島文夫, 「暴走族の実態分析(1)—加入少年の特性について—」(『科学警察研究所報告・防犯少年編』第16巻第2号), 1975
- 田中智志, 「共鳴共振する存在—ハイデッガー／ティリッヒのカイロス—」(東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室『研究紀要』第39号), 2013
- 鑑幹八郎, 「学校恐怖症の研究(Ⅰ)—症状形成にかんする分析的考察—」(『児童精神医学とその近接領域』第4巻第4号), 1963
- 鑑幹八郎, 「登校拒否と不登校—神経症的発現から境界例および登校無関心型へ—」(『児童青年精神医学とその近接領域』第30巻第3号), 1989
- 東京シユーレの子どもたち編著, 『学校に行かない僕から学校に行かない君へ—登校拒否・私たちの選択—』, 教育史料出版会, 1991
- 友田不二男, 『臨床心理学』, 創元社, 1951
- 外山恒一・はやしたけし, 『校門を閉めたのは教師か—神戸高塚高校校門圧殺事件—』, 駒草出版, 1990
- 塚本有美, 『あがないの時間割—ふたつの体罰死亡事件—』(オンデマンド版), 効果書房, 2013
- 内山喜久雄・筒井末春・上里一郎監修, 坂野雄二編, 『メンタルヘルス・シリーズ 登校拒否・不登校』, 同朋舎出版, 1990
- 氏原寛, 『実践から知る学校カウンセリング—教師カウンセラーのために—』培風館, 2000
- 氏家靖浩, 「僕たちの遊びをわかってほしい—不登校の子どもと遊び—」(麻生武・綿卷徹編, 『遊びという謎』, ミネルヴァ書房), 1998
- 梅垣弘, 『登校拒否の子どもたち』, 学事出版, 1984
- 梅沢秀監, 『これだけは知っておきたい生徒指導の判例と少年法』, 学事出版, 2010
- 瓜田吉寿, 『俺たちには土曜しかない』, 二見書房, 1975
- 若林慎一郎, 『登校拒否症』, 医歯薬出版株式会社, 1980
- 鷺見たえ子・玉井収介・小林育子, 「学校恐怖症の研究」(『精神衛生研究』第8巻), 1960
- 渡辺二郎, 『ハイデッガーの実存思想』(新装版), 効果書房, 1985
- 渡辺位, 「病める社会に悩む子どもたち」(渡辺位編著, 『登校拒否—学校に行かないで生きる—』, 太郎次郎社), 1983
- 渡辺位, 「登校拒否の病理(発現のメカニズム)とその対応」(渡辺位, 『子どもたちは訴える—病める社会で病む子ども—』, 効果書房), 1983
- 渡辺恒夫・小松栄一, 「自我体験: 自己意識発達研究の新たなる地平」(『発達心理学研究』第10巻第1号), 1999

渡辺恒夫, 「プロローグースフィンクスの謎から—」(渡辺恒夫・高石恭子編, 『<私>という謎—自我体験の心理学—』, 新曜社), 2004

矢島正見, 「『遊び型』非行の概念的考察」(『犯罪社会学研究』第5号), 1980

矢島正見, 『少年非行文化論』, 学文社, 1996

山本紀子, 「不登校: 中学生の原因, 生活苦も 保護世帯の1割—東京・板橋区調べー」(2009(平成21)年1月30日付け『毎日新聞』東京朝刊), 2009

山本修司編著, 『実践に基づく毅然とした生徒指導—荒れた学校を再生するマニュアルー』, 教育開発研究所, 2007

山本修司編著『実践に基づく毅然とした指導 2—荒れた学校を変革するリーダーシップー』, 教育開発研究所, 2012

矢野智司, 「子ども—システムを侵犯する外部としての子どもー」(田中智志・今井泰雄編, 『キーワード 現代の教育学』, 東京大学出版会), 2009

矢野智司, 「悪—悪の体験と自己変容ー」(田中智志・今井泰雄編, 『キーワード 現代の教育学』, 東京大学出版会), 2009。

横田正雄, 「登校拒否論の批判的検討<その6>—イギリスでの登校拒否の多発という現象を踏まえてー」(『臨床心理学研究』第31巻3号), 1994

横湯園子, 『登校拒否—新たなる旅立ちー』, 新日本出版社, 1985

横湯園子, 『登校拒否—専門機関での援助と指導の記録ー』(改訂新版), あゆみ出版, 1991

吉原雅子, 「柔らかい決定論はどのようにして正当化できるか」(九州大学大学院人文科学研究院『哲學年報』第69巻), 2010

財務省主計局予算執行調査(平成16年度)調査結果・予算執行調査資料(総括調査票)
(http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2004/sy160622/1606d.htm) 中の「19. スクールカウンセラー活用事業(教員研修事業費等補助金)」(http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2004/sy160622/1606d_19.pdf (2004(平成16)年6月22日公表, 2018(平成30)年1月16日最終確認)) 参照。

財務省予算執行調査(平成22年度)調査結果・予算執行調査資料(総括調査票)
(http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2010/sy2302/2302b.htm) 中の「(4)スクールカウンセラー等活用事業等」(http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2010/sy2302/2302b_04.pdf (2011(平成23)年2月公表(日の記載なし), 2018(平成30)年1月16日最終確認))。